

目次

北上川（第六輯）

一、序

東北地方建設局長
岩手工事事務所長
長 沢 敏 夫

一、口 絵

一、石巻川蒸汽船発着所

一、落合遺跡地層図

一、水沢市小谷木橋附近河道古図

一、水沢市上空より小谷木橋方面を望む

一、鱒主の奉納額

一、鱒 の 舵

一、北上川航路図

一、大泉番所跡

一、北上川通船手形

一、御蔵場廃止資料

第一部 北上川流域の自然

第四編 河道変遷

第一章 自然環境.....三

第二章 旧河道と変遷.....五

第一節 総論.....五

第二節 各論.....六

一、磐井(下)地方.....七

二、磐井(上)地方.....二二

三、胆江地方.....五二

四、和賀地方.....一〇八

五、稗貫地方.....一〇八

六、紫波地方.....二二八

七、盛岡地方.....一四五

八、むすび.....一九五

第二部 治水

第二編 改修

第五章 河川事業費.....一六三

第一節 治水費.....一六三

第二節 修築費.....一九二

第三部 利水

第三編 交通・運輸

第二章 交通.....二〇九

第一節 概況.....二〇九

第五節 各論.....二一〇

一、磐井(下)地方.....二一〇

二、磐井(上)地方.....二一七

三、胆江地方.....二二七

四、和賀、稗貫地方.....二六八

五、紫波、岩手地方.....二八七

六、支川.....二九六

第三章 運輸.....三〇五

第一節 概況.....三〇五

第五節 各論.....三〇六

一、伊達藩.....三〇七

二、田村藩.....三九一

目次

三、南部藩	四二〇
四、八戸藩	四五〇
附 録	四五三
一、関係規程	四五五
(一) 貢米請取方規則(大藏省租税寮達)	四五五
(二) 渡船場運航心得	四五七
二、北上川(第六輯)年表	四五九
三、北上川(第六輯)図面目録	四六五
四、北上川(第六輯)写真目録	四六九
五、註記補	四七三
編集後記	四七八

序

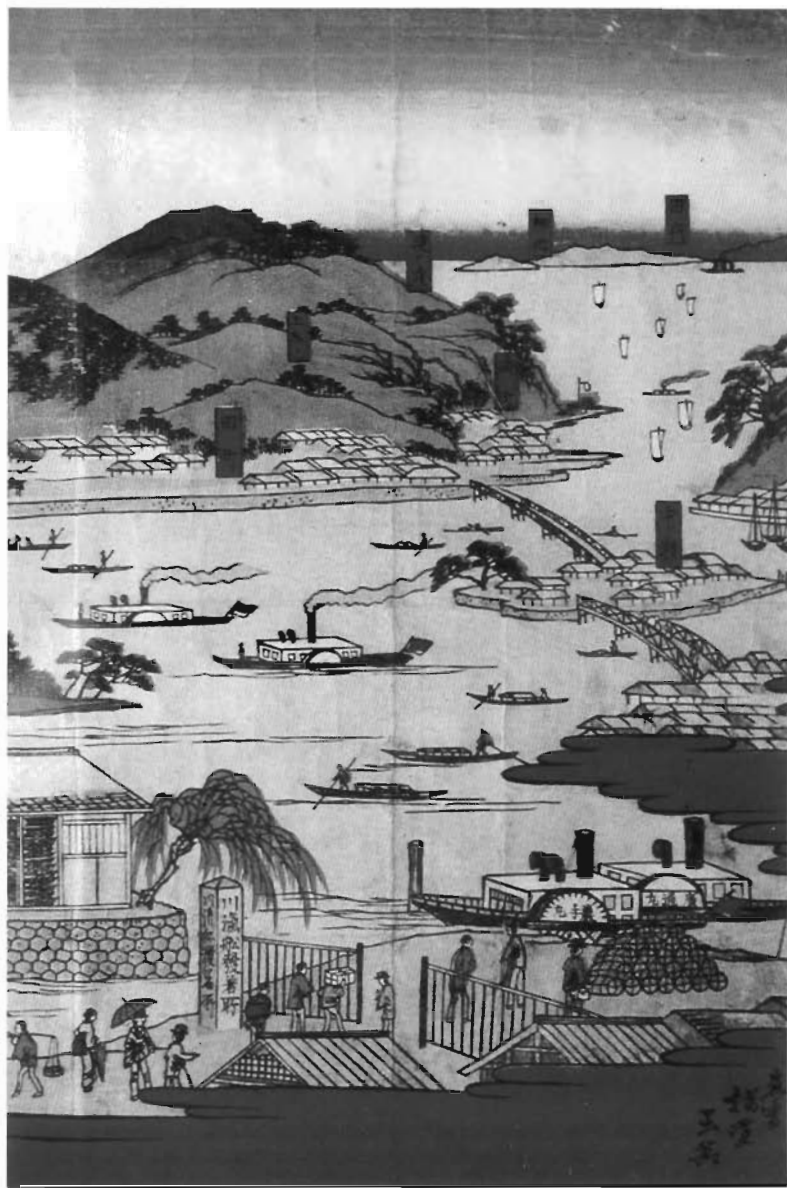
東北地方建設局
岩手工事事務所長 長 沢 敏 夫

北上川を表象する言葉にはいろいろあります。例えば「岩手の母なる川」、「悠久の流れ」、「詩情をたたえる川」といったように優しく恵み多い川のイメージを持った川であります。事実古来より岩手県の社会・文化・経済・交通など全て北上川を中心に発展してきたといえますが、反面一関市狐禅寺下流に大狹窄部をかかえ、洪水の流れを妨げているといった自然的条件も加わり、沿川に住む人々にとっては、常に洪水の脅威にさらされていることも事実であります。

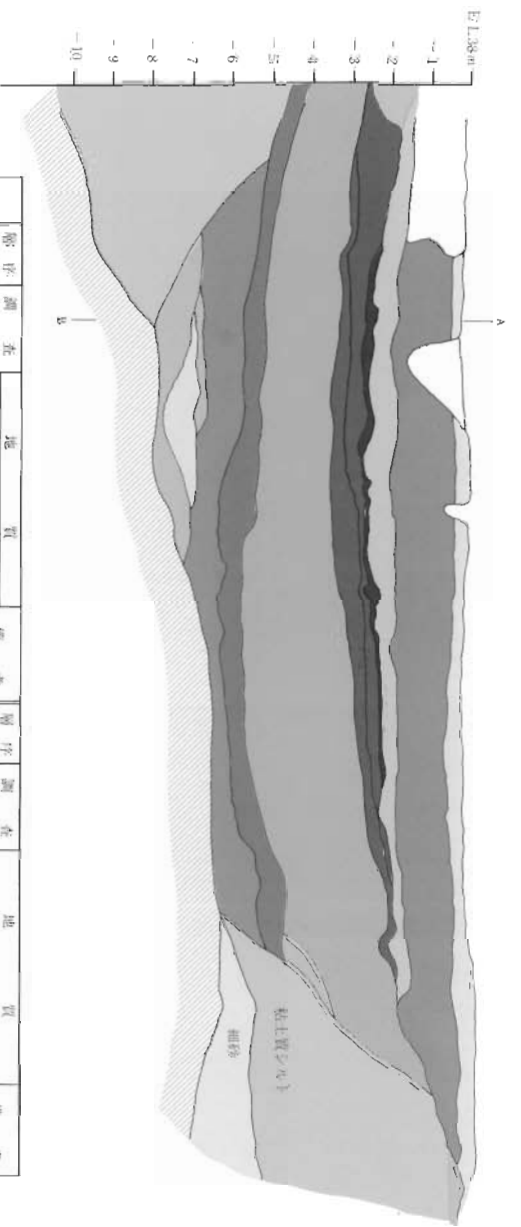
このように北上川と深い係り合いの中で形成された北上川流域の社会・文化の消長を川の歴史を通じてながめることが川と地域社会の相互の働きかけを理解するうえで重要な鍵になるものと思われまふ。

このような意味で本誌が各方面に広く利用されることを願ってやみません。

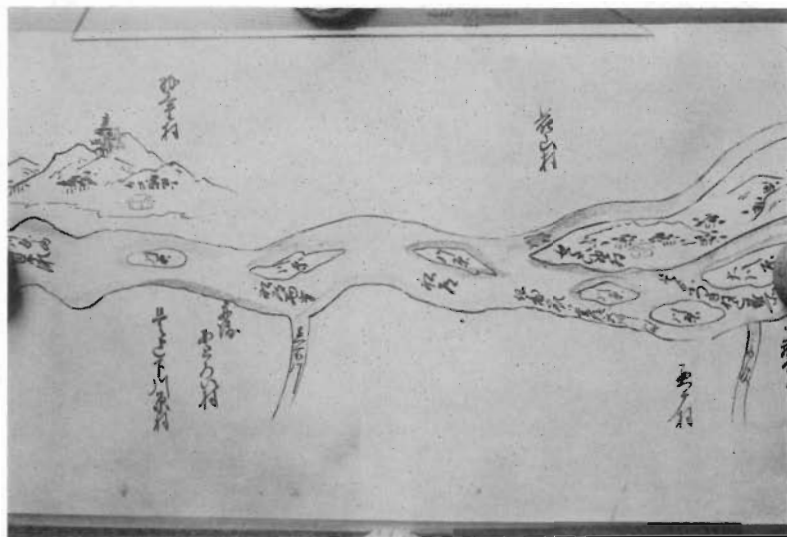
昭和五十二年三月



石巻（北上川舟運基地）川蒸汽発着所
盛岡市 吉田義昭氏提供



地 層 分	地 層 記 号	地 相		土 質		備 考
		色	性	土	性	
地 層 分	1	I	灰黄褐色	シルト		
	2	IIa	褐色	"		
	3	IIIb	灰色	"		
	4	IVa	オリーブ黒色	泥炭化		
	5	IIIb	暗褐色	"		
	6	IIIc	黒褐色	"		
	7	IV	灰褐色	シルト質粘土	遺物を含む	

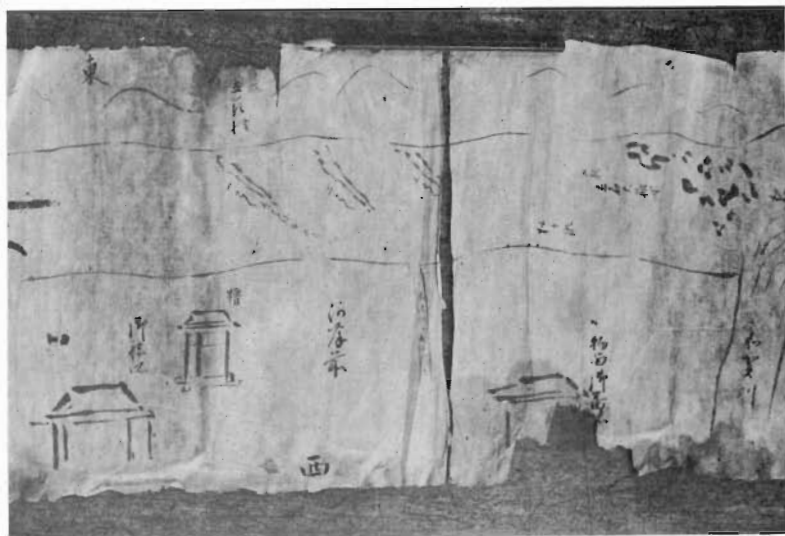


水沢市小谷木橋附近河道古図

盛岡市公民館蔵

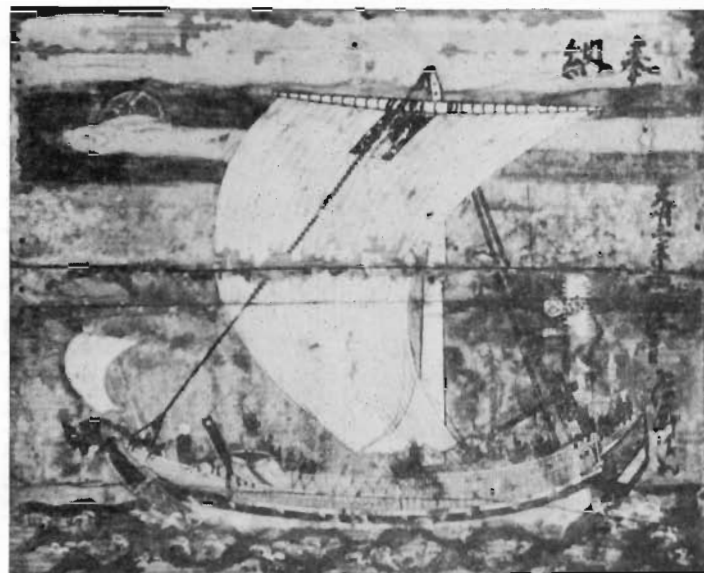


水沢上空より小谷木橋（羽田町田茂山）方面を望む



北上川航路図（伝正保絵図）

北上市図書館蔵

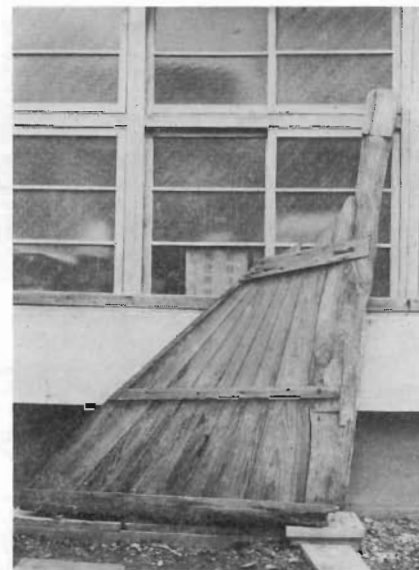


船主の奉納額

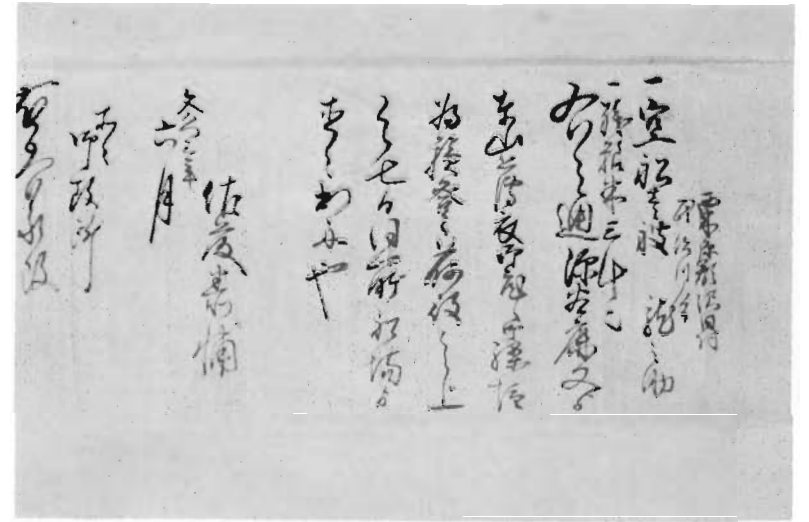
江刺市愛宕 愛宕神社蔵



大泉番所跡（宮城県中田町）

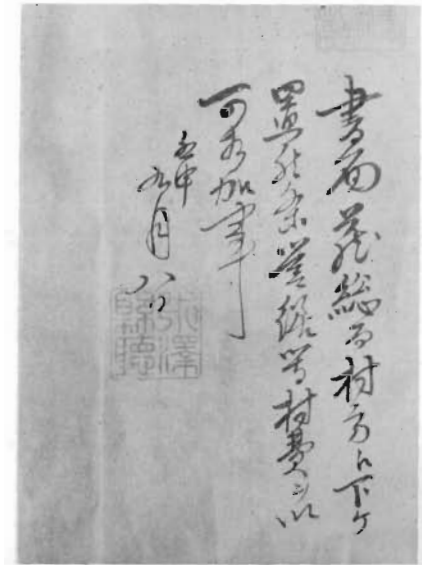


船の舵（120石積程度） 江刺市愛宕公民館蔵



北上川通船手形

吉田義昭氏蔵



御蔵場廃止資料

明治5（丑申）年

第一部 北上川流域の自然

第四編 河道変遷

第一章 自然環境

北上川流域における地勢等に関しては、既に述べるところであり（第一、二輯等）、重ねて詳述を要するところでないが、宮城、岩手両県にまたがり三陸海岸等と水界を分ける北上山地は、早池峯山を最高峯として南北に長く走る山地であり、主峯早池峯山及びその翼峯等を除けば殆ど低山帯に属する高原状の山丘であつて、古成層等よりなるが、隆起後の侵蝕は比較的進まず、未だ、隆起準平原の原体を残すところ等があり、おろかな山容より流れ出る河川の殆どは緩流で水量も少く、土砂の流出も亦、少い。

更に、東北地方における表、裏日本を分ける脊梁山脈は那須火山帯に属するところであり、休、死火山等による連峯で高岳、峻峯が多く、山容は至つて厳しく、山嶺等においては樹林がとほしく、積雪量が多い。従つて、雪崩等による山裸の崩落が多く、奔流する河川は水量も多く、流出する土砂も亦、少くない。

殊に、洪水時における土砂の流出は、北上川本川に及ぼす影響は甚だ大なるものがある。しかし、鉱山資源に富み、温泉等も多く溪谷の美は北上山地の比ではない。

北上川は、地勢、地質等相反する東西両山脈の間にあり、両山脈より流出する多くの支川を直角方向に入れ、北から南へと殆ど直線形に貫流するところであり、国内、国外を通じ類例の甚だ少い河川である。

諸外国の例によれば南北一線上に河道を持つ河川は、「地球自転の影響により河道は次第に西方に移動しつつあ

る」と報じているのである。

しかし、日本列島の一隅を流れる北上川はその論外であろうと、諸外国の例を念頭から捨て去って、北上川の古河道跡の追及を続けたのであるが、その痕跡は殆ど東側、北上山地の西麓にあり、諸外国の報ずるところに、期せずして一致するの感が持たれるところである。

第二章 旧河道と変遷

第一節 総論

悠久の流れ、河川の歴史は古く、その起元は第三紀及洪積世（新世代）を経て沖積世に入り、山嶺、高地等における処女谷が次第に峡谷、谿流となり、更に、大小の河川を形成するに至ったところであり、現河川の祖形は、この頃に形成されるところと推定されているのである。

しかし、その後における地状の変動等があり、更に、気象気温等の変転に伴う植生の変化、異常豪雨等による洪水氾濫などの自然現象の異変、変動等に起因する流路の転換等同一視することは出来ないが、幾多の変遷を経て今日に至ったのである。しかし、これを記録するところの何物もなく、更に、河川、河道等は地質構造と異り流離、変転等が早く、その成生、変遷等は、免角、等閑に附されることが多く、殆ど記録、伝記、著書等として残されるものは見られない。従って、その過程等を知ることが殆ど不可能である。

以上のことは、北上川の場合とも言えども亦、同様である。しかし、変動の起らぬところではない。

例えば、近世中期における仙台、南部領等の絵図を検すれば、現河道と甚しく異るところを見出すことがある。しかるに、河道変転等の過程について伝えるところでなく、伝承さえも残されるものが甚だ少いのである。

第二節 各 論

北上川の古河道、即ち、現世紀（沖積世）の初期等における河道^{並びに}にその後の河道変遷等は、全国河川における変遷過程と同じく、殆ど明らかでない。

しかし、土に刻まれた歴史は筆紙に止むる古記録等より、はるかに克明であり、且、正鵠である。従って、地形、地層、土質等を測り地状を精査すれば総ては解明されるのである。

しかし、如何ながら北上川流域においては未だ調査さえも十分に行われるところでない。従って、解明されるころの範囲は狭く、且、明確を欠くところが多いのである。

しかるに、近時、産業開発の進展と共に、地状の変更が急速に進み、旧状は日一日と削減しつつあり、旧河道等の如きは、その痕跡を失うこと急であり、今日、旧状を記録するにあらざれば永遠にその跡を断つに至らんと懸念されるに至ったのである。

しかし、資料の整わざる現状を以って記述せんとすることは暴挙も甚しいところであり、且、正鵠を期し難く、粗雑の謗は免れがたきところであるが、古伝を尋ね、近世初期以来の地誌、絵図、古記等を参照し、更に、大正二年測図^{及び}昭和二年撮影等の航空写真解説等によって、同一環境による地域を以って、仮に、地区を設定し、次にその大要を記し、後考を待つところである。

一、磐井（下流）地方

北上川の狭窄部は、宮城県登米郡中田町^字大泉地先より、一関市狐禅寺^字川口に至るところであるが、岩手工事事務所の所管に属するところは岩手、宮城両県境より約二五料に及ぶ地域である。

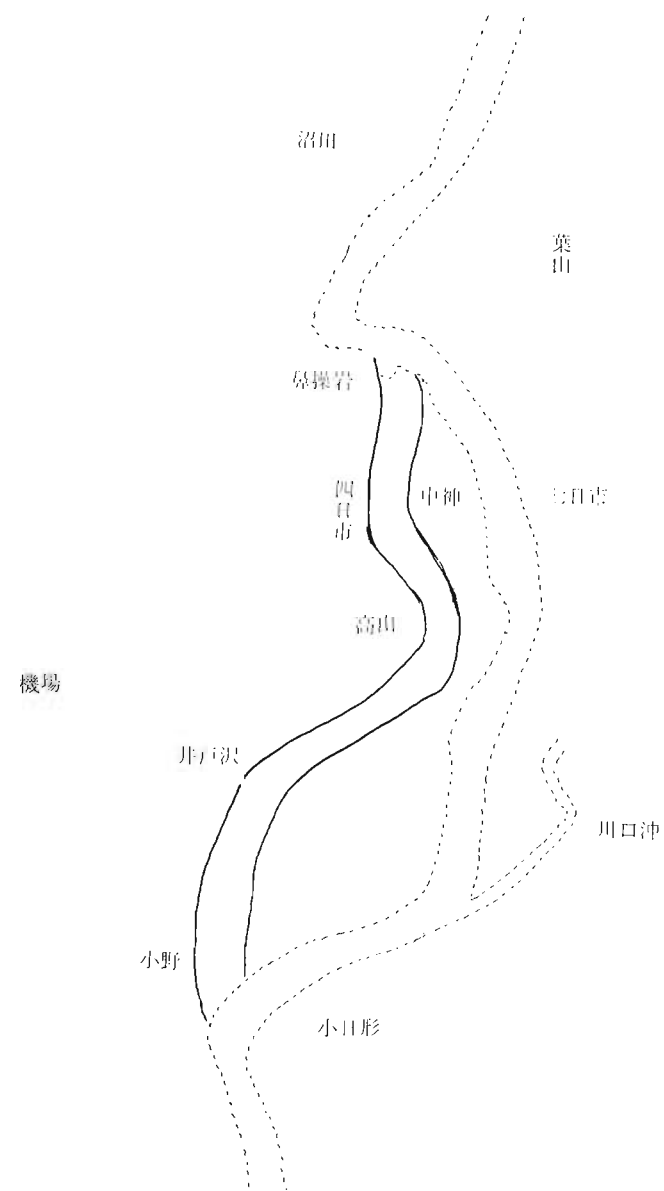
その間における河道の変遷が最も著しき所は、日形、薄衣、横石地区等であり、更に、右岸花泉町東永井^{及び}左岸藤沢町下曲田、川崎村^字下巻等の地域に河道の痕跡と推定されるところがあり、水田等として耕作される洪水氾濫原がある。

（一）日形地区

日形地区の地形を、地質学的、言い方によれば現世期（沖積世）の初期においては、北上谷の一部を形成する潮位以下数一〇米の凹地であり、北上川の洪水による流砂、土石等の堆積によって造成されるところの干潟である。地名の日形は「ヒガタ」の転訛による「ヒカタ」であることは、既に、述べる如く（第一輯四五頁）定説とされるところである。

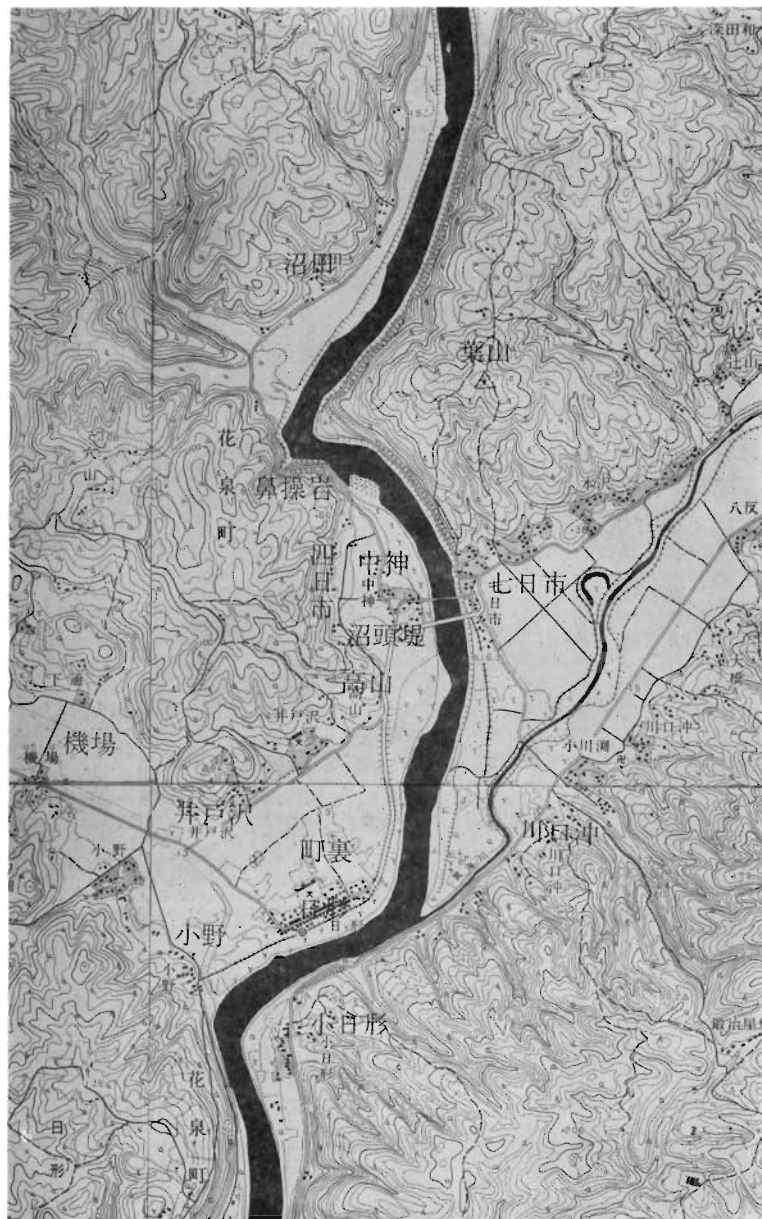
従って、同地域における旧河道を検出することは、最上流部における^字中神地区以外においては殆ど不可能である。（第一図）

^字中神地区における旧河道は、潮位の下降によって同地域に北上川の河道が形成されるに至った当初は、鼻線岩の



第1図 日形地区河道（原始期）

左肩より^字四日市、沼頭堤等の附近を山麓に沿うて南流するところであり、（第一図）洪水時における濁流は鼻操岩に直突し、更に、流心は左岸方向に変流し、鼻操岩の下流側に土砂が堆積し、次第に自然堤防が造成され、河心は更



第2図 日形地区河道（現況）

に左岸側に押され変流し、右岸に造成された居揚^{いあげ}は次第に発達して^{中神等の沿岸平野を形成すると共に、背後地^{中神地区}高山地先より下流一帯に広大な干潟を造成するに至り、対岸においては藤沢町黄海地内における葉山の南西麓が削られ断崖が形成されるに至ったが、同山南麓には、山裾の丘陵に引き続く自然堤防が造成され、^{七日市等の集落が構成される}ところである。(第二図)}

従って、^{中神地区における河道は、旧河道が現河道線に転換後の移動は、殆ど認められるところでない。}

(註) 日形平野の中で最も低い^(E.L.)所は^字機場附近の水田である。干潟当時の標高と大差ない所と推定される。

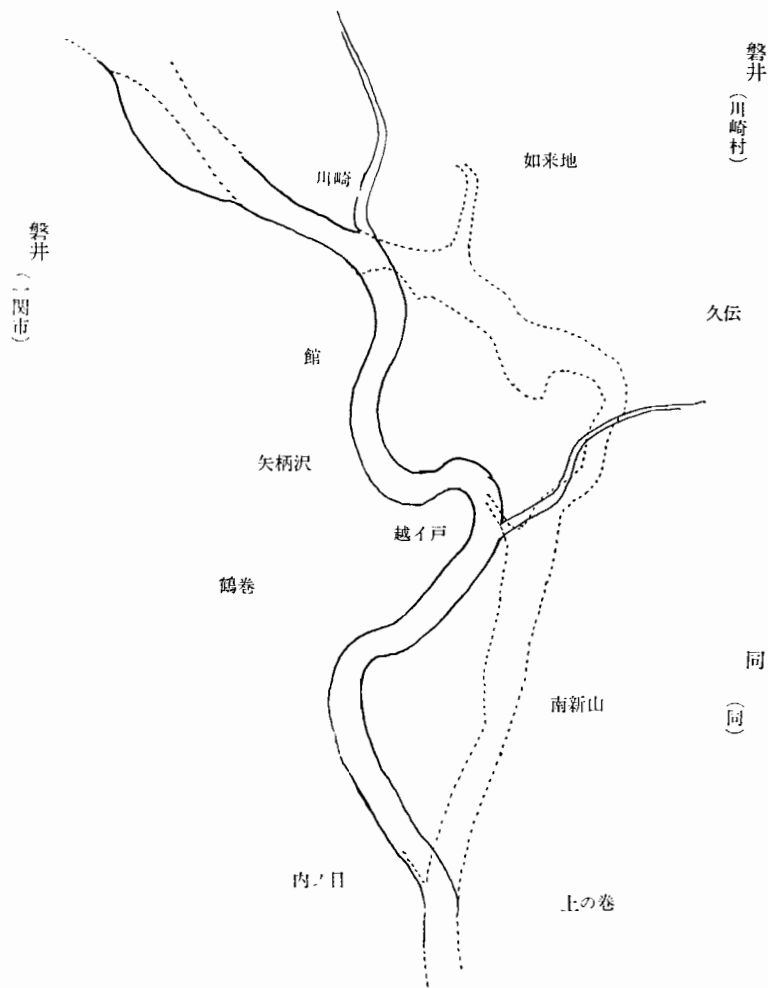
北上川に接する^字町裏等は、破堤等による土砂流入、堆積等により少々平均地盤が高い。

(二) 薄衣地区

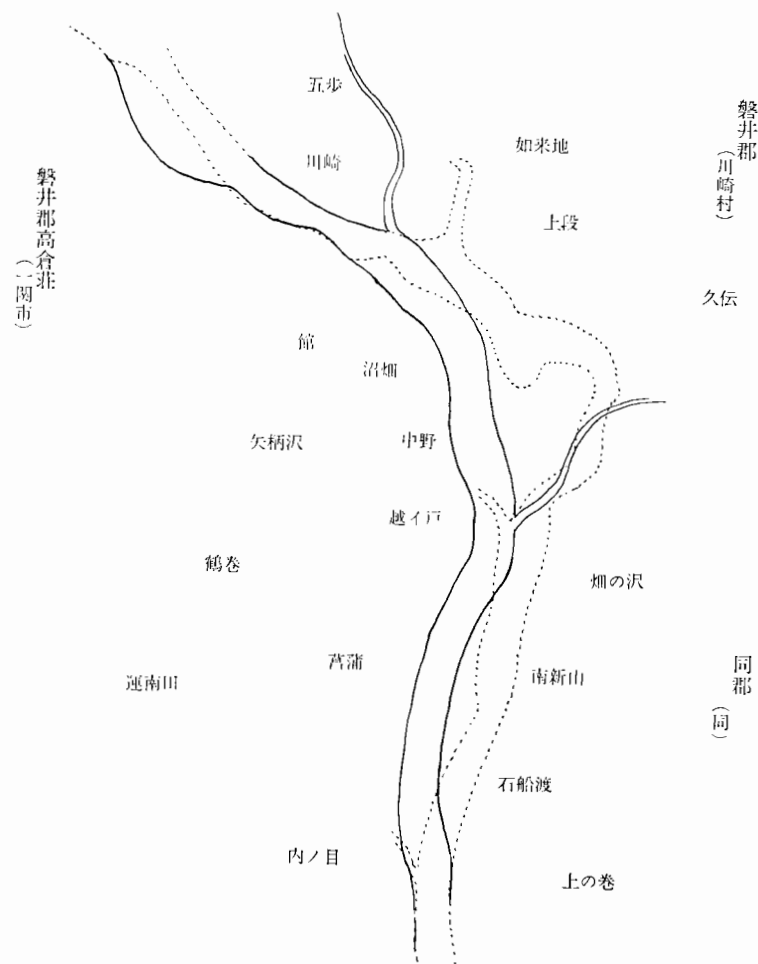
東磐井郡川崎村、一関市富沢等の地域における平野部は、地質の時代区分による沖積世(以下現世期と略称する)の初期には、原生湖の一部であり、後に、潮位の低下によって谷底平野となったところである。

北上川は、潮位の低下と共に谷底平野に形成されるところと推定されるが、同地区における当初の河道は、左岸川崎の対岸において右岸に彎流し、矢柄沢東麓を南流して^{越イ戸}の丘陵に直突し、更に、丘陵に従って左方に巡り、同鶴巻東方を経て同内の目附近に至り現河道に入ると伝承されている。(第三図)

その後、しばしばの洪水により上流部に土砂が堆積し(俗に居揚と称される)、自然堤防が造成されるに至り、河道は左岸側に移動し、旧河道における^{沼畑}、中野等の東岸を経て同越イ戸に至り一旦旧河道に入り、更に、同旧河



第3図 薄衣地区河道 (原始期)



第4図 薄衣地区河道（古代）

道の埋没地^キ 葛蒲等の東辺を経て同内の目に至り、現河道に入るところである。（第四図）

その後、中世四〇〇年間に及ぶ東北地方における歴史の空白は、同地域における洪水災害、河道変遷等の沿革をも明らかにするところでないが、河道は左岸側に傾き、右岸^キ 四堀の上流には同高畑、更に、上流における^キ 下、上谷起等の谷起地を造成し、最上流部に至り、^キ 小間木八〇町歩の河岸平野が一夜の洪水によって造成され、上谷起附近における派川は、左岸磐井郡東山地内に深く彎入し、左支千厩川南岸における^キ 元町集落は派流、洪水等により崩落が続き、中世末期に至り遂に民戸を移し、新に、本町を開町するところである^(同)。（第五図）

寛永一九年（一、六四二）伊達政宗によって行われるところの領内検地における郡村界等は、殆ど河川、山嶺、尾根筋等によって設定されるところである。従って、同地域における左岸磐井郡東山薄衣、門崎村（川崎村）及び同郡西磐井富沢、揚生村（一関市）等は北上川を以って境界し、相対するところである。（第六図）

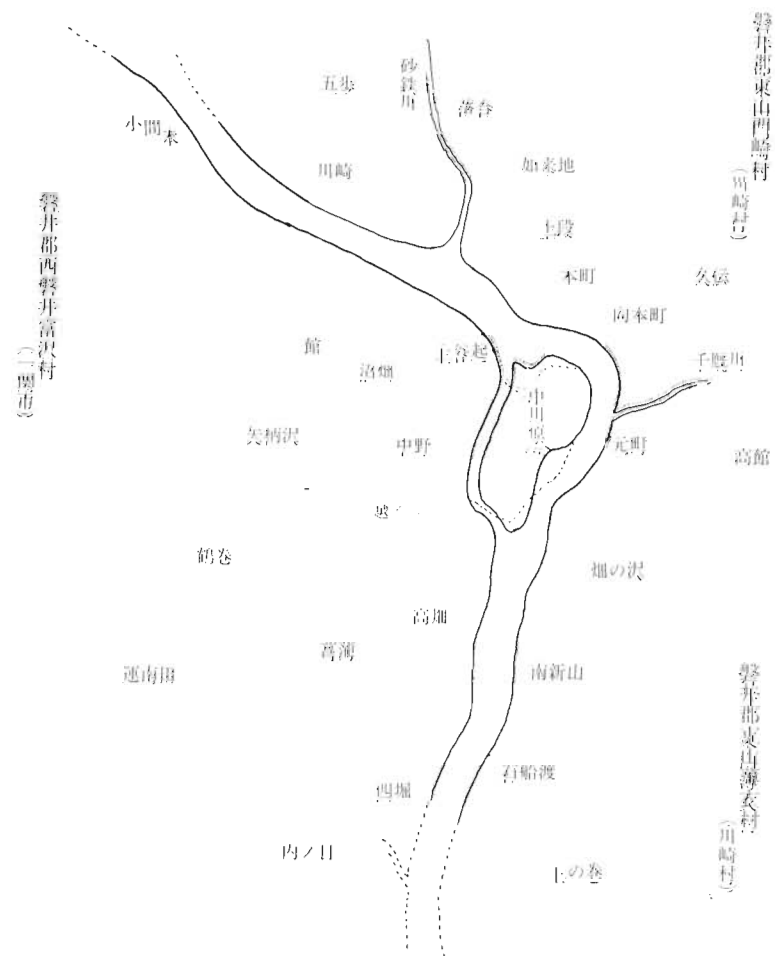
しかるに、その後における洪水等による河道の変遷は更に続き、左岸を削り、遂に、寛文二年（一、六六二）一二月における大洪水によって流心が左岸薄衣村地内に大きく彎入し、中洲が増大するに至ったから、同地内における耕地等は甚しく浸蝕されるに至り、中世末の開町に係る^キ 本町は、洪水等の被害、甚だ大なるものがあり、遂に、同町場は総てを移転し、再び、新町を開き本町と称し、旧地は向本町の名を称するに至ったのである。（第七図）

更に、その後の洪水等に因り中洲は次第に増大し、徒に荒廃するところである。
仙台藩はこれを憂い、化政期（一、八〇〇年代の始め）に至り藩費を給し中洲の開発を行わせるところである^(同)。

同中洲は洪水発生の度毎に多少の変形、面積増減等は生ずるも大差なく近世末より明治維新を経て近代に至るとこ



第8図 薄衣地区河道（現況）



第7図 薄衣地区河道(近代中期)

第二章 旧河道と変遷

ろであるが、昭和二・二三年洪水以降、次第に右岸側の旧本川が埋没し、左岸側における旧派川が本川に転換されるに至ったのである。（第八図）

同地域における河道変遷を要約すれば、原生代における蛇行河川が、やがて、字上、下谷起、菖蒲、四堀等の線に転換するが、その時期は、凡そ、新石器、縄文時代等の以後であらう。

更に、河道の大きく転換されたのは中世代初頭であり、同地域において寛永十九年における検地に際し郡村界設定の基礎となった流路は中世代以来の河道であり、河道は一流路によるところであるが、近世前期における洪水によって中島を生じ、更に、左岸を浸蝕して地頭泉田氏の知行地を侵し⁽⁴⁾、中島の帰属に関し両岸住民間の争論は長く近代まで続けられるところであるが、キャサリン・フィオン台風洪水を契期として河道は四度流心を転換し遂に川崎村薄衣地内に移り、論争の基元となった中島は一関市富沢地先に接続するに至った所である。

註 (4) 滝口氏資料

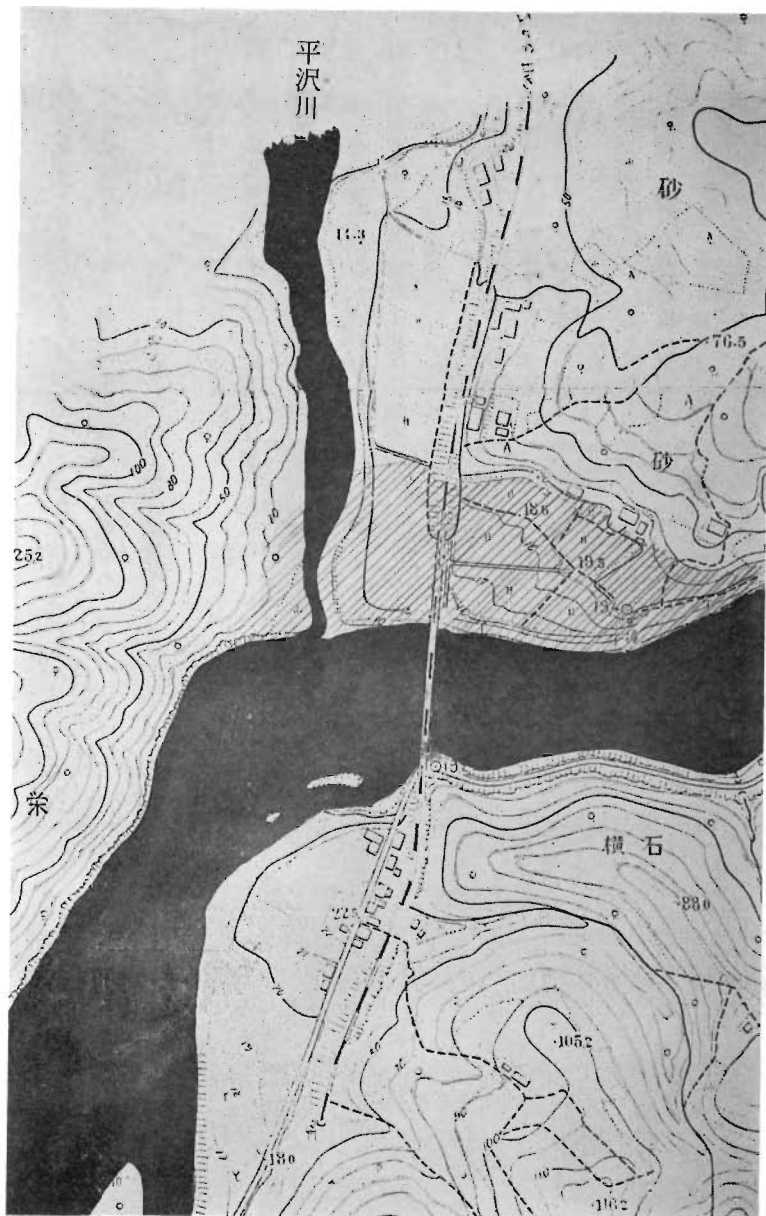
(四) 山形氏資料

(ハ) 宮城県立図書館資料

(ニ) 河川調査書

(三) 横石地区

東磐井郡川崎村^字横石の対岸にあたる、一関市弥栄（旧揚生村）^字砂は、北上川右岸支川平沢川合流点における河岸平野であり、面積はわずかに数ヘクタールにすぎないところであるが、標高一九米以下の低地は殆ど土砂の堆積層によって構成され、砂層の深さは凡そ一五〜六米に及んでいるところである。（第九図斜線原始河道）



第9図 横石地区河道（原始）

第二章 旧河道と変遷

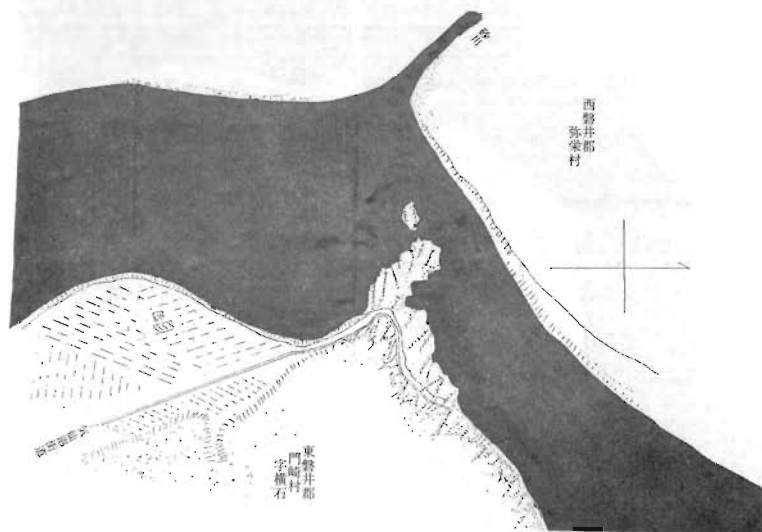
同地域は、対岸に蟠居する横石岩礁によって流路が防げられ右岸に変曲し流れたところの、古い河道跡と推定されるが、同地域を形成する土砂は、原生湖による堆砂と、更に、平沢川（砂川）の流出するところの土砂の堆積等によって陸成されたところであらう。

従って、横石対岸の変曲部は次第に圧縮状態に窄まり、「近世末期においては流路わずかに一〇余間（二〇余米）にすぎない」と伝えるところである。

明治一〇年代における北上川河川調査によれば次の如く記するところである。

門崎村（川崎村の旧名）半横石ハ岩石東岸ノ山麓ヨリ西へ奔出シテ流路四分ノ三ヲ横蟠セリ、蓋シ、横石ノ名称アル所以ナラン、而テ僅カニ残ル一分ノ流路ニ倚リ舟路トス、故ニ、舟楫ノ通行滯滞シ、殊ニ、嚴寒ノ候ニ川面凍結シ流水停滯シテ航路ヲ閉塞スルアリ、亦タ、洪水ニ際シテハ漂流ノ諸物岩頭ニ繫留スルニ由リ逆水シテ狐禪寺地方ニ汎濫スルコト夥シク、其被害モ随テ多ク古米上下共ニ憂クル所ナリ

とある。



第10図 横石地区河道（近代初期）

同横石の破碎工事に關しては、概に述べるところであるから詳述を要するところでないが此処にその概要を記す。

明治十三年十一月始メテ工事ヲ起シ岩石ヲ破碎スルコト平水面上八・九尺、水中三尺五寸ヲ切断シ、翌十四年十一月ヲ以テ豫測ノ如ク事業ヲ竣フ、此工費三千貳百余圓ヲ地方税ヨリ支出セリ

とある。

以上によって北上川の流路が安定し、更に、「狐禪寺等における氾濫が少くなった」と地方誌は記している。

註 (4) 岩手県文書



1 横石地区

一、磐井（上流）地方

洪水時における北上川狭窄部の障害により湛水し、その影響の最も多く及ぶ磐井地方上流部は全般的に蛇行の甚しいところであり、河道の変遷も亦、著しく、舞川地区は古代湖沼の跡と称され、平泉地区においては、新、旧河道の位置が東西転換し、更に、湛水域の先端における赤生津地区は変流、蛇行等、河道変遷が甚しいところである。

(一) 舞川地区

一関市舞川舞草（旧東磐井郡）地先における北上川は、派川数流をなし、蛇行すること北上川流域中随一のところである。

同地域は北上、中央両山脈の山麓が遠く相去り、広凡な地域を形成し、更に、下流端狐禅寺地区以下は、延々三〇余料に及ぶ狭窄部である。

同地域における河道の生成及び変遷等については資料がとほしく明確ではないが、現世期の始めにおいては湖沼状態と推定され、地質学上では、真滝湖と称されるところである。

同湖沼にまつる平泉伝説は、次の如きがある。

（註）伝説を全面的に信ずるものではないが、今、これを否定する何物もないから、伝説を伝説として伝え後考の資料とする。
平泉全盛の昔、三代秀衡公が一日湖上に舟を浮べ遊興され、一関市狐禅寺^キ舞台の地（河岸段丘）に登られ、遠く平泉の館を望見され、更に、同所大桜のもとを舞台として演ずる舞楽を御覧になられた、この時、秀衡公が掛けられ

た腰掛石は今もあり、当時の大桜は、今、「千年桜（博物学者鳥羽源藏氏銘名）」と称され、毎春薄桃色の花を咲かせている」と。

従って、同地域における湖沼形態は平泉藤原期以後、即ち、一、一〇〇年代まで残存していたと推定されるところである。

しかるに、北上川の洪水は狭窄部の流下能力に制約され、しばしば、同地域（真滝湖）に湛水するところであったから、濁流と共に流出されるところの土砂等は、湛水と共に沈澱し、堆積して湖沼を埋め、河岸平野の造成がなされたところと推定されているのである。

しかし、湖沼が埋没し、新規河道による北上川の貫流等は、中世代四〇〇年、歴史の空白時代において形成される。ところであり、一片の記録も止むるものなく、その実態を知るところではない。

ただし、同湖沼等の埋没は、北上川本川の洪水等によることは言うまでもないが、更に、看過出来ないことは、支川磐井^{及び}中央山脈東麓山地より流出する土砂流であり、その影響は最も甚しいものである。

従って、埋没は右岸側（中央山脈側）山麓より始まり次第に左岸に及んだと推測されるところであり、土砂の堆積は西に高く東に低い。

（註）この傾向は未だ停止するところではないと考えられる。

一例にすぎないが、一関市山目地内、配志和神社一ノ鳥居附近より柵ノ瀬橋を経て、同市舞川小学校々庭を結ぶ一線上の標高は別表の如くであり、北上川畔における^キ柵ノ瀬より北上山地西麓における^キ谷起田が低位にある。従って、同平野は全般に東に傾いた地形を形成するところであり、同地域における北上川の初期河道は、北上山地の西麓

別表

左右岸の別	測 点 位 置	通加距離	標 高 (E. L.)	備 考
右	配志和神社 一ノ鳥居前路上	0	26.8	
〃	中 里 水 田	500	24.1	
〃	〃 〃	1,000	21.1	
〃	〃 〃	1,500	19.7	
〃	〃 〃	2,000	19.4	
〃	〃 〃	2,500	19.2	
〃	〃 〃	3,000	13.0	
左	舞 草 水 田	3,500	18.9	
〃	〃 〃	4,000	18.5	
〃	〃 〃	4,500	40.0	

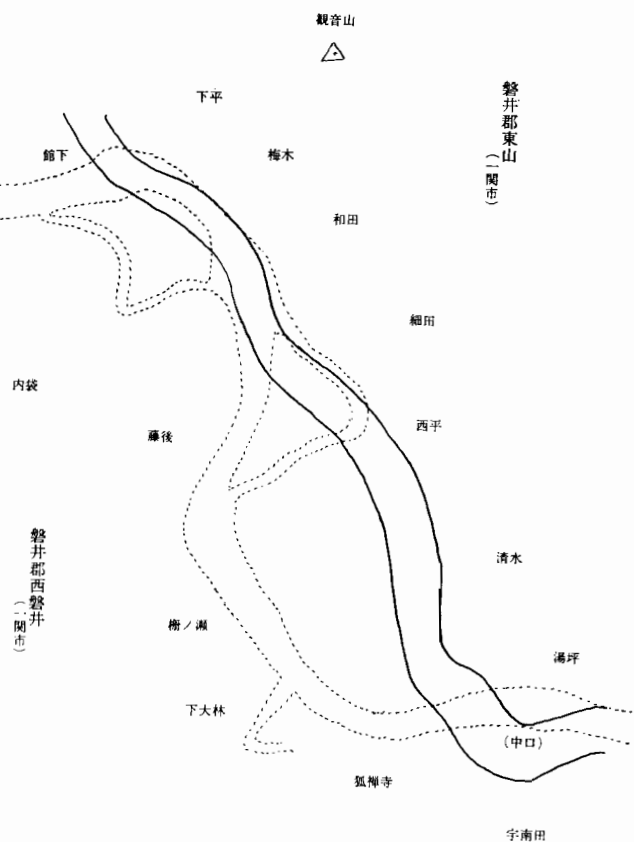
(註 昭和41年撮影、同年作成地形図による)

に沿うて平泉町長島字下平附近より、舞川字梅木、和田、細谷、西平等の西辺を経て同清水に至り、更に、南流して、同市狐禅寺字宇南田(右岸)の北境、旧舞川村舞草字中口において、殆ど直角に流向を東に転じて狭窄部に入る河道が推定されることである。(第一一図)

しかし、その後における河道変遷並びに変遷の起因等については殆ど不明であるが、近世初頭における豊臣秀吉の奥州仕置後において、陸前国(宮城県)と共に陸中国(岩手県)南部三郡は伊達政宗の所領するところであり、政宗によつて寛永一九年(一、六四二)に行われたところの、領内検地における、磐井郡東山、西磐井等の郡郷界は、北上川を以つて境界と定むるところであるから、近代(市町村合併以前)までの郡村界は近世初期における北上川の河道線と考え誤るところでない。

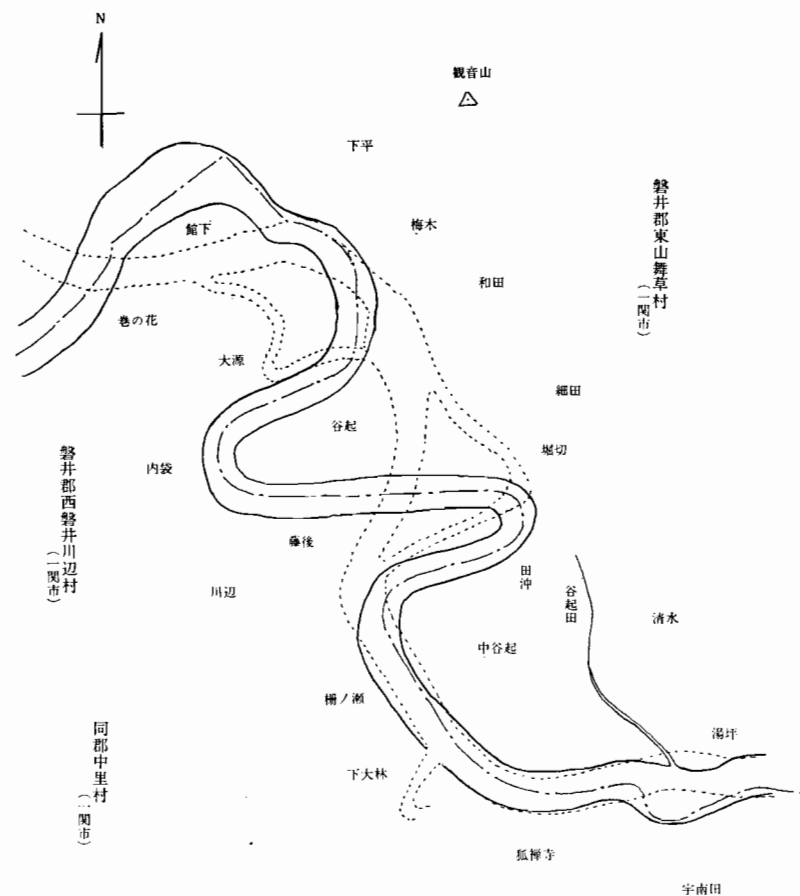
従つて、近世初期の北上

川は、平泉町字佐野地先(右岸)においては、北上川の旧河道に従つて湾流するところの旧太田川下流部の河道字巻鼻等を経て、東に横流し同町長島字下平(左岸)に至り、わずかに南流し、舞川字梅木附近(左岸)より西方へ横流して、一関市中里字細谷附近(右岸)に至り、再び、東流に転じ舞川字堀切(左岸)に至るが、対岸字遠後を岬状地形に残し、直ちに反転して字細谷、柵ノ瀬等の中間地域に達し、ここにおいて南



第11図 舞川地区河道(初期)

流にvari同柵ノ瀬、下大林等の東縁を経て、狐禪寺地先に至り東流に転じ、更に、舞川中口において古来の河道に従ってわずかに彎流し、後、狭窄部に入る甚しい蛇行河川を形成するところであり、(第一二図)舞川字堀切、西平、清水等の西麓を南流せるころの旧河道は、既に、埋没し、更に、開発され谷起田と称され耕作されるところである、同地域の更に沖合(新河道に近い西方)は田沖と称され採草地、畑地等に利用されるところである。



第12図 舞川地区河道 (近世初期)

その後、洪水の氾濫等に

起因するところと推定され

るが、河道は甚しく変形し、

更に、派川を生じ蛇行する

ところであり、本川は左岸

に沿うて舞川字梅木附近よ

り同和田、堀切、西平等の

北上山地西麓における初期

河道の上流部を再び河道と

し、字西平の南方、同清水

境附近にて西流に転じ、一

関市中里字柵ノ瀬先地に至

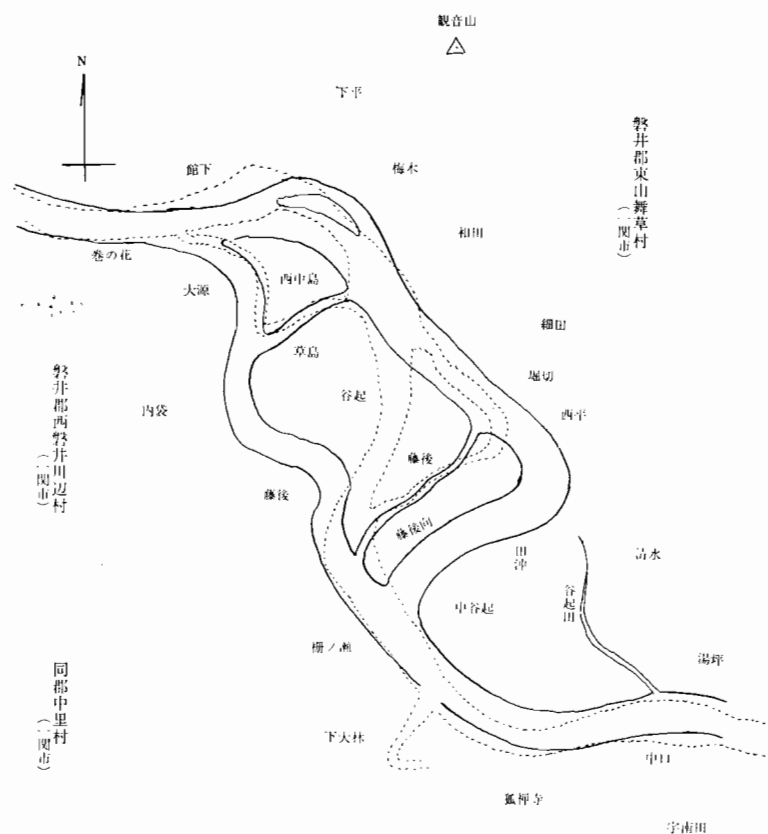
り近世初期の河道に入り、

派川は、巻鼻附近において

右岸に分流し中里字大源、

内袋、細谷等の東岸を南流

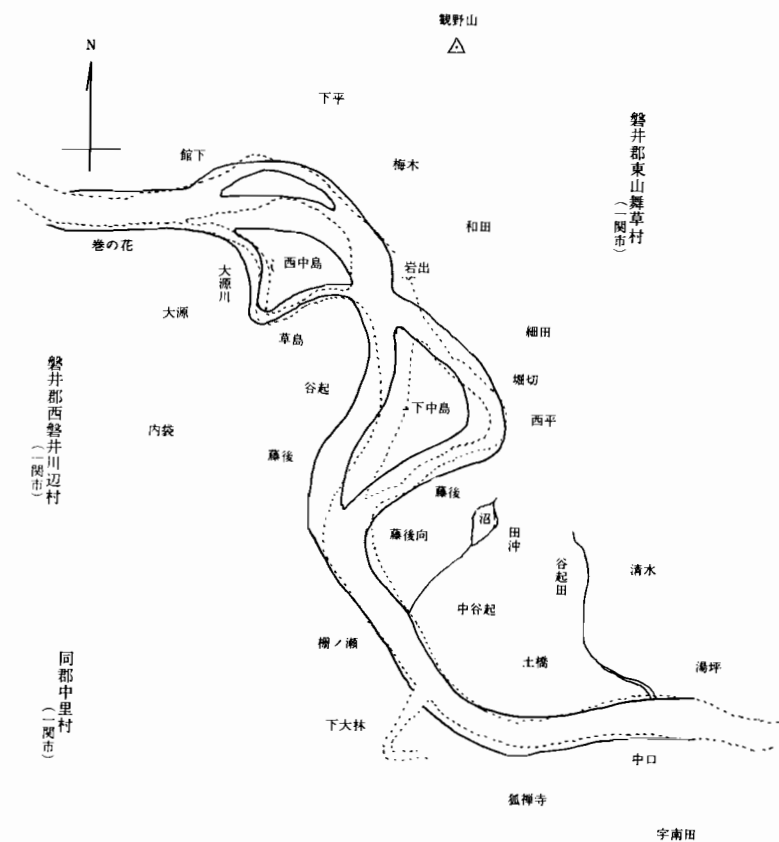
して柵ノ瀬地先で本川に合



第13図 舞川地区河道 (近世中期)

流するところとなり、更に、近世初期の河道跡による小派川等によって西中島、草島谷起、遠後（中里村分）遠後向等の堆積土砂による中島が形成されるに至ったのである。（第一三図）。

しかるに、近世後期の初頭における天明一、二年（一、七八一～八二）及び同五、六、七、八年（一、七八五～八八）と連続六回に及ぶところの洪水氾濫により河道は更に甚しく変化するに至り、巻鼻における派川は、近世初期における河道跡に従って「カギ」形



第14図 舞川地区河道（近世末～明治初期）

に屈曲し西中島を巡って、和野山対岸で本川に入り、中里宇内袋地先より同細谷地先までの派川敷は埋没して、舞川宇草島谷起に接続するところとなり、更に、本川は舞川宇和田地先における水制岩出によって、流心が南々西（右岸方行）に変わり、中里宇細谷下流において近世中期の派川敷に入り流向を南東に転じて狐禪寺方面に流下するところとなり、岩出以南における旧本川は派川状の小河道となり、更に、舞川宇堀切附近で近世初頭における河道跡（近世中期における小派川）に従い中里宇遠後、舞川宇遠後向等の地域を西流するに至り、遠後向、田沖等の間を流れた近世中期の河道は池沼を残して埋没し、下谷起等の谷起地が形成されるのである。（第一四図）

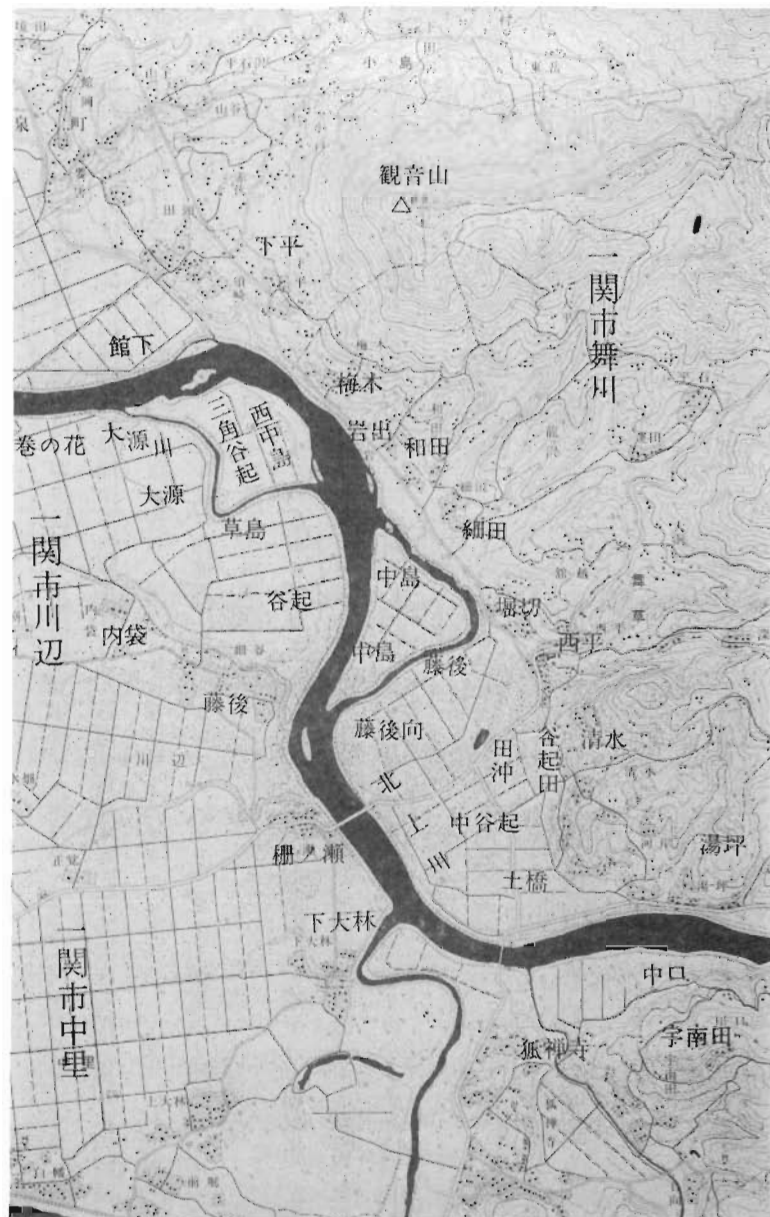
明治維新後、間もない同一三年内務省直轄施工による北上川低水工事の測量が開始され、岩手県内における改修工事は、同一九年に開始されているが、舞川地区等は翌二〇年より数年を要し、河道修正並びに水制岩出の補強等が施工されるところである。

同工事によって岩出下流における本川の河道が稍々下流側（左岸）に移動するところであるが、工事完了後、既に七〇余年、その間における洪水氾濫等は実に数一〇度の多きに及ぶが、河道に変更はなく安定し、沿岸における谷起地の殆どは開発され、多くの地名、字名等が名付けられ畑地として耕作され生産（大麻、菜種等）量も少くなかったが、近時ポンプ揚水による灌漑施設の発達、普及は同地域の殆どを水田化するに至ったのである。（第一五図）

註 (イ) 昭和三〇年以降における現地調査記録

(ロ) 大正二年測図五万分ノ一地形図

(ハ) 明治一七年河川調査書



第15図 舞川地区河道（現況）



2 舞川地区 (S.31.)
観音山上より下流磐井川合流点を望む
遠景の河川は磐井川で右端が上流

(二) 平泉地区

西磐井郡平泉町地内における北上川は、中央山脈の東麓同郡元平泉村（平泉町）^{並びに}同磐井郡東山小島、長部両村（平泉町）等における北上山地西麓に展開する河岸平野を北から南へ貫流するところであるが、同川の旧河道は、洪水の氾濫等による土砂の堆積によって既に埋没し、殆ど、その痕跡等を止めるところでない。更に、同地域の下流部は舞川地区につながるころであり、原生湖（真滝湖）の上限がいずれにあり、北上川河道の下流端がいずれにいて尽るも定かでない、一線を画することは殆ど不可能である。

しかし、下流舞川地区に未だ原生湖が残される頃の河道を、平泉地区における現世期の初期河道とすれば、左岸においては赤生津地区（後述）末端における同郡赤生津村（胆沢郡前沢町）^字箱根、柳沢等の西麓^{並びに}右岸胆沢郡白鳥村（同郡前沢町）^字鶴の木白鳥館の東麓の間を南流し、更に、長部村^字月館、滝ノ沢、竜ヶ坂^{及び}小島^字日向、館岡等の西麓に従って南流するところである。

同地域における河道は、平安朝末期にも及ぶところであり、吾妻鏡には次の如くある。

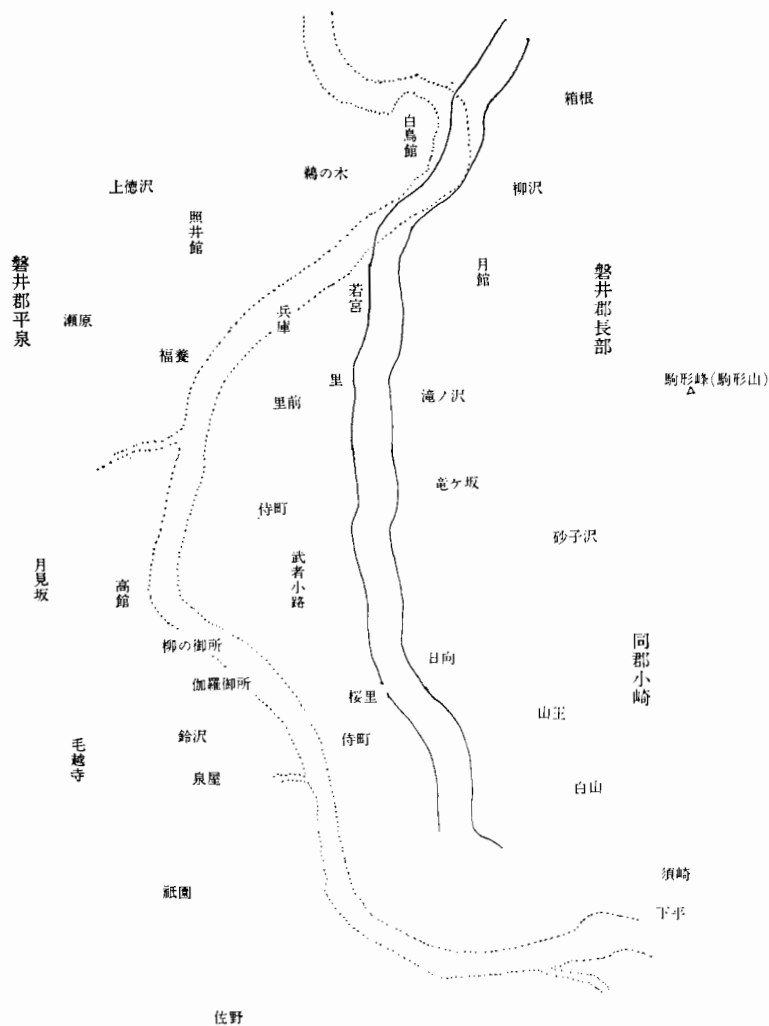
文治五年（一、一八九）九月二十七日（抜）

南北同連三峯嶺一産業亦兼二海陸一卅餘里之際並ニ植桜樹一至于四五五月ニ残雪無レ消仍號ニ駒形嶺一麓有ニ流河一而落ニ千南一是北上河也

とあり。

駒形嶺は長部、赤生津の二村に跨る一峯であり、北上川はその西麓を流れ「南に落」ちるとしているのである。

(第一六図)



第16図 平泉地区河道（上代）

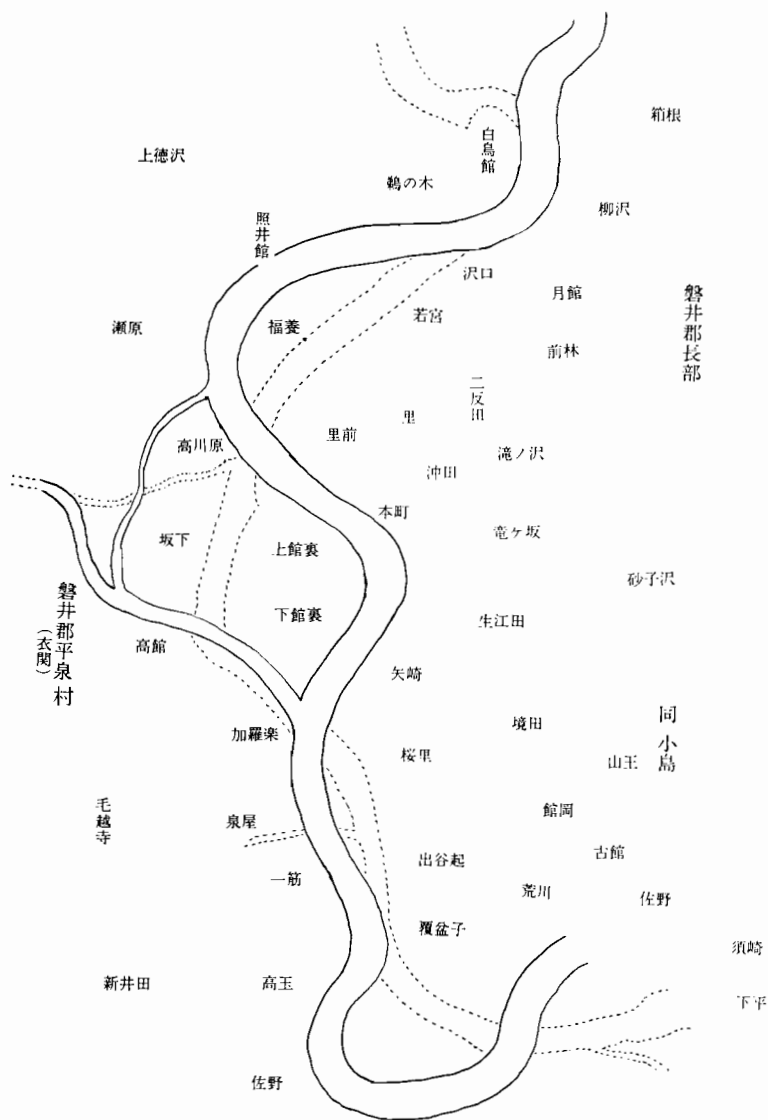
従って、奥州藤原氏の全盛時代における侍町、武者小路、兵庫等は、北上川の右岸における河岸平野に設けられるところであり、柳の御所、中尊寺等は衣川、徳沢川等による運河を境として接するところである。

しかるに、平泉没落後における洪水（一、一九一年洪水[？]）によって、藤原氏の構築に係る北上川右岸堤防は、白鳥館南方において決潰して、河道が一変し、同館南麓で西流に転じた河流は、鵜の木丘陵の南麓を経て照井館附近に至り南流に転じ、更に、瀬原台地の東崖によって東南流に変わり旧侍町を斜に流れ、^キ本町南部において、再び、西南に流向を転じ、^キ加羅^{からく}樂に至り、派川等を入れ東南流するところの衣川を合して南流するところである。

更に、下流部^キ一筋以南の如きは、未だ、湖沼の干潟地帯であったと推定されるが、北上川は、同干潟をゆるやかに西流から、東流に転じ、更に大きく蛇行しつつ舞川地区へ流下するに至ったから、藤原氏全盛時代における武者小路、侍町跡等は本川の左岸に替り、新、旧河道の間に残され、後世^キ里、里前、本町等と称され、長部、小島村等の西麓における河道は完く閉ざされ、^キ里、本町等の東側に南北に長い带状の低地として残されるところである。（第一七図）

しかし、その後における河道の変遷等は、中世代四〇〇年にわたる歴史の空白によって不明に等しいところであるが、宝治元年（一、二四七）洪水等の大氾濫に起因するところであろうか、赤生津地区等の上流地方における河道の変化が、平泉地区河道に及ぼす影響が著しく、同地区上流部における河道が甚しい蛇行を起し、^キ福養の殆どは、再び、右岸^キ瀬原等と接続するところとなり、同若宮の西岸及び白鳥館の東麓等は甚しく削り取られるに至ったのである。

寛永一九年（一、六四二）における同地域の検地の際、中世末期以来の蛇行河川、北上川本川を以って磐井郡東山



第17図 平泉地区河道（中世）



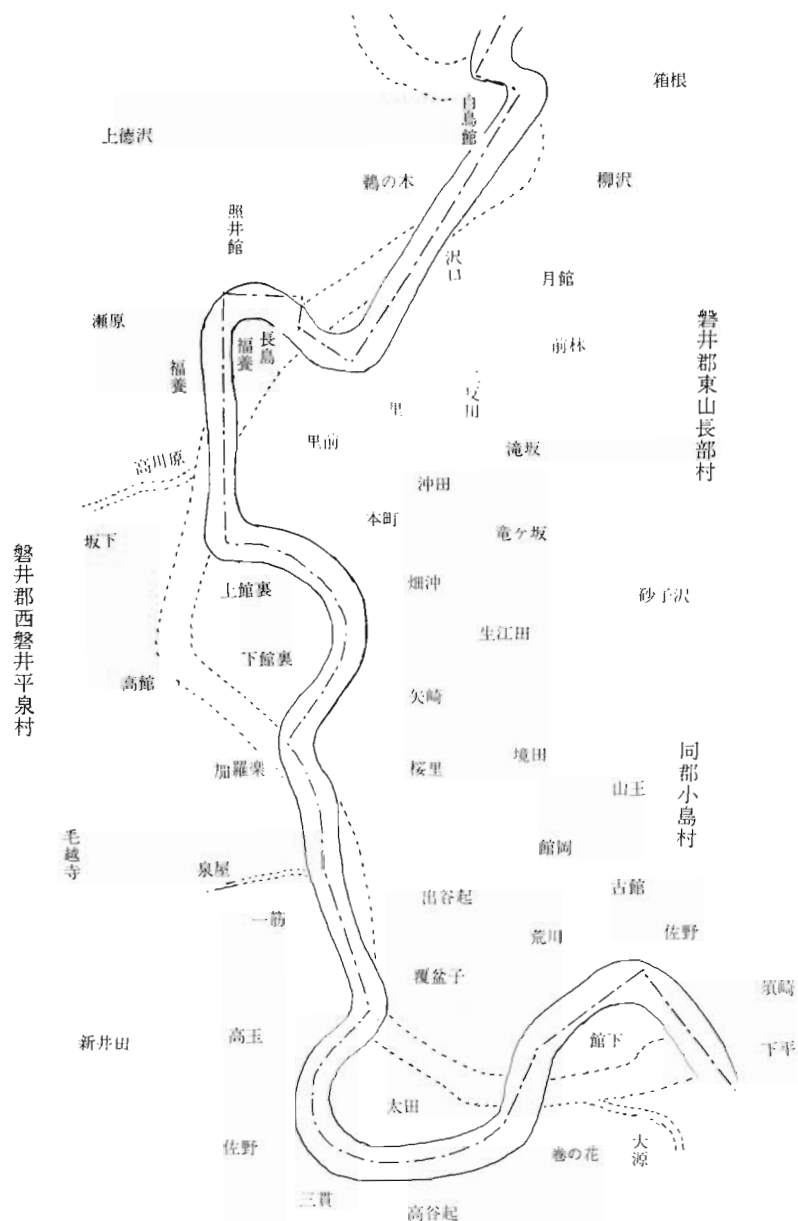
3 里、本町附近における旧河道

及び西磐井の境界と定めるところであつたから、幸福養の如きは大部分が西磐井平泉村に属するも、わずかに残る地域は東山長部村となり、両郡にわたり同一名称の字名が附される至り、更に、同村に属する地域は照井館の南麓にも及ぶに至つたのである。

しかし、下流部は中世以来の蛇行河川が依然としてあり、二郡を界する一線をなすところである。（第一八図）しかるに、近世初期以来、数次に及ぶ洪水氾濫によつて蛇行部分等は流出土砂の堆積によつて次第に埋没するところとなり、河水は流路を替えるに至つたのである。殊に、天和年間（一、六八一—八三）における洪水以降河道の變化が著しく、平泉雜記は次の如く伝えている。

北上川天和ノ頃ヨリ漸々ト洪水シテ數百間西ニ流ル、又、衣川ハ中尊寺ノ下ヨリ數十間東ニ流レテ北上川ニ落ツ、両川一ツニ成テ今ハ衣川館（高館）の下ヲ廻リ流レテ東南ノ方ヘ流レ下ル、館ハ度々ノ洪水ニテ崩レ缺テ上ハ昔ノ半ニモタラズ甚セバシ。」云々

とある。



第18图 平泉地区河道（近世初期）

更に、元禄年間（一、六八八〜一、七〇三）に至っては、河道の殆どが直線形に変わり、白鳥館の東岸より高館の北岸に至り激突して高館を崩し、衣川と合して流向を東南に転じ、^宇加羅楽に至り従来の河道に入り南流するところである。（第一九図）

従って、平泉村^宇上、下館裏は北上川本川の左岸飛地となり、同地先における旧河道は^宇上古川、古川と称されるところとなり、長部村福養は同本川の右岸に替り平泉村^宇福養と接続するに至り、平泉、長部両村における税地の河川敷等に転換するもの及び北上川を越え耕作地の境界論争に至るもの等があり、旧長島村（平泉町）役場所蔵文書等もその一つである^④。

磐井郡長部村平泉村中尊寺村^ノ入候之地土谷起之分有来土谷起へ不及中別紙書上理合ヲ以向後共ニ平泉村中尊寺村^江何程土谷木起之共相附候自分相違爲無之變方ニ絵図并書立相度者也

元禄十一年五月十九日

長部村方郡司

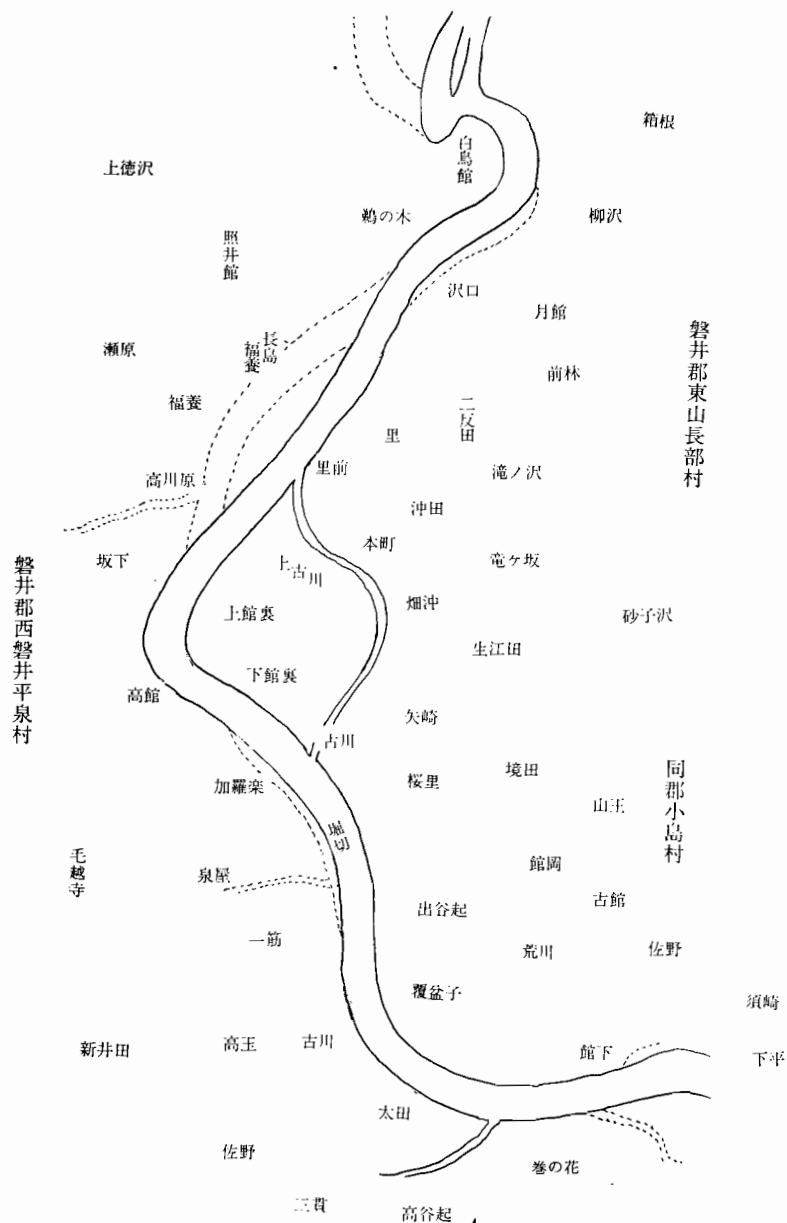
伊 藤 儀右衛門

平泉村中尊寺村方郡司

松 岡 六 岳 工

等とあるが、その後における上流部の河道変遷は、局地的に止まるが境界論争は絶えるところではない。
更に、上流部における蛇行部の直線形転換と共に下流部における^宇一筋並びに西磐井川辺村（一関市）^宇巻花（巻鼻）間の蛇行及び巻花対岸における彎流等も解消するに至ったのである。

従って、^宇一筋下流の蛇行部河道跡は、小島村（平泉町）^宇古川となり^宇太田と共に平泉村^宇佐野、高玉等に接続



第19図 平泉地区河道（元禄年間）

するところとなり、キ巻花対岸における川辺村キ館下は本川左岸小島村キ覆盆子等と接地するに至ったのである。同地域における河道変遷の概要を平泉志は次の如く記している。

「往時北上川長部山の麓を流れ其河東に道路あり長橋を架して往来す。後年西畔に流れ亦後に洪水漲漫して館下の地を失ふとあれば河流の変せしは最古き事にして館跡崩壊して狭隘になれるは後世の事なりき」云々
(註) 長部山 北上山地の内、長部村地内分を称し、特定の山嶺ではない。

とある。

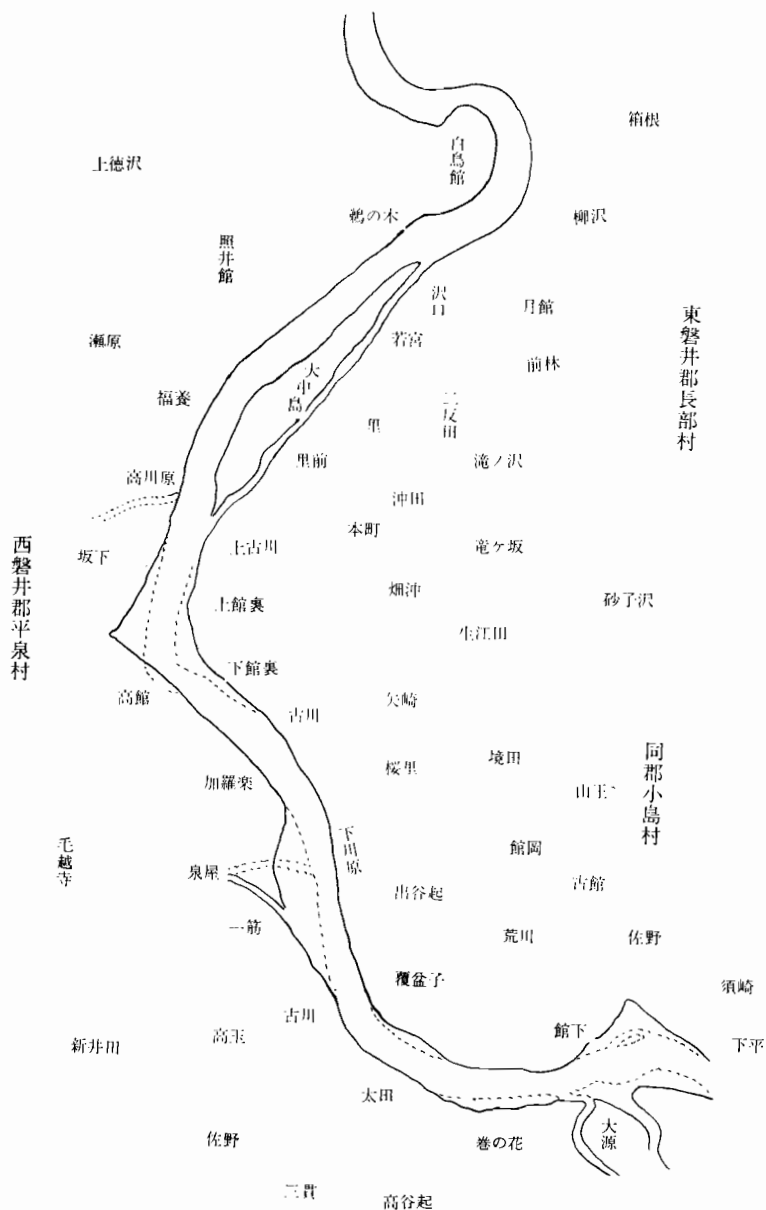
その後、白鳥館下流部よりキ鶴の木、福養地先等における河道は少々右岸側に移動し、左岸キ沢口、若宮、里、里前地先等の旧河道は小派川となり、その間にキ大中島の谷起地が造成されるに至ったのである。(第二〇図)従って、高館北麓における崩潰等は止るころではなかったのである。

しかるに、近世末期における饑饉、凶作等に因り、窮迫する藩政下においては多額の工費等を要する河川改修、防災工事等は施工さるべくもなく、殆ど、放置さるる儘、明治維新に至ったのである。(第二一図)

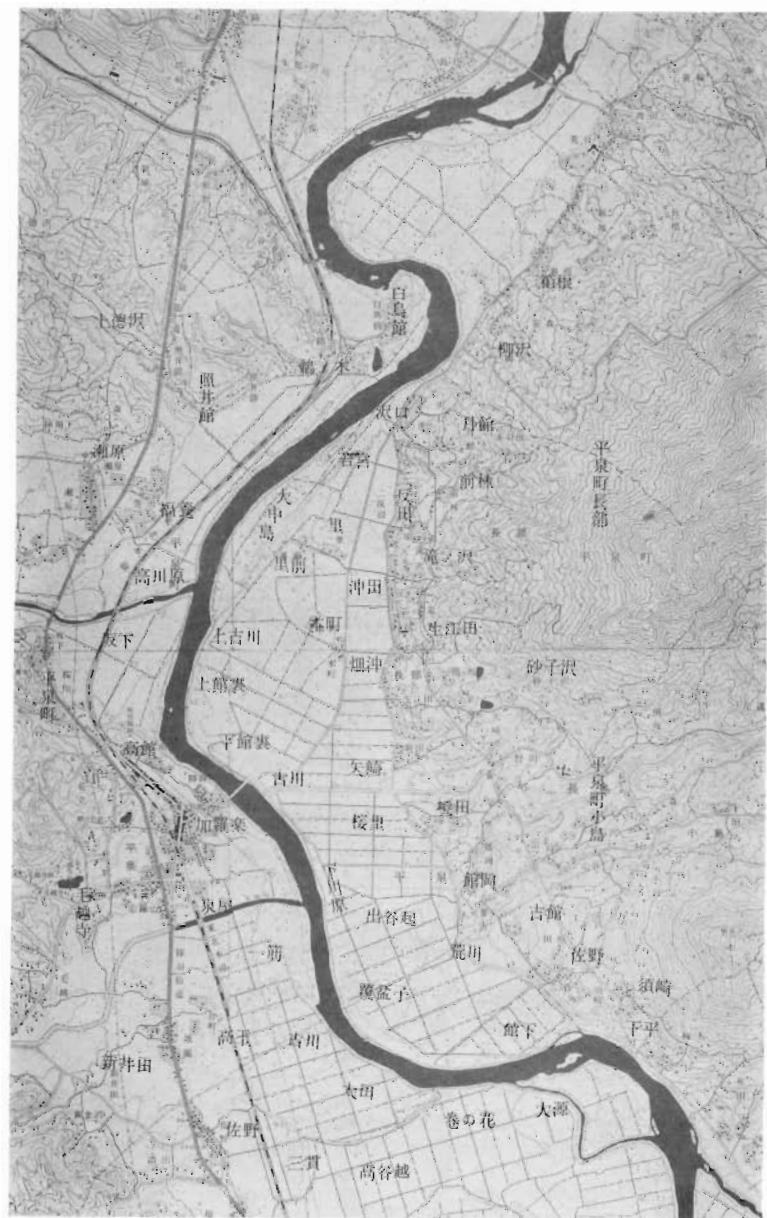
しこうして、同地域における河川工事等は、明治二〇年内務省直轄施工の北上川低水工事の着工を待たなければならなかったのである。

同工事は川幅を定め、河道を正すところであるから同地域における河川は、同工事によって安定し、高館における崩潰等も止るに至ったのである。

註(イ) 田中氏資料



第20図 平泉地区河道 (明治初期)



第21図 平泉地区河道(現況)

(三) 赤生津地区

胆沢郡前沢町赤生津地先における北上川は、右岸同町白鳥側に大きく彎曲し南流するところであるが、現世期の初めにおける河道は、同^字羽場下附近より北上山地の西麓に沿うて同荒谷、箱根等の下辺を経て、西磐井郡平泉町^字箱石方面に流下せるところと考えられているが、同地域の丘麓に歴然と残された河岸痕跡等より推定されるところでは誤りでないことは明らかである。（第三二図）

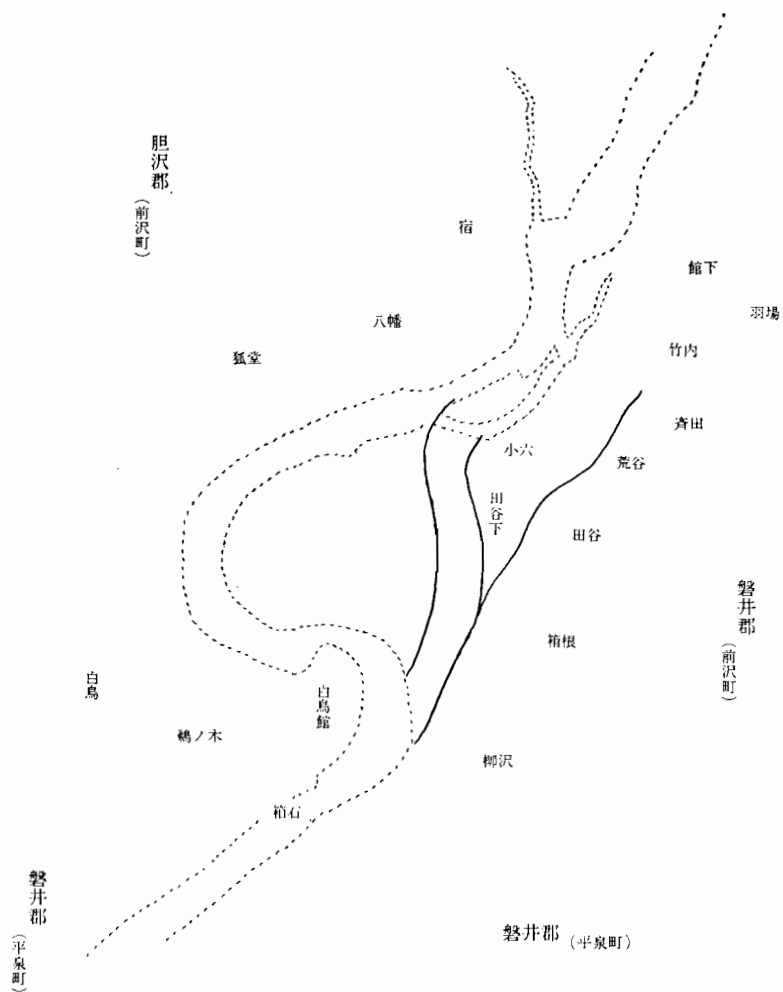
その後、丘麓の河道は洪水に原因するところか、その要因は明らかでないが、土砂等の堆積によって埋没し、下谷起、小六等の谷起地が造成されるに至り、新河道は、同谷起地の西椽を流れ、落合に至り従来の河道に入り南流するところである。(第二三図)

同河道の転換期については明らかでないが、新石器、縄文時代等の先史時代まで遡ることはなからう。それは、同地域より、これ等の時代における遺跡の存在が確認されないからである。

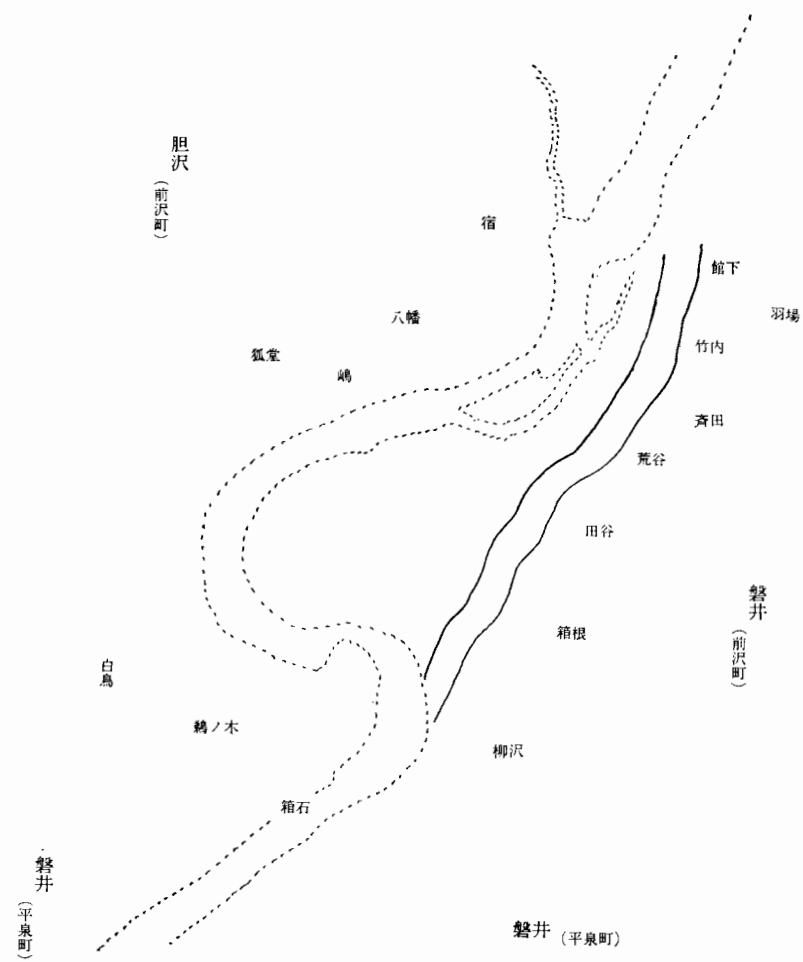
しかし、同地域における河道期は長く、平泉藤原氏時代までも及んでいるのであるが、中世四百年の空白時代にいつしか北上川は更に西遷するに至つたのである。

寛永一十九年（一、六四二）伊達政宗によって行われたところの領内検地は、郡村界等の設定において中世代までの旧境界線等に拘泥することなく、平地においては河川、池溝、山地、丘陵等においては嶺線、尾根筋、溪谷等を以つて、新に境界を設定しているのである。

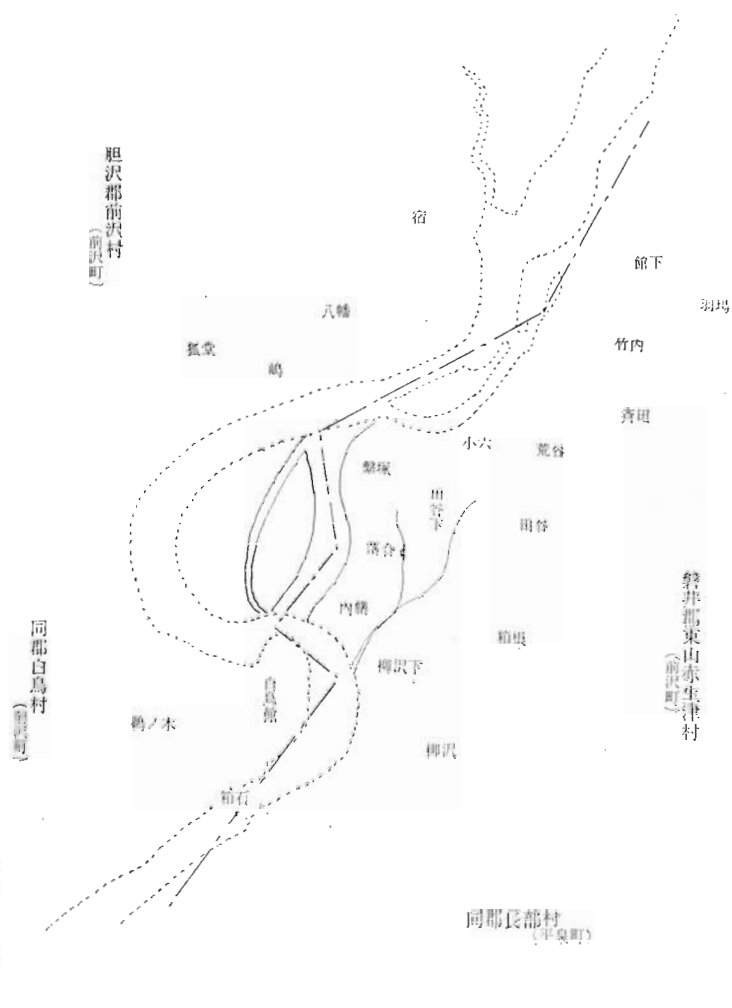
従つて磐井郡北方赤生津村及び胆沢郡下伊沢白鳥、前沢村等における郡村界は北上川を以つて設定されたことは言うまでもないところである。(第二四圖)



第23図 赤生津地区河道 (古代)



第22図 赤生津地区河道 (原始期)



第24图 赤生津地区河道（近世初期）

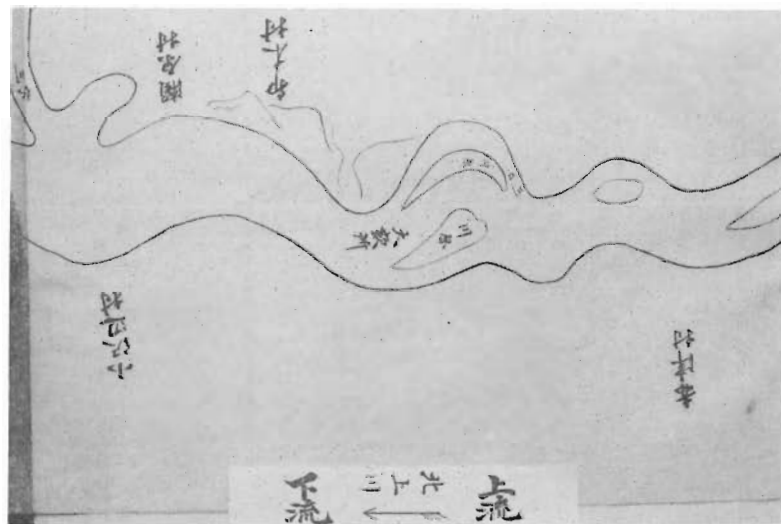
同境界線によれば、上代における河道の右岸に所在した
 字繫塚、内膳等は赤生津村に帰属するところとなつたので
 ある。

しかし、上代における河道は完全に閉塞されるところでなく、正保年中（一、六四〇年代）においては、その一派川として本川の東側（左岸）に痕跡を止めているのである。

更に、郡村界を越え北上川本川の西方（右岸）白鳥村地内へも派川を生じている。従つて、同地域における北上川は本、派三川となり、下流^字箱石附近において相合するところであり、^字小六及び同繫塚^{しげづか}の間における上代の河道は、細流ながらもその痕跡を止むるところである⁽⁴⁾。

しかるに、その後^に起つた洪水等によつて、上代以来の河道痕跡及び郡村界設定当時における河道等の殆どは埋没するに至つたのである。

従って、近世後期（一、八〇〇年代）等に至っては、郡村界の西側（右岸）における派川が本川となり、更に、



4 鶴ノ木附近古河道図（伝正保図）

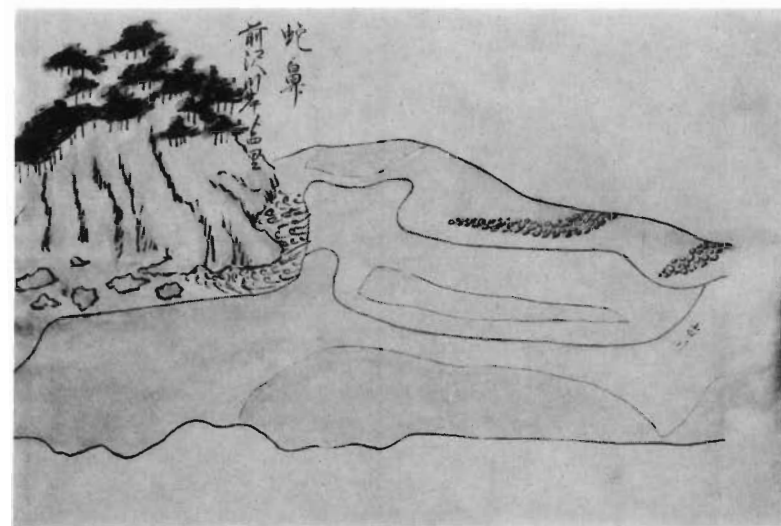
北上市圖書館藏

右岸に派流する一川は、白鳥村地内に大きく彎入し、二河道を形成するに至ったから、前沢村の一部を裂いた半向谷起は、白鳥村半小六谷起と共に中島を構成するところである。(第二五図)

同二川は、白鳥館の北麓において合流し、左岸に反転して半柳沢西岸(半落合下流)に直突するところである。従って、同地域における旧河道の痕跡は失われ見られるところではない。

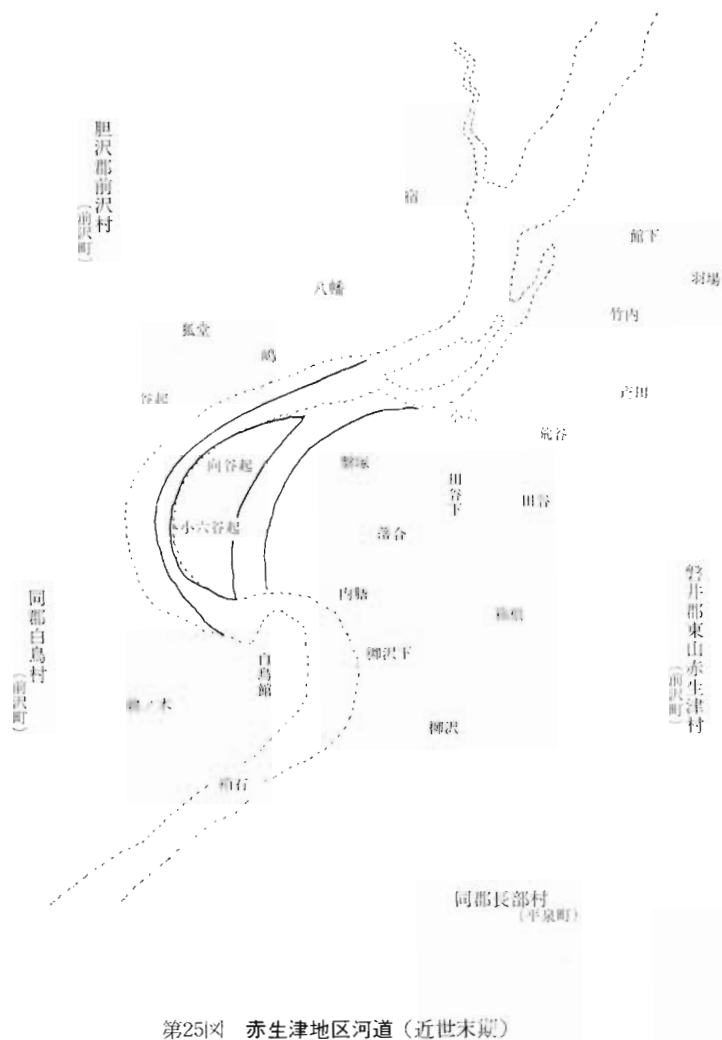
更に、近世末期及び明治初期等における洪水によって、白鳥村半小六谷起を二分し流れた旧川が埋没し、近世後後における派川が本川にとつて変り、遂に、現在の如き大彎流河川を形成するに至ったのである。

その後、内務省直轄施工の北上川低水工事によって、多数の水制、護岸等の設置(明治二〇年頃同地域の工事が行なわる)後、河道の安定を見るところであり、北上川河川台帳に記載されるところの河道は、内務省による河道整備による河川であり、その後における河道の変遷は起らな



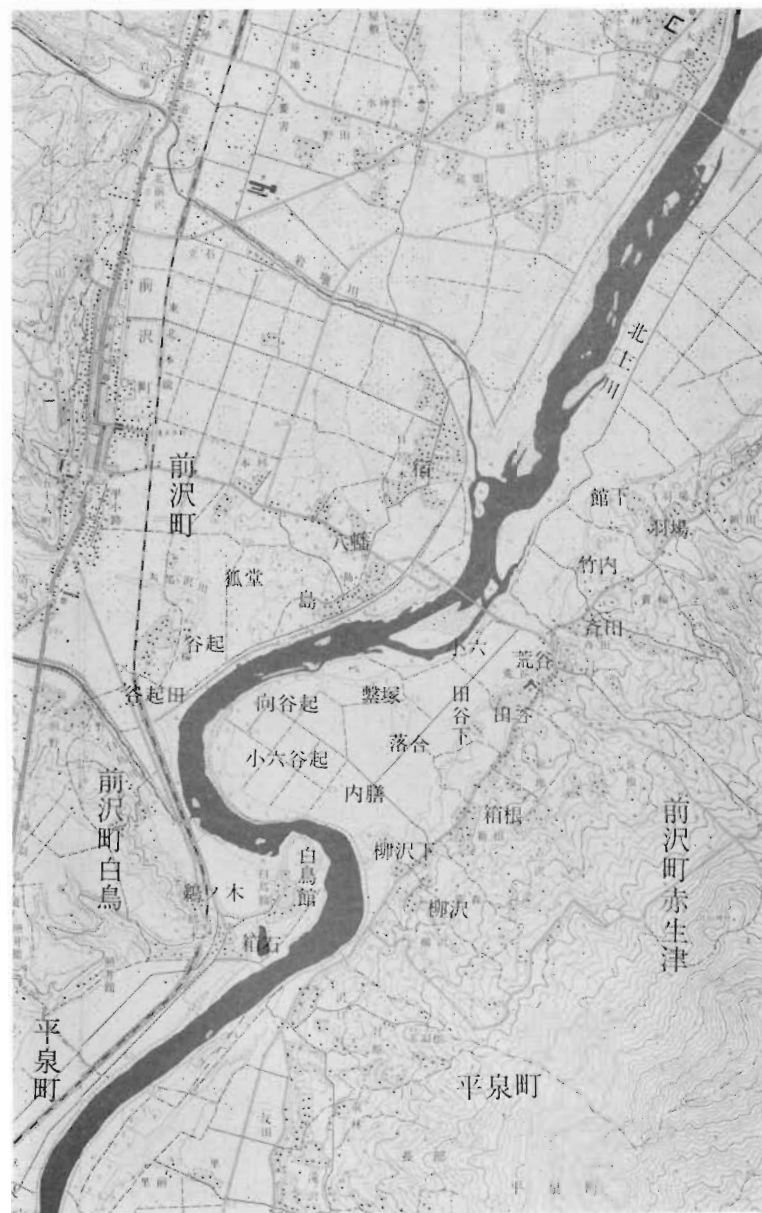
5 鵜ノ木附近古河道図(伝元禄図)

盛岡市公民館蔵



第25図 赤生津地区河道(近世末期)

西磐井郡平泉村
(平泉町)同郡白鳥村
(前沢町)胆沢郡前沢村
(前沢町)磐井郡東山赤生津村
(前沢町)



第26図 赤生津地区河道（現況）

い。(第二六図)

同地域における資料は甚だ少く、その詳細を
 尽すことは困難であるが、古くより洪水氾濫原
 であり、開発の進まぬ所であつたためか、洪水
 等による家屋の流失、人馬の被害等は聞くとこ
 ろでない。

更に、現河道による舌状地帯が形成され耕地
 (昭、二三洪水前は畑地)として開発されるに
 至つたのは明治中期と言われるから、同地域(幸下谷起、小六等の外)の開発による生産経済
 の確立は、近々六〇七〇年以後のことである。

註 (i) 盛岡市公民館文書

(ii) 阿曾沼氏資料

(iii) 岩手県立図書館資料

(iv) 阿部文書



6 赤生津地区における蛇行（下流に向つて）
 右岸より突出する葦木館

三、胆江地方

ここで胆江地方とするところは、洪水時に湛水域となる磐井地方に接する上流で、北上山地西麓と胆沢扇状地の扇端屋によって西縁を限られる北上谷であり、洪水時には上流本支川の濁流によって、ことごとく洗滌しつくされる氾濫原であり、更に、多くの河道痕跡を止める等、自然環境を同じくするところで、胆沢郡前沢町目呂木附近（比較的河道の変遷少いと推定される）より遡上し、左岸北上市稲瀬町岩脇附近まで（延長約三〇軒）とするが、同地域における平野部の殆どは、地表面下数層乃至数米に及べば厚い砂利層によって構成される地域であり、古代河川の影響を強く受けた地層地帯であって、第三期層及びその以前の地層上に置かれている集落は、数パーセントにも達しないと推定される場所である。従って、古、旧河道跡等として取り上げるところは比較的長期に亘る河道痕跡であり、図示する河道跡以外の地域における河道痕跡等はこれを否定するものではない。

(一) 前沢地区

前沢附近における北上川は、中央山脈焼石連峯の東麓に展開する胆沢扇状地の南、東端段丘崖下における胆沢郡前沢町旧白山、前沢、上麻生、目呂木、六日入村及び水沢市旧姉妹村、並びに対岸前沢町旧赤生津（元磐井郡東山）母体（同上）水沢市旧黒石（旧江刺郡）村等における沖積平野を北より南方へ貫流するところである。

同地域における旧河道等は、経済企画庁の土地分類基本図等によれば、数多くの河道跡が交錯するところである。しかし、現地の状況は洪水氾濫等による土砂の堆積によって、既に、埋没し痕跡等は殆ど止めるところではな

い。

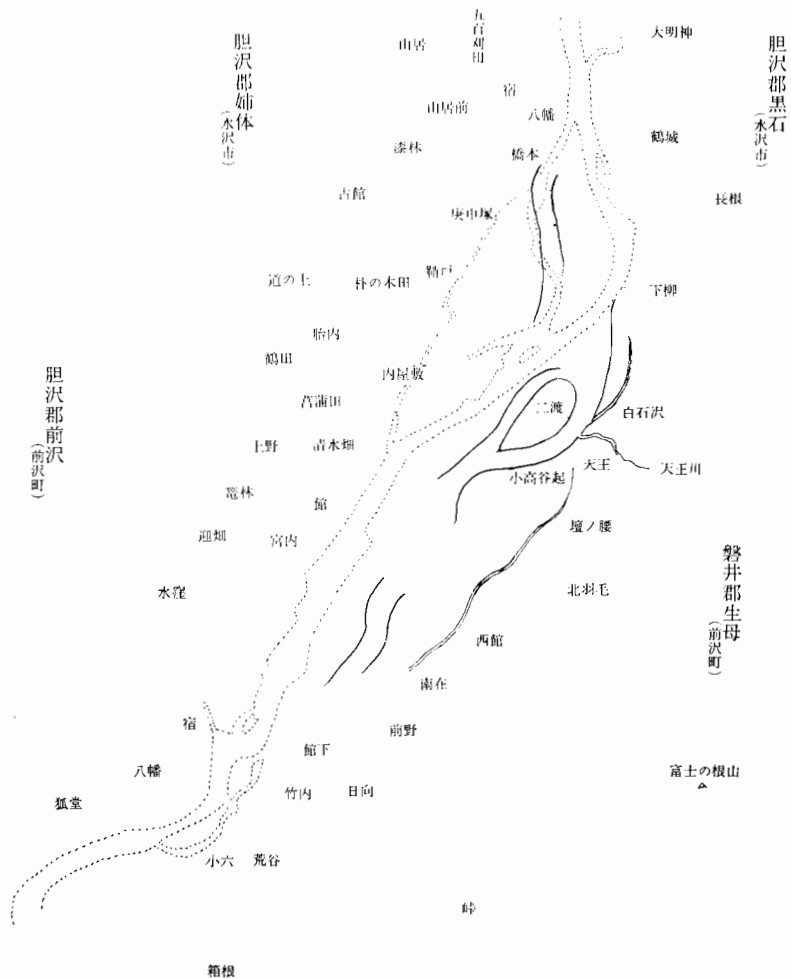
従って、古、旧河道を明確に図示することは甚だ困難とするところであるが、北上山地西麓の浸蝕状況等より推意すれば、土地分類基本図が示す如く、現世初期における河道は、黒石村^字大明神附近より同鶴城、下柳、白石沢^{及び}母体村^字天王、壇ノ腰、西館^{並びに}赤生津村^字南在、館下等の西麓に沿うて南流するところである⁽¹⁾。（第二

七図）

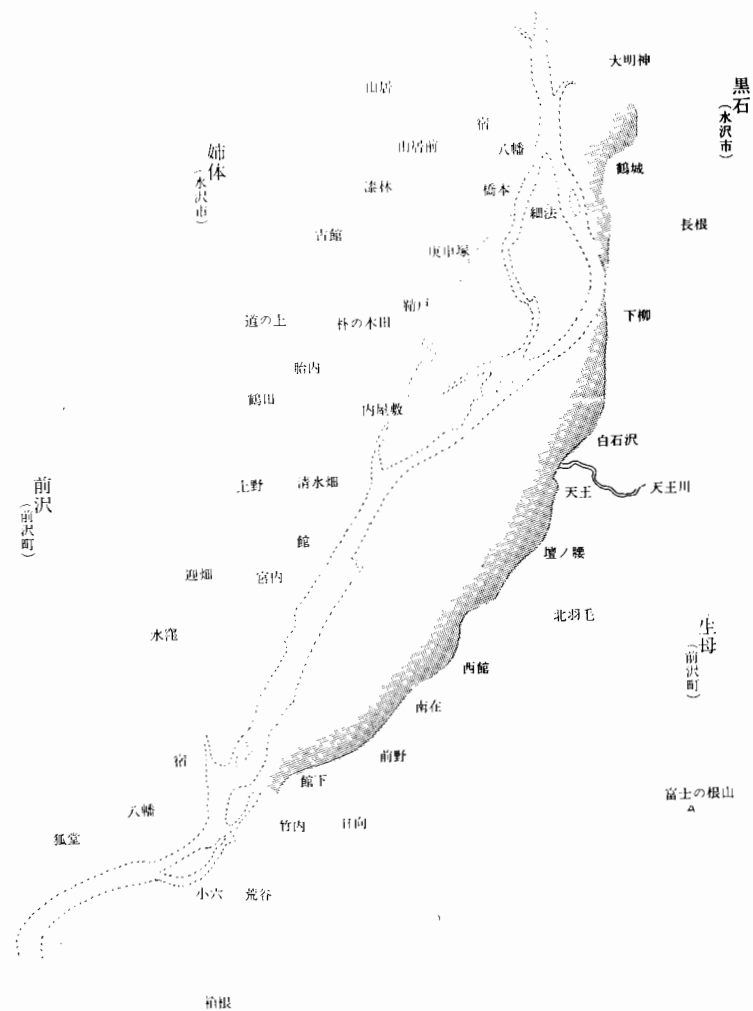
その後における河道の変遷は明らかでないが、平泉藤原氏時代（一、二〇〇年代）における河道は稍々西方（右岸側）に移動し、（黒石村^字二渡を巡る河道線であろうか？）旧河道跡には左岸丘陵帯等より流出する陸水等を集め南流する小川を残し、埋没せる旧河道の谷起地は、殆ど開発され耕作されることが推定されるところである⁽²⁾（第二八図）



7 土地分類図 前沢町母体周辺
経済企画庁刊水沢より



第28図 前沢地区河道 (古代)

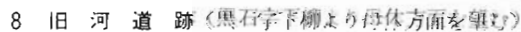


第27図 前沢地区河道 (原始期)

それは、谷起地における耕地に氾濫する洪水を防止する
為、既に、構築されるところの堤防が、平泉没落後の文治
八年（建久三年一、一九二）の洪水によって一〇間が決
潰せる記録等があり、これを確証するところである。

更に、申世代における河道は同地区に残される河道痕跡
中、最も右岸に属する河道で姉体村^ヲ橋木、庚申塚、轡戸、
下町等の東岸に沿うて南々西に流れ、同内屋敷附近におい
て南々東に流向を替え、母体村^ヲ西館附近の丘陵崖下で、
一旦、旧河道に入り、更に、反転して再び南々西に流れて、
前沢村^ヲ宿、八幡等の東方に至り三度反転して赤生津地区
（前述）に流下するところの河道である、母体村等におけ
る古河道は、丘陵下において依然として小川を形成し南流す
るところであり、旧河道は土砂等の堆積により埋没し、黒
石村地内においては^ヲ谷起、二渡等の谷起地を生じ、更に、
母体村^ヲ迎谷起等が造成され、姉体村^ヲ細法は本川の右岸
地となるに至つたのである（第二九図）

(第一九四)

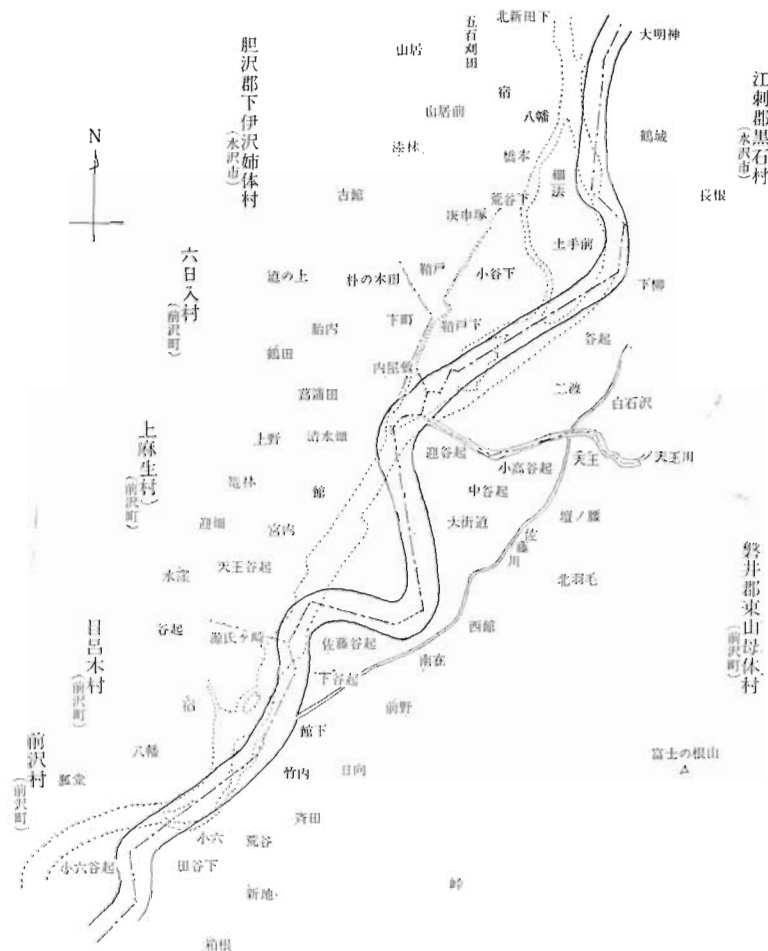




9 旧河道

母体 佐藤 川

述べる如く殆ど不明であるが、寛永一九年（一、六四二）における伊達領檢地に際し定められるところの磐井、胆沢兩郡界を初め、母体、黒石兩村界等も河川を以て境とされるところである。従つて、境界線が當時の北上川本川及び支川天王川の河道であることは言うまでもないところであるから、近世初期の河道は、左岸黒石村^字大明神より鶴城附近まで殆ど直線に南流し、同地下流において左岸に蛇行し、古河道に入り同下柳の丘陵崖下で南西流に變り、殆ど、直流して右岸六日入村^字内屋敷附近に至り、反転して南東流となり、母体村^字西館の西方において流向を再び南西に転じ、右岸同村^字源氏ヶ崎に至つて三度方向を変え南々東に流下し、赤生津地区に入る蛇行河川であり（第三〇図）、上流部は中世代に比し大きく左岸に扁するところの河道となり、右岸^字橋本の対岸に移つた同細法が再び同橋本に接続するところとなり、更に、同庚申塚附近においては、既に埋没するところの旧河道を越えて同土手前、小谷下、鞘戸下等の谷起地を生じ、左岸においては母体村^字



第30図 前沢地区河道（寛永年）

第二章 旧河道の変遷

小高谷起に続く同中谷起、大街道及び同南在の西方、古河道に従って南流する佐藤川を越えて、佐藤谷起、小谷起等の谷起地が造成され、更に、開発されて畑地となり、その草高は母体村の村高に揚げられるところである⁽⁴⁾。

その後における洪水（天和年間⁽⁵⁾）の氾濫によるところであらう。

安永四年（一、七七五）の書上によれば、母体村地内における河道は次の如くである⁽⁶⁾。

一 北上川

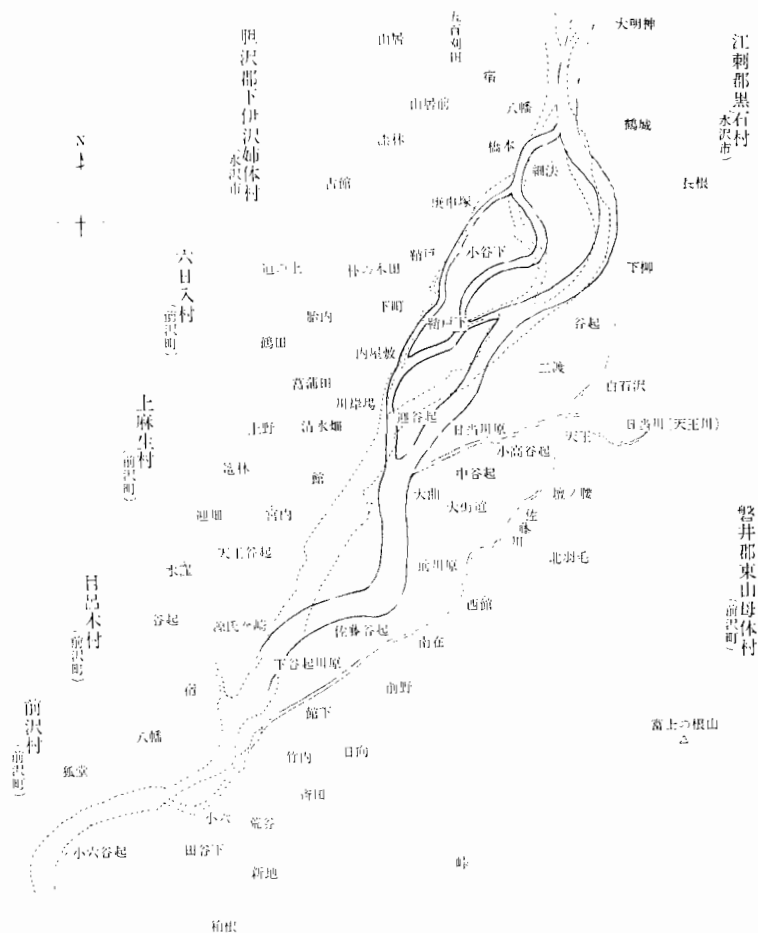
東へ当村西へ下伊澤上麻生村目呂木村北へ下伊澤六日入村丸川入合

但日常川原より下伊澤上麻生村大曲ト申所迄當村分丸川同所々當村前川原と申所迄上麻生村分丸川同所々當郡赤生津村境下谷起川原と申所迄當村丸川

とあり、安永年間以前（近世中期）において河道は黒石村より二渡西岸附近より左岸に偏し、母体村より上麻生村境、並に、同前川原より赤生津村境に至る殆どの地域が寛永一十九年設定の郡村界を離れ母体地内にあり、更に、上麻生村より大曲より母体村より西館西方の同前川原までは、同境界線の右岸に出て、上麻生村地内を南東流するところとなり、蛇行は稍々緩和されるところであり、天王川（日当川）の合流点は少なからず南方下流に移動するに至ったのである。（第三一図）

従って、天王川右岸に母体村より日当川原の一部が飛地として残り、同村より迎谷起は本川を越え右岸中洲の一部となり、同西館の西方河道跡は埋没し、前川原と称される谷起地となり、佐藤川合流点における下谷起川原は面積を増し、右岸上流部は多くの派川によって中洲を生ずるところである。

母体村より細法及び小谷下、鞘戸下等は、その中洲であり、六日入村より川岸場は派川の本川に合流するところの右岸である。



第31図 前沢地区河道（安永年）

更に、その後、^ニ西館の西方における蛇行部が直線形に変わり、上麻生村における^ニ菖蒲田川原、東、中、西谷起等は本川の左岸地となり、百姓共は渡船、小舟（かつこ舟）等によって渡り耕作するの不便を生じ、更に、河状の激変は、沿岸耕地の欠損、中洲、野谷地の造成等と変転するところであり、東山、下伊沢、江刺等三郡に及ぶ境界論争を起すところとなり、母体、黒石二村における村界を侵す作り込みは、遂に、東山、江刺二郡の論争にも及んでいるところである^{（四）}。

東山母体村江刺郡黒石村境日当川と中所先年北上川相廻り右日当川南之方^ニ相流古川跡居揚^ニ罷成安永年中御竿入新田^ニ御座候所水押罷成地損之所當時居揚り野形^ニ御座候所段々黒石村^ノ作込畑^ニ罷成母体村地損之所式丁歩余御村境被打越候^ニ付御吟味被成下度品々願中上置候處右地所此度江刺下伊澤当郡三郡之大肝入衆御立合御見分御吟味被成下候得共御不分^リニ付今以御境不被立下候所右御境之義ハ元禄拾壹年御絵図被成下候村方^ニも被相渡置候處右^ニ見合吟味仕候得共下伊澤六日入村上麻生村境^ノ母体村鉢森山^ニ見通^ニ相見得中候所先年右見通八拾尺余被押込當時ハ日当川南之方迄黒石村境^ニ罷成候所宝曆拾年黒石村御竿入之砌右境通^ニ押込候所之義可中上而吟味も仕候得共其節ハ黒石村故障在之御竿入被成下候儀^ニ御座候所右^ニ御境等操合候得ハ御竿入^ニも罷成候様萬壹御吟味相置候得共無損仕合^ニ御座候間右場所違乱義不仕黒石村中分之通境相立中候所又以右^ノ茂押込候儀^ニ御座候間無損御吟味被成下度段申上置候儀^ニ御座候處扱又前段^ニ品々申上候通先年之御境日当川當時南之方^ニ相流古川跡居揚^リ罷成畑^ニ御座候所自然黒石村^ノ被作込候様罷成御絵図面^ニ相当不仕様相見得中候間往古之御絵図^ニ相当罷成候様御郡境被立下候様御吟味被成下度拙者共連判を以如此申上候以上

文政元年十月

東山母体村

組頭 勘五郎

以下組頭連名

肝入 幸藏

大肝入

と願出しているが、同年の地損を同母体村肝入幸藏の「母体村御蔵入御給所古地損黒石村御郡境^ニ在之分御改野帳」によれば、（抜）

関係者	百姓九人
損地筆数	一八筆
合計面積	三町四反二畝二二歩
損地高	畑代五四九文
内御蔵入分	二町二反九畝歩
同高	畑代三二〇文

とあり、被害の最も甚しい者は、たなは屋敷（田奈波屋敷）十太郎で

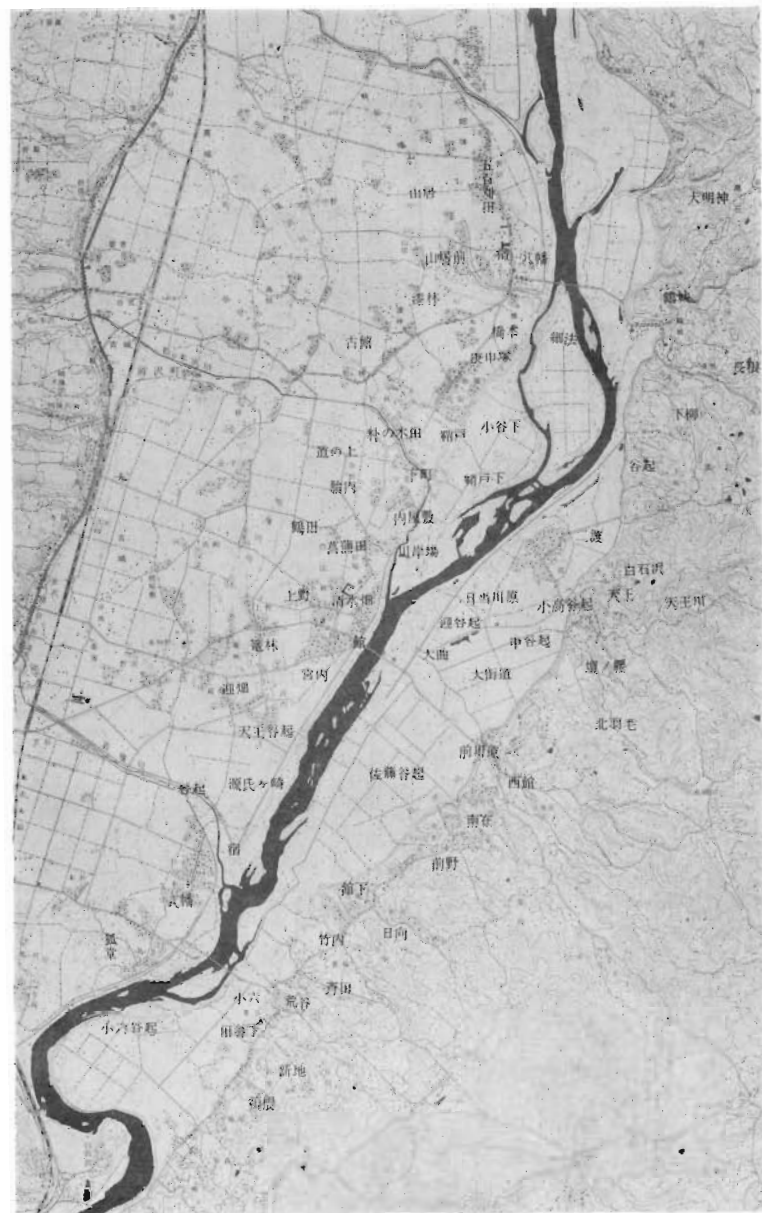
損地筆数	四筆
面積	七反四畝一七歩
損地高	畑代一九〇文
	川欠当流

とある。

しかし、境界論争の結末は一朝一夕に終息するところではない。

同地区所管の代官等は、河道の変動を止め、民心の安定を計ると共に艀の航路を保持すべく水制等を施設するところであるが、その効は少く河道の乱れは甚しく、河川敷はいたずらに拡大するのみで、航路も一定するところでない。

明治維新後、同二〇年代に至り、内務省直轄による北上川低水工事の施工によって河心が定まり、河道がようやく安定するに至ったのである。（第三二図）



第32図 前沢地区河道(現況)

点線は S.22洪水前の派川

しかるに、近世中期以来の境界論争は、未だ解決に至らず、同三八年白山村（六日入村等）村長大久保哲治より岩手県知事に次の如き上申書が提出されている。

上
申

河川台帳御調製ノ際御査定相成候（本村稱置字天皇谷起ト前澤町稱置字源氏ヶ崎トノ境界）台帳ニ對シ前澤町ヨリ意見ノ申立有之候趣ヲ以客月中保坂工手宮崎技手御出張立會方御申越ノ際御談示相成候証據書類ハ元禄十三年調製ニ係ル別紙寫ノ裏書アル繪図面ニ有之猶明治七年及明治廿一年土地對照ノ際實測セル図面ニ就テモ裏キニ御査定ノ通相違無之候然ルニ前澤町ハ第十三大区戸長役場ノ當時調製セル見取図ノミヲ提供シ唯一ノ証ナリト主張スルモ証拠トシテ認メ難キハ一見瞭トシテ明ナル者ニ候芍モ人ノ權利ヲ侵害スルカ如キハ常人ノ耻ツベキモノナルニ却テ幾部ノ侵害地ヲ幸ヘトナレ現在ノ証拠ナリ抔シ數度時日ノ冗費ヲ敢テセサルハ甚タ不都合ノ義ト存セラレ候余至急相當ノ掛官御派遣御立証被成下候様何分ノ御詮議相仰キ度此段上申仕候也

明治三十八年十月十日

膽澤郡白山村長 大久保 哲治 印

岩手縣知事
押川則吉殿

とあり、証拋書類とする絵図面の裏書は次の如くである。

表書繪圖御役人生江助内相調御部司伊藤儀右エ門江出自今村境爭論不申様爲後証之御郡司方一通相認大肝翼岩淵弥兵衛三預置申度段申達右助内相調之爲正繪圖款御代官之裏書可然今吟味如此候以上

元禄十三年極月十五日

等とある。

第二章 旧河道の変遷

沼倉助七郎印	信敬萃印	戸田九郎兵衛印
常信萃印		

同境界論争は更に関係者間における協議により次の如き協定書交換によって二百数十年間に及ぶ論争に終止符を打つに至ったのである。

協定書

前澤町字源氏ヶ崎ト白山村字天王谷起トノ境界不調之処今般双方協議ノ上別紙図面ノ境界線決定候ニ付関係者連署此段上申候也

明治参拾九年式月拾四日

前澤町長	高梨盛一	印
前澤町 源氏ヶ崎地主	菅原丙午	印
白山村助役	鈴木市左門	印
白山村 天王谷起地主惣代	鈴木喜太郎	印
全	岩淵六兵衛	印

岩手縣知事 押川 則吉 殿

とある。

母体村等七か村に及ぶ前沢地区の北上川沿岸平野は、殆ど洪水等による堆積土砂によって造成されるところの低平地であり、新旧河道跡は、洪水流の痕跡等と重複するところであり、あたかも全地区が河道跡の様相を止むところである。

註 (イ) 昭和二年撮影航空写真

(ロ) 昭和三年撮影航空写真

(ハ) 北上川河川台帳附属書類

(二) 姉体地区

水沢市の東郊姉体附近における北上川は、胆沢扇状地の扇端より更に遠く、沖積平野を隔て、北上山地の東麓に沿うて、右岸水沢市旧姉体、瀬台野、跡呂井村及び左岸水沢市旧黒石、田茂山村(旧江刺郡)等の地先を南流するところである。

同地域における旧河道跡は、経済企画庁の土地分類基本図等によれば、数多くの河道跡があり、交錯して本支の別も判定し難き状態である。

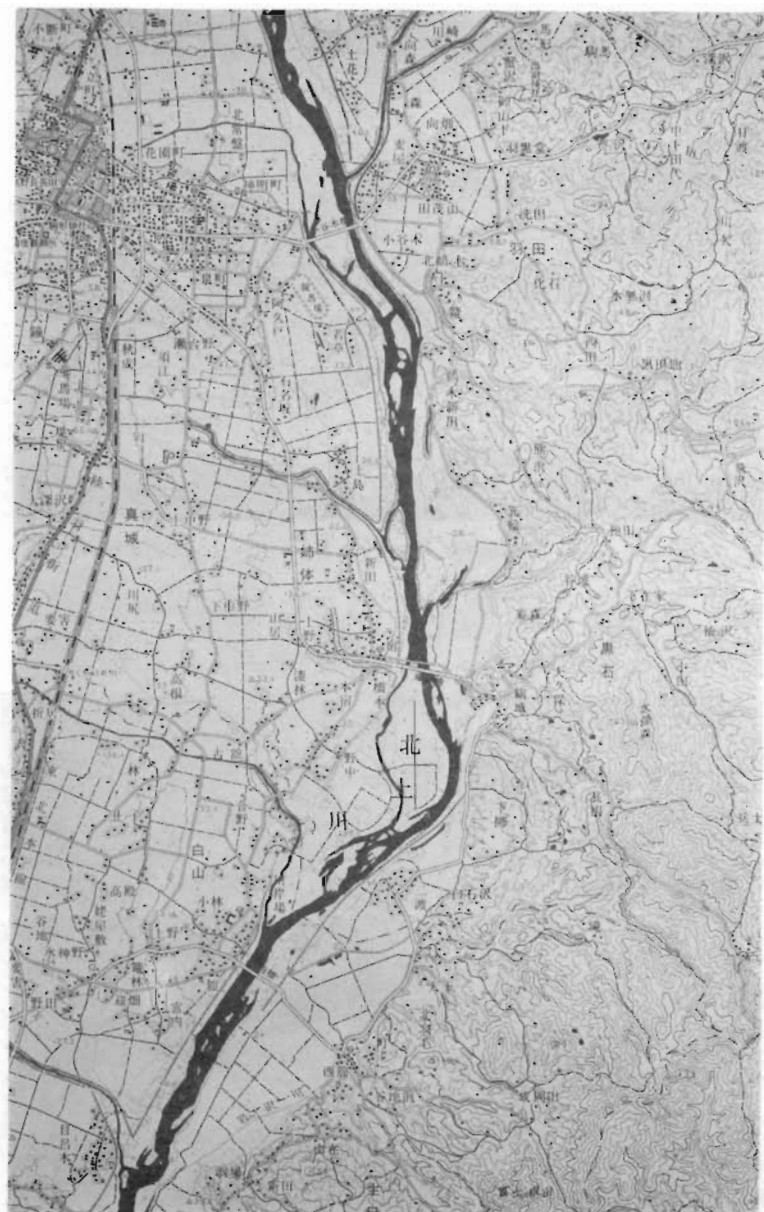
更に、同地方史は平安期以降における旧河道跡として新旧五線をあげている。(第三三図)

しかし、現地は洪水氾濫等による土砂の堆積及び流失等により旧態を止むところでなく、その痕跡は殆ど明らかでない。

従つて、古、旧河道跡等を地方史が示す如く探査することは極めて困難とするところである。しかし、古河道においては北上山地西



10 土地分類図 姉体周辺



第34図 姉 体 地 区

第二章 旧河道の変遷

麓にあると記している如く、黒石村^子内堀、箕輪等の西麓を経て同大明神北麓に至ったこととは明らかであるが、他の地域における痕跡は未だ確認するところでない。

更に、胆沢地方開拓期^{葉子}に平泉金藤原氏全盛時代等、いわゆる古代河道跡においても、洪水氾濫により痕跡が攪乱され殆ど明らかでない。

その後、弘治年間（一、五五五～五七）における洪水によって堤防が決壊しているのである。従って、一、四〇〇年代の末乃至一、五〇〇年代（室町期～織田豊臣期）においては胆沢



北上川河道変遷図

照合点

△ 193.6

照合点
□ 44.6



照合点
正法寺

第33図 下伊沢（水沢）地方伝承の旧河道（姉体の歴史による）



11 旧河道跡

水沢市黒石内堀

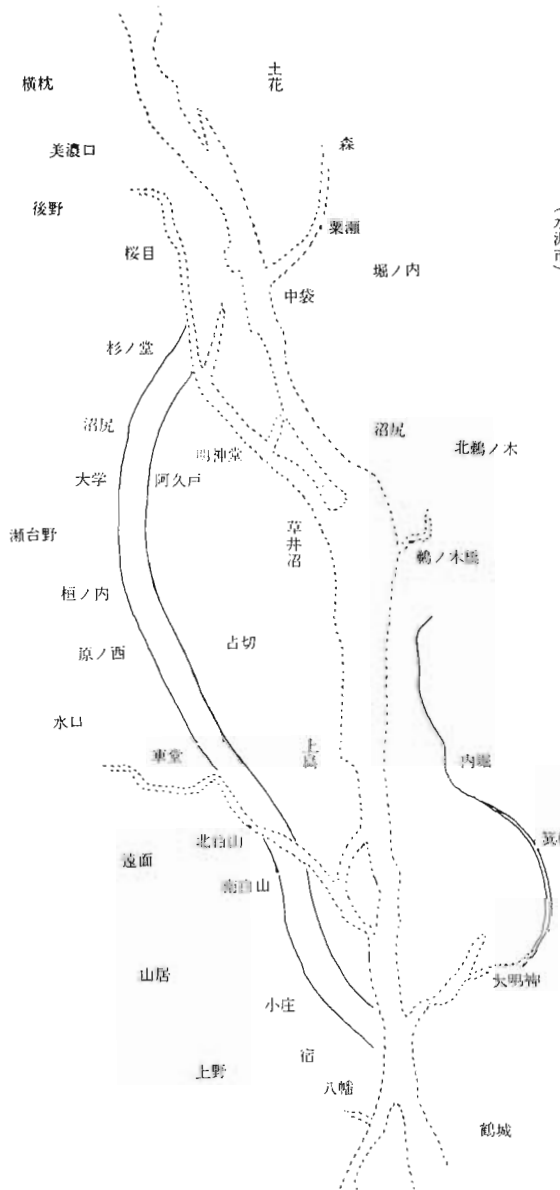


12 古河道跡

水沢市安久戸

郡跡呂井村^字桜目、杉堂^{及び}瀬台野村^字沼尻、大学、榎ノ内^{並びに}姉体村^字原ノ西、車堂、北白山、南白山、小庄等の東岸を南流して、江刺郡黒石村^字鶴城方面に流れるところである。(第三四図)

江刺郡
(水沢市)



第35図 姉体地区河道(中世)

胆沢郡
(水沢市)

従つて、後には、瀬台野村に属した^字明神堂及び同姉体村に属する^字占切、上島等は左岸にあるところであり、阿久戸堤防（後日の名称？）は姉体村地内に属したところの^字占切、上島（当時上島と称したことには疑問がある）等における洪水防禦の堤防であつたのである。

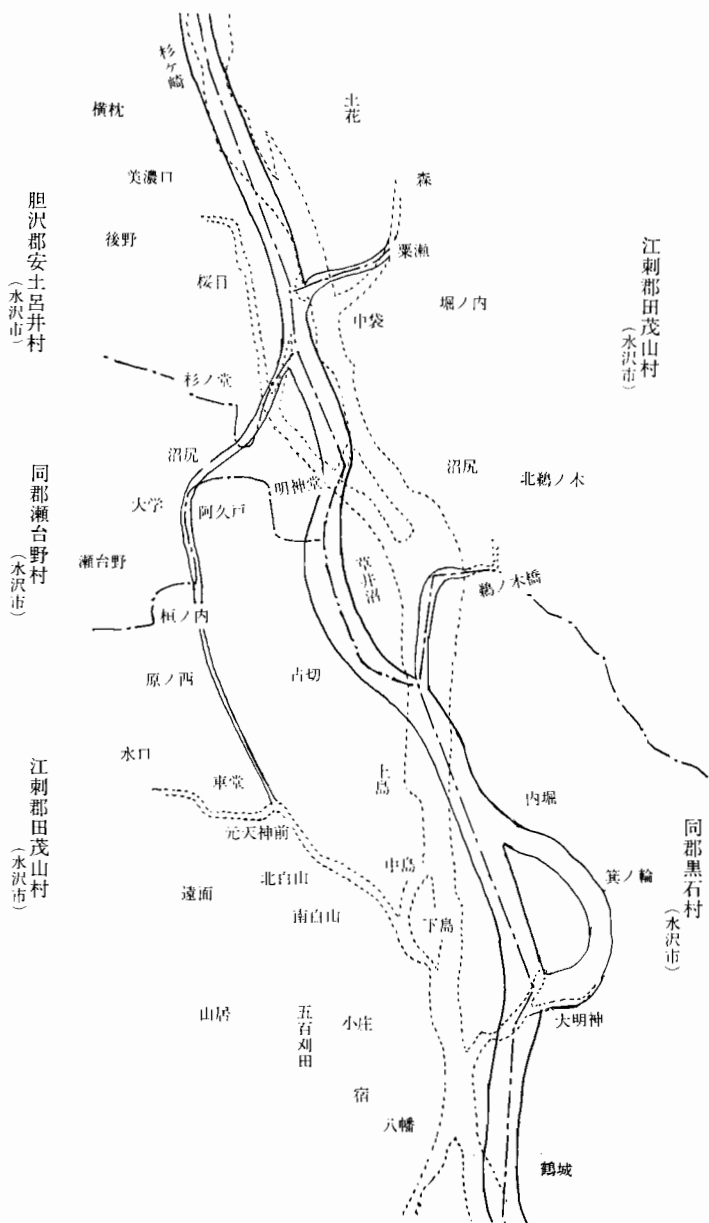
その後、寛永一九年（一、六四二）における伊達政宗の領内検地による郡村界等は、既に述べる如く河川、嶺線等に依つてゐるところである。従つて、検地による郡界は当時の北上川本川の河道であることは、あえて言うまでもないところである。

同検地による境界線は、胆沢郡安土呂井村^字桜目、同郡瀬台野村^字明神堂及び同郡下胆沢姉体村^字占切、上島、下島等の東岸に沿ひ、江刺郡黒石村^字大明神に向ひ、その間、江刺郡田茂山村^字草井沼を左岸にわずかに弧を画くのほか、殆ど直線に定められるところである。

更に、旧河道に沿うて安土呂井、瀬台野二村境及び瀬台野、姉体両村境の一部等が定められているのである。（第三六図）

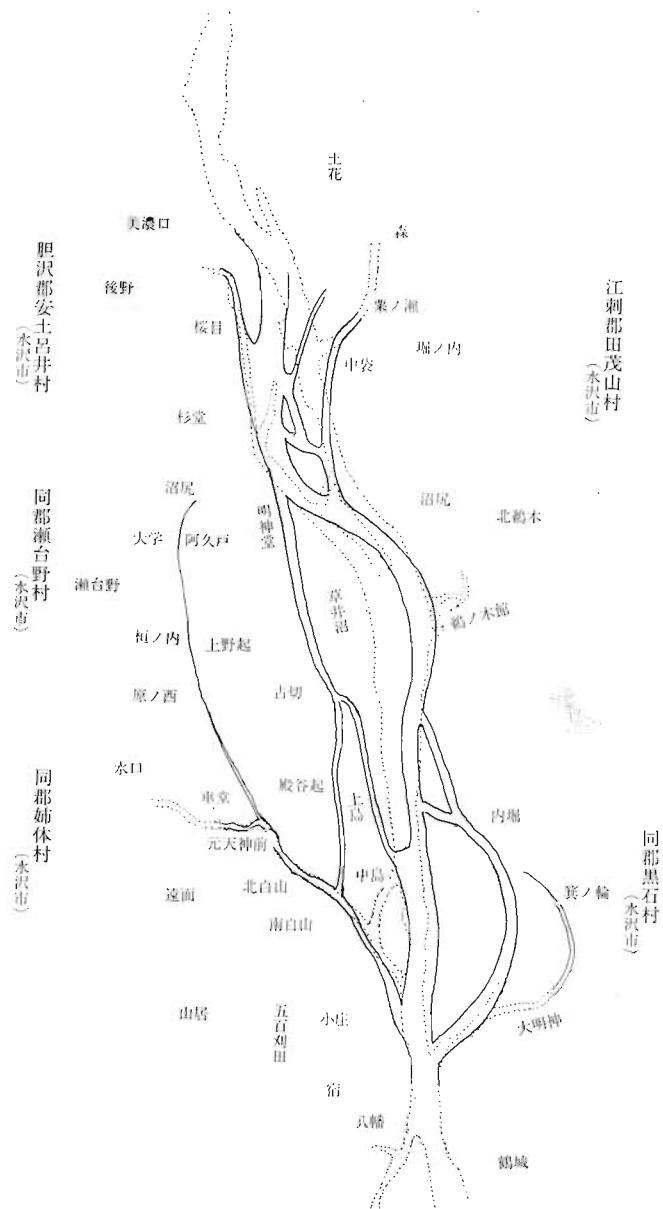
従つて、旧河川の左岸であつたところの^字明神堂は右岸同沼尻、大学等と同じく瀬台野村となり、更に、同じ左岸にあつた^字阿久戸、占切、上島等は総て姉体村に属するところである。

その後、度々の洪水による蛇行、派川等によつて河状は次第に変形するところであるが、殊に、正保三年（一、六四六）洪水は同地域の河道に及ぼすところが多であり、瀬台野村^字明神堂上流における河道の変転は甚しく、本川が左岸方向に大きく蛇行するところとなり、江刺郡田茂山村地内に深く彎入し同村^字草井沼を母村より切り離し、本川右岸における孤島と成すに至つたのである。（第三六図）



第36図 姉体地区河道（近世初期）

更に、同草井沼下流の姉体村^字上島附近においては、流心が次第に右岸に接し、同地域が浸蝕されるところとなり、^字中、下島等は欠込が甚しく住民の殆どは（二〇余戸と伝う）左岸黒石村地内或いは姉体村下流部等に移転し、



第37図 姉体地区河道（近世前、中期）

宝永七年（一、七一〇）には御谷起守孫左衛門屋敷を残すのみとなったのである。三。同年代以降の洪水氾濫による河道の変化によるところと推定されるが、鶴木館の上流及び下流側等に甚しく彎入

し、同館（坊子岩）

が本川流心に突出し

て、艀の航行に障害

をなすところであつ

たのである。三（第三

八図）

従って、近世中期における同地域の河道は殆ど一定するに至らなかったであ

ろう。

（註） 草井

沼の地質

は、第三

紀層の上

部に直接

堆積され

た沖積層

ではなく



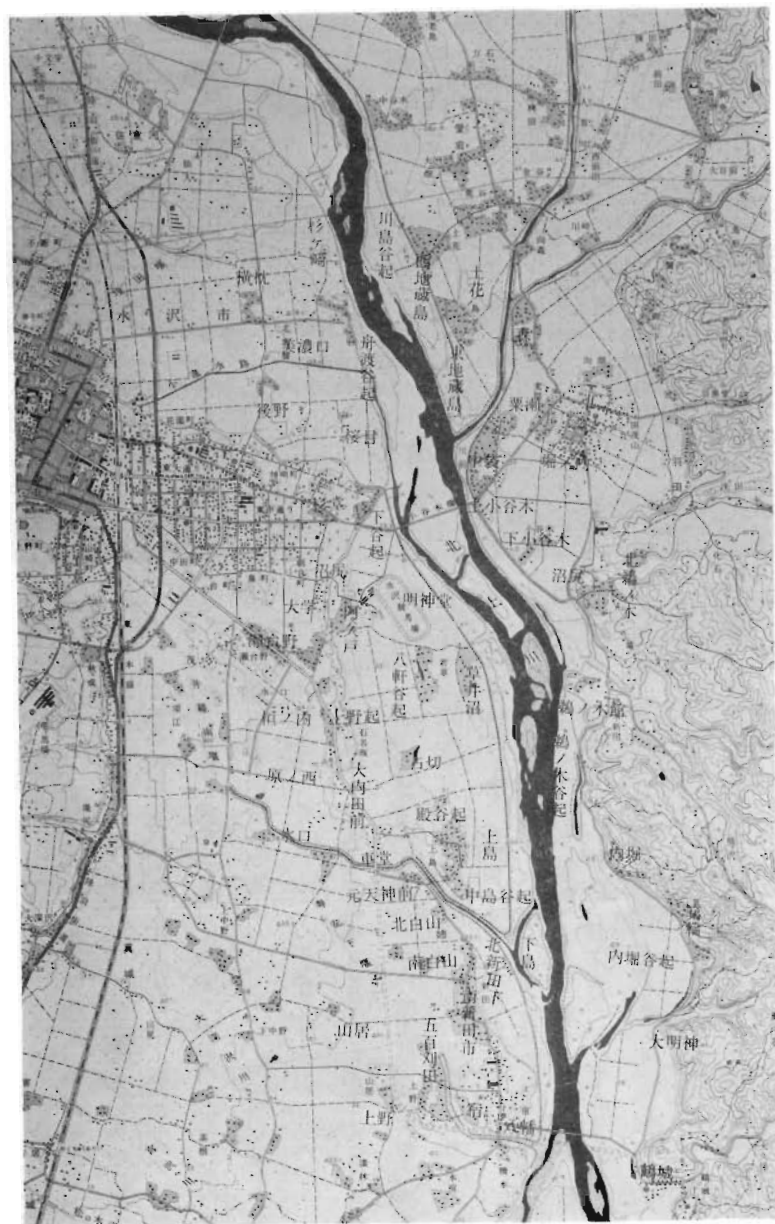
13 草井沼旧河道

水沢市



14 北上川河道図（伝正保年図）

盛岡市公民館蔵



第39図 姉体地区河道（現況）



第38図 姉体地区河道（近世後期）

第二章 旧河道の変遷

その間に砂、砂利層があり、更に、表層（耕土以下共）は俗に言う砂質土壌である。

近世後、末期の施工であろう、宇明神堂より旧河道に沿うて南流する派川締切工は、草井沼上流における蛇行、浸



15 小柳橋より姉体、黒石方面を望む

蝕等は容易に止まるところでなく、広範な河道を残して明治維新に至ったところである。

その後、明治一九年より岩手県管内で施工されるところの内務省直轄施工北上川低水工事によって、同緯切工は拡大強化され、それより土砂の堆積が進み谷起地が造成されて耕地となり、更に、河道の変遷も殆ど停止するに至ったところである。(第三九図)

従って、[※]明神堂地域が豊饒な耕地となり、蔬菜(殊にも根菜類)栽培の適地として取りあげられるに至ったのは、近々、明治中期以降である。

註 (イ) 留守文書(革井沼絵図)

(イ)ノ一 同 (姉体御谷起絵図)

(ロ) 黒尻尾石巻延川筋絵図(石巻 蔵)

江刺地区

江刺地区における北上川は、北上山地の西麓に展開する江刺平野と胆沢扇状地の扇端との間隙を縫うがごとくに、左岸江刺市元三照村(稲瀬)同高寺、田谷、

二子町村(愛宕)及び水沢市元田茂山村(田茂山町)等の西縁に沿うて、右岸金ヶ崎町元西根村(同町)及び水沢市同八幡、下河原、那須川、跡呂井村(旧佐倉河村)等の地先を南流するところである。

しかるに、同地区における旧河道の追及、確認等は殆ど不可能に等しいところである。

それは、江刺平野の全域が、地表面より一米乃至二、三米の下部に至れば殆ど砂礫、湖底土等の堆積層であり、第三紀層を代表する粘土層は既に流失されるところかゝ存在するところがなく、更に、凝灰岩等を基盤とする沖積層地域等も亦、甚だしく愛宕[※]橋本、三百刈田、荒谷等の小集落地帯に限られ、他の地域の殆どは古河川、洪水流等によって堆積されるところの砂礫層を基盤として形成されるところの沖積平野であるからである。

従って、同地区における水田等の底地は、殆どが過去における河道、洪水流等の痕跡であり、畑地、宅地等に当てられるところの微高地(水田等の比高一二米)は、旧河川によって造成されるところの自然堤防、居揚等であり、地表面以下一〜二米で砂利層に達する所が多く、地層は甚だ薄く、且つ、点在しその面積も甚だしく、低地帯に比し二〇〜三〇%程度にすぎないところである。(第四〇図)

従って、[※]橋本等の小地域を除く殆どの地域は旧河道あるいは洪水流痕跡等である。

更に、江刺平野における初期河川は、中央山系より流出する支川を併せ流れる北上川であったか、否かも亦、疑問である^(ロ)。

東北新幹線工事に伴う遺跡調査の一環として、昭和四九年度において、県文化課によって発掘調査が行われた愛宕[※]落合遺跡では、水田地表面以下四〜五米の堆積土砂層より多数の須江器と共に「木簡」が出土し、更に、七・八米の深さにおいて砂利層に到達し、調査は打ち切られたが、採取されたところの砂利を観察するに岩質、色相共、北

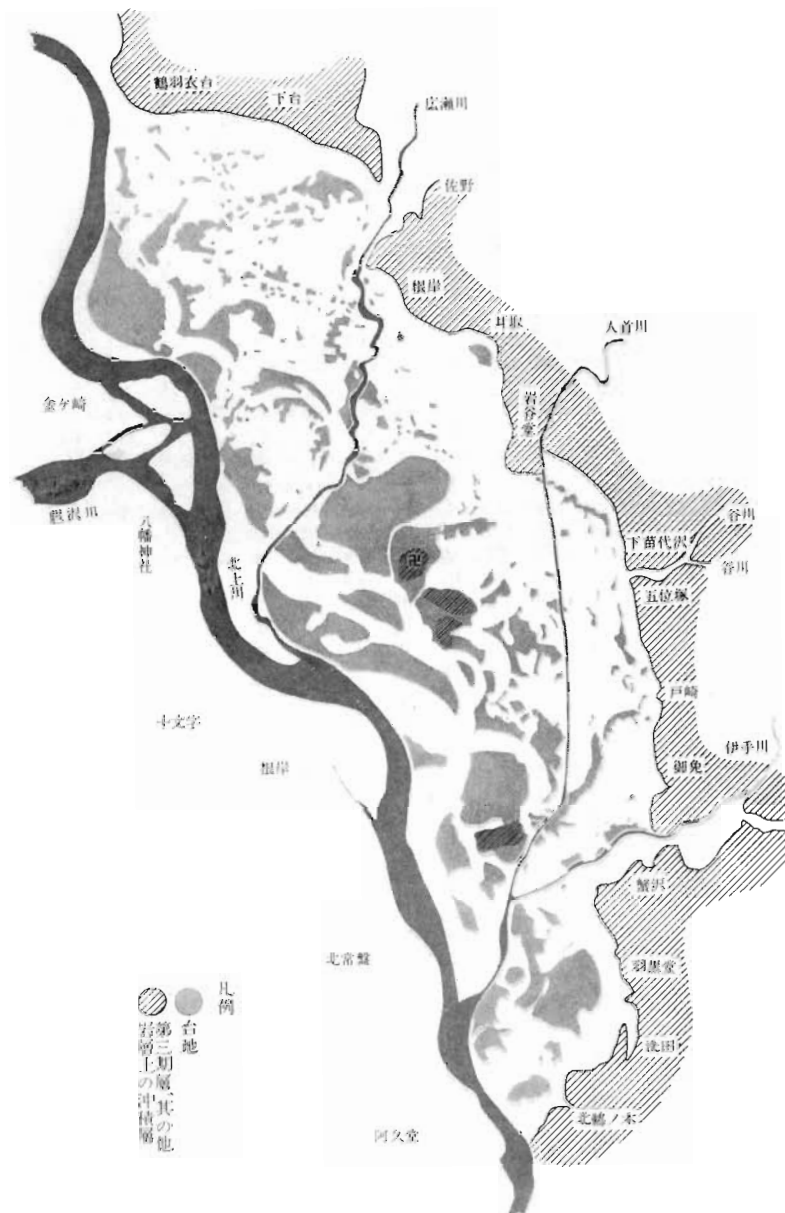


第41図 古河道跡落合

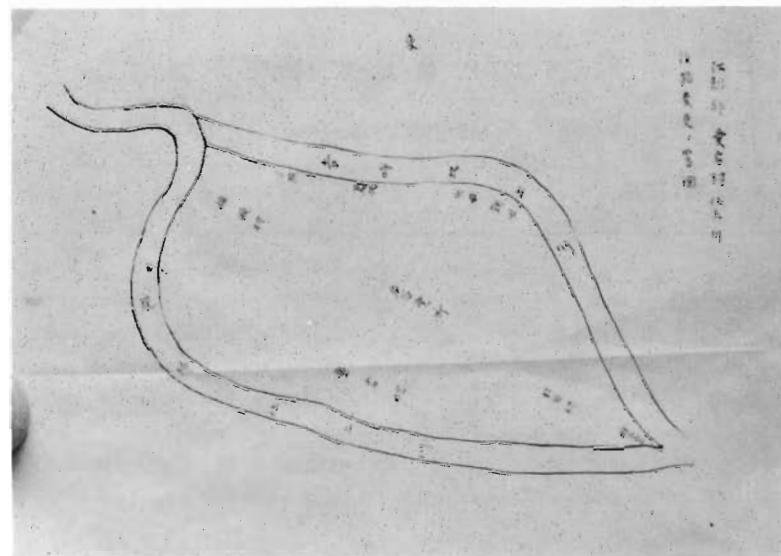


16 落合遺跡

江刺市愛宕



第40図 江刺平野の地勢



17 旧河道図

河川調査書



18 北上川旧河道

江刺市岩谷堂男石

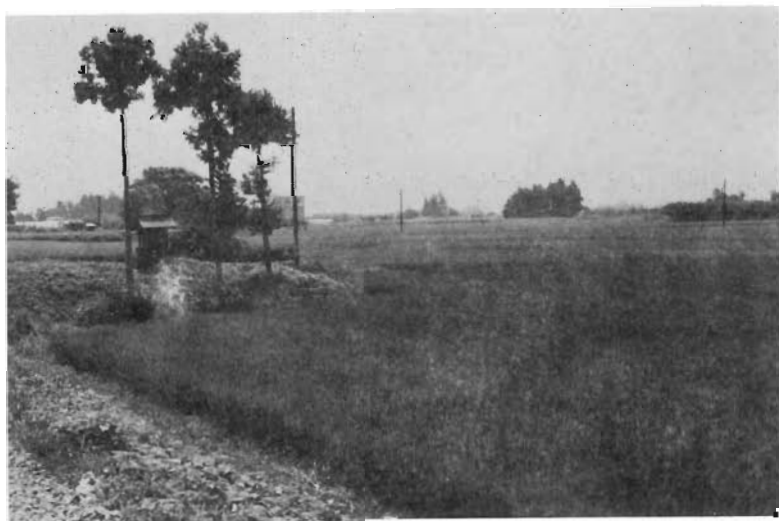
河道跡と現河道を示図するものである。

同河道の左岸における[※]葛ノ木、片岡等には新石器時代の遺跡が散見されるが^①、右岸においては、その後の河道変遷、洪水氾濫等により洗い流されてか？同時代の遺跡は、未だ一か所も発見されるところでない。従って、同地区における河道の西遷（右岸側）は新石器時代以後における変動であろう。

更に、原始期以来、別河道によっている胆沢川は依然として一水をなし、東流して[※]皂角、沼ノ上（愛宕）附近に至り、更に、同別当、百連寺、梁川、橋本、西丸等の西縁を経て^②同荒谷南方で北上川に合したと伝えられるところである。（第四三図）

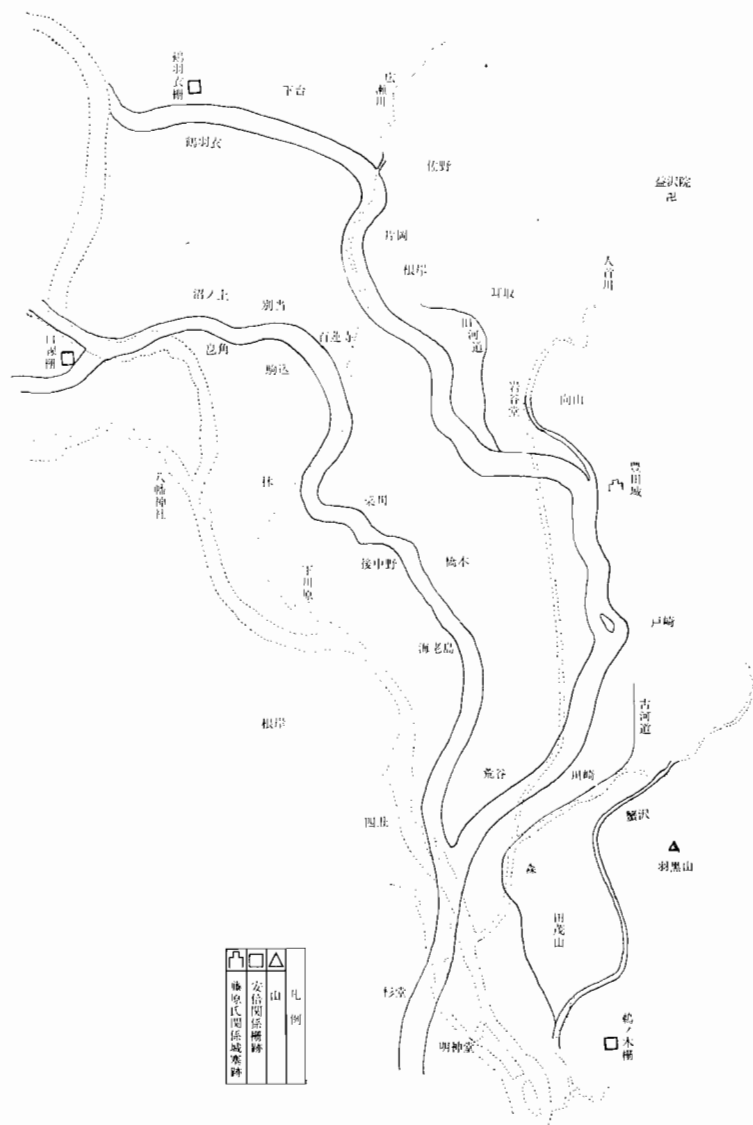
その後、江刺平野下流部における本川の河道は、[※]戸崎上流附近において西南流に転じ、同荒谷南岸を経て更に右岸に偏し、右岸[※]杉堂等に至り、胆沢川は殆ど原始期の河道によっていることが推考されるのである。（第四四図）

従って、[※]戸崎は新旧両河道の間に取り残されるに至っ

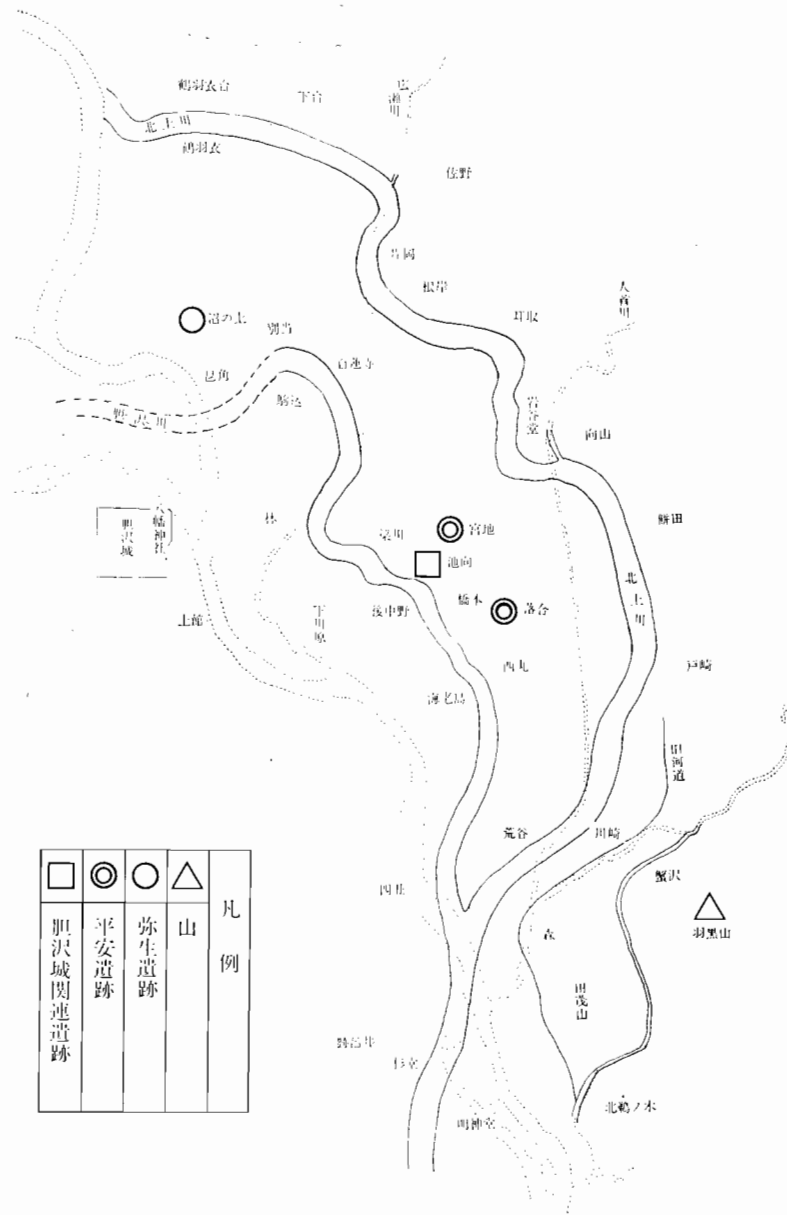


19 胆沢川旧河道（沼ノ上）

江刺市愛宕沼ノ上



第44図 江刺地区河道（上代）



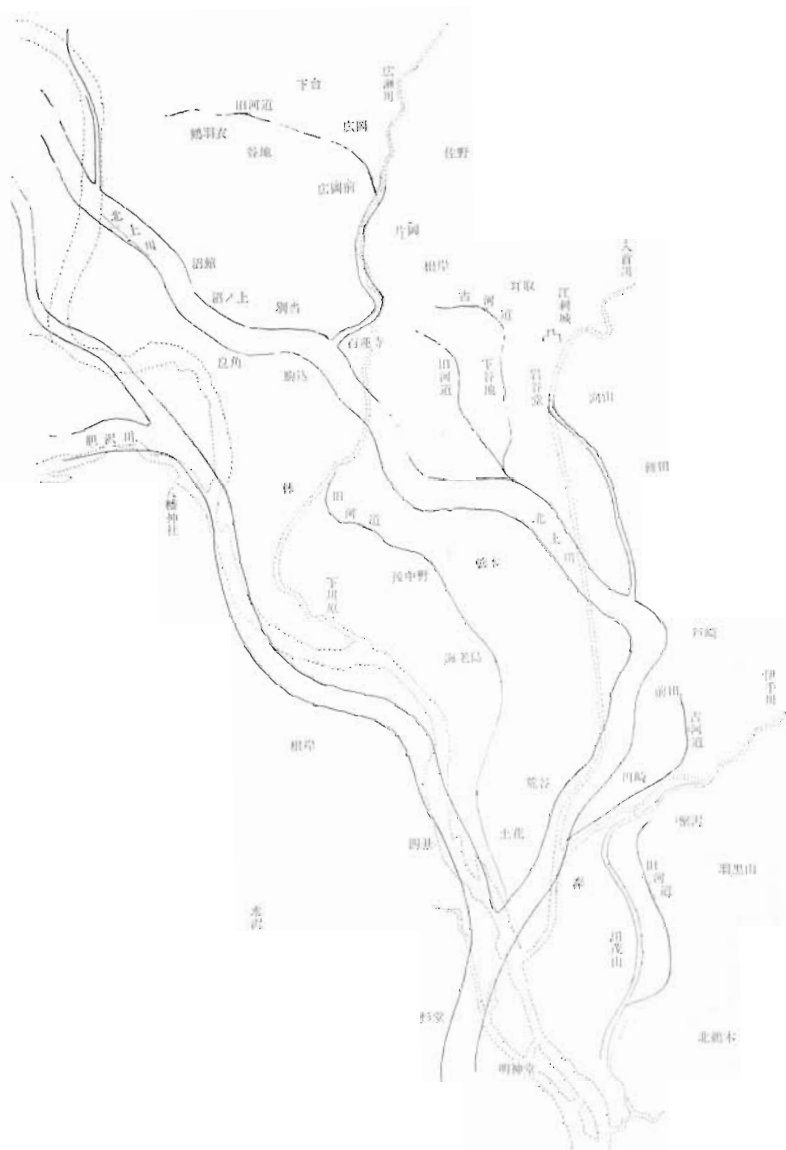
第43図 江刺地区河道（古代）

第二章 旧河道の変遷

胆沢川が、同時代に至るも依然として別河道によつて南流することは、延暦二年（八〇二）征夷大將軍坂上田村麻呂によつて胆沢城が造建されるところであるが、（胆沢城は胆沢川による水利に恵まれた、胆沢扇状地北部平野の中央に置かれている）同城と時代を共にする須江器、木簡等の出土する落合遺跡並に土師、須江器等と共に堀井等の出土せる宮地遺跡等と數百メートルの距離にあり、池向城塞趾は^併、胆沢川を越えて左岸に設けられたところの、胆沢城の枝城（通称北館）と伝承され、史家の認むるところでもあり、明らかである。

A black and white photograph of a rural landscape. In the foreground, a concrete drainage ditch runs alongside a road with a metal guardrail. The ditch contains water and some debris. In the background, there are trees, a small building, and several tall utility poles with power lines stretching across the sky.

江刺市
岩谷堂 豊田城附近



第45图 江刺地区河道（中世代）

部において河道変遷が起り、字根岸、耳取等の山麓における旧河道には山地より流出する谷水等を集めて泳れる小川を残し、本川は沖合（右岸側）に移動するに至ったのである。（第四五図）

しかし、安倍一族は、良く水利を考え、河川に近く城柵を築いているのである。同地区南部の鶴ノ木柵は北上川を支流手川を順下にし、奥州藤原氏の祖、亘理権太夫藤原経清は北上川に人首川の谷流する餅田に豊山城を築き、又、上流部に至り鶴羽衣柵を結んでいるのであるが、旧河道に關し、豊田城柵は次の如く記している。

豊田城址碑

此地也東西五十七步南北三十九步在昔亘理權太夫經清所城也經清戰死平泉之役以其子權太郎清衡有勤王之勳乃到奥之公郡復立之當時北上川在城之邊浮梁之跡今存東北有高山寺址東南有鎮崎祠白旗池俱事詳其内碑記多歷年所人不之立碑以爲焉

安永三年四月十五日

藩儒 田邊希元撰

江戸 三井親和書

江刺郡餅田邑人建之

とあり、豊田城下における北上川の所在を明らかにしているのである。更に、胆沢川右岸に同川及び北上川派川の合流点等に鳥海柵、白糸柵等が構築されている、これらの柵に拠つた安倍氏が亡び、更に、藤原氏一〇〇年の黄金文化期を経て、源頼朝の鎌倉期等、中世代四〇〇年間にわたる空白時代は河道変遷の経過等も収録するところなく殆ど不明である。しかるに、同期の河道を示唆する略図が前述するところの北上川調査報告書にある。しかし、説明文等は既に散逸して、その内容は明らかでない。しかし、同図に該当する河道が、航空写真の解説等を基礎とする現地調査によれば、東南流し来た北上川本川は沼館を経て同沼ノ上附近に至り胆沢川の旧河道に入り、同宮連寺の西



21 胆沢川旧河道

金ヶ崎町字龍場下



22 北上川旧河道（戸崎）

江刺市南郷字戸崎

第二章 旧河道の変遷

南部を経て、更に、南東流し同戸崎附近に至り従来の北上川本川河道に入り、川崎、荒谷等の間を南西流して、同杉ノ堂（右岸）方面に流下することは明かである。

従って、支川広瀬川は北上川の旧河道跡を南流し、宇百連寺北方で本川に合し、人首川は同餅田附近より更に本川旧河道に従って南下して、同戸崎北西附近で本川に合流するところである。胆沢川は、北上川の派川等と共に、八幡神社東崖下を南々東に流れ、根岸、四丑等を経て同杉ノ堂において北上川に合流せるところと推定されるのである。

従って、古来胆沢川の右岸にあり、胆沢城時代においては、その附層地として開拓されたところの宇駒込、林、下川原、後中野、海老嶋等（江刺市愛宕）の地域は胆沢川左岸地となるところである。（第四五図）

その後、更に、北上川本川が西遷し、その河道跡には広瀬川が入り蛇行するところである。

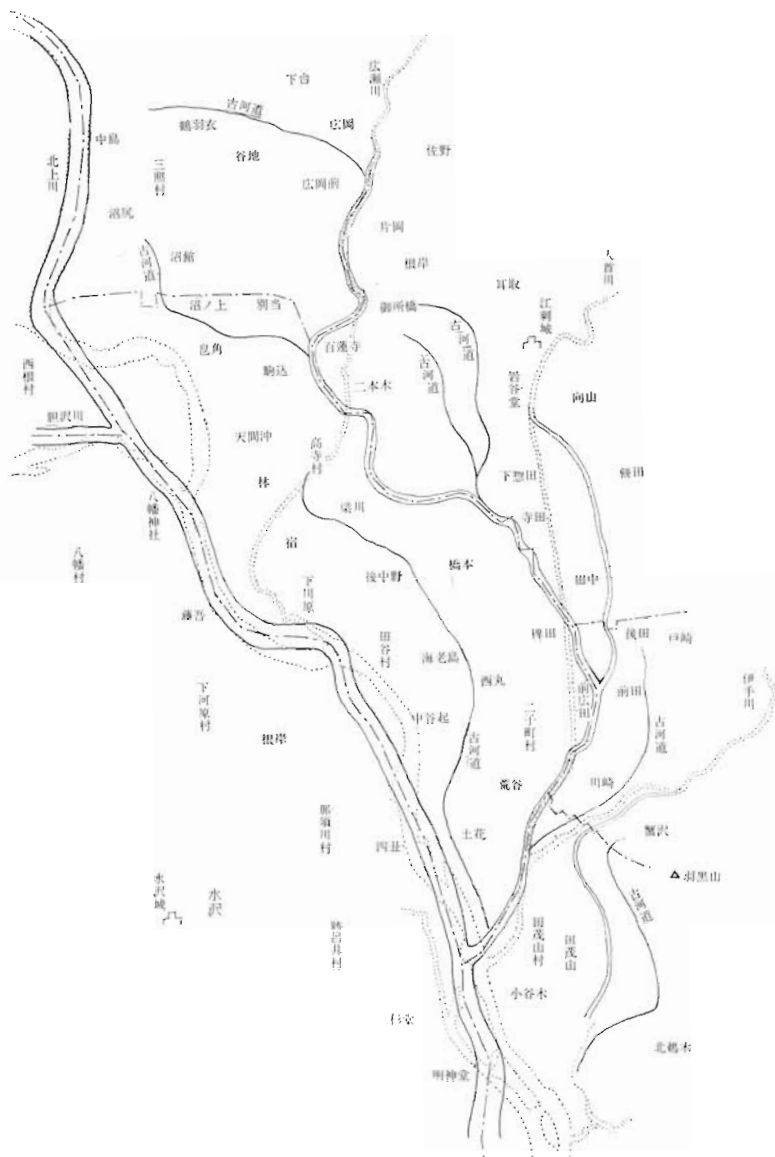
しかし、北上川の西遷に至った要因、時期等に関しては伝承、資料共まったく無く、推論さえも不可能である。



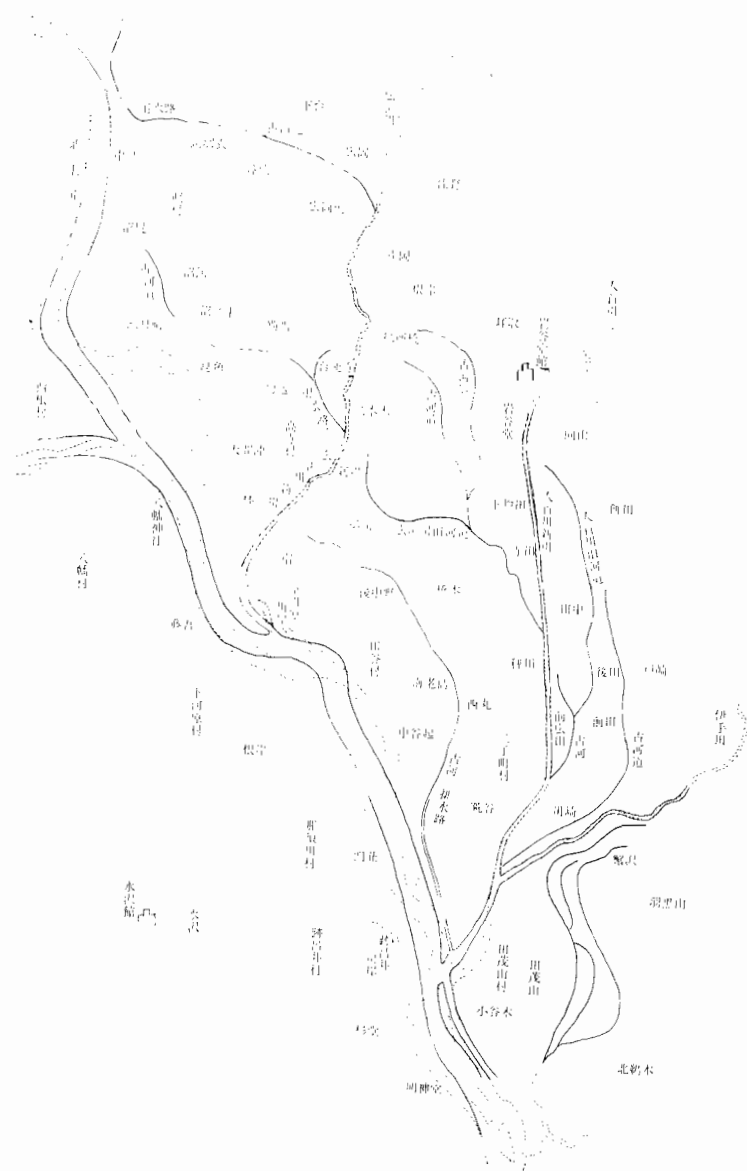
23 北上川

水沢市佐倉河藤吾附近

第二章 旧河道の変遷



第46図 江刺地区河道（寛永年）



第47图 江刺地区河道（近世中期）

しかるに、近世初期における北上川は、江刺平野の西縁に移動し、胆沢川と共に南々東に流下するところであり、寛永一九年（一、六四二）における検地の際には江刺、胆沢兩郡界は北上川を以って定められるところである。（第四六図）従つて、同年における北上川は後世の河道と殆ど同一地点にあつたことは明らかである。

更に、中世代における北上川本川の旧河道に從つて南東流する広瀬川は、片岡村（岩谷堂町）宇百連寺の北方より西、南へと彎流し更に蛇行して、同寺田、二子町村（愛宕）宇稗田等を経て同前広田に至り人首川を合せ、南西に方向を転じ、胆沢郡跡呂井村（水沢市）宇杉ノ堂方面に流下して、左岸片岡、餅田（江刺市岩谷堂町）土谷村（同市田原）並びに右岸倉沢（同市稻瀬）高寺、田谷、二子町村（同愛宕）等の村境をなすところである。（附）

又旧、古河道跡等に残る小河川等は、用排水路として使用されると共に、字界等をなすところである⁽⁹⁾（第四七図）。その後、仙台藩は同地区内における中小河川の改修工事を起し⁽¹⁰⁾、広瀬川を御所橋附近で閉塞し、片岡村^字百連寺、二本木の間を開削し新河道を通し二本木南境で胆沢川の古河道に入れ、高寺村^字馬場先地先に導き、更に、同村^字林、宿等の間を開削して、同村^字下川原の西方に彎流する新河道とするとところであり、二本木に西隣して^字新川の地名を生ずるに至り、更に、広瀬川の旧河道跡に残る水路は村境として止められるところである。

同事によつて、片岡村の一部^半百連寺は新川の右岸に取り残され、同村の飛地となり、更に、同新川開削によつて高寺村の南部三分の一は同川の左岸地となり、高寺村川西、同川東の名称を産むに至つたのである。

又、人首川は片岡村^字向山西麓における重染寺狭窄部下流で旧川を締切り、同地点より^字下惣田、寺田、稗田地先等を直線に開削して、同前広田に至り旧来の河道に入れているのである。従つて、^字向山、餅田等の丘麓に残されるところの旧河道は丘陵地帯より来る陸水等を集めて南流するところとなり、更に、同丘陵附近の耕地に灌漑する用水



24 人 首 川

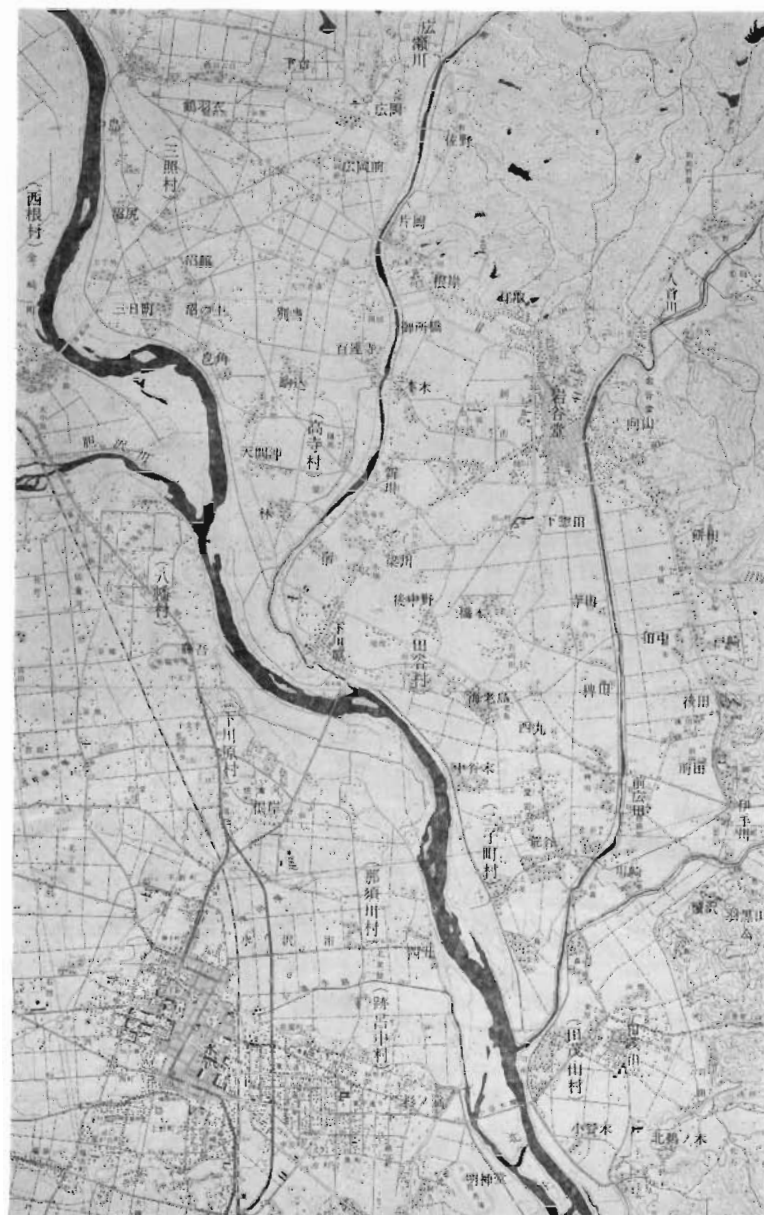
江刺市岩谷堂館山より



25 湾入する北上川

江刺市愛宕字皂角

北ノ川



第48図 江刺地区河道（現況）

路に転用されるところである。

伊手川は、宇賀沢西方を縁て田茂山東隣を南流するところであったが、同工事（人首川河道付替）によって宇賀沢附近より新河道によって、西流に替えられ宇賀（水沢市羽田町）附近において人首川に入れるところである。

又、北上川、胆沢川等の洪水により胆沢川の河道が甚しく左岸に侵入して、旧態（寛永一九年検地当時）を止むるところでないから、近世中期以来数次にわたり、高寺村は対岸西根、八幡村等と境界論争に及ぶところである。

同末期の記録によれば高寺村は数一〇町歩の耕地、原野等と共に百姓屋敷五戸を失っているのである⁽¹⁾。しかし、同地域以外においては、伊達氏所領以来、藩制によるところの治水対策によって河道の変化は殆ど見られない。（第四八図）

更に、明治初期における内務省直轄施工の北上川低水工事は、河道を修正し、河川巾を一定にするところであり、同工事完成以来河状は安定し、昭和二三、二三年等の興状洪水等によるも河道の変化は見られない。

註 (イ) 文化財調査班提供資料

- (ロ) 岩手県資料
- (ハ) 文部省遺跡地図（岩手県）
- (ニ) 現地調査記録
- (ホ) 発掘調査記録（昭和二十四年）
- (ヘ) 豊田城跡の碑
- (コ) 司東氏資料
- (ケ) 佐嶋文書
- (ク) 齊藤氏資料

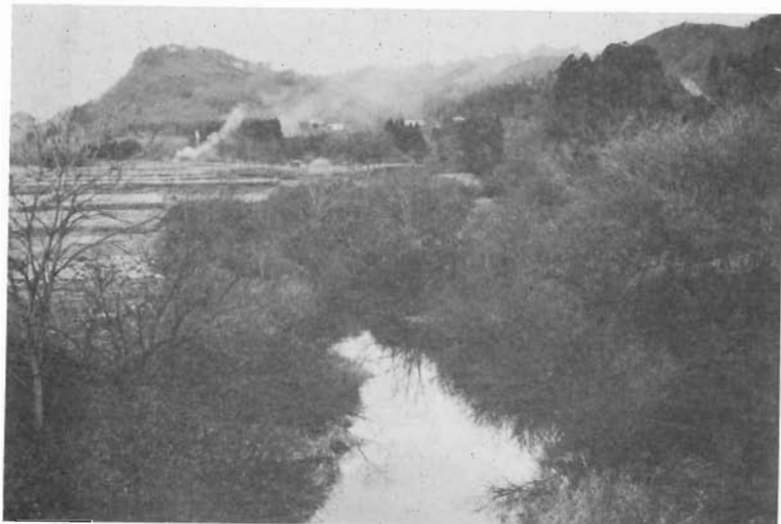
(四) 三ヶ尻、稲瀬地区

三ヶ尻、稲瀬地区における北上川は、左岸は北上山地西麓の北上市稲瀬町地内元下門岡村^及江刺市稲瀬元三照村等の西岸^並に右岸北上市相去町地先^及胆沢郡金ヶ崎町元三ヶ尻村地内における河岸平野の東縁等に沿うて迂曲南流するところである。

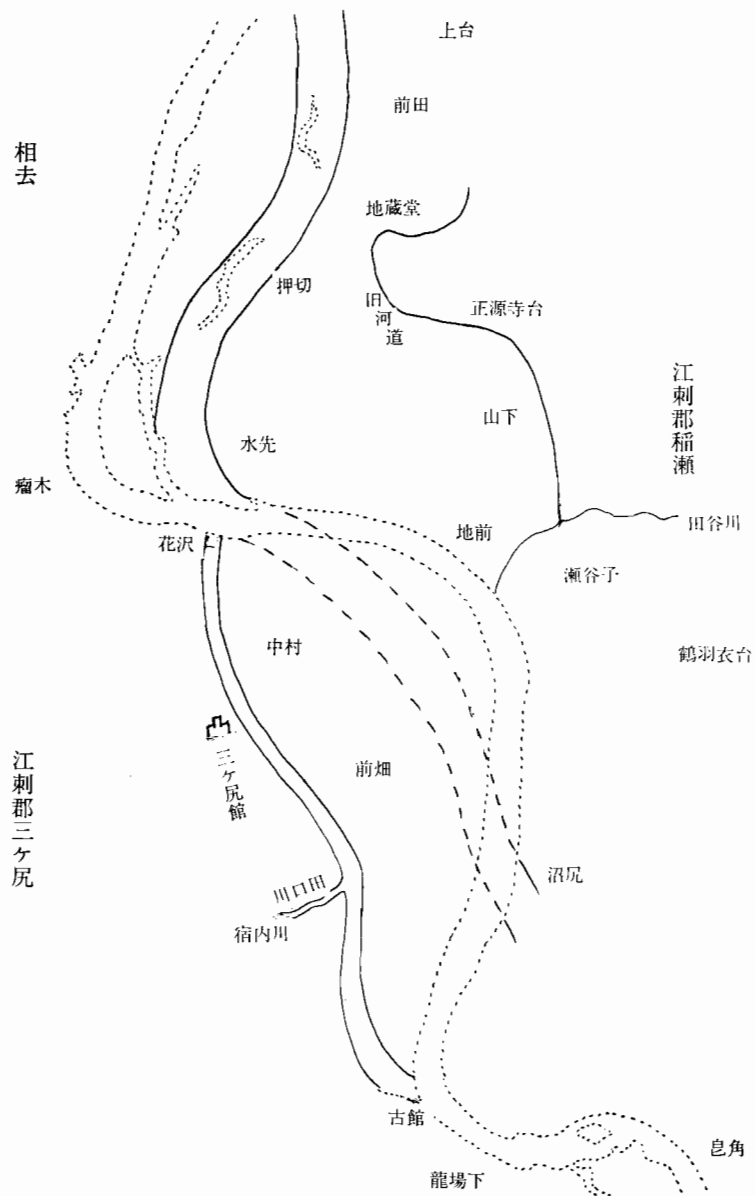
同地区における初期河道跡は、北上山地西縁^上台、正源寺台等の丘麓に沿うて南流し、同瀬谷子附近を経て江刺地区^宇鶴羽衣台下等に至ったところで、凹地を形成し痕跡を止むるところである⁽¹⁾。

従って、^宇地藏堂、押切、水押、地前等の小集落地は、中央山脈東麓の一部を形成し右岸地に属するところである。（第四九図）

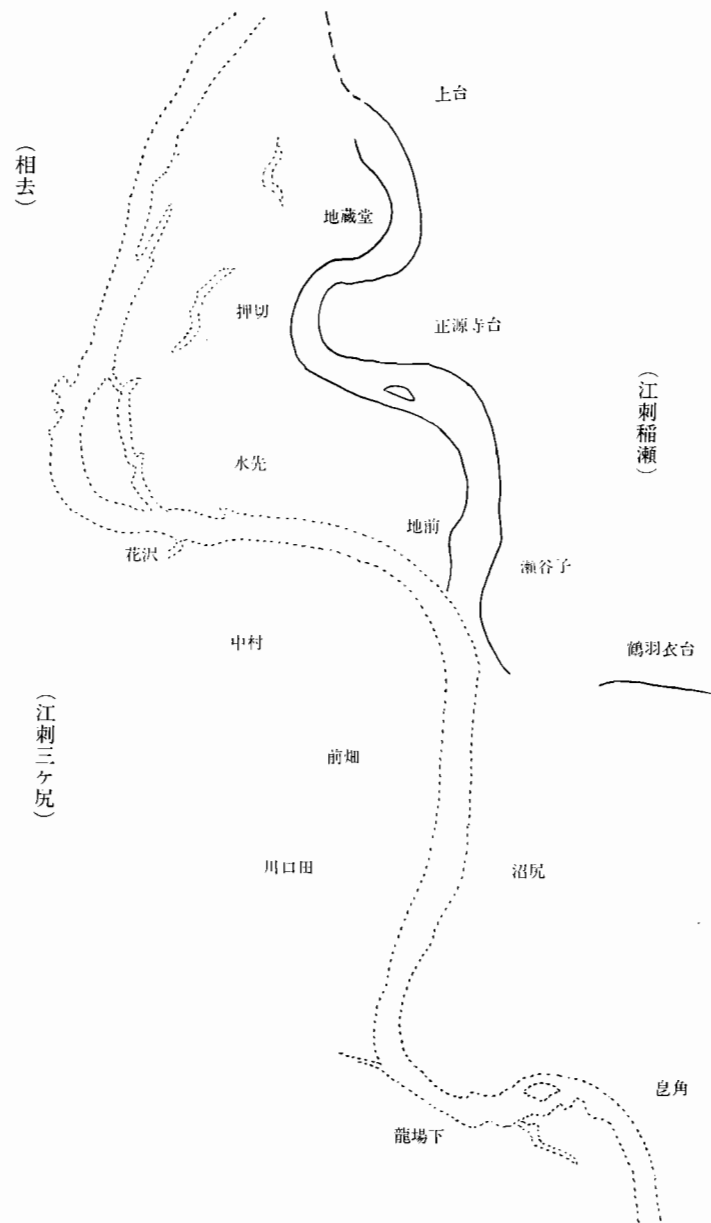
その後における洪水等に起因するところであろうか、河道は著しく西遷し北上山地丘麓を離れ、江刺市稲瀬^宇地藏堂、押切等の西岸を南々西に流れ、更に、同水先地先を迂廻し南東流に転じ、同地先南部より江刺地区^宇沼尻方面に



26 稲瀬町字金附における旧河道



第50図 三ヶ尻、稲瀬地区河道（上代、中世代）



第49図 三ヶ尻、稲瀬地区河道（原始）

第二章 旧河道の変遷
東流することが推定されるのである。

しかるに、同地域（宇水先／沼尻間等）はその後における河道変遷及び現河道等によって攪乱され痕跡は殆ど不明



27 丸子館下における旧河道

である。

更に、右岸胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻^字花沢における派川は段丘崖の東麓に沿うて南流し、宿内川と合し、尚、南下して胆沢川に入り、三ヶ尻^字中村、前畑等は同派川の左岸地となるとある。(第五〇図)

しかし、中世代においては、派川右岸の丘陵における丸子館^(字清永端)に拠る三ヶ尻氏^(葛西氏の一族「葛西七党の一人江刺氏」の庶流で一、四四〇年代の入部)の支配地に属するところであり、両地域における往来は、同派川を渡船により連絡すと伝えるところである。

(註) ^字中村地内南部の某氏宅には舟繋石と称される大石二箇があり、屋敷神として奉祀されている。

しかるに、三ヶ尻氏の権勢は^字中村、前畑等に東隣する江刺地区^字沼尻等まで及んだ形跡等は更にはない。従って、同地域^{及び}沼尻等の間に越え難い一線、即ち、北上川があったことは明らかであり、同三ヶ尻氏はこの北上川を利し、問屋等を経営するところである。

天正一八年(一、五九〇)豊臣秀吉の奥州仕置に際し、三ヶ尻氏は城地領土を失うことなく、更に、秀吉の代官浅野長政によって、従前の如く問屋経営を次の如く公許されるところである。

以上

其方事 諸公事 令ニ免許一候 如ニ先々一 問屋以下可レ致ニ其沙汰一 聊不レ可レ有ニ異儀一者也

彈正少弼長政 花押

天正十八、九月廿九日

三ヶ尻加賀

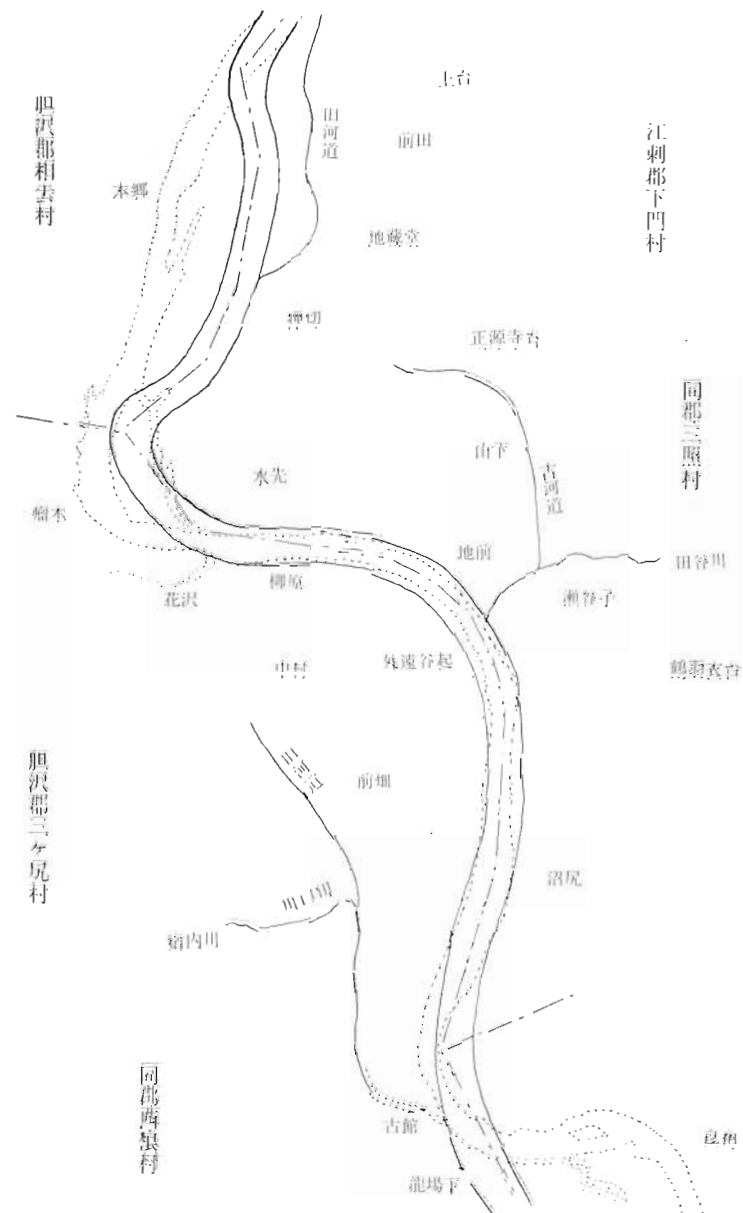
とある。

従って、三ヶ尻加賀恒逢は北上川による舟運等を掌握し問屋を経営せることは、三ヶ尻氏の居館丸子館周辺に北上川本川のあったことは言うまでもないが、痕跡の確認は不可能である。しかし、同地域^字中村、前畑等の東岸における北上川の所在は確言出来るところである。

しかるに、寛永一九年(一、六四一)における伊達領検地による境界設定は、さきにも述べる如く、北上川等の流心を以って行われたことは、同地区ともいえる同様である。従って、胆沢、江刺両郡における新郡界は、当時の北上川の河道線であることに誤りないところである。

同郡界線による河道は、旧江刺郡三照村^字押切附近は右岸への彎曲が更に進み、旧胆沢郡三ヶ尻村^字瘤木附近を深く浸蝕し、同花沢北岸に激突して流向を東に転じ、左岸三照村^字地前地先に至り、更に、南流に変わり、^字前畑^{及び}沼尻等の間を経て、旧胆沢郡西根村(金ヶ崎町)^字竜馬下南方で胆沢川に合流するところである。(第五一図)

従って、右岸三ヶ尻村^字花沢、中村等の地先には^字柳原、外遠谷起等の広大な谷起地が形成されるに至ったのである。



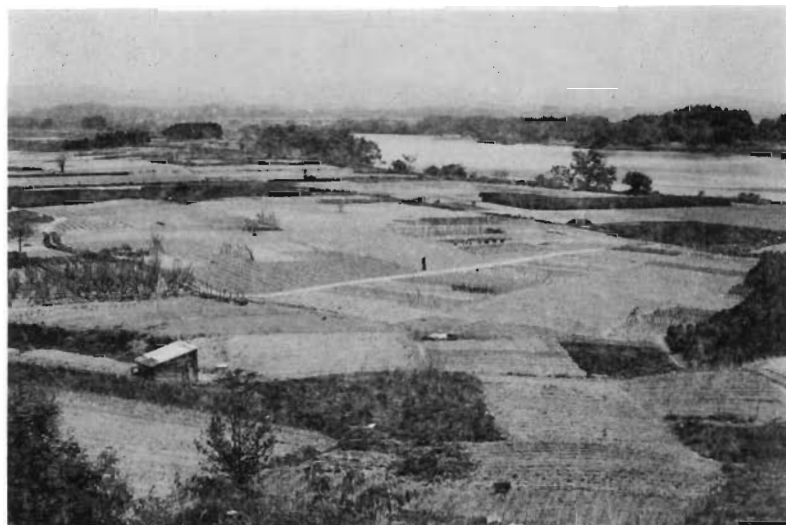
第51図 相去村本都附近河道（近世初期）

その後、近世中、後期等における洪水に因るところである。右岸旧相去村^字本郷地先が甚しく浸蝕され、更に、^字押切附近が多く派川の派川となり、河状が乱れ、流心が一定するところもなく、黒沢尻川岸より下航する艀船頭共等は「黒瀬」と称し最も難所とするところである。（第五二図）

同黒瀬は、内務省直轄施工の北上川低水工事によって、（同地区の施工は、明治一九年以降である）河道が修正され、右岸側派川を本流とし、既に述べる如く（第二輯）多数の水制を布設し、更に、頭部を連繫して流路幅を一定にすると共に流形を正し、乱流する派川を総て締切り、古河道等には堰堤を築き、水流を一本としてより左、右岸等の浸蝕も亦、停止し、安定するところである。（第五三図）

その後における昭和二二、二三年等の洪水においても河道に変化を起すところではない。

註 (イ) 踏査記録（昭和二二年以降）
(ロ) 岩手県史



28 北上川右岸三ヶ尻地先における谷起

四、和賀地方

和賀地方（岩腸より右岸二子附近まで凡そ九杆の区間）は河道と河岸の比高が全般的に高く、河道の変遷等は不明であり、明確な河道痕跡等は残されていない。

北上市北郊外（孫屋敷東方河岸地帯）及び二子等の地域は非常に良く発達した砂層地帯である。

同地域は洪水氾濫原であり、河道痕跡として確認されるところではないが、同二子上流右岸における断崖の影響によって洪水時における流砂の堆積により造成されたところか、（西磐井郡花泉町日形と同様に構成されたところか）、疑問があり後考のため記するところである。

五、稗貫地方

同地方のうち、石鳥谷地区は河道の変遷が著しく、殊に、左岸の如きは同地域の総てが河床の感さえあり、花巻地区は人工による河道の変遷と言えるところである、同市右岸外台地区は、左岸島長根、東十二丁目、更木等と共に、河道変遷が甚しく想像に絶するところである。しかし、同地域は自然の破壊を人力によって防止し得た典型とも言えるところであらう。

（一）外台地区

花巻市東郊における北上川は、市街地の北方、同市高木蛇子塚において猿ヶ石川を合流し、同地先を南流して朝日橋をすぎ、右支豊沢川を入れ、更に、同市南郊外台（右岸）東岸に沿うて南下し、その南端附近に至り流向を南東に転じ、左岸同市東十二丁目朴田地先に至り、再び、南流となり北上市更木、市ノ川原を経て、同舟渡地先を西より南に迂廻し、更に、同

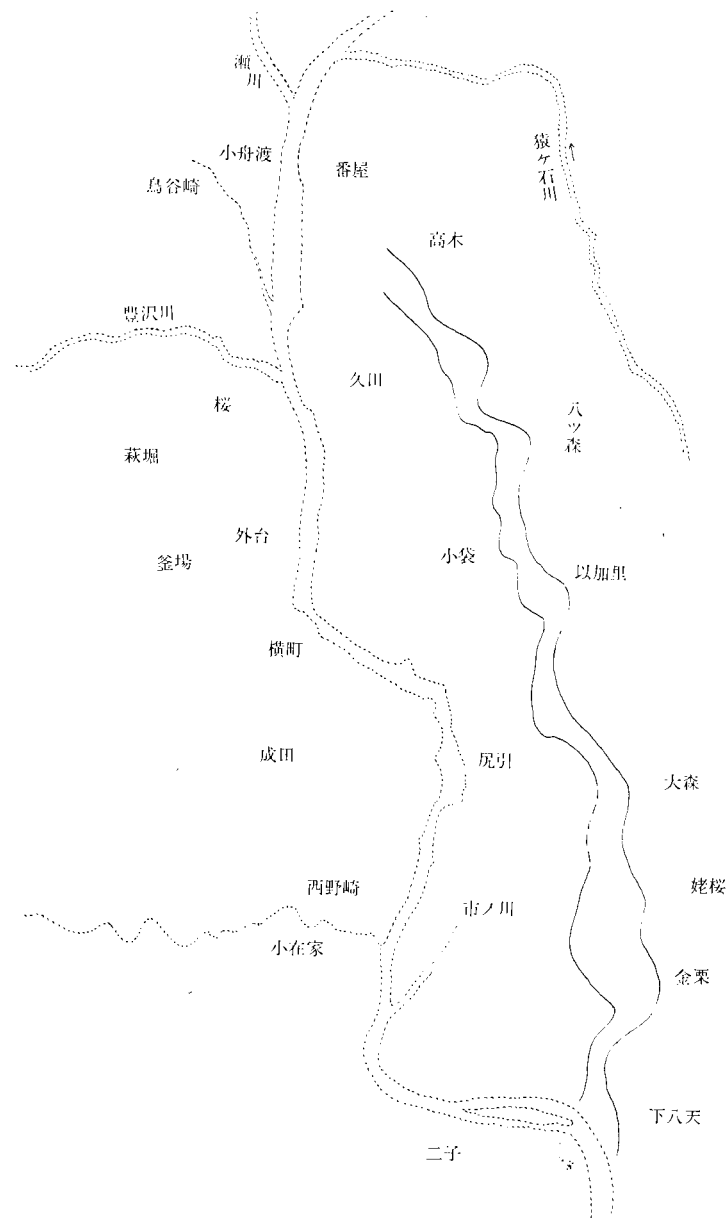
野沢地先で三度南流に転じ北上市立花方面に南下するところである。

同地区における古河道は、高木地内番屋南方で同地域内に入り、北上山地西辺のハッ森、以加里、大森、姥猿、金栗等の丘陵に沿うて南流し、更木地内野沢附近に至ったところである。（第五四図）

その後、洪水等に起因するところであらうか、河道は一転して沖積平野の中央部に移動し、旧河道跡には、後に、蒼前、前平、久保、中島等と称されるに至ったところの低地が形成されるところである。



29 外台地区河道痕跡



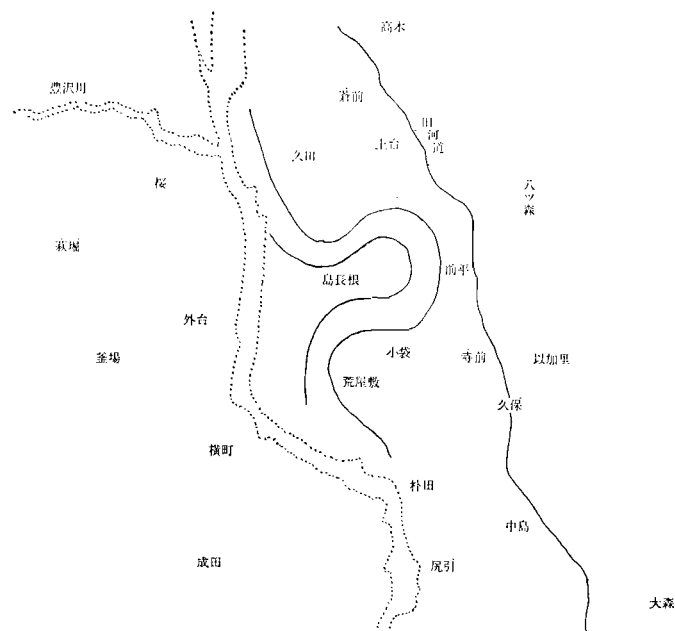
第54図 外台（花巻）地区河道（原始期）

沖積平野における新河道は、花巻地区（別項）の流末による影響であろう、高木地区久田の西岸より南岸に深く彎入し、更に、前平、小袋等の西岸及び北岸を経て荒屋敷西岸で南流に転ずる蛇行河川を形成するところである。（第五五図）

従って、三方河流によって囲繞されるに至つたところの^宇島長根は右岸下根子地域に接続する所であり、島村と称され外台村等と共に東十二丁目とも称されたところで邦内郷村志外台村の条に次の如くある。

外台村
東限ニ北上川一 西向下根子村 南成田村
北川口村
古来以ニ島村一號ニ東十二丁目一 是北上川
流ニ照井沼一 與ニ當村一接レ地也 云々
とあり、更に、東十二丁目の条には次の如くある。

東十二丁目村 島村也 （抜）
此島村 昔ニ東十二丁目村一属ニ千西一云々と、いづれも島村は北上川の西、右岸に属す
第二章 旧河道の変遷



第55図 外台（花巻）地区河道（古代）

第二章 旧河道の変遷

る地域としている。

又、旧河道に残る照井沼は、島長根の東、小袋に接し、その北岸にあり、同書に次の如くあるところである。

照井沼

検ニ此地形ニ往古北上川流ニ此処ニ自然倚レ
西其跡成レ沼乎 自ニ沼中ニ出ニ白鮒一 今
不レ生 大田螺最名産也

とあり、古来北上川の河跡湖と称され、三日月形の池沼である。

その後、河道は更に西に移動し、豊沢川合流点附近より外台地内を縦断して南下し、同地内南部半横町地先の段丘崖に直突して、獅子鼻淵を形成し、更に、急転して東流となり、古代河川の河道に入り南流するに至ったから、島長根、外台地内の一部等は本川の左岸地となり、旧河道跡は、後世において後川原、古河、新田、鹿鼻、中川原等と称される低地及び前述の照井沼等を残すところである。(第五六図)

更に、獅子鼻淵を眼下にする段丘崖には、中

世に至り地方武士が居館を設け抱るところである。同書外台村の条に

故館

在ニ獅子鼻淵上北上川南岸ニ 東又古河水所
ニ流敷 切岸高峙矣 濠築地荒残焉 相伝此
城主伊藤氏也

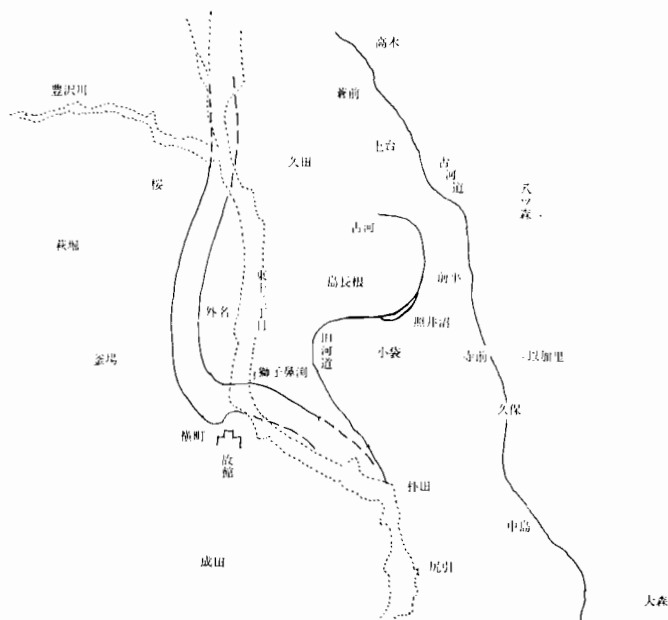
とある如く要害を形成しているところである。

しかるに、その後、更に河道は西方に移動を続け、近世中期末には、さきに南部氏が新領地経営のため築造するところの鳥谷ヶ崎城及び二子古城を結ぶ直線道路の下部まで欠け込むところとなり、南部氏によって護岸等の工事が施工されている。(第五七図)

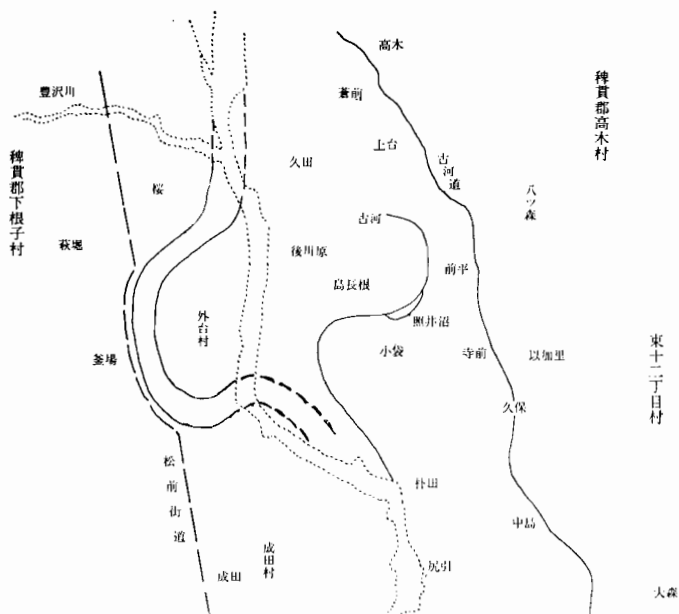
一、北上川外臺村街道下ニ欠込候ニ付、盛岡
御普請奉行川井九藏様同役花巻御奉行藤
根金左衛門様下役猫塚武兵衛様并竹村平
内様右御人数御出御見分之上御普請被成
候右格別之御上物ニ而当文当村より茂な
ふり木数本剪賦被成候

宝暦元年末(一、七五一)

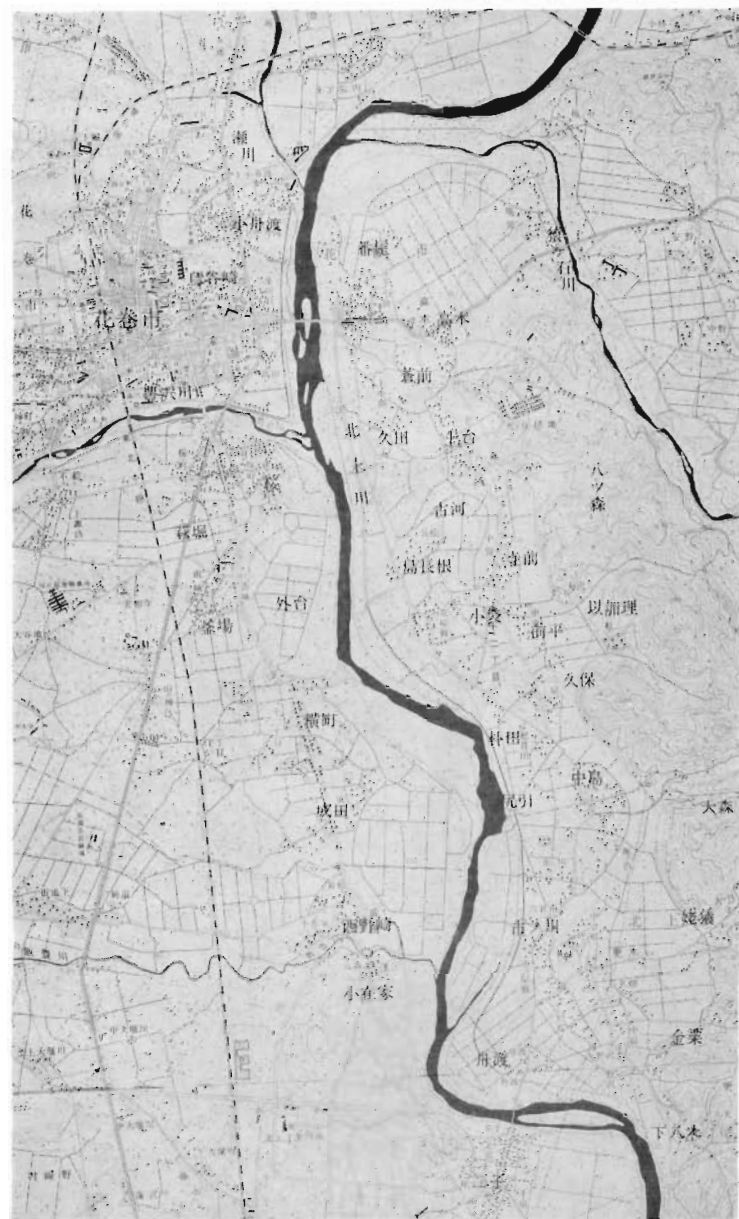
第二章 旧河道の変遷



第56図 外台(花巻)地区河道(中世)



第57図 外台(花巻)地区河道(近世 天明年以前)



第60图 外台(花卷)地区河道(现况)

ところであるが、河床の低下に因るのであろうか、河身の移動は殆ど見られないところである。(第六〇図)

註
(イ) 新
川
文
書

(口) 竹村文書

(二) 花卷地区

花巻市所管地内上流部における北上川は、稗貫郡石鳥谷町地内より南流し来り、市町界東雲橋を経て、同市元葛村地先で東流に転じ、同田力村を北より東に彎流し、更に、同庫理、上似内二村の東岸を南西流して元下似内村地先に至り、流路を南に転じ朝日橋を経て豊沢川合流点等に至るところである。

同地区における地勢は、石鳥谷町元江曾村^並びに花巻市元東、西宮野目村等、殆ど平坦な丘陵地帯であり、東方に連る旧村葛、庫理等の地域は低平な河岸平野である。(国道四号距離標五〇二軒地点、西宮野目における標高は九一・六米であり、同地点東方四軒、元田力村^字馬立北方水田においては標高七九・七米である。その差一一・九米)

更に、兩地域における地質構造も亦異り、東、西宮野目村等の丘陵地帯は、第三紀層を基盤とする沖積層であり、低平な河岸平野は北上川の洪水氾濫等によつて造成された地域であり、殆どが堆積土砂等によつて構成されるところの地層である。

同地域における河道変遷及び河道切替工事等は、既に詳述するところであり、（第一輯第三章萬水工事篇）重述を要するところでないが、同地域における古河道は、同段丘崖の東麓に沿うて南流し、右支瀬川合流点における本館附近において西流に転じ愛宕下（花巻市）に至っているのである⁹⁾。



30 古河道跡

愛宕山より上流を望む

同書によれば、西宮野目村等の東崖下を流れた北上川が、本館附近で西流に転じ愛宕下に至るところとしているが、西宮野目等における丘麓の葛、北飯豊、上似内、下似内等の地域は、北上川における洪水氾濫原であり、地層の攪乱が甚しく河道痕跡等の追及は殆ど不可能であり、未だ、確認に至らない。

しかるに、花巻空港東方丘麓において近年多量の砂利採取が行われ、古河道跡を推考されるものがある。

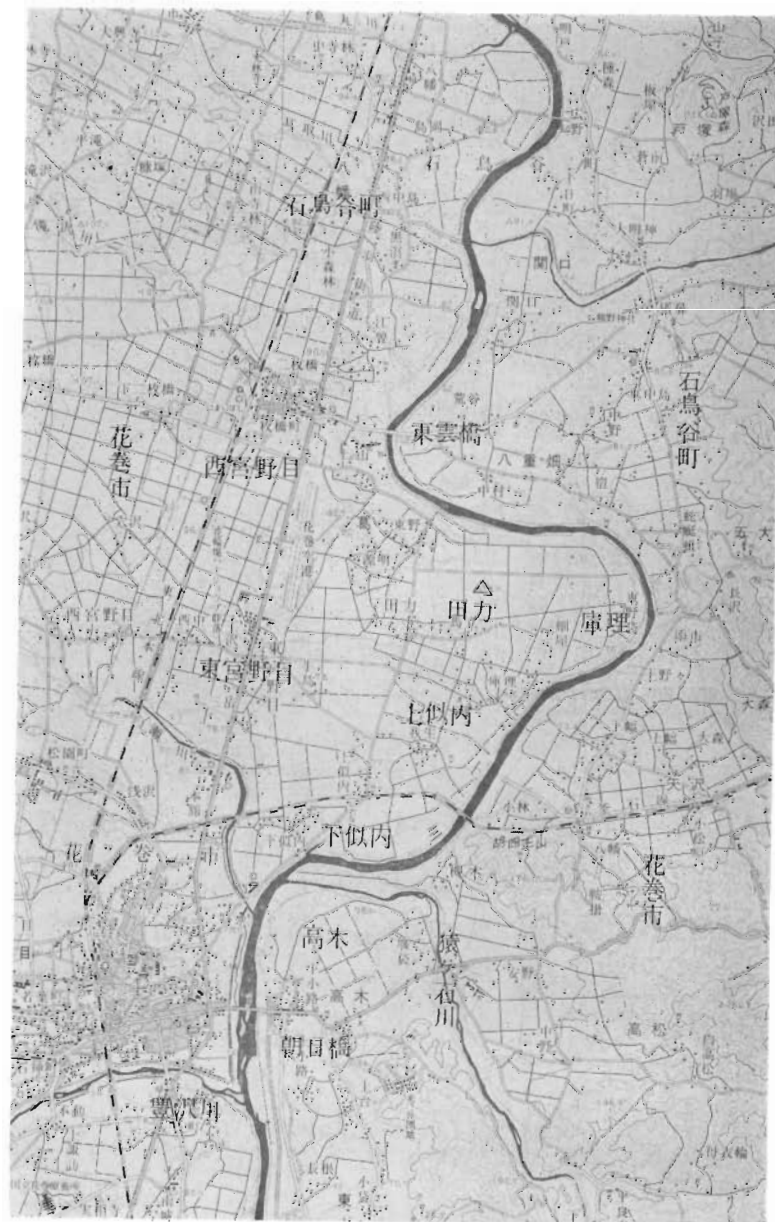
しかし、一小地域における砂利の掘削を以って古河道跡と断定しがたいが、記して後考の資とするところである。

明治前期における岩手県の調査によれば、その報告書

とある。

花巻村（再掲、抜）
其昔北上川自ニ瀬川本館辺ニ西折流廻、十八ヶ崎城下、愛宕下、瑞興寺寺場北岸、廻ニ城下ニ而南下

（註）第二節「十八ヶ崎城下における愛宕山下及び瑞興寺寺場の北岸を経て、更に、十八ヶ崎城下を廻って南流す」と言うのであろう。



第61図 花巻地区地勢図

〔調査書〕に次の如く葛、田力、庫理村等の外周を彎流する河道を伝えているのである^(四)。

〔第六二図〕

神嘗郡花巻町辺に於ては、往昔、北上川の流路は現時猿ヶ石川合流の北部より西に折れ市街の背部にある丘陵愛宕山下、瑞興寺の傍云々

としているのである。

同河道は、何時頃変遷するか？明らかでないが、近世初期においては、十八ヶ崎北側の彎流は、稍々、東方に移り愛宕山下における四日町、一日市町等の東裏を流れ、洪水時の氾濫がこれらの市井を浸こと甚しく、その対策として北上川の河道切替を計画し、正保二年（一、六四五）

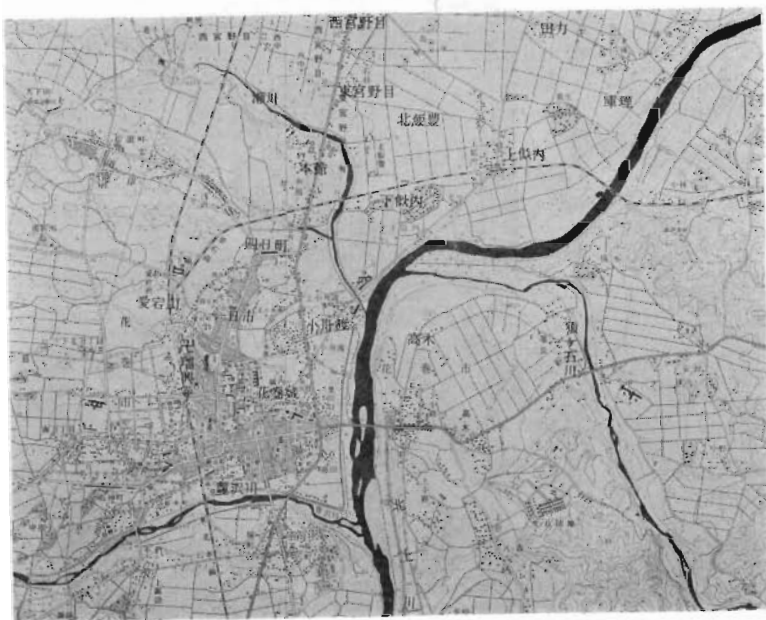
花巻城代織笠斎宮によって、上似内附近より元高木村^字小舟渡東方が開削されるところである。（第六三図）

しかし、測量の不備によって通水するに至らず放棄されるに至ったのである。

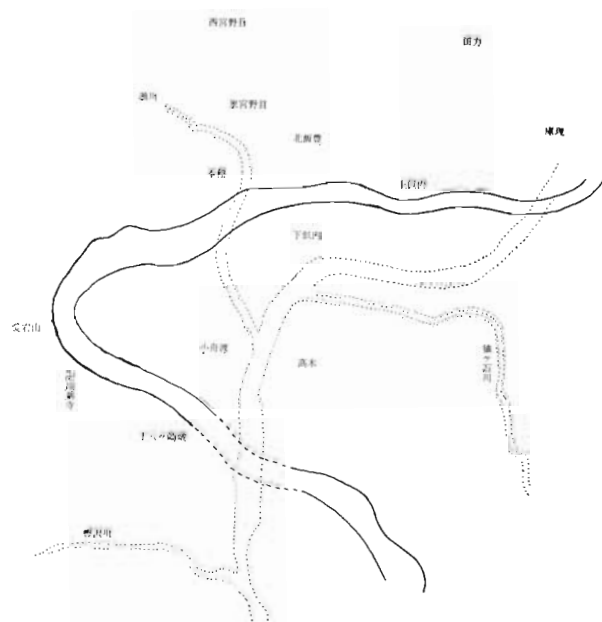
その後、寛文一二年（一、六七二）に至り、同城代四戸金石衛門によって、^字小舟渡北方を開削し新川とするも、



第63図 花巻地区河道（近世初期）



第64図 花巻地区河道（現況）



第62図 花巻地区河道（古代）

第二章 旧河道の変遷

より、高木村の西部を横断する河道開削に成功し、旧河道を三條で締切り河道を一新するに至らしめたのである。(第六四図)

その後における河道変遷及び大規模の河川改修等は殆どなく、明治前期において施工されるところの内務省工事等も、同地域においては行われるところでない。

昭和二十年代における瀬川付替工事は近世代における北上川旧河道に成立する花巻市街(四日市、

一日市等)の洪水対策として施工されるところであり、北上川本川に及ぶところではない。

註 (イ) 奥々風土記

(四) 河川調査書

(三) 石鳥谷地区

稗貫郡北部における北上川は、紫波郡南境の彦部、南日詰地先等の變流を経て、稍々西に扁して南流し、石鳥谷町



31 四戸金右衛門開削の新川跡
昭和47年改修後の状況

大正橋下流で南流となり更に蛇行して、同町地内における井戸向橋、東雲橋等を経て東流に転し、同町蛇蛭蛆に至り、同地先において南流となり花巻地区に流下するところである。

同地区における古河道は、北上山地西縁における紫波郡彦部野上附近より、稗貫郡新堀地内における上郷、塚原、石劔、山子、板屋、上野、土井場及び八重畑地内曲谷地、山根等に至る北上山地丘麓を最東線とするところであり、これに平行する右岸線も断続的に見られ、河道幅等も推定されるが、同地区における河川幅は、この地域(推定される河川幅)に限定されるところではなく、右岸線の更に西方にも及ぶところであろう。(第六五図)

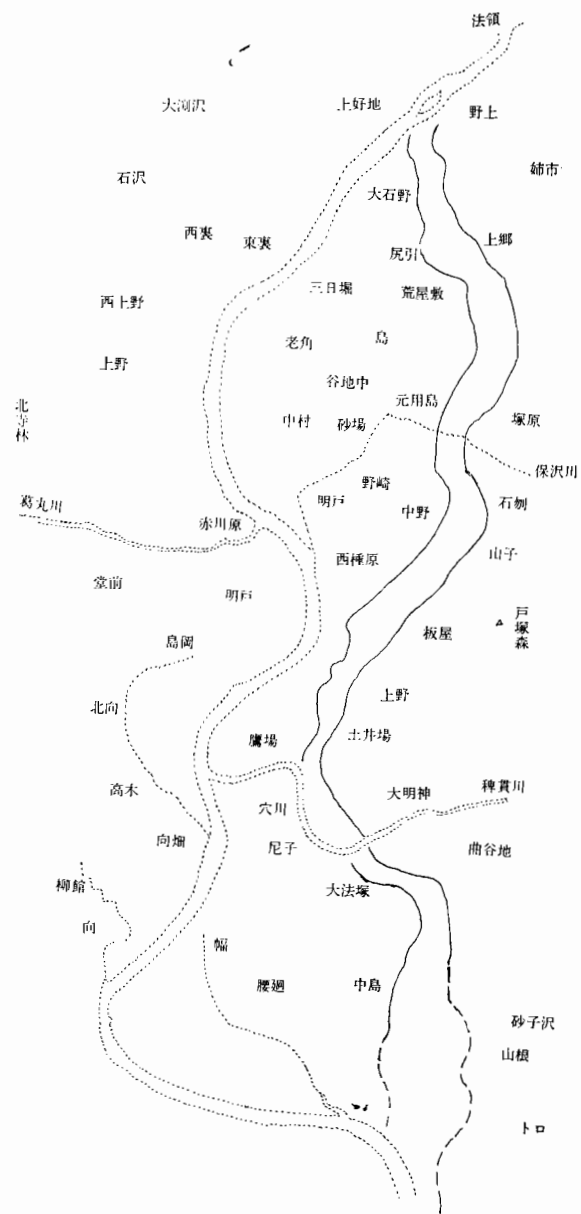
それは同地域における集落大石野、荒屋敷、野崎等における基礎地盤の殆どが、有機質腐蝕土等であり、地下一〜二米に及べば砂利、砂層等であつて、洪水等によって堆積造成されたところの居揚、自然堤防等の微高地に成立するところである。

従つて、同地区における沖積平野の殆どは北上川の蛇行原であり、比較的長期にわたる河流の痕跡の、低地として残るところが、前述の河道跡である。

その後、同地区における河道は一転して中央山脈の東麓に変わり、紫波郡境に

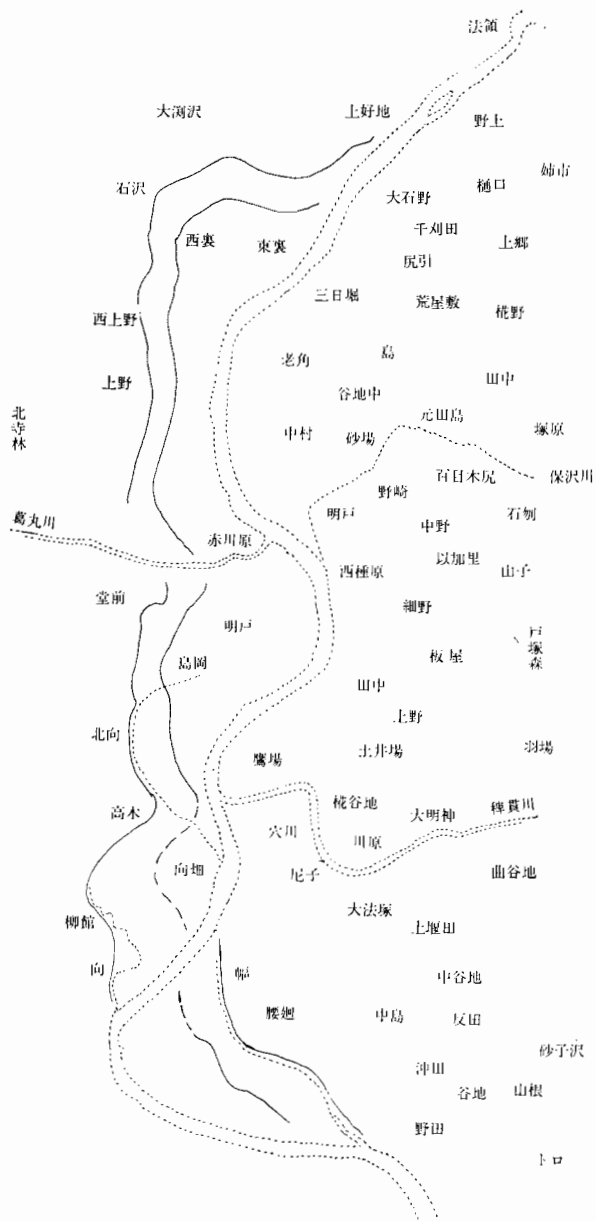


32 新堀字百目木尻附近旧河道跡



第65図 石鳥谷地区河道（初期）

い近穂貫郡石鳥谷町上好地より右岸に深く侵入し、同町石沢、西上野、堂前、北向等の段丘崖東麓に沿うて南流し、更に、高木、柳館等の東岸を経て八重畑地内幅、腰廻等の南岸に沿うて同館に至り従来の河道に入り南流するところとなり、旧河道跡は、後世において千刈田、桃野、田中、百目木尻、以加里、細野、田中、桃谷地、上堰田、中谷地反田、沖田、野田等と称されるところの低湿地として残るところである。（第六六図）



第66図 石鳥谷地区河道（古代、上代）

しかるに、近世初頭三戸南部氏が同地方を領し、新領地経営に当り設定するところの郷村界は北上川等を以て定むるところが多い、従って、中世末、近世初頭等における北上川は、既に、現河道に近い位置に三転し、中央山脈東麓における河道は姿を消していることは明らかである。

そして、旧河道は、後に、川原、新田、堀田町、田屋、落合、芦原、南田、桜淵、町田、古川等と称される水田地



33 石鳥谷西裏

古河道跡と河岸段丘

における河道の変遷も亦、殆ど見るところでない。(第六八図)

六、紫波地方

紫波平野は北上川上流部における最大の平野である。

同地方における河道は、左岸北上山地西麓の旧河道と、その西方に稍々移動すると見られる現河道の二線にすぎない。

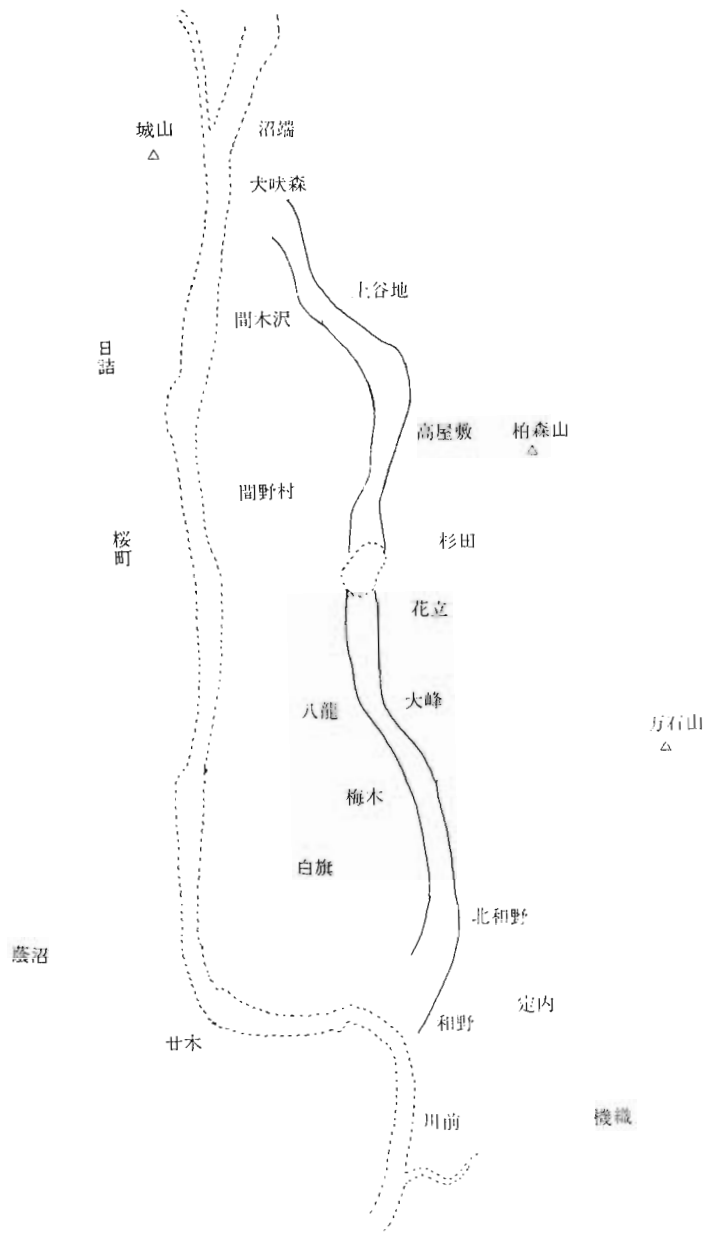
しかし、その移動は同一世代において起ったところと推定されるのである。

更に、同地方における特殊性は、右岸中央山脈の東麓に広大な河道痕跡を残し、肥沃な水田地帯を形成していることである。

(一) 星山、大巻地区

紫波郡紫波町星山、大巻附近における北上川は、同町大

吠森より殆ど南方に直流し、大巻南端地先太田附近で東流に急転し、更に、同大巻地内和野地先で再び南流に転じ、同町彦部地内に入り更に蛇行して南下するところである。



第69図 星山、大巻地区河道(古代)

同地区内における古河道については地下調査等も未だ進まず、資料等も整わず明確を欠くが、北上川流域における他の地域と殆ど同様に、紫波町城山対岸沼端下流附近で左岸犬吠森地内に入り、北上山地西部における同町上谷地、高屋敷、花立、大峯等の西麓に沿うて南流し、同北和野附近を経て現河道に入ることが推定されるところである。

(第六九図)

しかし、北和野附近の下流部の殆どは、その後における河道及び洪水氾濫等の痕跡が重複混乱し、旧河道跡は明らかでない。

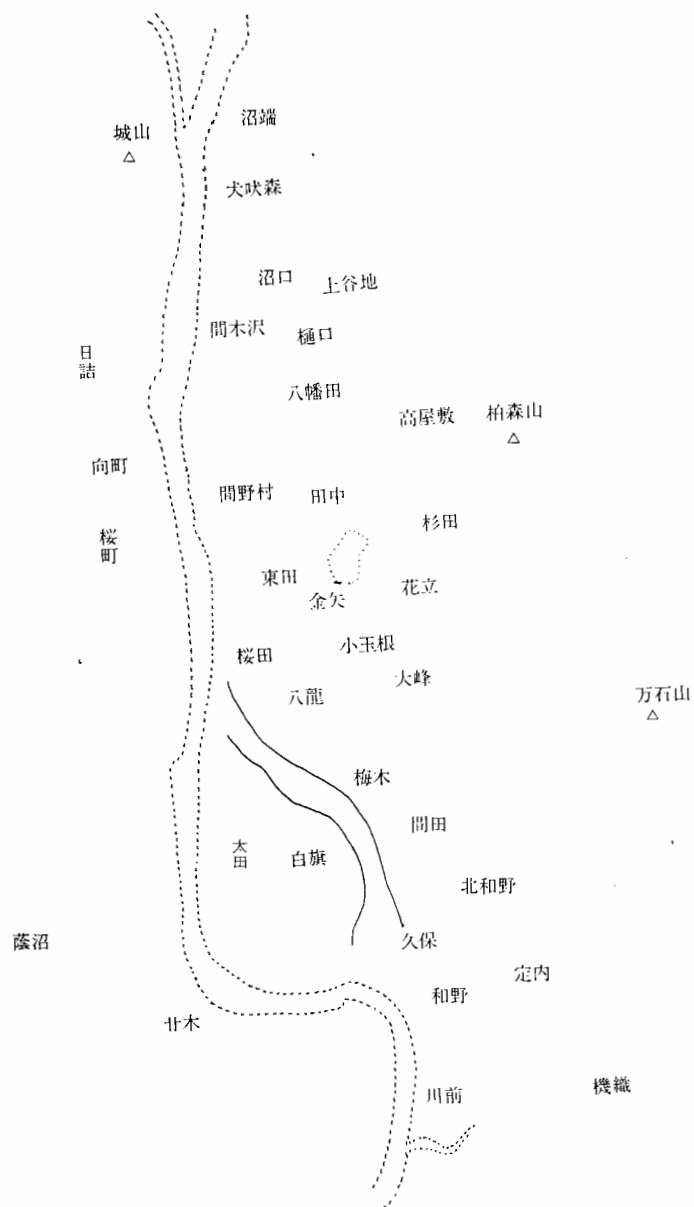
その後における河道は右岸側(西方)に移り、旧河道跡は沼口に、樋口、八幡田、田中、金矢、間田等の地名が旧態を物語る如く、旧河道における低地の多くは水田地帯を形成するところとなり、西方に移動するところの河道は、沼端下流より間木沢、間野村等の西岸を経て桜田下流に至り左岸に蛇行し梅木等に至り、更に、南流して久保、和野等の地先で旧河道に入ることが推定されるところである。(第七〇図)

しかるに、近世初期、盛岡に進出するところの三戸南部氏の治下における河道は、桜田西岸を更に南流し大田を迂回し、対岸甘木の岩礁^{はたふく}によって左岸に急転換し、左岸和野附近で再び南流に転じ彦部地内に入り、旧河道跡の低地は、古河道跡と共に水田等に開発され、河岸における居揚地、自然堤防等の微高地には民戸が営まれるところである。

従って、現河道線は近世初期以前に形成されるところと推定されるのである。(第七一図)

(註) 同地区における字名は公式には用いられていない、従って、「字」を冠することは不適当である。
公式には地割、番地である。

2 地名は南部領古絵図によっている。



第70図 星山、大巻地区河道(旧)



第71図 星山、大巻地区河道（現況）

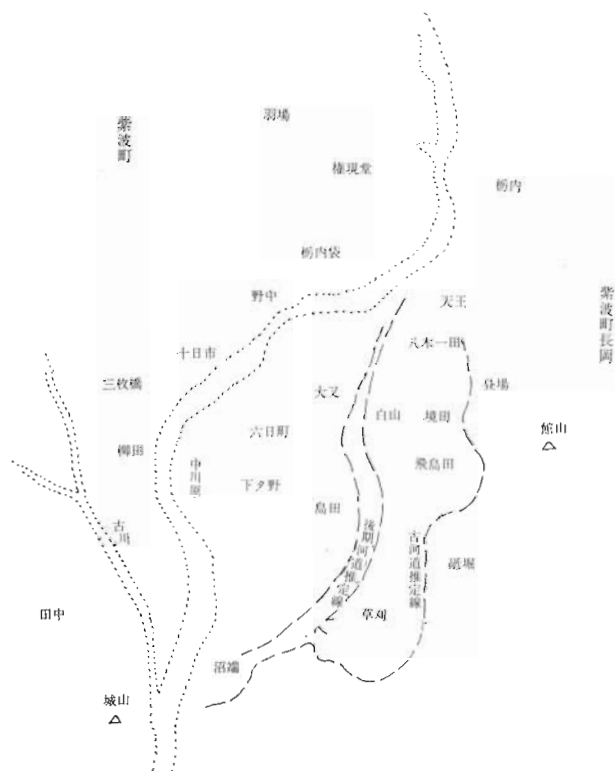
(二) 長岡地区

紫波郡紫波町長岡周辺における北上川は、同郡都南村乙部及び同矢巾町徳田等の間を南東流し来り、紫波町栃内地先を南流し、更に、西南流に転じ同長岡字中川原に至り、再び、南流となり同日詰城山東岸等を経て石鳥谷方面に流下するところである。

同地区内における古河道跡等は、その後における洪水氾濫によって攪乱され、殆ど痕跡を止むところでない。

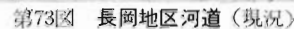
従って、現世紀初期の河道は北上山地の丘麓にあると推定しながらも、同地区における地質調査等も進まず、その痕跡を確認するに至らない。

(第七二図)



第72図 長岡地区河道（旧河道）

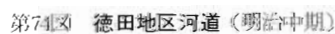
更に、同地区沖積平野に後期河道と推定される痕跡等もあるが、その後における洪水痕跡と重複し、明確な欠き年代的推測等は不可能である。



昭和三〇年における町村合併以前の同村界等は現河道線にほぼ一致するところである。

(三) 德田地区

同地区における古河道は殆ど対岸都南村乙部地内にあり、近世初期、南部氏によって設定された徳

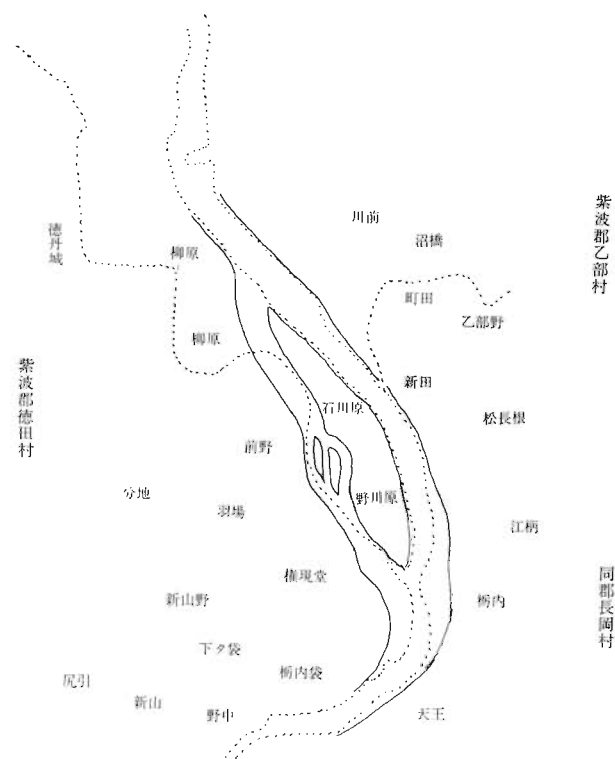


田、乙部両村界も亦、左岸側にある。

従って、古代より近世初期に至るまでの河道は左岸にあったことは明らかであり、現在の位置に近く移動するに至ったのは近世代も末期ではなかろうか？（河道の移動は急変ではなく徐々に行われたところである）明治前期における測図、河川台帳附図等によれば、乙部村地内に多くの池沼と共に旧河道の痕跡及び旧河道によるところの余水路等が残されている。更に、徳田村地内における河道は、二川に分れ、右岸側における一流は、徳田村地内に深く入り南流し、他の一流は乙部村境に近く同村地内を南下するところである。

しかし、洪水等による流砂の堆積が多く、いたづらに広大な河川敷を占めるところである。

明治中期における内務省直轄施工の北上川低水工事は、右岸派川を廃止すべく多数の水制を布設し、流れを左岸側



第75図 徳田地区河道（大正、昭和初期）



第76図 徳田地区河道（現況）

一川に纏める計画を樹てるところであるが、遂に、派川を防止するには至らなかったのである。

その後、砂洲は定着し徳田村に属する中川原となり、河流は依然として本派二川を形成しているところである。

しかるに、昭和二三年、同二三年の台風洪水の際は右岸側派川の流勢が強く、附近一帯に及ぼす被害が大きく、これが防止策として、河床の砂利を排除しつつ、同二三年秋より徳田堤防の築造に掛り、併せて、流路を左岸側河道に統一し、一川とするところである。（第七六図）

（四）乙部地区

紫波郡都南村地内における北上川は、同村元黒川村字卯木附近より同宗助川原及び、同乙部村字札抜川原、新田等の西岸を南流し、同郡紫波町元江柄村地区に入るところである。

同地区における初期河道は、黒川村地内高陣山の

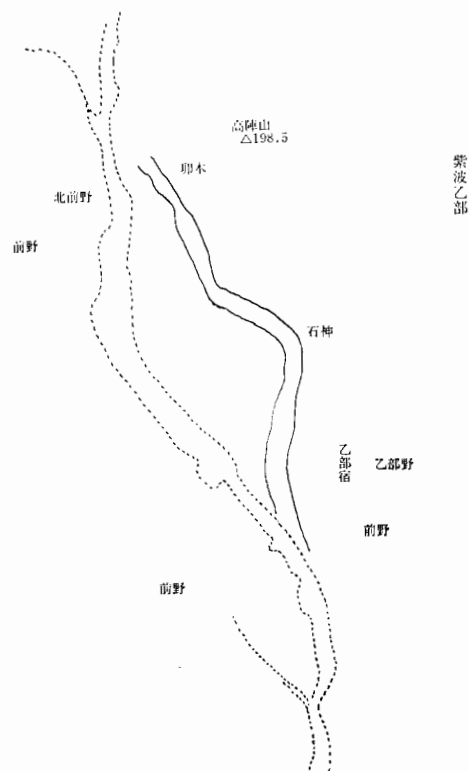
第二章 旧河道の変遷

西麓 卯木附近より乙部村地内に入り、宇 石神、乙部宿等の西麓を経て江柄村に南下し入るところであるが、(第七七図) 次第に西に移動し、黒川村 宇 卯木の西方に川原(宇 宗助川原)を残し、乙部村地内を東南流し、宇 境を経て、同石神及び乙部宿の間で旧河道に入り南流するところである。(第七八図)

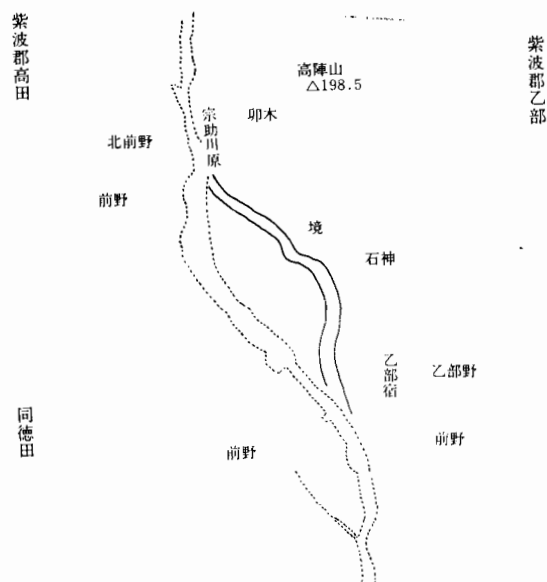
その後、更に、河道は西遷し、南部藩によって郡郷等の境界が設定された近世前期における河道は、宇 宗

助川原の下流において広大な川原(宇 札抜川原)を残し、更に、旧河道の右岸に宇 川前等の地域を生じ、乙部宿西北方で従前以来の河道に入り、その周辺に宇 町田、新田等の耕地を生むに至ったのである。(第七九図)

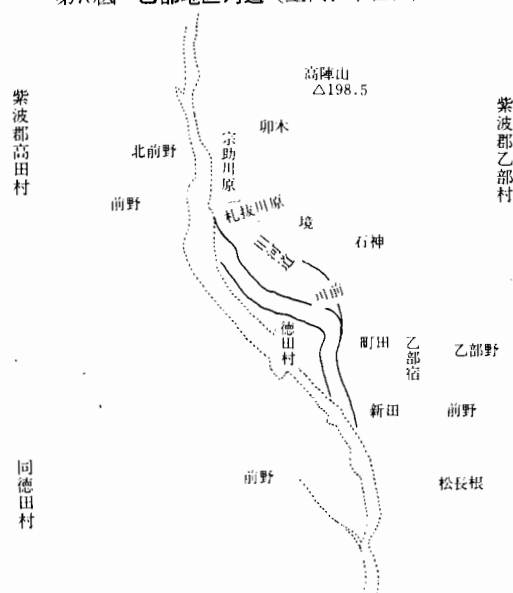
その後、南部藩政による河川行政によって同地区における河道は、変遷を免れるところであるが⁽⁶⁾。明治初期における洪水氾濫によって、河道は更に西遷して、右岸徳田村地内に入り、左岸に同村の一部耕地を飛地となすところである。



第77図 乙部地区河道(初期)



第78図 乙部地区河道(上代、中世代)



第79図 乙部地区河道(近世)



第80図 乙部地区河道(現況)

しかるに、明治前、中期における内務省直轄施工の北上川低水工事は、郡村界等に関与することなく、流形を正し、航路確保の初期計画によって完成されるところである。

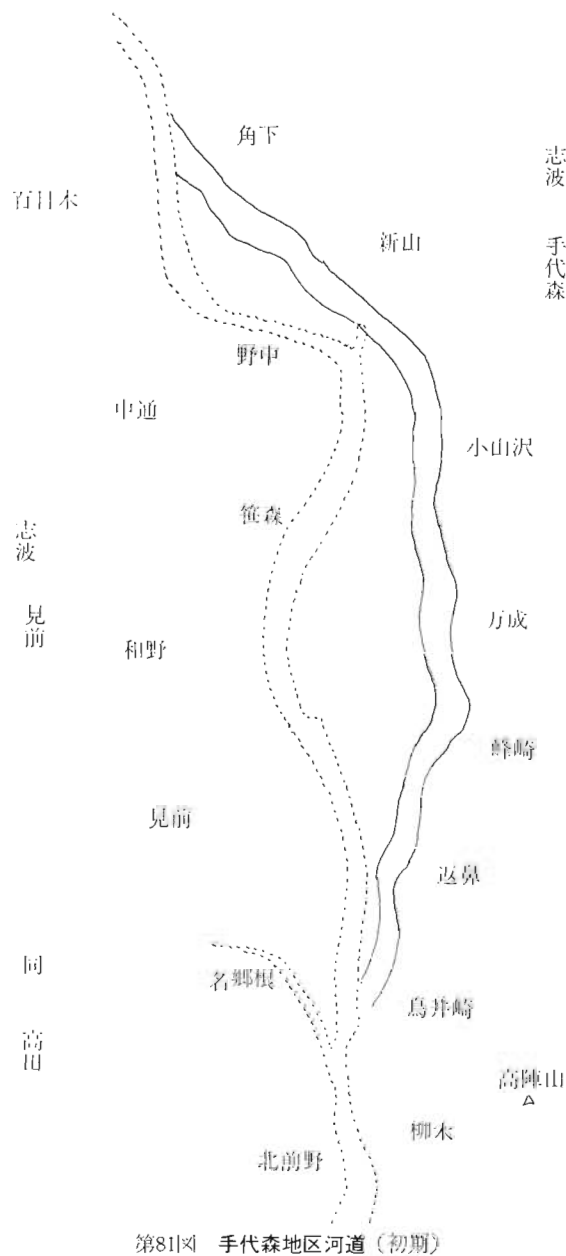
従って、現在の河道左岸に紫波郡矢巾町の耕地が残されるに至ったのである。(第81図)

註 (イ) 南部領絵図(県立図書館)

(ロ) 河川台帳図

(五) 手代森地区

紫波郡都南村北東部手代森等の地域における北上川は、盛岡市元岩手郡門村^イ角下、堀郷等附近より同川原道を経て、紫波郡都南村元手代森村^ロ新道下、五百刈、上中川原、下中川原、石梓等の西岸に沿うて南流し、元黒川村^ハに入るところであるが、同地域における初期河道は、門村地内^ニ角下附近より北上山地西麓に沿うて東南に流下し、手代森村地内に入り、北上山地西麓における^ホ新山、小山沢、万

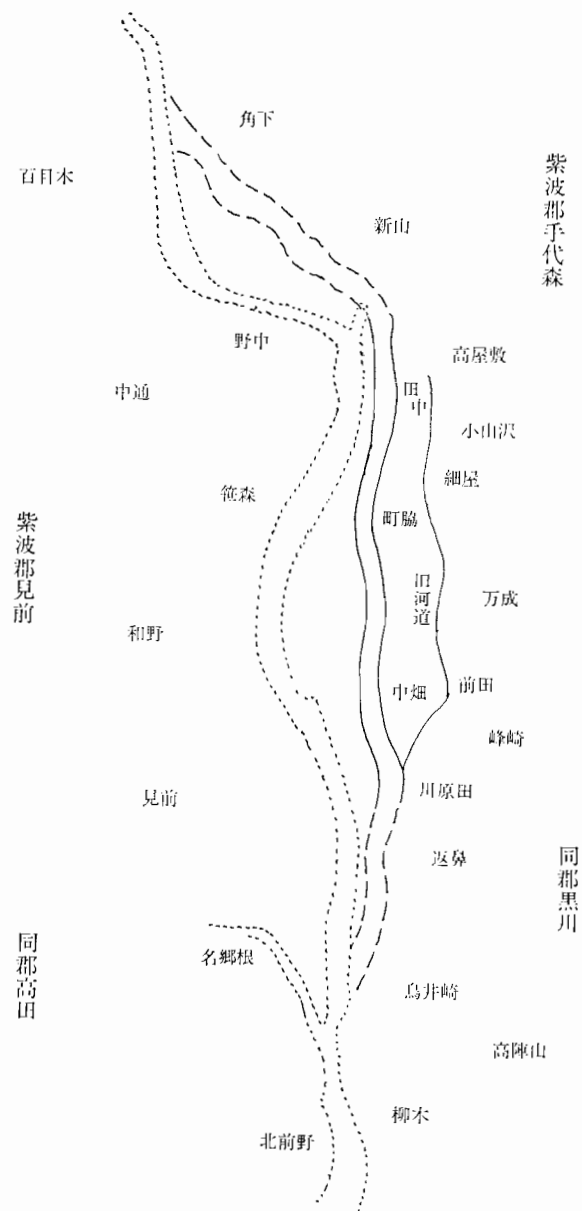


第81図 手代森地区河道(初期)

成、峰崎、返鼻、鳥井崎等の丘麓を南流して元黒川村^イ卯木方面に至るところである。(第81図)

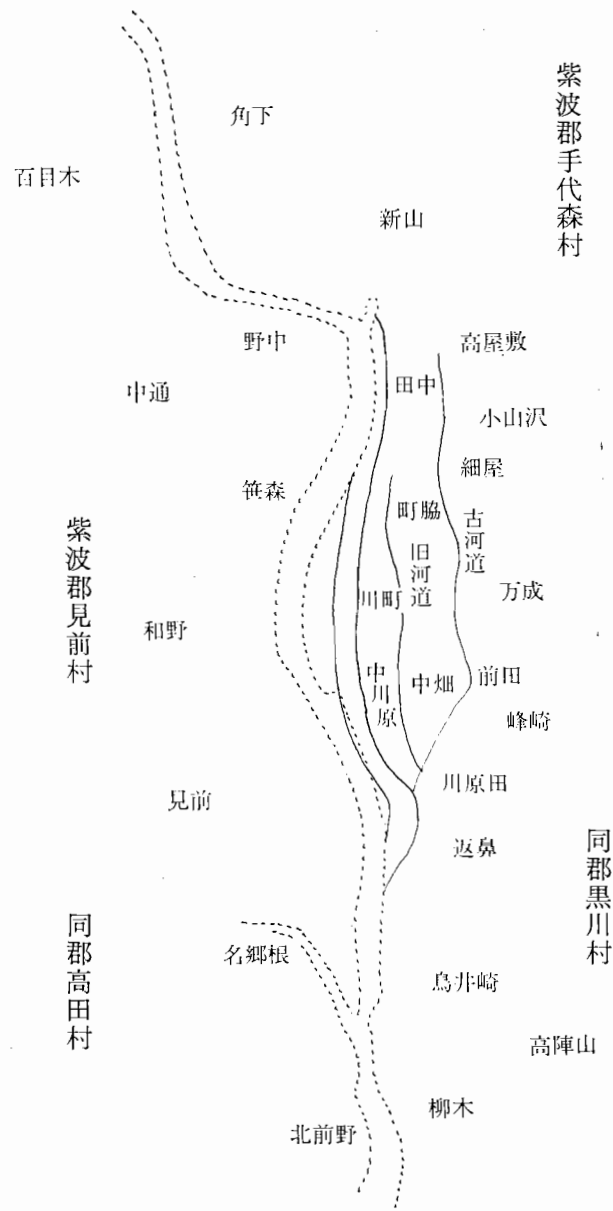
その後における同地域の河道は、稍々、右岸(西側)に移動し、手代森村^ロ新山東麓附近より初期河道の右岸地であるところの、^ハ田中、町脇、中畑等の西縁を経て、同峰崎西方^ニ川原田附近で従来の河道に入り南流するところとなり、旧河道跡には^ホ細谷、前田等の新地が形成され耕地等となるところである。(第82図)

紫波郡手代森



第82図 手代森地区河道（上代、中世代）

更に、同地区等が南部氏の領有に帰した近世初期等における河道は、町脇、中畑等の西岸から更に西方に移り、新河道の間に、川町、中川原等の耕地、雑地等を形成するに至ったのである。従って、古、旧河道等は、各々、周辺地域における陸水等を集め南流し、同川原田附近に至り合流する小河川として残存するところであり、同地域等における灌漑、排水等に益するところである。（第八三図）



第83図 手代森地区河道（近世）

その後における洪水等によるところであろうか、同地区中心部の、川町附近における河道が更に右岸側に移動し、対岸における同郡見前村地内を浸蝕し、西方に彎曲するに至ったのである。従って、近世代における河道跡の殆どは川原地となり、上中川原、下中川原、石杵等の字名を生ずるに至ったところである。



第84図 手代森地区河道（現況）

しかし、明治初期における内務省直轄施工の北上川低水工事においては、旧河道によらず、新河道（藩政以後、明治初期以来の河川）によって改修工事を施工するところである。

従って、近世初期における村区境界よりも、現河道は右岸にあり、殆ど見前村（都南村）地内を南流するところである。（第八四図）

註 (1) 南部領手代森村絵図（県立図書館蔵）

七、盛岡地方

盛岡地方の河道変遷は、北上川本川自体によるよりも雫石川の影響によるところが多く、更に、その影響は紫波地方にも及んでいるところである。

従って、紫波、盛岡地方等は、あるいは雫石川関連地方とすべきかも知れない。

しかし、同一項とするときは、記述に混乱の生ずるおそれがあり、やむをえず雫石川を別項としたが、両地方の河道変遷の殆どは雫石川の合流及び合流点によって変動を生じているところである。

(一) 盛岡地区

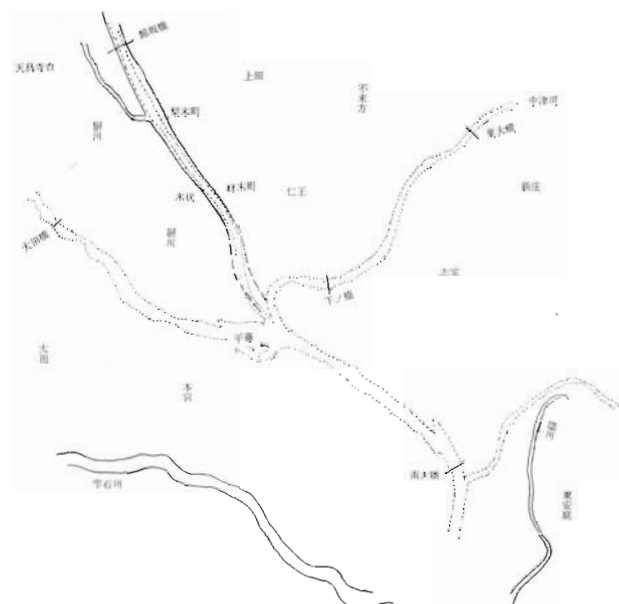
盛岡市周辺における北上川は、同市郊外四十四田ダムに一時貯溜され、更に、同市上田、厨川等の間を蛇行しつつ南下し来り梨木町、材木町、大通三丁目等の西岸を経て、大沢川原三丁目に至り左支中津川を入れ、市内馬場町、清

水町等地先で右支隼石川を迎え入れ、南大通三丁目、神子田町等の西岸に沿って南流し、更に、左支築川を併せ、市郊外における東安庭、門等の旧村地先等を経て手代森地区に南流するところである。

同地区における初期河道等の古河道跡は、材木町以北においては一見して明らかな如く峡谷を形成するところであり、河床の低下は考えられるが（館向町、西下台等の

河岸段丘中間層（現河床より一〜二米上部）に、わずかながら砂利層が狹在する）、河道線には大差がない。しかし、同町南端附近より下流部においては、隼石川の合流及び本支両川の洪水氾濫等によって、河川敷は広範囲にわたり、且、甚しく攪乱され旧河道等は明らかではないが、材木町地先より南々東に流れ、本宮地区平藤方面に至ったことが推定される。（第八五図）（中津川は、平藤対岸で合流するが、隼石川は合流するところでない。）

従って、中津川の合流する現在の馬場町地内までは殆ど直線に近い河道であり、その後における隼石川の河道変遷により、北上川本川河道に異状を及ぼすに至ったのである。



第85図 盛岡地区河道（古代）

さきに本川と別河道（別項詳述）

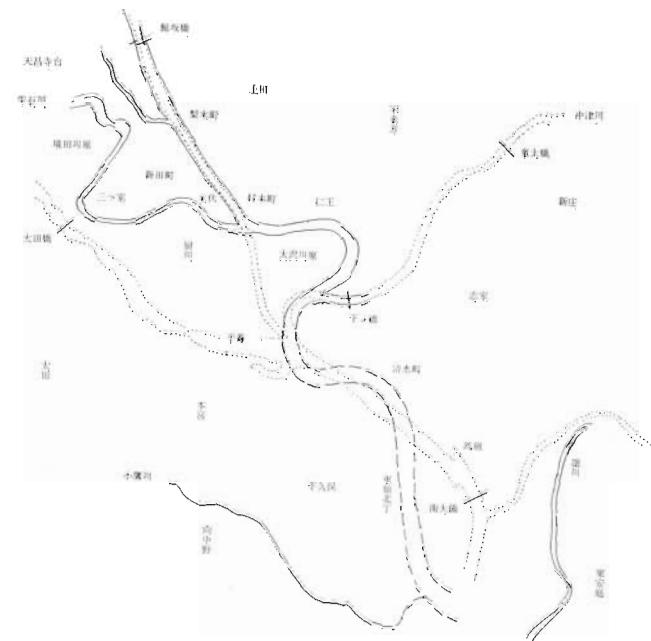
にあった隼石川が、厨川柵、天昌寺台等の南岸を東流し、更に、城西町（旧三ツ家）、新田町等を迂曲蛇行し、盛岡駅前北通（旧木伏）を経て同駅前通（旧平藤）地内で北上川に合流するところとなり、中津川の合流と相関係を生じ、隼石川の流砂は北上川本川の河道を埋め、河身を左岸に圧し、次第に増大する堆砂によって本川河道は左岸に彎入するところとなり、

更に、合流点の上昇（宇木伏南端まで及んでいる）によって堆砂地域を拡大し、遂に、北上川本川は材木町南端より中央通り三丁目、二丁目、一丁目等の西岸を経て、盛岡城下御田屋清水附近に至り、右折して下ノ橋附近において中津川を合し南流するところの蛇行河川を形成するに至ったところであり、（第八六図）北上川の埋没するところ等は、厨川地区に属し、大沢川原（右岸地）等となるに至ったのである。

しかし、中津川合流点より下流部における河道は、さきにも述べる如く、洪水氾濫等による攪乱が甚しく明確に表



34 旧河道（中央通一丁目裏）



第86图 盛岡地区河道(上代)



35 旧河道(高瀬、神子田附近)

すことは不可能であるが、同市清水町（上衆小路西岸）、同東仙北一、二丁目（鳥居、新山川原）等における河道痕跡は同期における河道であろう。

その後、雪石川の合流点は、中津川の合流点より下流部に変わり、再び、本川河道は左岸に庄せられ、馬場町、清水町地内等を経て、更に、大慈寺前、高崩地内等の段丘南麓に沿うて南流し、東安庭^マ五日市川原等を経て南流すると
なるのである。^(第八七図)

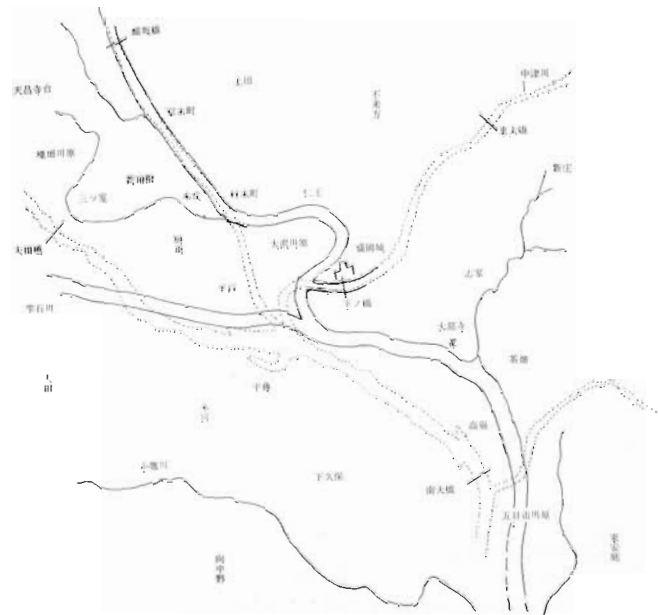
近世初期、同地方に進出する

このろの三戸南部氏は、中津川合流点における花崗岩台地に盛岡城を築に至つたが、その後における北上川の洪水氾濫等により城壁の崩潰等の被害再々に及び、遂に、南部氏は家臣野々村卯右衛門を奉行に任じ、北上川の河道開削（現河道）を施工せしめ、寛文一三年（延宝元年）（一、六七三）新川通水（第一輯盛岡城下における河道切替の



36 盛岡古河道図（寛永年図）

盛岡市公民館蔵



第87図 盛岡地区河道（近世初期）



37 旧河道に残る池泉（清水町）



第88図 盛岡地区河道（現況）

項参照）に成功するところである。

その後、雫石川合流点以南における河道は、南部藩による河川改修及び維持、管理等によって徐々に右岸に移動し、同市雫石高崩、鉦屋町等の地域が本川左岸に発展するに至ったのである（前述第一輯）。

明治維新後における新政府によって施工されるところの河川改修等は、旧態維持に止り河道の変更等を行われるところでない。（第88図）

（二）雫石地区

盛岡市周辺における北上川に最も大なる影響を及ぼす河川は雫石川である。

しかし、雫石川は盛岡地区に影響を及ぼすのみならず、北上川本川に及ぼすところは更に大である。

従って、雫石川の河道変遷を盛岡地区における河道変遷の一部とすることは不適当と考え、あえて別項とするとところである。

第二章 旧河道の変遷

右岸支川雫石川は、既に述べる如く(第四輯)北上川三大支川の内であり、水源は中央山脈の雄峯駒岳連峯に発する竜川を以って主流とし、更に、岩手山の西峯等より来る葛根田川を合せ東流する河川であり、全流域面積七八二・四平方キロに及ぶところである。

同川は雫石町内における盆地において緩流河川となるが、盛岡市地内大矢山西及び北麓における狭窄部を経て北上谷底平野に流出し、同市太田、本宮等の北岸を経て同仙北町北辺で北上川に合流するが、洪水時等における同川の土砂流出量等は、北上川支川中最も多く、河道における堆積は累々として所々にあり、ために河流は蛇行甚しく河状は整然とするところでない。

従って、太田、本宮等の地域における同川の河道変遷は甚しく、その類例は他の支川において見るところでない。

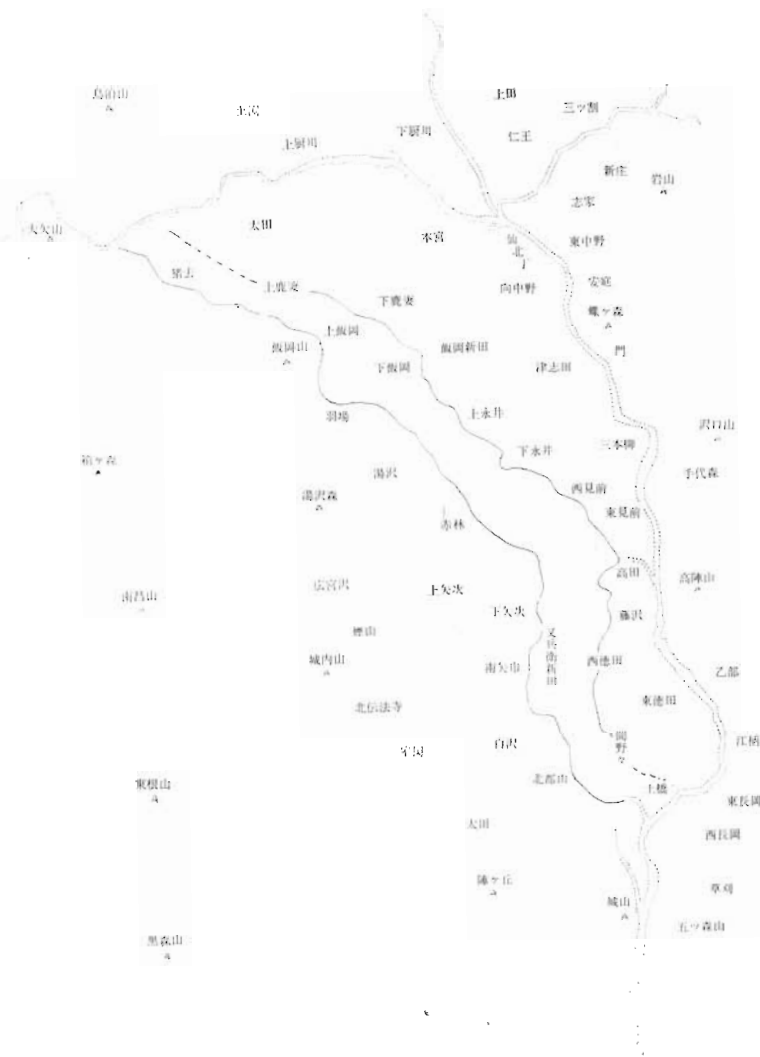
同地域における初期河道は、大矢山麓における狭窄部を経て、更に、同山東麓及び箱ヶ森(標高八六五・五米)



38 鹿妻堰(雫石川古河道跡に従って流れる)

矢巾町赤林附近

第二章 旧河道の変遷



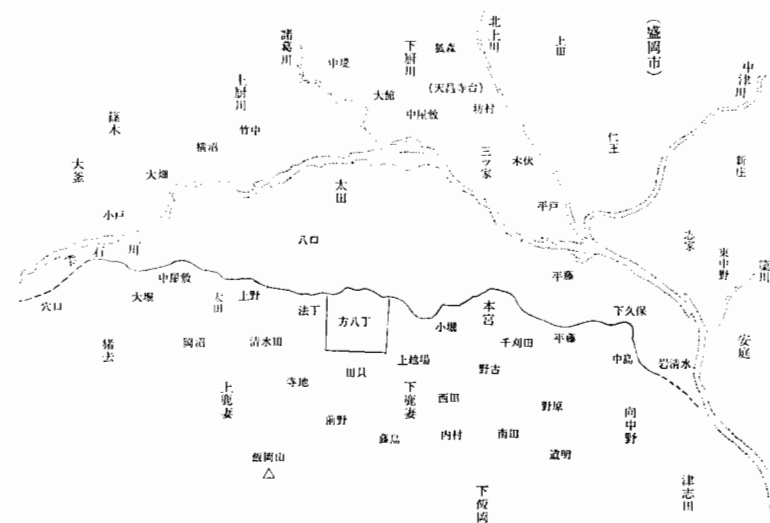
第89図 雫石地区河道(原始期)

山の北麓等に沿うて猪去、上鹿妻等を経て、飯岡山を北より東に巡り、南東流して紫波郡湯沢、赤林、下矢次、南矢巾、白沢、北郡山等の東岸を経て同郡城山の北麓で現河道に入り、盛岡市における太田、本宮等は厨川と共に同川の左岸地にあり、同市向中野、都南村津志田、見前、矢巾町徳田等は左岸地であると共に、北上山地の西麓を流るる北上川本川との間に連るところである。(第八九図)

従つて、同川の河道痕跡は右岸(山側)における延長約二〇料、河床幅(東西)矢巾駅前道路上において約一料に及ぶところである。

その後、大欠山北麓の狭窄部下流における堆積土砂等により流路を転じ、同市太田地内穴口附近より中屋敷、上野、法丁、小堀、並柳等の北岸を東流し、下久保附近に至り東南流となり中島東岸を経て、更に、南東流するところと推定されるが、中島より下流部は、洪水氾濫、現河道等によつて攪乱されその痕跡は明らかでない。

(第九〇図)



第90図 雫石地区河道(古代)

同河道の転換期を古墳時代又はその後とする説がある。

その論拠は、北上川流域における墳塚の多くは、河川の北岸にあるを通例としている。

従つて、新旧両河道の間に残された太田、本宮地域の内、太田地内における上えぞ森古墳群は雫石川の北岸に築造されたところと推定されるから、同古墳群の築造が行なわれた六世紀末乃至七世紀初期等においては、「雫石川は未だ旧河道、即ち、現世紀当初以来の箱ヶ森北麓を流れていた」と言うのである。

しかし、新石器時代の遺跡は、同太田、本宮等の平野部には残存しないと考えられている。(江刺平野と同じ)

従つて、河道の変遷は新石器時代以後であることは誤りないが、古墳時代以後に降ることは確証されるに至らない。

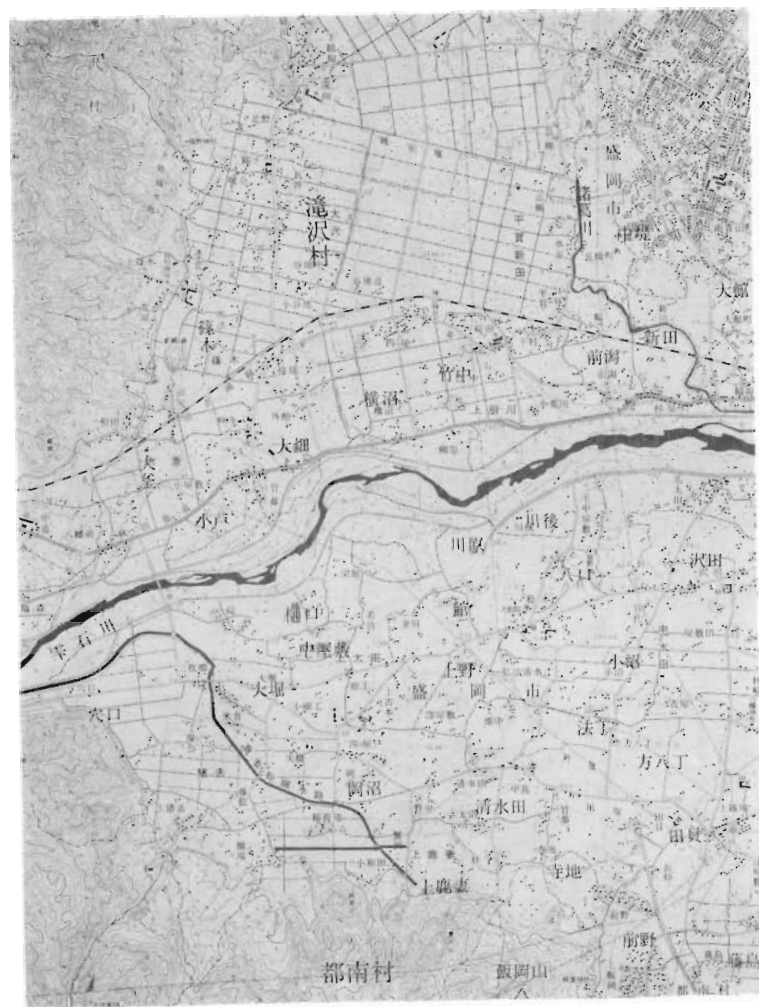
更に、同太田地内には、平安初期における大和政権の北進基地太田方八丁がある。

しかし、その北側の線(土塁等)は河川の浸蝕によつて失なわれた形跡が歴然としているのである。

従つて、同基地造建当時は、雫石川の河道が、その北方にあり、後、次第に右岸(南側)に移動し、遂に、同基地の一角を崩落せしむるに至つたと推定されるから、同地域における雫石川の河道は、平安時代初期(九世紀)に及ぶことは明らかである。

しかるに、一一世紀の初頭、奥六郡司安倍頼時に初まる前九年役において、康平五年(一、〇六二)安倍一族が最後の拠点とした厨川柵は「件柵西北大沢二面阻河々岸二丈有余壁立無_レ途」と陸奥話記にある如く、同柵は北上川、厨川(雫石川)の合流点にあり、河岸における段丘崖三丈余(約九米)に及ぶと言うのである。

従つて、太田、本宮等の北岸を東流するところの雫石川は、更に、北方厨川地内に三転し、大釜(滝沢村)の東



第91図 雫石地区河道（現況）

方、大畑附近より横田、竹中、中堤、大館、中屋敷、坊村等の南岸を東流し、同市三ツ家を北より西側を経て南巡り、再び東流して同木伏地先で北上川に入るところとなり、旧河道の左岸であったところの八ッ口、平藤等は多田及本宮（盛岡市）等と共に右岸地域に属するに至ったところである。（第九二図）

その後における文化、経済等の中心は平泉等の北上川中流域に移り、更に、中世四〇〇年に及ぶ歴史の空白は、同地域等における河道変遷を伝えるところでないが、中世代における工藤氏の所領は北岩手郡にあり厨川辺までと言うから、雫石川を以って境したことは推測されるが、その細部については明らかでない。

しかし、近世初期、岩手県北、中部等を所領するところの、南部氏の治下において鄉村界とする雫石川は、北上川合流点における一部を除いては、殆ど現況と変るところでない。従って、現在の河道は、前九年役以後の空白時代に形成されるところであろう。（第九一図）

八、むすび

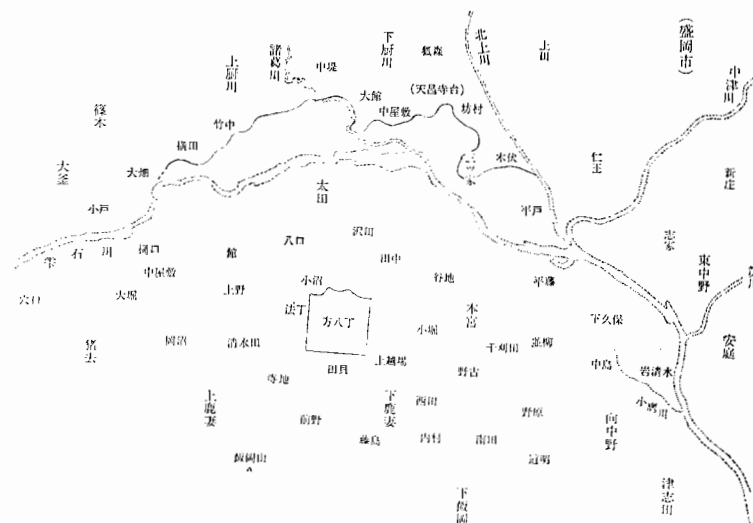
北上谷底平野において北上川の旧河道と伝承されるところは甚だ多い。殊に、左岸北上山地西麓における沖積平野の殆どに旧河道の声を聞くところである。

しかし、その伝承も絶え、更に、採録すべき何物も残されにないところが多い。

従って、資料の整わざること甚しいものがある。資料の不足は、地上踏査と地下調査によってこれを補い、同一環境と考察される地域を一区画として解明につとめたが、その結果、断片的となり、一貫性を欠くのを諒を招くやむなき状態に至ったが、現世紀当初における北上谷底平野は、高山帯に及ぶ山岳が壘々とし、且、急峻な山容を連ねる中央山脈は、重厚なそして長い山麓を、北上山地西麓まで伸すところであつたから、北上川は、その最も低い地形の同山地西麓に沿うて南流するところである。

しかるに、南北の一線上にある河川は、次第に西側に移動することは河川学上の定説であることは既に述べておりであり、北上川も次第に傾きつつあることは言うまでもないが、それより更に大きく北上川の河道変遷に影響を及ぼしたものは、雫石川であろう。

雫石川が紫波の野を縦流し、紫波町城山北麓で北上川に合流せる時期においては盛岡、手代森、乙部地区等における北上川は、緩流河川で、洪水氾濫等も殆どなく、俗に言われる「乙女のような河川」であり、河道の変遷等はいり得ないところであるが、雫石川が太田、本宮等の地域を横流し、仙北町南部で合流するに至ってより河川の性格は一変



第92図 雫石地区河道（上代）

し、その洪水氾濫等により手代森、乙部地区等の河道に異変を起し、更に、三転して厨川地区を横行して木伏に至り北上川に入り大沢地区を巡る大彎流を形成する等、上流域に及ぼす影響は少くない。

更に、和賀川合流点以南の中流域における河道の変遷は甚だ大なるものがあるが、その原因と共に変遷の時期等は、未だ究明されるところではない。

古老の言を借るならば「河口における異変は水源に及ぶ」と言い伝えられているごとく、中流部における河道変遷は雫石川の合流点上昇に直接関係するところとは言い難いが、無関係とは考えられないものがある、確証を得るところでないから記して後考を待つところである。

第二部 治水

第二編 改修

第五章 河川事業費

一、治水費

近世代における河川、堤防等の修築に用せる事業費^及労役等は既に前編で述べる如くであり、維新後も暫く旧慣に従つて、御郡普請、通普請等によつて修築工事が施工されている。明治四年七月廃藩置県後は、従前藩費支弁による河川は国庫金をもつて施行し、その他の工事は地元町村の負担としている。

しかるに、同年十二月水利条目の改訂によつて地方官（県知事）の専行工費が金一千円迄と限定されるところとなり、工事の総てを官費支弁とする事は不可能となるに至つたのである。

イ、水沢県

明治五年水沢県は堤防工事における旧来の賦役割を改め、その実施を二月廿日大蔵省へ次の如く伺つてゐる⁽¹⁾。

堤防

堤防其外普請人足遣方伺

壬申二月廿日同省上伺

当県管下堤防其外普請人足之儀元登米胆沢縣管下ハ小役人足ト唱エ高百石ニ付百人ツツ村役申付現在遺残有之時ハ一人ニ付錢五拾文ツツ反テ県庁エ取立外ニ水下井内外雇人足三銘ヲ以百石百人ツツ村役人足爲差出候義ニテ二百人ノ餘ナラデハ手当

第五章 河川事業費

第五章 河川事業費

下ヶ渡義無之加之ニ季納代ト唱エ登米果ハ高拾石ニ付錢五百六拾文三分胆沢果ハ百姓高拾石ニ付錢八百拾壹文三分九毛ニ米寺持高拾石ニ付錢四百五文ツツ国役金ニ等シキ上納物モ有之一閔果ハ百石四拾人ノ内外雇人足并ニ季納代ヲ除ノ外右二果ト同断不公平之至御座候間向來ニ季納代ハ相磨シ百姓高寺持高ノ無差別元登米果ニ埒り高拾石ニ付錢五百六拾三文三分トヲ当今錢相場式拾貫文替ヲ以永ト爲シ永式拾八文二分宛土木高割金銘ヲ以取立村役人足ハ高百石ニ付百人ト定メ遺残有之共貫錢ハ不取立過遺ノ分百石百人迄ハ扶持米人足トシ一人米七合五勺其餘ハ賃米人足トシ一人米七合五勺永拾七文四分ト相渡シ管下ハ一定相成候様仕度且元登米胆沢管下ハ旧仙台藩費ヲ以當繕候分ヲ目途トシ其儘官費ニ相立來リ一村ノ内ニモ相違有之元一閔管下ハ廢藩後一度モ當繕候様無之彼是混雜不中ニハ不相當モ御座候間此度官員差出水害ノ大小普請當ノ難易検査知察ノ上官費村費ノ区別大凡相立候積御座候元江刺縣管下之義ハ未ダ當繕書類引送無之大同小異ニ可有之候得共粗相類シ候義ト存候間外旧果管下同様取計候積尤拾同果ハ去年十月中土木寮官員出張之義申立有之趣候得共当年ノ義ハ最早農事ニ差掛リ猶豫難相成依テ当秋ニ至リ季旬可申上候間其節土木寮官員出張被命管下一般官費ノ区別確乎相立候様仕度此段取束子相伺申候也

水 沢 県

大蔵省御中

書面當繕村々村役人足高掛上納等之義一般公平ニ無之ニ付致改正度趣者聞届候元江刺縣之義モ書類引渡済□検査不公平ノ義モ有之候者改正之見込取調可伺出來

但土木寮官員出張之義ハ聞置候事

壬申四月二日

大蔵大輔 井上 馨

とあるが、江刺県については六月四日再び伺書を提出し勞務費の統一を行っている。

水沢県はこれによって河川、堤防等の修築に用する事業費を土木高割金として管内に賦課している。その比率は二月二十日伺書の通りであるが、水沢県における割掛の元高は四〇一、六一九石二斗七合であり、土木高割金は一、一三二円五六錢六厘である。

更に、水沢県は明治五年夏の洪水に因る堤防等の災害復旧費を政府より一時借用し施工しているが、この返済と剰余金の処分に關し、次の如く伺書を提出している。

急破官普請入費返納及ヒ土木割高ノ儀（大蔵省）へ伺

（第八号）九月 日

一、金六百拾五円九拾壹錢三厘

去壬申夏急破官普請辻当

三月中御下ヶ金相成候分

外金百六円四拾五錢七厘 宮城縣出分

元掛高四拾万千六百拾九石七合

一、金千百三拾貳円五拾六錢六厘

去壬申年土木高割金

村々ヨリ取立候分

但高百石ニ付金貳拾八錢貳厘

御下渡ノ金高ト差引

金五百拾六円六拾五錢三厘

此度返納殘金当明治

六年元二可相立分

右ハ管下村々ヨリ取立候土木高割金ノ内ヨリ当三月中御下渡相成候去壬申夏急破官普請御入費金度返納殘金ノ分ハ縣廳へ備置当春定式官普請御入費ノ元全相立候様此段相伺申候以上

水澤縣參事 増田 繁 幸

大蔵省事務總裁

参議 大 隈 重 信 殿

第五章 河川事業費

第五章 河川事業費

書面陸前國栗原郡外三郡村々堤防樋堰去壬申夏急破官普請御入費金六百拾五円九拾壹錢三厘同年土木高割金ノ内ヨリ此度返納殘金当明治六年元ニ相立置年末元拂ニ勘定帳可指出事
明治六年九月廿八日

大藏省事務總裁
參議 大隈 重信

堤防橋梁樋堰春定式官普請入費仕譯ノ儀(大藏省)へ届
(第九号) 十一月廿五日

一、金六千八百三拾九円貳拾壹錢九厘
内

金五千九拾円

堤防橋梁樋堰修繕目論見高ノ内

八步通當二月中御下ケ金相成候分

内 金四千六百円 堤防樋堰ノ分

金五百九拾円 橋梁ノ分

金五百拾六円六拾五錢三厘

去壬申年土木高割金ノ内

遺殘ニ付当癸酉元ニ相立置候分

金千三百三拾貳円五拾六錢六厘

当癸酉年土木高割金当

持村々ヨリ取立中ノ分

此拂

一、金六千四百拾九円八拾三錢二厘御入費辻
内

金四百三拾五円八拾六錢貳厘

陸前国玉造郡岩出山本郷外五ヶ村

堤防ノ分

金貳千五百拾拾九円四拾錢

同国栗原郡若柳村外二拾二ヶ村

前同断

金百四拾貳円九拾八錢七厘

同国本吉郡気仙沼本郷外九ヶ村

前同断

金三百七拾七円八拾九錢八厘

陸中国磐井郡一ノ関村外九ヶ村

前同断

金六百四円九拾三錢四厘

同国膽澤郡目呂木村外二ヶ村

前同断

金百三拾三円拾七錢貳厘

同国江刺郡高寺村外三ヶ村

前同断

金百五拾七円拾貳錢壹厘

陸前国玉造郡上宮村外六ヶ村組合

并外二ヶ所堰場ノ分

外金貳百貳拾四円三拾錢二厘 宮城縣出分

金五百七拾四円五拾壹錢

第五章 河川事業費

第五章 河川事業費

同国栗原郡柳目村外拾三ヶ村組合
并外三ヶ所同断

金七拾九円三拾錢五厘

陸前国膽沢郡前沢村外拾七ヶ村組合
并外壹ヶ所前同断

金百五拾貳円五錢四厘

同国江刺郡三照村外三ヶ村組合
前同断

金四百七拾八円八拾五錢

陸前国栗原郡北方村外七ヶ村
樋類ノ分

金三拾七円三拾四錢四厘

同国登米郡森村外四ヶ村組合
前同断

金九円七拾貳錢五厘

陸前国膽沢郡前沢村外拾七ヶ村組合
前同断

金五百四拾九円九拾九錢壹厘

陸前国栗原郡曾根村外八ヶ村
樋梁ノ分

外金五拾七円八四錢四厘 宮城縣出分

金三拾六円貳拾五錢九厘

同国本吉郡長磯村外壹ヶ村

前同断

金貳拾三円八拾壹錢六厘

陸前国磐井郡中尊寺村外壹ヶ村
前同断

金四拾九円拾錢三厘

同国膽沢郡前澤村外二ヶ村
樋梁ノ分

金五拾壹円四拾六錢貳厘

同国江刺郡野手崎村外壹ヶ村
前同断

御入費高ト差引

金四百拾九円三拾八錢六厘

土木高割金取立替済ノ上返納ノ分

是ハ堤防橋梁樋堰等修繕目論見高八歩通御下ケ金相成候内ヨリ此度返納可致ノ處当癸酉年土木高割金當時村々ヨリ取立中
ニ付替済次第返納ノ積

右ハ當縣管下村々堤防橋梁樋堰類当癸酉春定式官普請御入費仕譯書面ノ通ニ有之然ニ先般田畑石高ノ称御廃止ニ付高掛ノ
儀ハ地決價定迄反別ニ分賦可致旨御指令ニ付土木高割金モ先従前ノ割合ヲ以反別ニ相掛取立中ニ付御座候間替済ノ上前額余
金ノ分返納候様可仕此段申上候以上

大藏卿 大隈重信 殿

水澤縣参事 増田繁幸 代理

水澤縣権参事 吉田信敬

とある。

同年八月二日河港道路修築規則が定められ、定額金が国庫より交付されることとなり、宮城、岩手の両県はこの定額金の交付を受けている。しかし、水沢県には定額金が交付されていない。

(註) その理由は、水沢県が設置される以前の(江刺県等)行政庁より事務継承が終了せず、従って交付申請に至らなかったところに原因するものである。

同十一月十五日水沢県は定額金交付申請の遅延を次の如く大蔵省へ上申している⁽¹⁾。

堤防橋梁樋堰修繕費用定額調方ノ儀(大蔵省へ届)
(第十二号) 十一月十五日

水理堤防ノ儀ニ付辛未十二月御布告相成候處今般右條目中社寺官社等修繕ノ件ヲ除キ其他都テ御改正ニ付右費用等從來官民混交ノ區別を算計シ三年或ハ五年ヲ平均シ其額ヲ取調九月中迄ニ可指出旨御達有之候以來專右調ニ取係居候ヘ共當管内ノ儀ハ元登米贈澤江刺仙臺一関等廢縣新置ノ際堤防橋梁樋堰等修繕ノ方法區々ニ有之官民ノ區別判然不致當節ニ至リ追々分別相立候ヘトモ開縣以來去壬申年ハ急破仮修繕ノミ當春ニ至リ始テ定式官普請取扱候程ノ儀ニテ前々ノ費用取調向五ヶ年ノ定額トスヘキ確的ニハ相成兼殊ニ當春修繕ハ極々難關所ノミ手輕ニ目論見為致候ニ付前々不手入ノ堤防橋梁樋堰等當分不少ノ修繕ケ所ニ有之候間來春定式修繕ノ場所目論見ノ上今般ノ御規則ニ基河港道路ノ區ヲ分チ現実ノ平均高參考増減ノ上相當ノ金額可申上候間暫時御猶豫相頗度候右ハ最前可申上ノ處可成丈至急進達仕度心底ヨリ今日ニ至リ候次第然ニ前件申上候通ニテ調方錯雜不眇自然粗漏ノ取調等有之候テハ最恐入候儀ニ付御聞届相成候様仕處且其節河港道路ノ分等并一等ノ分修繕目論見帳改正ノ見込等取束可相伺積ニ御座候間此段申上候以上

水澤縣參事 増田 繁幸代理

水澤縣權參事 吉田 信敬

大蔵卿 大隈 重信殿

書面河港道路修築定額調書指出方猶豫向ノ通關届候事

明治六年十二月十二日

大蔵卿 大隈 重信

とあり、当時の行政組織の複雑さと河川行政の弱さから、遂に、申請が遅れ定額金の交付対象から除かれたのである。

従って、工事費は、総て政府の下渡金の名目で県が借用して、工事を施工し、後日、土木高割金を徴収して借用の下渡金を返済する方法によっている。

同七年五月二十九日内務省達によつて、従来の定額金制度は廃止され、爾後、河港、道路修繕経費と改正された事は、既に述べる如くであるが、水沢県は、同八年二月以降四ヶ月分の下附申請を次の如く提出している⁽²⁾。

河港道路経費金御下渡ノ儀ニ付上申書

一、金七千六百四拾三圓八錢二厘一ヶ年官給高

内

金千九百拾圓

二月分二分五厘

四月中御下渡

金三千百貳拾圓

五、六月分五分

此度御下渡願候分

右ハ當縣管下村々河港道路経費金官費伺済ノ内五六月分前件金額御下渡有之度追テ精算仕譯可致上申候也

明治八年六月十四日

水沢縣權令 増田 繁幸

内務卿 大久保 利通殿

(朱書) 書面本年河港道路経費金之内金三千百貳拾圓可下渡金候土木寮へ請取方可申出事

明治八年七月十日

内務卿 大久保 利通

内務卿
大久保
利通印

第五章 河川事業費

但本書焼失ニ付副書へ指令オヨヒ候此旨可相心得事

と内務郷は右申請に対し明治八年分の内五、六月の二ヶ月分を交付している。

更に、洪水に因る災害復旧費等は別途申請により、本省土木寮係官による現地調査（査定）の上交付され工事費に充てている^③。

洪水ニ付県下村々堤防決潰普請金之内至急御渡方之儀伺

一、金貳万圓

右者去月十日洪水汎濫管下沿河之村々堤防決潰ニ至候段ハ兼テ及上申置候儀ニ有之概ニ此程土木寮官員出張ニ付掛リ官員同道派出申付仕様方之儀ハ実践研究致サセ篤ト協議ヲ盡シ候上目論見帳取調相伺可申候得共右ケ所々々暫時モ難捨置危急之場所ハ目論見相立上ハ直ニ着手候儀ニ有之候處費用金之儀豫備金繰替方モ甚以差湊ヒ居渡方忽チ差支候ニ付前書之金額内渡トシテ至急御下渡相成候様仕度此段相伺申候也

明治八年八月七日

水沢県権令 増田 繁 幸

内務卿 大久保 利 通 殿

追而本文之趣土木寮派出官員トモ協議之上取調上申之儀ニ御座候此段モ副テ上達候也

書面伺之趣聞届候条金貳萬圓土木寮ヨリ別途下渡可申事

但事事落成之上一村限金高帳ヲ以速ニ精算相立可申事

明治八年八月三十日

内務卿 大久保 利 通 閣

とあるが、北上川沿岸四郡がその治下に置かれていた磐井県は、明治九年四月十八日、岩手県に併合されるところとなり、引継文書等は、既に、散逸して残るものなく、明治初期における岩手県南部、北上川の治水費に関しては、より以上明確に知る事は不可能である。

ロ、岩手県（明治九年まで）

廃藩置県後における岩手県の土木費等の決済方法は、諸色代（材料費、事務費等）を官費支弁とし、労役は地元町村の旧草高百石に付き人夫五十人を課し、尚、不足分は地元町村に賦役する旧慣に従って施行している。諸色代に充てるところの官費は、同年十二月改訂の水利条目によって制限された事は水沢県と同様であろう。

同六年八月河港修築規則（別述す）による定額金制度によって、同七年岩手県は金三、五〇〇円を交付されている。定額金は維持修繕等に充当する費目であり、改良工事は別途支出されている。同年北上川及び同川に架る改修費橋梁費等として次の如く金七、八一円三十九銭六厘を支払っているが、同工事は、定額金以外の費目によって施工されるものである^④。

陸中国 岩手郡向中野村 等北上川其外川通堤川除並橋梁修七年分通出来形仕拂金高帳
外五郡外五拾七ヶ村

改 横 澤 少 属
調 大 嶋 光 能

一等

旧石高四万八千八百九石六斗三升八合 岩手郡 向中野村
外五郡 外五十七ヶ村

北上川 外川通修繕目論見金壹万百八拾八圓三十一銭三厘ノ内
并橋梁 仕拂高

一、金七千八百十一円三十九銭六厘 本年出来形
官費

内金五千三百六十六圓七銭三厘

金貳千四百四十五圓三十二銭三厘 民費

第五章 河川事業費

右之通相違無之候也

明治七年十二月

岩手県令 島 惟精

とあり、以上の如き多額の事業費を用する工事にあつては定額金以外に計画し、施工されるところである。同八年定額金制度が河港、道路経費と改称され、国の交付金は金一、八八一円と減額になり八、九年は同額の交付である。これによって河川、港湾、道路、橋梁等の維持管理が施工されている。従つて、管内諸河川の管理が不十分となるのも、当然のことと言わざるを得ないのが実状である。

明治九年二月一日岩手県会議は堤防積金の制度を次の如く決定している⁽⁵⁾。

堤防積金(二月一日 決)

堤防修繕経費一ケ年金七千六百四拾参円此内三千四拾円余ハ三等川以下ニテ来ル十年迄官費許可済十一年ヨリ民費課出方法相立可伺御指令ニ付其方法ヲ議スヘキ折柄客歳(八年)未曾有ノ水害ニ際シ其儀ヲ得ス然ルニ過般国費節略ノ公布続テ客歳七月ヨリ当年六月迄ノ経費金三千五百円余減省相成客歳急破数千箇所ヲ新築修補スル故当分定式ノ普請減少ハ必然ト雖モ管内数河ノ水防樋欄等ノ修理費将来ノ目途無之最モ一時民力ヲ以修繕調フヘクニモ非ス因テ方今更ニ予備法ヲ設ル左ノ如シ

第一条

一、当年ヨリ五ケ年間地租金拾円ニ付金貳拾五錢ツツ賦課スヘキ事

但翌年ヨリ利倍致スヘキ事

第二条

一、右年限中ハ従前ノ官民費ヲ以勉テ修繕相済セ万一非常ノ水害アレハ其害ノ多少ニヨリ官費ノ課賦別途ニ臨機ノ処分ヲナシ止ヲ得サルニ至ラサレハ此資本金取調可ラサル事

と決定している。要する地租金の二・五%増徴し、これを積立て堤防費に充当するものであるが、住民には更に負

担のかかる制度と言う事である。同年四月二十二日北上川筋堤防維持に関する事業費金八、六四三、四九錢を計上し内務省にその施工を伺っている⁽⁴⁾。

陸中国岩手郡北上川通其外川々堤防川除当九年修繕経費外工費ノ儀ニ付伺

一、金三千七百九拾九圓拾九錢三厘 目論見高官費

外金四千八百四拾四圓貳拾九錢七厘 民費

是ハ岩手郡向中野村外三郡貳拾九ケ村堤防川除修繕入費

一、金三百七圓六拾九錢五厘 日論見高官費

外金貳拾七圓八拾錢四厘 民費

是ハ岩手郡翠石、上野両村地内字葛根田土橋架替入費

右者管下川々昨八年七月中非常洪水ノ景況ハ其節御届申上置既ニ堤防川除等崩壊ノ所難關分ノミ直々取調客歳七月以降一周歳経費金ヲ以修繕落成之分先般勘定帳進達仕候通りニテ殘箇所ノ儀モ当分着手尤工費ハ右経費殘金ヲ以テ仕拂候積リ然ルニ其破壊ノ箇所川筋村々ヨリ斬次官普請出願ニ候得共工事之儀就テハ兼而御達柄モ有之候ニ付御趣意ヲ奉体仕官員派出夫々申渡自普請申付候處三等河ト雖モ民力ニ難及節ニ限り官給相伺候積リ六年一月中川々等級区分取調書進達御許可ヲ得候内ニ付旧慣ニ依リ官普請可取計積ノ處右経費殘金ノミニテハ迎モ施行相成兼因テ精々省略爲取調候處前記目論見金額相成候何分此上減略可仕廉モ無之方今御国費御多端ノ際トハ申其儘閑候得ハ良田美地モ次第崩壊人馬往来モ自由ヲ欠キ自然公租ニ差響キ候様モ難圖深ク苦慮仕不得止書面金員本年経費外御給與ノ儀上申仕候間前情御洞察被成下度右在疾々進達可仕處可相成丈ケ自普請取計度説諭等彼是時日ヲ移シ終ニ取調方遷延至今日工役着手ノ季節相凌シ候間特別ノ詮議ヲ以至急可相成度最工費増減モ可有之候得共成功ノ上猶精細調理精算帳差出可申候依而目論見帳四冊并一村限金高書壹冊相副此段相伺候也

明治九年四月二十二日

県令島惟精代理

岩手県権参事 廣 瀬 範 治

内務卿 大久保 利 通 殿

第五章 河川事業費

五月十七日県来

第五百五十号

書面岩手外三郡村々堤防費別途官給之儀者當節柄容易難聞届候得共申上之趣無余儀相聞候ニ付特殊之詮議ヲ以此度限目論見官費工事七分通式千六百五拾九圓四拾三錢五厘並磐石外壹ヶ村架橋官費三百七圓六拾九錢五厘共合金貳千九百六十七圓余別途土木寮ヨリ可下渡候条落成之上正算金高帳可差出事

明治九年五月十一日

内務卿 大久保 利通

とあるが、内務卿は本件限りと条件を附し、これを許可している。更に、工費は内務省土木寮より下渡す故、正算書（精算書）を提出すべきことが指示されている。

以上の如く、治水並びに会計経理等の制度が確立する以前における河川行政は、その所管庁の方針と工種、工事量等が必ずしも一定するところでなかったから、その処理においても異なるものが多い。従つて、北上川中流部を所管した磐井県と、上流部を管下におく岩手県との施行する所には、多少の相違あることも致し方なかったのであろう。

ハ、岩手県（明治十年以降）

水沢県が磐井県と改称され、更に、明治九年四月十八日同県東、西磐井、胆沢、江刺の四郡が岩手県に併合されて、府県制による岩手県の県図がここに確立してより、北上川は東、西磐井郡以北の全流域が岩手県の所管に属するところとなつたのである。

北上川を始め管下の諸河川は、河港、道路経費として交付される国庫金三、一四七円四三錢五厘によつて修築等が施行される場所である。

岩手県が県独自の河川行政を施行するに至つたのは、明治九年八月磐井県五郡及二戸郡等を含む一市十三郡の代議員によつて構成された臨時総会議以後であり、更に、予算措置の採られたのは、翌十年二月の総会議によるのが最初である。

この時、金一五、〇〇〇円の堤防費が計上され北上川外十九川の河川堤防等修築費が定額区費を以て行うことを決定されている^⑤。（抜）

第二条

一、堤防修繕費ハ本年区費ノ内一万五千元ヲ予備定額ト為シ其緩急ヲ計リ逐次土功ニ就ク事トス然レ共定額ニ限リアレハ夫々ニ着手シ其要所殊ニ患害ノ甚シキ者ヨリ工事ヲ記シ其不急ナルハ翌年ニ譲ル事トス若シ水災非常至急闇キ難キ工事アリ定額ニ不足ヲ生スル時ハ道路橋梁不急ノ工事ヲ止メ堤防費ヲ補ヒ猶不足スル時ハ更ニ臨時ノ賦課ヲ議定スヘシ如何

第三条

一、前条ニ掲クル河川ト雖モ從來官費ノ分ハ旧例ニ從ヒ官民費ノ分ハ六分ヲ官費トシ四分ヲ民費及皆民費ノ分ヲ合セテ定額ヨリ支出ス但新タニ堤防ヲ築キ或ハ修繕ヲ為スモ其工費殆ント創業ニ類シテ尋常ニ論スヘカラサルモノハ臨時別法ヲ諮議シ前条ノ例ヲ用サルモノトスヘシ如何

とあるのである。

これが財源とするところは、国より交付される官費と県管内住民より徴収する民費とによつてゐる。

民費の徴収あるいは賦課方法を、旧磐井県並びに岩手県の旧慣によれば少からざるところの差異があり「万民等しく」の大理想に添わざること甚しいので、これが均等化と住民負担の軽減を計るため、新たに賦課の方法を編み、民費の徴収を行うに当り同十一年一月二十一日次の如く内務省に上申している^④。

第五章 河川事業費

管内河川堤防川除及橋梁修繕費地元課役並組合郡中課方等改正之儀ニ付御届
管下北上川以下河川堤防川除並橋梁等修繕費旧藩普請所ハ官費ニ取据其課方之儀ハ岩手紫波神貫和賀閉伊九戸之六郡ハ旧
盛岡藩政仕来ニ依リ諸色木材代官費ノ内長九尺末口三寸以下繩俵並使役人夫ハ旧石高百石ニ付五十人ヲ地元村ニ課シ其除使
役スル時ハ郡中ノ内河身ニ沿ク組合式百三十三ヶ村ヘ課賦仕来之處宮城旧磐井兩縣ヨリ合併相成候磐井胆沢江刺氣仙之四郡
ハ旧仙台一ノ関兩藩政之仕来ニ據リ反別拾町歩ニ付六拾六人ヲ使役シ其余費額ノ内八分四厘六毛ハ官費給與壹分六厘四毛ハ
該四郡ニ賦課及ヒ二戸郡ノ儀ハ青森県治中課方設置候迄ニテ未タ實際施行不致趣ヲ以テ引渡有之為夫課方区々ニ付調査上不
都合ニ候間一致ニ取設度審按仕候ニ河川堤防橋梁修繕費之儀ハ其流域ニ沿フ村里ニ属スト雖モ管下河川ノ如キハ其水源之遠
近ニ不拘山壑ヨリ一時暴漲シテ災害ヲ蒙ルモノナレハ該費ハ一管内ニ賦シ有害無害ノ人民一般爽義ト視察致シ候ニ付民会ニ
於テ議定ノ上仕来ノ村役悉皆相庭シ官普請所ハ工事費額ノ内官給ノ經費四分徴収之区費ヨリ六分ヲ支出爾来施行仕候間此段
御届申上候也

県令島惟精代理

岩手県大書記官 岡部 綱記

明治十一年一月二十一日

内務卿 大久保 利通 殿

土木費更正之儀ハ伺ヲ經テ可取計筋ニ付書面差下候事
但本文之趣旨ハ追テ一般更正迄離間届儀ト可相心得事

明治十一年二月十三日

内務卿 大久保 利通

以上の如く届出ているが、内務省は民費徴収の件には諒承するところであらう。これには一言も触るところでない
が「本文之趣旨ハ」云々と、官費支出率の変更は内務省において更正するまで許可されないとしている。

岩手県は、更に、具体的に前年十月より十二月まで施行の管下河川、橋梁等の官、民費受払並びに磐井、岩手兩県

における賦役の旧慣等を詳述し、民費の統一と官費、地方費の支弁等に関し、再び、本省に上申している⁽⁴⁾。

管下北上川以下川々堤防川除並橋梁等修繕

明治十年十月ヨリ十二月迄官民費受拂總額金貳万貳千七百七十七圓壹錢四厘外一錢四厘寄不足 改正課方官民費 旧課方官民費

一、金貳万貳千七百七十七圓貳錢八厘

内

金八千三百三拾圓貳拾壹錢三厘 改正方總額ノ内四ト官費 旧經費 經費外

内

經費高金三千百四拾七圓四拾三錢五厘ノ内

金貳千三百三拾三圓三拾六錢三厘

經費外高金六千六百三十三圓ノ内

金五千九百九拾六圓八拾五錢

金九千三百三拾四圓貳拾錢八厘 旧方官費 但經費 經費外

改正方ト差引

金千四圓壹錢四厘 官費増

金壹万九百四拾六圓八拾錢壹厘 改正方總費額ノ内六ト民費 旧方民費

金壹万九百四拾貳圓八拾錢

内

金五千貳百五拾三圓六拾三錢八厘 地方民費

金五千六百八拾九圓拾六錢貳厘 郡中民費

改正方ト差引

金千四圓壹錢

民費減

外壹錢四厘寄不足

第五章 河川事業費

旧課方如左

巖手 紫波 和賀 稗貫 閉伊 九戸 六郡ノ内
組合貳百三拾三ヶ村

一、河川堤防橋梁共諸色代官費

一、地元村旧石高百石ニ付使役五拾人并長サ九尺末口三寸以下之小木繩俵等村役

一、地元旧石高百石ニ付五拾人ノ使役ヲ超過スル工事ハ組合貳百三拾三ヶ村ニ課賦ス

膽沢 磐井 江刺 氣仙 郡 郡 郡 郡

一、河川堤防橋梁共地元村反別拾町歩ニ付六拾六人明俵繩類村役

一、諸色代總費額ノ内官費八分五厘四毛給與其餘ノ壹分四厘六毛ハ四郡ニ課賦ス

一、地元村役ヲ超過スル工事ハ人夫賃官費八分五厘四毛給與壹分四厘六毛ハ四郡ニ課賦ス

二 戸 郡

一、堤防橋梁修繕費共青森県ニ於テ九一年一月中改正方同済ニテ引継有之候得共其課方ニ至テハ官費ヘ縣稅ヲ加ヘ又民費ハ一等二等ノ区費ヨリ加除有之或ハ地價金ニ充ツル等各種ノ課方ニテ本県ニハ区費ノ等級無之依テ民費ノ分支出方差支候ニ付壹体ニ更正ス

右之通有之候也

明治十一年三月

岩 手 縣

しかし、この件に関する内務省の見解はどの様に下されたか明らかでない。

更に、同岩手県はさきに（二月十三日付）内務省より差し戻しの文書に従つて改めて内務省へ次の如く伺書を提出している⁽⁴⁾。

北上川以下河川堤防、橋梁修繕官民費課方更正之儀伺

管下北上川以下河川堤防橋梁等官普請所管民費課方本縣在來之郡村ト旧磐井県及ヒ宮城青森両県ヨリ被為併候郡村ト区々ニシテ該地民ニ於テ大ニ幸不幸ヲ生シ全一管内之工費兩端ニ涉ルハ調査上不都合ノミナラス不公平且本県土木經費ノ儀ハ金額金五千八百五拾七圓余之処其減額金三千百四拾七圓余ヲ以テ一周歲可取賄旨御達ニ依リ御趣意柄奉体仕精々工費省略取計候得共明治七年以來非常ノ洪水三ヶ年引続キ經費金引足不申其時々經費外仰給仕候処國費多端之折柄ニ付此度限リトノ御指令拜承恐縮仕加之官費ニ屬シ地元民費モ又不尠人民困難ヲ極メ候ニ付其課方公平均一ノ良法ヲ取設度苦慮仕管内河川水害之景況ヲ審按スルニ北上川派川ニ至迄一掣ノ雨ト雖トモ山壑ノ溪脉ヨリ水勢猛激幹支派流ノ無差別一經脉ニ同シク一時ニ暴漲シ堤防川除等衝突破壊及フ修繕費ニシテ何リ其ノ河身ニ沿フ里民而已ノ負担ニモ不抱該費賦課ノ義ハ管内一般ニ交通負担ニシテ平等ヲ得ルモノト視察シ候ニ付客年中民会ニ於テ議定ノ上仕來之村役悉皆相廢シ工事費額ノ内官給之經費四分支給徴収之区費ヨリ六分支出シ最モ經費不足シテ難關ケ所有之時ハ可成丈ケ皆區費ヲ以テ補理施行シ其餘非常之水害ニテ不得止工事ハ事情具陳經費外仰給ノ心得ヲ以テ更正之義本年一月廿一日付ニテ御届申上候処二月廿三日付ヲ以テ土木費更正之義ハ伺ヲ經可取斗筋且追テ一般更正迄者御聞届難相成旨御下戻シ御指令敬承仕候得共既ニ客年十月ヨリ十二月迄工費受拂勘定帳最早進達仕候ト雖今回之御趣意ニ基キ猶又旧慣ニ依リ調査為致候処別紙之通改正方ニ拠レハ官費總計金八千三百三十圓余又旧慣ニ依テハ金九千三百三十四圓余之額ニシテ之レヲ更正方ト差引官費千四圓余増殖スル而已ナラス僅シク水害ニモ經費ニテハ引足り不申修補難行届其儘閑候得者迺モ地元民力ヲ以テ修理スル不能終ニ耕地地等崩潰及ヒ自然其災ニ罹ル里民ハ生活之途

第五章 河川事業費

ヲ矢フニ至リ候テハ實ニ燃然随テ公租モ幾許カ相減御損失ト奉存候間一般ノ方法御施行相成候迄從來区々之課方廢棄官普請所ニ限り官給之經費四分區費六分之支出ヲ以テ工事施行仕度且又本年六月ニ至リ猶民会ニ議シ良法ヲ得候ハハ其際重テ経伺可仕候得共前顧事情御洞察特別之御認義ヲ以テ方今改正ノ義御開届被下度此段更ニ相伺候也
明治十一年三月

岩手県令 島 惟 精

内務卿 大久保 利 通 殿

書面河川堤防橋梁修善入費官費歩合更正之儀者難開届候最民費之分ハ適宜方法設不苦候事
明治十一年四月十五日

内務卿 大久保 利 通

以上の如く長文の伺書を提出している。しかし、内務省は民費については地方により適宜処置して可然としながらも、官費増額及び官費支出率の変更等は承認するところではなかったのである。

従つて同十一年七月、八月兩度の洪水による災害復旧等には、多大の工費を要する所であるが地方費一三、六四六円六〇錢八厘と民費一六、〇〇四円三〇錢六厘等によって施行している⁽⁴⁾。

第百八十七号

陸中国南岩手郡北上川其他河川堤防川除類破壊修繕經費外之儀ニ付上申
一、金壹万三千六百四拾六圓六拾錢八厘 目論見高經費外

内

金壹万三千壹圓五拾四錢九厘 堤防修繕費

是は陸中国南岩手郡東中野村外七郡九十六ヶ邸堤防川除類修繕費

金六百四拾五圓五錢九厘 橋梁架換費

是は箱館街道之内陸奥国二戸郡堀野村地内宇長瀬橋架換入費

外

金壹万六千四圓三拾六錢 民費

右ハ管下北上川流域内河川其他客十一年七月三十一日及ヒ同八月五日兩度の暴風雨ニテ非常洪水の景況は豫て其時ニ開申仕置候得共該沿川之堤防川除類并橋梁等大破及候段地元各村より届出候ニ付係官吏派出實際検査ノ上急破難関分ノミ工費正調客十月より工事開手十二月限り成功を奏し該費は十一年度經費金貳千八百六拾四圓五拾六錢七厘一時受取方具狀之上受領致し候にて金貳千七百四拾四圓九拾六錢七厘人夫賃諸色代等ニ支消既ニ本年二月二十五日附ヲ以テ精算勘定帳送達致し候通り右元受ノ内仕拂残一月へ越高僅ニ金百拾九圓六拾錢にして猶難関箇所々之施行致し度候得共經費引足不申し候ニ付地元人民へも申論可成文自費請為□計度苦慮仕候得共客歳之儀共初夏より霖雨ニテ季候不揃為夫田畑収護も不十分其上再度之水害にて損地等も不尠悉民困難之折柄何分民費ノミに難課事情視察仕去迎も儘閑候得共弥増大破及び良田美地も忽荒撫不耗ニ立至自然生活を失う輩相生し候ハ目下沈□之景狀ニ有之且橋梁之儀共百般運輸の便を欠候ニ付座視すべからざるの急務にして工費精々減省取調候処書面之通り相成申候方今国費御多端の際右經費外仰上仕候へ恐入候得共難默止開申上仕候情々御洞察御開置被下度最早解雪ノ季ニ□ニ候間速ニ開手□計度候条至急御指示相成候様懇願仕候尤右費額之内工事竣功を奏し精算致し候て多少増減も可在之候得共目論見帳三冊川限金高給計帳壹冊相添此段上申候也
明治十二年三月十九日

県令島惟精代理

岩手県大書記官 岡 部 綱 紀

内務卿 伊 藤 博 文 殿

(朱書) 四月二十九日県来

書面之趣事情無余議次第ニ付目論見高金之内凡通金九千五百五拾貳圓爲手当可下渡候条緩急斟酌工事可取計候事

明治十二年四月廿二日

内務卿 伊 藤 博 文

とある。

第五章 河川事業費

第五章 河川事業費

この工事は、同年十月より十二月までの三箇月間を以て完成するところであるが、同工事に對し政府は手当金の名目で設計額（民費負担分を含まず）の七〇％に相当する九、五五二円を交付している。

岩手県において堤防の維持及び河川管理等の施策が考えられるに至ったのは、府県会規則が公布（明治十一年七月）されてからの事であり、県会議において論議されるに至ったのは、更に、一ケ年を経た、同十二年五月県会議において行なわれたものが初見である。⁽⁵⁾

「河港道路堤防橋梁建築修繕ハ其利害ノ係ル所大ナルモノナレバ其害ヲ視テ措ク可キニアラス利ヲ視テ止ム可キニアラス然共其緩急ト經費ノ如何ヲ察シ先ツ凡ソ一年ニ行ヒ得可キ工業ト費金トヲ概算スルノミ」

と説明している。これによつて管下二六河川堤防費、河港費等に総額二四、一四六円九五錢四厘を支出したのが最初である。その内二〇、三五六円九五錢四厘は北上川水系における河川、堤防等の修築費に充當されている。

しかるに、同十三年四月太政官布告第一六号を以て地方税規則が公布され、その第三条によつて爾後の工事は総て地方税を以て支弁すべしと定めている⁽⁶⁾。

第三条地方税ヲ以テ支弁スヘキ費目左ノ如シ

一、警察費

一、河港、道路、橋梁、建築修繕費

一、府県會議諸費 以下略

とある。

岩手県は。同法の定むる処により同十三年度において道路、河川等の修築に用する事業費総額四万円を決定し、次の如く布達している⁽⁴⁾。

県甲第二百五号

管内三十三線路道路橋梁二十七河川堤防修繕費ハ当十三年度地方税ヨリ金三万圓ヲ支出スル豫算ニ付工事ノ緩急ヲ計リ其支出之目途取調候処概畧別紙之通ニ候條爲心得此旨布達候事

明治十三年八月廿三日

岩手県令 島 惟 精

豫算

一、金三万圓

（河港）道路橋梁堤防建築修繕費地方税ヨリ支出豫算

内譯

金六千三百圓 三十三線路道路橋梁二十七河川堤防之内修繕費

是ハ從來官費ヲ給スルケ所ヲ除キ昨年来本年三月マデ各郡村ニ於テ工事目論見相立請求之分合計七千余圓有之尚此外年度内ニ於テ請求モアルヘシト雖モ土木費不足ニ付緩急ヲ計リ本金額ヲ以テ支弁スヘキ豫算如斯

但シ雪中助小屋諸費ハ此内ヨリ支出ス

金四千四百圓 箱館街道ヲ除之外三十二線路道路橋梁修繕費

是ハ道長一間ニ付一錢ツツ積リヲ以テ分賦仕来之处本年度土木費不足ニ付之ヲ節減シ其半額即チ一間ニ付五厘ノ割ヲ以テ分賦之豫算如斯

金四千三百圓 三十三線路及ヒ其他ノ橋梁并二十七河川ノ内堤防川除修繕費

外金貳千八百六拾圓 国庫ヨリ下渡經費金

是ハ官民合費仕来ケ所従前之費額ニ基キ豫算如斯

金一万圓 二十七河川ノ内北上川流域修繕費

外金六千六百余圓 国庫ヨリ別途下渡金

是ハ本年度北上川流域修繕費トシテ国庫ヨリ一万円別途御渡之所連帶支弁スヘキ地方税不足ニ付国庫下渡金之内三千三百余圓ヲ除キ本文外金額ニ対スル地方税豫算如斯

金五千円 宮古街道開鑿費

第五章 河川事業費

是ハ宮古街道開鑿官費三万九千四百三十圓十一年年区費及
 七十二年度地方税八千八百圓ヲ併セ已ニ盛岡ヨリ暮目駅マ
 テ開通相成暮目駅ヨリ宮古マテ之工事難關ニ付假道開通ノ
 豫算如斯

とあるが、その大要は、地方税四、三〇〇円及国庫金（河
 港、道路経費）二、八五〇円計七、一六〇円による、道路三三
 線及二七河川堤防等の修築と、地方税一〇、〇〇〇円及国庫金
 六、六〇〇円計一六、六〇〇円による。北上川及同沿岸堤防の
 修築である。

これが地方税による北上川修築工事の初見である。

更に、明治初期、岩手県が河港、道路経費等として国庫より
 交付されるところは別表の如くである。

しかるに、河港、道路経費は明治十三年五月内務省達丙第三
 十九号を最後として打ち切られている。

同達によれば河港、道路経費の交付を受けた府県は東京府外
 二四府県であり、岩手県は同十三年次の如く金四、一八一円が
 交付されている⁽⁴⁾。

別表

国庫交付金（明治初期）

費 目 名	年 次	交 付 額		備 考
		岩 手 県	水沢、磐井県	
定 額	明治7年	3,500	—	水沢県分ハ 申請遅延
河港道路経費	〃 8 〃	1,880	—	水沢県分資料ナシ
〃	〃 9 〃	1,880	—	磐井県分資料ナシ
〃	〃 10 〃	円 銭 厘 3,147.43 5		県域併合
〃	〃 11 〃	3,147.43 5		
〃	〃 12 〃	2,864.56 7		
〃	〃 13 〃	2,864.00 0		
(制度廃止)	〃 14 〃	—		

明治十三年五月内務省達

丙第三十九号（五月三日輪廓附）

東京府 千葉縣 新潟縣 德島縣 福島縣
 京都府 京都市 馬場郡 和歌山縣 岩手縣
 埼玉縣 静岡縣 岐阜縣 宮城縣 山梨縣

本年七月ヨリ来十四年六月迄一周歳河港道路経費目途金之儀別紙之金額ヲ以可致施行此旨相達候事

以上の如くであるが北上川は、同年内務省の直轄施行による調査測量等が開始され、更に、同一五年度より内務省
 直轄施工の北上川低水工事が施工されるところとなり、北上川の河川行政並びに治水政策の総ては内務省に移された
 観があり、同工事の竣功を見る同三十五年までは、岩手県によつて施工される工事の殆どは、災害復旧工事に始終す
 る程度である。

明治二十二年九月洪水の災害復旧に当り、県は町村に次の如く^⑤補助金を交付し工事の遂行を計っているが、十二
 月十九日の県会議で否決されている。

県は、更に、同月十九日再議にかけている。その理由は何辺にあつたか明らかないが、再び否決されている。
 従つて復旧工事等は各々被災町村が独自にこれを施行するのやむなきに至つたのである⁽⁶⁾。

明治二十三年度地方税支出追加予算議案（十二月十二日不決
 十二月十九日再議案不決）

一、金一〇、四七九、五九六厘 町村土木補助費

説明 明治二十二年九月十一日暴風雨ニ際シ左ノ町村非常ノ水害ヲ被リ道路堤防橋梁壊崩破損シ耕地ヲ流亡シ或ハ作毛水

第五章 河川事業費

腐ニ属スルモノ少カラス該町村ニ於テ之レカ修繕ノ計画ヲナスニ當リ其工費悉皆地元町村ノ負担ニ堪ヘサルニヨリ左ノ通補助セントス〔(註) 町村名省略している。十二ヶ村〕

しかし、災害町村の財政事情は、被害により町村税の減免、更に、被災民の救済費支出等により町村財政は窮迫し、災害土木費の支出等は殆ど不可能の状態にあつたのである。

翌二十三年四月岩手県は、新年度追加予算に町村土木費補助金二〇、七〇四円九六錢一厘を計上し、同月二十二日可決している。その説明によれば次の如くである⁽⁵⁾。

明治廿三年度地方税支出追加予算(四月二十七日可決)

一、金二〇、〇〇〇円 土木費

内訳金二〇、〇〇〇円 道路梁橋費

一、金二〇、七〇四円九六一厘 町村土木補助費

一、金一、〇二九円二〇〇厘 県会議諸費

内訳金七五九円一〇〇厘 雑給

金二七〇円一〇〇厘 雑費

合計金四一、七三四円一六一厘

提案説明

土木費

本年四月以降数回ノ水害ニ罹リ秋田街道外六街道ニ於テ道路破壊シ住来ノ人馬他ノ道路耕地ヲ迂回シ又ハ河流ヲ歩セサルヲ得サル如キ目下闕クヘカラサル箇所ヲ修繕セントス又南岩手郡本宮村字向中野地先北上川メ切ノケ所決潰シ全川ノ一半入川トナリ爲ニ平水ニ在テハ通般ヲ阻滞シ出水の節ハ沿岸ヲ崩壊スルノミナラス其流勢中野村字門釜石街道ヘ衝突シ同地方挙テ流域ニ変セントスルノ景状ニヨリ沈床ヲ以テニケ所ニメ切ヲ施サントスルニヨル

町村土木費

明治二十二年九月十一日非常ノ風雨ニテ北上川ヲ始メ各川悉ク暴漲シ左記ノ町村ニ於テ橋梁及堤防川除ヲ崩壊シ爲メニ耕地ヲ流亡シ或ハ作毛ヲ水腐ニ属セシモノ頗ル多シ村民之カ修繕ノ一日も忽カセニスヘサルヲ知ルト雖モ工費ノ負担ニ堪ヘスシテ其工事ヲ躊躇シタリ然ルニ本年四月以降再三ノ出水ニテ橋梁堤防ノ破壊ヲ増加シ一層ノ惨況ニ陥ルヲ以テ関係町村ニ於テ修繕ノ計画ヲナシ工費幾分ノ補助ヲ出願スルニヨリ町村税ノ多寡工事ノ適不等ヲ調査シ補助金ヲ定ムル左ノ如シ(左記ノ町村ハ省略ス)

更に、同二十九年九月の洪水は、さきの(同一七年等)洪水にも増して大被害を及ぼす洪水であつたが、岩手県はこれに対し何等の処置も構じていない。同年は、不幸にして三陸津波による海岸地方の被害が更に大きくその救済に急がしく、北上川沿岸の洪水災害等は省みる暇さえなかつたらしい。

北上川における災害復旧工事の内、岩手県が積極的にその対策を構じたのは県都盛岡市に大被害を及ぼした明治四十三年の洪水である。同年十一月県会における予算説明の中で災害土木費につき次の如く述べている⁽⁵⁾。

本年六月ニ第一水害ガアリマシタ其際モ四万四千四百八円ト云フモノヲ賦課シテ応急ノ工事ヲ致シマシタガ其創痍ハ尚ホ未ダ癒ヘザルニ更ニ八、九両度ニ亘ル水害ガアリマシタ其際ニモ亦応急工事費トシテ五万六千五百円ト云フモノヲ支出致シマシタノデゴザイマス其内五万八千五百円ハ国庫ヨリ借入シテ残り六千五百円ハ繰越金デ支弁シタ次第デゴザイマス今回提出シマシタ災害土木費ノ総額ハ議案デモ御覽ノ通り九拾九万九千五百八拾八円ト云フコトニナツテ居リマスガ此総額ハ内務省ノ査定ニ依リマシタノデアリマスガ尚ホソレ以外ニ内務省ノ査定ヲ受クルコトノ出来ナイ工事並果ニ於テ内務省ノ査定ヲ査定通りニスルコトヲ不安心ナリトシテ県限リニ行フ所ノ工事等ヲ加ヘテ九拾九万九千四百八拾八円ト云フモノニナツテ居ルノデアリマス此内県デ直接土木費五拾七万六千四百九拾八円ト云フコトニナツテ居リマシテ市町村ノ土木補助ハ四拾九万九千七百八拾五円ト云フコトニナツテ居リマス

とあるが、同災害復旧費は、更に、増額され一、二〇五、一二一〇円が議員多数の賛成により可決されている。

第五章 河川事業費

第五章 河川事業費

又、大正二年の洪水は降水量等は明治四十三年に比し稍々少量であつたらしいが、逆風にあおられ水位が七〇釐も上昇し被害を大きくしている。これに対し、岩手県は災害土木費一〇六、七二二、四六五円市町村災害土木補助費三六、四九八、六〇〇円等総額金一四三、二二一、〇六五円を支出している。以上の如く洪水等による災害復旧費は臨時費に属する所であり、その片鱗を伺い知る事は出来ても、經常費に属する土木費には河川、道路、その他諸般の工事費が含まれてゐるため治水費、河川費等を抽出する事は不可能であり、ましてや、明治維新後における北上川水系のみに関する治水費を明細にすることは難事である。従つて、次に掲ぐる、岩手県土木費及び災害土木費等は岩手県が予算借置を構じた全土木費であり、北上川に限定するものではない。

岩手県土木費及災害土木費

年 度	土 木 費 (経 費)	内 北 上 川 改 修 費	災害土木費 (臨時費)	備 考
	円	円	円	
明治 9				
10				
11				
12	47,632			
13	43,727			
14	59,713			
15	58,366			
16	50,328			
17	33,106	20,000		
18	42,492	25,000		
19	80,134	25,000		
20	77,135			
21	59,689			
22	79,100			
23	83,507			
24	70,444			
25	89,091			
26	96,792			
27	112,708			
28				
29	148,500			
30	172,263			
31	23,138			
32	36,325			

第五章 河川事業費

年 度	土 木 費 (経 常)	内 北 上 川 改 修 費	災害土木費 (臨時費)	備 考
	円	円	円	
33	65,095			
34	79,841			
35	78,033			
36	73,231			
37	37,136			
38	31,490			
39	84,962			
40	49,192			
41	57,110			
42	51,834		164,805	
43	54,608		152,356	
44	41,811		674,459	明治43年洪水被害復旧費
大正元	60,279		106,722	
2	70,199		57,223	
3	63,460		820,301	大正二年洪水被害復旧費
4	69,433		77,838	
5	87,234		65,076	
6	96,417		40,483	
7	102,246		58,714	
8	128,522		127,706	
9	191,986		36,476	
10	347,916		156,481	
11	271,417		497,380	
12	395,694		71,039	
13	376,261		1,447,809	
14	396,788		439,061	
昭和元	410,868		321,068	
2	410,836		1,213,203	
3	453,964		389,934	
4	330,525			
5	322,802		1,006,754	
6	294,528		551,080	
7	253,226		42,830	
8	544,288			
9	311,564		342,612	
10	264,163		986,637	
11	279,643		473,356	
12	311,564		511,769	
13	295,685		468,921	
14	303,143		768,006	
15	339,135		587,257	
16	333,366		2,367,847	

第五章 河川事業費

とある如く、災害土木費についても、明治末期以降に関するものである。

註

- (1) 水沢県治類聚
- (2) 水沢県治類聚稿本
- (3) 官省御附紙綴
- (4) 岩手県文書
- (5) 岩手県議会記録
- (6) 法令全書

一、修 築 費

明治維新後、新政下において北上川の洪水対策として、堤防其の他の施設に、国庫金を初め民費、組合金等の支出、負担するところは決して少くはない。

しかし、関係書類は言うに及ばず、留書、記録等の類も、既に散逸して見るべきもの甚だ少なく、その詳細を明らかにすることは出来ない。

明治前期（河川法制定前）における北上川本川及び二五支川の治水費（主として堤防費）支出、負担区分は、国庫金（官費と称している）、県費、区費（郡単位の徴税）市町村費、協議会費（地域毎の組合負担金）、其の他寄附金等である。

これ等の支出、負担区分による二六河川の事業費は如くである。

北上川水系河川別治水費（河川法以前）

北 上 川						
年度	費目別 総 額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	4,542	1,622	2,920			
12	12,000	6,240	6,760			
13	15,431	7,675	7,756			
14	16,745		15,536	350	709	
15	24,855		23,161	614	1,080	
16	15,885		14,414	300	1,171	
17	14,518		13,000	290	1,228	
18	21,163		20,000	200	963	
19	26,049		25,000	250	799	
20	21,498		25,000	270	1,228	
21	1,140		—	240	900	
22	6,953		2,000	2,636	2,332	
23	17,553		10,220	5,557	1,776	
24	70,549	45,752	15,982	8,563	246	
25	56,796	34,753	19,805	2,237	—	
26	71,712	41,231	24,889	4,067	1,523	
27	69,096	46,731	20,186	997	1,180	
28	57,508	38,067	17,350	2,090	—	
29	89,121	61,527	24,766	2,656	171	

右支 夏		川				
年度	費目別 総 額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其 ノ 他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	923				923	
12						
13						
14	1,948		850	902	196	
15	1,690			1,535	155	
16	1,309			1,133	176	
17	980			824	156	
18	587			446	141	
19	666			352	314	
20	1,039			862	177	
21	1,087			676	301	
22	640			339	168	
23	3,611		959	2,484		
24						
25						
26						
27						
28						
29						

左支 薄 衣 川 (千厩川)

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	476				476	
12	465				465	
13	506				506	
14	289			289		
15	258			258		
16	364			364		
17	297			297		
18	231			231		
19	249			249		
20	397			397		
21	341			341		
22	255			255		
23	—					
24	165			165		
25	337			337		
26	—					
27	1			1		
28	42			42		
29	83			83		

右支 金 流 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	145				145	
12						
13	56				56	
14	503			431	72	
15	1,045			984	61	
16	398			335	63	
17	360			277	83	
18	557			474	83	
19	395			335	60	
20	291			236	55	
21	269			178	91	
22	289			226	63	
23	1,458			1,398	60	
24	3,570		211	3,358		
25	1,571			1,571		
26	1,855			1,855		
27	926			926		
28	790			790		
29	2,587			2,587		

左支 砂 鉄 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	494		432		625	
12	93				93	
13	65				65	
14	669		158	257	254	
15	441				441	
16	298				298	
17	489				489	
18	537				537	
19	404				404	
20	255				255	
21	325				325	
22	229				229	
23	2,522		290	1,842	390	
24	358			312	46	
25	187			126	61	
26	64			14	50	
27	186			30	156	
28	171			98	72	
29	220			135	85	

左支 黄 海 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	258				258	
12	232				232	
13	298			82	216	
14	513			201	312	
15	521			204	317	
16	334			231	103	
17	310			214	96	
18	178			98	80	
19	191			100	91	
20	192			109	83	
21	293			153	140	
22	218			89	129	
23	171			75	96	
24	850			465	385	
25	1,020			605	415	
26	1,250			896	353	
27	766			600	160	
28	839			488	351	
29	1,257			689	568	

右支 衣 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	—					
13	—					
14	34		24	10		
15	21			21		
16	30			30		
17	10			10		
18	10			10		
19	—					
20	—					
21	—					
22	—					
23	—					
24	—					
25	17			17		
26	22			22		
27	96			96		
28	29			29		
29	15			15		

右支 磐 井 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	—					
13	492	145	347			
14	230			30	200	
15	133			15	118	
16	134				134	
17	108				108	
18	130				130	
19	126				126	
20	197				197	
21	186				186	
22	816				816	
23	236				236	
24	666			666		
25	102			102		
26	326			326		
27	101			101		
28	475			475		
29	3,694		1,492	2,116	85	

左支 山 内 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11						
12						
13						
14	62				62	
15	73				73	
16	44				44	
17	59				59	
18	61				61	
19	75				75	
20	46				46	
21	50				50	
22	586			28	558	
23	74			—	74	
24	44			44		
25	28			28		
26	36			36		
27	62			62		
28	29			29		
29	33			33		

右支 太 田 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11						
12						
13						
14	10			10		
15	20			20		
16	30			30		
17	10			10		
18	—			—		
19	12			12		
20	10			10		
21	10			10		
22	—			—		
23	23			23		
24	13			13		
25	57			57		
26	9			9		
27	48			48		
28	55			55		
29	56			56		

左支 人 首 川

年度	費目別	総 額	内 訳				備 考
			官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治		円	円	円	円	円	円位以下略
11							
12							
13							
14		629				629	
15		640				640	
16		595				595	
17		619				619	
18		548				548	
19		715				715	
20		591				591	
21		691				691	
22		862				862	
23		717				717	
24							
25							
26							
27							
28		275			275		
29							

左支 大 久 保 川

年度	費目別	総 額	内 訳				備 考
			官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治		円	円	円	円	円	円位以下略
11							
12							
13							
14		95				95	
15		103				103	
16		81				81	
17		109				109	
18		112				112	
19		136				136	
20		86				86	
21		91				91	
22		997				997	
23		137				137	
24		76			76		
25		157			157		
26		68			68		
27		128			128		
28		92			92		
29		88			88		

左支 廣 瀬 川

年度	費目別	総 額	内 訳				備 考
			官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治		円	円	円	円	円	円位以下略
11							
12							
13							
14		465				465	
15		407				407	
16		450				450	
17		414				414	
18		418				418	
19		432				432	
20		411				411	
21		418				418	
22		689				689	
23		1,381				1,381	
24		—					
25		—					
26		—					
27		—					
28		315			315		
29		—					

左支 田 代 川 (大田代川)

年度	費目別	総 額	内 訳				備 考
			官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治		円	円	円	円	円	円位以下略
11							
12							
13							
14		110				110	
15		127				127	
16		112				112	
17		138				138	
18		126				126	
19		150				150	
20		121				121	
21		141				141	
22		1,440				1,440	
23		784				784	
24							
25							
26							
27							
28							
29							

右支 和 賀 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—	—	—	—	—	
12	4,225	1,589	2,636	—	—	
13	4,615	1,765	2,850	—	—	
14	1,125	—	493	272	359	
15	246	—	—	—	246	
16	609	—	—	308	301	
17	476	—	—	—	476	
18	475	—	—	—	475	
19	325	—	—	—	325	
20	346	—	—	—	346	
21	370	—	—	—	370	
22	355	—	—	—	355	
23	1,881	—	943	419	519	
24	479	—	383	95	—	
25	103	—	—	30	73	
26	342	—	—	—	342	
27	181	—	—	—	181	
28	1,579	—	676	676	225	
29	—	—	—	—	—	

右支 胆 沢 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—	—	—	—	—	
12	17	—	—	—	936	
13	1,847	441	470	—	1,015	
14	2,052	—	1,037	1,015	543	
15	1,343	—	—	800	84	
16	84	—	—	—	450	
17	450	—	—	—	721	
18	721	—	—	—	365	
19	365	—	—	—	593	
20	593	—	—	—	53	
21	53	—	—	—	467	
22	1,158	—	—	691	209	
23	4,846	—	—	4,637	129	
24	129	—	—	—	—	
25	—	—	—	—	—	
26	81	—	—	—	81	
27	4,713	—	1,991	2,136	584	
28	15,548	—	6,720	2,177	6,650	
29	—	—	—	—	—	

右支 豊 沢 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—	—	—	—	—	
12	812	267	545	—	—	
13	703	341	362	—	—	
14	730	—	166	—	564	
15	76	—	—	—	76	
16	674	—	—	52	622	
17	420	—	—	—	420	
18	644	—	—	—	644	
19	640	—	—	—	640	
20	563	—	—	—	563	
21	674	—	—	221	453	
22	520	—	—	—	520	
23	2,465	—	1,361	1,081	23	
24	1,253	—	835	418	—	
25	—	—	—	—	—	
26	1,118	—	531	500	86	
27	—	—	—	—	—	
28	—	—	—	—	—	
29	—	—	—	—	—	

右支 宿 内 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—	—	—	—	—	
12	—	—	—	—	—	
13	—	—	—	—	—	
14	107	—	—	—	107	
15	177	—	—	—	177	
16	135	—	—	—	135	
17	151	—	—	—	151	
18	245	—	—	—	245	
19	129	—	—	—	129	
20	96	—	—	—	96	
21	114	—	—	—	114	
22	306	—	—	—	306	
23	203	—	—	—	203	
24	—	—	—	—	—	
25	—	—	—	—	—	
26	—	—	—	—	—	
27	—	—	—	—	—	
28	—	—	—	—	—	
29	622	—	296	326	—	

左支 稗 貴 川

年度	費目別 総 額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11						
12						
13						
14	972				972	
15	1,232				1,232	
16	1,144				1,144	
17	924				924	
18	1,055				1,055	
19	940				940	
20	912				912	
21	1,236				1,236	
22	983				983	
23	1,438				1,438	
24						
25						
26						
27						
28						
29						

右支 瀬 川

年度	費目別 総 額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	206	98	108			
13						
14	277		83		194	
15	150				150	
16	272				272	
17	158				158	
18	135				135	
19	148				148	
20	135				135	
21	157				157	
22	160				160	
23	682				682	
24	18			18		
25	27			27		
26	60			60		
27	56			56		
28	41			41		
29	40			40		

右支 葛 九 川

年度	費目別 総 額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11						
12						
13						
14	20				20	
15	50				50	
16	20				20	
17	20				20	
18	70				70	
19	20				20	
20	120				120	
21	50				50	
22	100				100	
23	120				120	
24						
25						
26						
27						
28						
29						

左支 猿 ケ 石 川

年度	費目別 総 額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	—					
13	223		223			
14	1,346			100	1,246	
15	580			400	180	
16	524			300	224	
17	212			—	212	
18	170			—	170	
19	281			200	81	
20	60			—	60	
21	117			—	117	
22	3,707			1,984	1,723	
23	4,129		2,160		1,969	
24	2,770		2,160	610	—	
25	605		498	—	107	
26	—					
27	—					
28	—					
29	—					

左支 中 津 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	1,124	382	742			
13	892	446	446			
14	92				92	
15	89				89	
16	85				85	
17	230				230	
18	76				76	
19	85				85	
20	90				90	
21	85				85	
22	167				167	
23	213				213	
24						
25						
26						
27						
28						
29						

右支 滝 名 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	—					
13	6	2	4			
14	97				97	
15	70				70	
16	62				62	
17	104				104	
18	80				80	
19	6				6	
20	72				72	
21	103				103	
22	145				145	
23	2,651		1,519	1,005	127	
24						
25						
26						
27						
28						
29						

右支 雫 石 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	2,598	680	1,918			
13	1,851	72	1,779			
14	32				32	
15	242				242	
16	55				55	
17	187				187	
18	168				168	
19	31				31	
20	102				102	
21	39				39	
22	151			130	21	
23	175				175	
24	—					
25	—					
26	—					
27	—					
28	734			734		
29	—					

左支 築 川

年度	費目別 総額	内 訳				備 考
		官 費	県 費	市町村費	其ノ他	
明治	円	円	円	円	円	円位以下略
11	—					
12	—					
13	—					
14	25				25	
15	28				28	
16	21				21	
17	311				311	
18	18				18	
19	25				25	
20	29				29	
21	22				22	
22	32				32	
23	31				31	
24						
25						
26						
27						
28						
29						

更に、河川法適用後における、岩手県管下の堤防新築並びに修繕費等を支出区分によって見れば次の如くである。
河川法制定後の堤防費

河川法制定後の堤防費

年度	区分	岩手県施工		市町村施工		備考
		新築費	修繕費	新築費	修繕費	
明治		円	円	円	円	
31				37,771	69,051	(県費補助62,655)
32						
33						
34				25		
35			14,501	1,440		
36			24,728	150		
37		5,684	10,576	18		
38		4,527	9,272	7		
39		2,033	23,114	92	2,712	
40		22,709	14,261	216		
41		14,079	14,955	95		
42			10,917	1,677		
43			8,516	—	5,351	
44			3,174	976	2,657	
大正	元		12,892	189		
2			14,059	400		
3			500	1,770		
4			5,853	1,525		
5			7,116		2,944	
6			7,130		1,559	
7			6,940		2,746	
8			8,222			
9						
10			15,244			
11						
12		14,267		—	9,090	
13			15,237	1,616	101,123	(県費補助67,151)
14			13,385	—	7,351	
昭和	元		13,384		11,641	
2			12,038	5,573	17,116	(県費補助15,677)
3						
4			8,841		563	
5			8,253		2,554	
6			8,253		2,177	
7		133,900	5,132	53,780	32,261	(同上 56,813)
8		514,010	4,610	12,285	2,500	(同上 8,143)
9		664,806	4,649	20,061	5,948	(同上 13,980)
10		627,359		34,881	—	(同上 19,556)
11		533,684	5,713	10,053	930	(同上 5,719)
12		598,270	18,916	6,888	3,693	(同上 1,300)
13		568,909		4,926		(同上 1,781)
14		437,957	18,551			
15						
16		432,317	19,980	67	5,976	

とある、以上の事業費は岩手県管内全河川分を一括するもので、北上川水系に属する事業費を抽出することは不可能であるが、その比率は七〇〜八〇%を北上川水系分として推定し、大差のないところである。

第三部 利 水

第三編 交通・運輸

第二章 交通

第一節 概況

北上谷底平野における交通の主幹は道路による陸上交通にあることは言を要するところでないが、同平野は、北より南に貫流する大河川北上川によって北上山地西麓平野と、中央山脈東麓平野とが自ずから分離される地形が形成されるところであり、両地域の交通は北上川の渡河によって結ばれるところである。

従つて、北上川沿岸における「渡し」の起元は同流域における古代人の生活と共に発生するところと推考されるのであり、その初期における渡しは、単に、左右両岸住民の交渉、即ち、地域的交通の爲（自給自足的）に行われたところであろうが、次第に向上する生活文化を充足の爲、生活物資を更に広く求めんとする交易路上の渡に發展して行つたと考えられるのである。

北上平野における紫波、岩手地方等の上流部における渡しには多分に前者的性格が残され、稗貫、和賀地方等の中、下流部における渡しの多くは後者に属するところである。

明治初期における北上川本川（盛岡以南）の渡船場数は、実に、五〇か所にも及ぶところであるが、東北鉄道の開通によつて交通体系に変革が起り、更に、北上川舟運の衰退となり、代つて、車馬による陸上運送が盛んとなるに従

い円滑なる交通運輸の道を確保のため、橋梁が架設され、渡船場は次第にその影をひそめ、昭和五〇年代においては四丑船場その他一〇二か所が残されるのみである。

第五節 各 論

流路延長（幹川）一九九・三一軒に及ぶ長江北上川本川の内、盛岡以南岩手、宮城両県境に至る直轄区間一三九軒余の地域内における渡船場等は、その地域により関連地域を異にすると共に、その利用性においても相違があり、これを同一視することは妥当を欠くところである。従って、これ等の渡船場を一括して挙げることは更に説明不足となり、混乱をまねく結果となることを憂い、地域毎に分割記述することとする。

一、磐井（下流）地方

磐井（下流）地方は殆ど岩手、宮城両県境より上流、北上川狹窄部内における地域であり、同地域における渡船場は右岸流^{ながれ}地方（花泉町）より左岸黄海村（藤沢町）を経て宮城県北部に通ずる日形渡（町裏渡）及び気仙沼方面に通ずる浜街道に連る黄海渡（四日市渡）並びに同浜街道に係る薄衣渡等があり、更に、地域内の往路に係る三口渡、横石渡等がある。

（一）日 形 渡

日形渡（町裏渡船場）は日形村（西磐井郡花泉町日形）より北上川を越し黄海村（東磐井郡藤沢町黄海）[※]小日形、曲田等を経て、宮城県登米郡等に通ずる村路（町村道）にあり、右岸日形集落の住民等によって運営されるところと言う。

同渡船場の創始年代等は明らかでないが、日形町は元和二年（一、六一六）地頭木村勘助によって町割の行われるところであり、「同渡船場は日形町の発展と共に、対岸との往来が次第に多くなり、いつしか渡場が成立するに至ったのであらう」と郷土史家等言うところである。

従って、江戸幕府によって渡船場等が制度化された近世初期、あるいは、その後間もない頃の創始ではなからうか、明治初期における日形町裏渡船場は^①。

日形渡 [※]町裏地内北上川ニアリ幅平水壺町拾間渡船大小式艘私渡黄海村ニ通ス村路ニ係ルとある。

同渡船場の渡守は近世末期より同渡場附近の堤防に小屋を懸け居住するところの清兵衛と称する者であるが、明治二七年北海道へ移住するに当り佐藤勘右衛門に渡守を譲っている。勘右衛門の子徳兵衛は父のあとを継ぎ渡守を行うところであるが、昭和初期に至り徳兵衛は佐藤清水馬に漕舟を行わせ、自らはその経営者となっているのである。

日形渡の運営は他所者より徴収する渡賃及び関係地域住民より盆、暮二季に提供されるところの現物供与であり、その高は貧富、利用率等によって異なるところであったが、盆には大麦一升〜五升、暮には粳二升〜五升程度である。同舟場に限る特例であるが湿田三反余、堤防の外に畑一反程無年貢で耕作しているのである。

しかし、これ等の金穀は渡守の生活料であつて渡用舟の建造費には及ぶものではない。

舟は近世以来関係村邑において建造、造替等を行い、渡守に運任せしむる慣習である。従つて、町村自治体はこの慣習を継承し、渡船場の維持管理等を行うところであり、大正九年日形村は次き告示を発しているのである⁶⁾。

大正九年四月一日告示

日形村長 千葉 寿三郎

道路法第二十六條ニ依リ渡船料ヲ徴取ス渡船場ノ経営ヲ道路法施行令第二十二條ニ依リ郡長ノ許可ヲ得個人ニ許可シタルモノ左ノ如シ
宇町裏渡船場

一、設置者 佐藤 徳兵衛

一、渡船額

人 一人 金参銭
牛馬 一頭 金六銭
人力車 一輛 金六銭
荷馬車 一輛 金八銭
小荷車 一輛 金六銭

備考	廃止事由	設置年月	渡船形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
				形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	北上川橋架設により	昭和六年	大渡船(中型) 一雙	人渡	私渡	河川幅一町一〇間(二六米)水深 尺(米)	磐井郡西磐井村(西磐井郡花泉町)	東磐井村(東磐井郡藤沢町)	北上川本川	日形(町裏船渡)

荷物 一個 金二銭
自転車 一輛 金二銭
籠 一挺 金八銭
長持 一棹 金八銭
長持 一棹 金八銭
簞笥 一棹 金八銭
兩掛 一荷 金五銭
但 出水ノ場合ニ於ケル割増歩合

平水ヨリ五尺以上十二尺マデ 五割増

同 十二尺以上 通行止

一、期間 五ケ年 自大正九年四月一日

至大正十四年三月三十一日

とある。

しかし、終戦後は、急速に発達した自動車の普及と各道路の整備が行われる等により自家用車により北上川橋等を迂廻するものが次第に数を増し、不便を忍んで渡舟に頼るものが著しく減じ自然解消的に廃止になり、現在は渡船場の近辺の人達がわずかに、個人的に渡るのみである。

註 (1) 岩手県文書

(二) 黄 海 渡

黄海渡は、田村領金沢町(花泉町金沢)より北上川を越え伊達領藤沢村(東磐井郡藤沢町)への道(藤沢花泉停車場線)にあり、田村領日形村においては四日市渡と言ひ、伊達領黄海村にては七日町渡と称し、左右兩岸において各

々運営するところである。

同渡船場の創始年代に關し在地伝承は次の如くである。

四日市渡船場の近所に「ふなと屋敷」と称するところあり、中世以来の旧家と言ひ、古く渡舟を行いたるにより、その名の伝わる所と言う。又、別伝によれば寺崎氏によつて中世末に開かれるところとも言うが、明らかでない。

しかし、宝暦年間の調等に見らるるところであるから、近世初期には既に運行されていたことは明らかである。旧記によれば日形村における総舟数四二艘の中に一艘の渡舟がある⁽¹⁾。

一、渡舟 壹艘 右へ往還通用渡舟ニ付御役無御座候事

とあり、更に、黄海村における総船数二九艘の中に渡舟二艘がある⁽¹⁾。

一、渡舟 貳艘 但通路舟ニ付御役無御座候事

とある。

又、明治初期においても旧慣に従つて両村共に渡舟を備えている⁽²⁾。

日形村

四日市渡 字中神地内北上川ニアリ幅平水壹町拾間渡船大小貳艘私渡黄海道ニ係ル

黄海村

七日町渡 本村ノ西字七日町地内北上川ニアリ幅平水壹町貳拾間渡船大小貳艘私渡金沢道ニ係ル

とある如く運行等においても両村住民によつて行われたところであるが、明治二十一年市町村制公布後、日形村において経営するところである。

しかるに、大正九年日形村長は亡千葉本造（村営渡船場の渡守[?]）の妻つきを設置者として民営に移しているの

ある。

告示

大正九年四月一日

日形村長 千葉 寿三郎

道路法第二十六條ニ依り渡船料ヲ徴収スル渡

船場ノ経営ヲ道路法施行令第二十二條ニ依り郡長の許可ヲ得個人ニ許可シタルモノ左ノ如シ

字中神渡船場

一、設置者 千葉 つき

一、渡船額

（日形町裏渡船場と同じ 省略）

一、期間 五ヶ年 自大正九年四月一日

至大正十四年三月三十一日

とある。

しかるに、その後、車輛による交通の発達
は、渡船場がその隘路となること甚しく、昭和
五年新に架設されるところの北上川橋の開通と
共に同渡船場は廃止されるに至つたのである。

（附）渡守千葉つきは、中神渡船場の廃止に

備 考	廃 止 事 由	設 置 年 月	渡 船 形 状 雙 数	概 況			所在地		河 川 名	渡船場名称
				形 態	經 營 体	河 状	右 岸	左 岸		
	昭 和 五 年	不 明	大 渡 船 （中 型） 二 隻	人 渡	私 渡	河川幅一町一〇間（一二六米）水深 尺（米）	磐井郡 日形村	東磐井 村（東 磐井郡 藤沢町） 黄海村 （西磐井 郡花泉町）	北上川 本川	黄海（四日市）渡
	北上川橋架設による		二隻 （両村大小各一艘）	〃 人渡	近代私渡					

当り岩手県より一時金(手当)を支給されてる。

註 (イ) 岩手県文書

(三) 薄衣渡

薄衣渡(薄衣渡船場)は千厩町(同名)より北上川を越え一ノ関町(一関市)に通ずる大道(国道二八四号)にあり、左岸薄衣村(川崎村)の住民によって運営される場所である。

創始年代等は明らかでないが、宝暦年間の調には見られるところであるから、創始期は江戸幕府によって渡場が制度化された近世初期に遡るのではなからうか。

安永風土記によれば薄衣村における舟数二五一艘の内に

一、渡舟 式艘 右者旅人通用舟ニ付無御役とあり、更に、明治初期には、

薄衣渡 本村ノ西字諏訪前地内ニアリ幅平水凡四町拾間渡船大小貳艘私渡氣仙沼街

備考	廃止		設置年月	渡船形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	北上大橋の架設による	伝昭和十三年	不明	大渡船(中型)一雙	人渡	私渡	河川幅四町一〇間(四五〇米)水深尺(米)	磐井郡楊生村(二関市弥栄)	磐井郡薄衣村(東磐井郡川崎村)	北上川本川	薄衣船渡場

道ニ係ル

とある如く、同渡船場は太平洋沿岸氣仙沼港と東北本線一ノ関駅を結ぶ重要路線上にあり交通運輸の隘路となること甚しく、昭和十三年北上大橋の開通と共に廃止されるところであるが、明治前期の渡賃は人六錢、馬一二錢、車(荷車、人力車等)九錢^⑧となつてゐる。

二、磐井(上流)地方

磐井(上流)地方は狐禅寺より上流における沖積平野であり、広大な沃野が展開するところであるが、磐井川右岸は旧一ノ関田村領であり、同左岸及び北上川左岸一帯は仙台伊達領ある。従つて、磐井川右岸より北上川左岸に至ることは越境であつたから村路等も通ずるところでなく、渡船場等を要するところでない。

同地域における渡船場は仙台領山目町(一関市)より摺沢(大東町)等を経て氣仙郡高田(陸前高田市)等に通ずる今泉街道に係る柵ノ瀬渡があり、更に、北上山地西麓における小島、長部等に通ずる小島渡、苺渡、長部渡、箱石渡等がある。

(一) 狐禅寺渡

狐禅寺渡は一ノ関町(一関市)より舞草村(一関市)に通ずる村道にある。(江刺黒石一関線)同渡船場の創設は明治初期、邑人笠原三安の提唱によるところであり、三安は北上川における舟運、渡船等に経験のある佐藤直吉を以つて創始、運営等に当らせるところである。

郷土資料等は笠原三安に関し次の如く伝えている。

故笠原三安先生

現狐禪寺川岸は、維新前は荊蕀竹藪繁茂し偶々一、二の漁舟の留ることあるのみにて致底一対岸に交通すべくもあらず、然るに、地勢上此處を開き渡船場とせんか、東磐井郡方面との交通上、其の便、その利、実に大なるものあり、炯眼なる先生、夙に、此れを看破し佐藤直吉等を説き指導して渡船場を開設せしめたり。而て、道路を開修して此の地に到らしむる等、施設宜しきを得たるを以て交通日に加り、県道改修の後は益々頻繁となり、遂に、今日の盛況を見るに至れり。

と、笠原三安は明治三十七年七八才で没し、邑里光西公葬地に葬られているが、開設年月等は明らかでない。しかし、明治初期における地誌等に次の如くある⁽²⁾。

狐禪寺渡 本村（狐禪寺村）ノ北半川岸場地内北上川ニアリ幅平水五拾間渡舟小壹艘私渡舞草道三係ル

とあり、又、同一四年岩手県統計書には、次の如くある⁽³⁾。

狐禪寺渡
自西磐井郡狐禪寺村
至東磐井郡舞草村
北上川 水巾五〇間
官渡ノ別 私渡
賃金 人 六厘 (一人)
馬 一錢二厘 (一匹)
車 九厘 (一台)

とある。従つて、同渡船場の開設は諸制改革の行われた明治五年以降であり、統計調査の行われた同一三年前であることは確実である。

同二〇年度より二三年度にわたる気仙沼街道の改修工事は、旧来の滝沢、横石経由から狐禪寺経由に路線変更が行われているのであるが、この変更により狐禪寺渡船場は県道気仙沼街道に係る渡となったのである。しかし、同渡船場の運営は、依然として佐藤直吉によつて継続されるところである。

狐禪寺渡船場の創始者であり、経営者であるところの佐藤直吉の出自等は明らかでないが、今、狐禪寺地内の路傍に残される佐藤直吉翁彰功碑は次の如く伝えている。

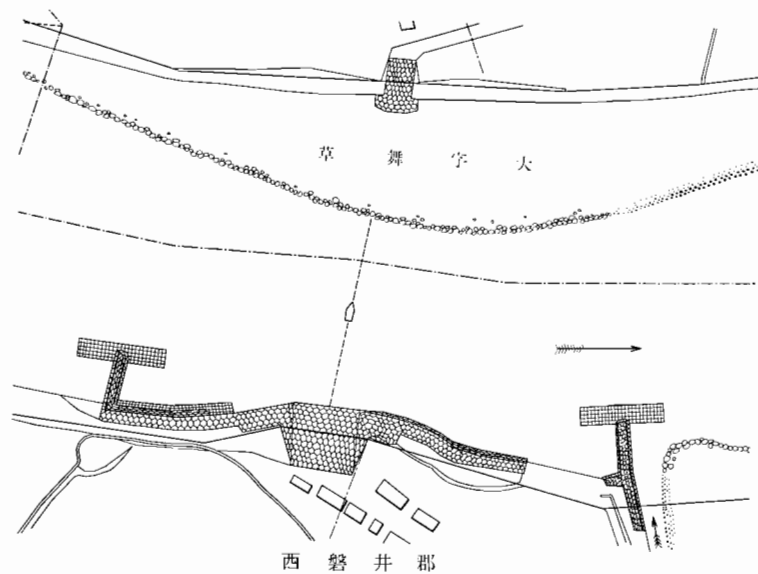


40 狐禪寺渡碑（経営者 佐藤直吉翁彰功碑）



39 狐禪寺渡創設者 笠原三安墓

備考	廢止事由	設置年月	渡船 形状 雙數	概況			所在地		河川 名	渡船場 名称
				形態	經營體	河狀	右岸	左岸		
	千才舟橋架設により	明治一六年 同 二七年	大渡船 一雙 渡船(中型) 一雙	人渡	近代私渡	河川幅 五〇間(九〇米)水深 尺(米)	西磐井郡狐禪村(同 狐禪寺)	東磐井郡舞川村(一関市舞川)	北上川本川	狐禪寺渡船場



第93図 狐禪寺渡

信賴之後及汽船車馬通干氣仙沼干石巻也内国通運北上株式二会社但舉出張所之事托之翁翁拮据精勵頗有嘉績既自謂世運進擲貨物旅客倍徙干昔日而尚兼二業非所宜也乃以渡船附之千葉與治郎者而獨專心運輸爾來漕運迅速非復昔日之此遠近莫不享其利聲譽愈揚矣頃有志相謀欲樹碑干來茲屬予記其事予嘗翁男幸太郎爲其村校訓導兼校長者今雖亡諠不忍忘其舊而拒其請乃不辭而記之

明治三十七年十一月

一関浦尾 小一郎 識
嶺岸英 精書

とある。

しかるに、佐藤直吉の献身的な渡船事業も、同二七年岩手県工事として架設されるところの船橋(名称千歳橋)の竣工によって廃止されるに至ったのである。

註(4) 岩手県文書

(二) 作ノ瀬渡

作ノ瀬渡は西磐井郡山目町(一関市山目)より北上川を越し、東山松川町(東磐井郡東山町松川)へ通ずる道(一関大東線)にあり、右岸作ノ瀬村住民等によって運営されるところである。

同渡船場の創始年代等は明らかでないが、旧記によれば寛延三年(一、七五〇)渡守甚太の漕船する渡船が沈み乗客が流される等の事故が発生している。この時、甚太の弟小平等が助舟を出して、五人を救助し仙台藩より褒賞を受けているのである¹¹⁾。

新屋敷 與右衛門子 寛之丞
舟場屋敷 渡守甚太弟 小平

右両人之者寛延三年十二月廿五日当村北上川渡舟踏込候ニ付助舟相廻人数五人相助候ニ付爲御褒美代壹貫文宛被下置」云々

とある。

(註) 踏込 踏で落ち込むこと」とあるが
此の場合は船が沈んだことを言うのである。

2 壹貫文 貨幣の單位一文銭一、〇〇〇枚(一、〇〇〇文)を以って壹貫文とす。

更に、渡守甚太は先祖小十郎より五代目舟場屋敷の当主とある。藩政時代は、みだりに職業を転換することは禁止されているところであるから、甚太の先祖小十郎も渡守であろう。従って、少くとも過去一〇〇年以上は続いていることは確実である。従って、同船場は、徳川幕府によって渡船場等が制度化された近世初期の開設が考えられるところである。

しかし、同地域は河道の変動が著しい所である。従って、創設当初の位置については断定しがたいところである。

渡船場名称	河川名	所在地		概況			渡船	設置	廃止		備考
		右岸	左岸	河状	経営体	形態			年月	事由	
作ノ瀬船渡	北上川本川	磐井郡舞草村(一関市舞川)	磐井郡西磐井村(同 柵瀬)	河川幅 四町〇〇間(四三二米)水深 尺(米)	私渡	人渡	大渡船 一雙 渡船(中型) 一雙	不明	昭和三年	柵ノ瀬橋架設による	

一説によれば、舞草村岩出が旧渡船場とも称されるところである。
しかし、旧記等には見られるところでない。更に、作ノ瀬村において書上ぐる旧記には、同村における総舟数二四艘の中に渡舟が二艘とある⁽⁵⁾。

一、渡舟 大小式艘 右ハ北上川東山江之通用渡舟ニ付無御役とある。又、明治初期の地誌等には次の如くある。

川辺村

作瀬渡 北上川^宇河岸地内ニアリ私渡川幅平水四町渡舟大小貳艘氣仙街道ニ係ル

とあり、県道三等に属する要路の渡船場であり、利用者は少くないが、高水時等には湛水面が広く、且つ、数日に及ぶところであり、渡行距離が長く、従って、渡行時間を要するところである。しかし、渡賃は、一人金六厘、馬一頭金一銭二厘、車一台金九厘(明治一四年)⁽³⁾と他に比し低額である。又、渡船場周辺の地域住民が、渡賃の代償として盆、暮二季に供出する粃、麦等においては、他の渡船場と大同小異である。

同渡船場も明治、大正と次第に普及し増加する車輛の通行上、少なからざる障害となり、早くより渡船に代る橋梁架設が要望されるところである。しかし、洪水時における湛水位が高く、その実現に至らず、昭和年代においても、暫く、渡船に依る不便と危険に耐えなければならなかったのであるが、昭和二年キャサリン台風洪水の後、柵ノ瀬橋の架設、開通を見るに至り同渡船場は廃止されるところである。

(三) 小島渡

小島渡(苺渡)は東山松川町(東磐井郡東山町松川)より北上川を越し中尊寺等(西磐井郡平泉町)に通ずる道(

東岳峠を越す相川平泉線）にあり、左岸小島村の住民等によって運営される場所である。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、宝暦年間には既に運行されているところである。従って、創始期は江戸幕府によって渡船場等が制度化された近世初期まで遡るのではなかろうか。

同渡船場を経由する道は、松川町より中津寺へ向われる幕府の巡見使が通行されるところであり、渡場の施設は他に類例を見ない程の規模を備えているのである。

同村における総船数は四三艘であるが、渡船用船は大小併せて三一艘である^⑤。

- 一、小 舟 六艘
- 一、かつこ 拾艘
- 一、大渡舟 壹艘
- 一、大かつこ 拾三艘
- 一、馬渡舟 壹艘

但右五品通路渡舟ニ付無御役

とある。

しかし、明治維新後は巡見使の通行は廃され、明治三三年開通の東北鉄道、更に、下流狐禪寺における千才橋の架設等、交通体系の変革により、わずかに地域住民の往来に利用される程度となったのである。

しかるに、相川平泉線は相川において一関大東線に接続し、更に、太平洋沿岸に至る路線と連絡するところであり、同路線の一部変更と共に昭和二六年高館橋の架設によって小島渡は廃止される場所である。

(四) 箱 石 渡

箱石渡は東山松川町（東磐井郡東山町松川）より北上川を越し前沢町（胆沢郡前沢町）に通ずる道（相川平泉線の延長）にあり、左岸長部村の住民等によって運営されたところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、当初は作場通い（耕作地への通船）の渡舟であったものが、後には、前

備考	廃止事由	設置年月	渡船形状 船数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
				形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	高館橋の架設により	昭和二六年	不明	大渡船 （中型） 一雙	私渡橋（官）渡 人渡、馬渡	河川幅 一町四〇間（一八〇米）水深 尺（米）	磐井郡西磐井村（同）	磐井郡東山町（西磐井郡平泉町）	北上川本川	小島（母渡）船渡
					近代官私渡 近代官渡 人渡、車渡（近代）					



41 箱石舟場渡守小屋

沢への通行渡と発展するところであらう。

安永四年（一、七七五）長部村より書上げるところの風土記によれば、同村における総舟数一六艘のうち、渡舟が一艘あり次の如く作場通用としている⁽¹⁾。

一、渡舟 壹艘 右ハ作場通用舟ニ付無御役とある。

作場通用の舟は、渡舟に転用の如何にかかわらず無御役であるが、ここで渡舟と殊更に断っていることは、既に、渡場として非公認されていることが推測されるのである。

更に、明治初期の地誌は次の如く記している⁽¹⁾。

箱石渡 本村（長部村）ノ西ノ開懸地々内ノ北上川ニアリ私渡川幅平水壹町五拾間
渡舟大小貳艘村路ニ係ル

とあり、一般旅行者の行く往還と称された道路ではない。

備考	河川名	所在地		概況			渡船形状 形状 数	設置 年月	廃止 年月	事由
		左岸	右岸	河状	経営体	形態				
箱石渡	北上川本川	磐井郡 長部村（西磐井郡平泉町）	磐井郡 西磐井 中尊寺村（西磐井郡平泉町）	河川幅 一町五〇間（一九八米）水深 尺（米）	私渡	人渡	大渡船 一雙 渡船（中型） 一雙	不明	昭和三〇年頃	高館橋架設により
					近代私渡	人渡				宝永年調あり

しかし、明治二三年東北鉄道の開通後は、胆沢地方より舞草、松川等に往来する者の多くは同渡場を越えることが最も便利であったのである。

しかるに、戦後交通機関の発達と交通体系の変革によって、昭和三〇年代には利用者も減少し閉鎖されるに至ったところである。

三、胆江地方

胆沢郡は北上川の右岸にあり、江刺郡（近世代）は同川の左岸にあつて、その開発は共に遠く古代に遡る穀倉地帯である。従つて、両郡の交流も亦、甚だ古く、更に、海岸地方との交易も盛んに行われたところである。

同地域における渡船場は大曲渡、黒石渡等の如く今泉街道に接続して気仙郡高田等に至る渡船場があり、更に、岩谷堂町（江刺市）を中継基地として胆沢平野と東海岸盛、大船渡、高田等とを結ぶ浜街道（盛街道）に係る下川原渡がある。

又、胆江両郡を結ぶ地域的交通路に係る渡船場に赤生津渡、下袋渡（小谷木渡）、四丑渡、前船渡渡（金ヶ崎渡）縮木渡（水先渡）稲瀬渡等がある。

（一）赤生津渡

赤生津渡（目呂木船場）は東山田河津村（東磐井郡東山田河津）より北上川を越し、下伊沢郡前沢町（同名）へ通する道（長坂束稻前沢線）にあり、左岸赤生津の住民等によって運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、宝暦年間には既に運行されているところである。しかし、旧記等には渡

船の書上げ等は見られないが、作場通船が四艘あり、いづれも御役無しとある。

同所は河道の変遷が甚しく、近世中期には北上川本流が赤生津村地内を流れ、対岸（右岸）に赤生津村住民の耕地があつて、耕作に舟で通うていたのである。従つて、通船の数は少からざるところであり、行人は、その通船を利用したのであらう。

しかるに、明治初期においては前沢道に係る渡として明記されるところである⁽²⁾。

赤生津渡 本村（赤生津村）ノ西北^半小六地
内北上川ニア私渡川幅平水壹町拾間
渡船大小式艘前沢道ニ係ル

とある。

従つて、赤生津渡は同地域における交通の要路として欠くことの出来ないところであり、同一四年⁽³⁾の調査によれば人一人金一錢、馬一頭

備考	廃止		設置 年月	渡船 形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	赤生津橋架設	昭和二十四年	不明	大渡船（中型） 一雙	人渡	私渡	河川幅 一町一〇間（二六米）水深 尺（米）	胆沢郡目呂木村（同 同）	磐井郡 赤生津村（胆沢郡前沢町）	北上川本川	赤生津船渡
					〃人渡	近代私渡					

金式錢、車一台金二錢等の賃錢を徴している。更に、地域住民は渡賃の代償として盆、暮の二季に米、粃、麦、豆等を供出することは他の渡場と変るところでない。

明治二三年東北鉄道の開通後は、更に、東山方面より前沢駅へ通ずる要路に係る渡として広く利用されるところである。

しかるに、明治後期以来、急速に普及するところの車輛による通行は、渡船場がその隘路となること甚しいところでありながらも、昭和二四年新に架設されるところの赤生津橋の開通までは如何んとも成し難く、同橋の開通と共に、新旧交代によつて廃止されるところである。

(二) 大 曲 渡

大曲渡は東山長坂町（東磐井郡東山町長坂）より北上川を越し下伊沢郡前沢町（胆沢郡前沢町）に通ずる脇住還（大東前沢線）にあり、左岸母体村（前沢町母体）及び右岸上麻生村（前沢町上麻生）等両岸住民によつて運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、母体を経て東山方面に通ずる脇往還であるから同渡船場の創始期は近世初期まで遡るのではなからうか。

同所等は河道の変遷著しく、近世中期においては北上川本流の殆どが母体村地内を流れる状況にあったところであり、母体村の書上によれば⁽⁴⁾

北上川

東ハ当村西ハ下伊沢上麻生村目呂木村北ハ下伊沢六日入村丸川入合

但 日當川原々下伊沢上麻生村大曲と申所迄当村分丸川□同所々当村前川原と申所迄上麻生分丸川 同所々当郡赤生津村
境下谷起川原と申所迄当村丸川

とあり、更に、対岸上麻生村にては大曲より源氏ヶ崎まで延々、二六丁が北上川に接すると次の如く書上げている⁽¹⁾。

北上川

一、水上ハ南部御領より出、当村大曲と申所へ流来申候事

一、末水ハ当村源氏ヶ崎と申所ニ而廿六丁程流当郡呂木村へ流入申候云々

とある。

しかるに、同所は河川幅が広く一岸によつて行う渡船の不便か、あるいは旧慣によるところか明らかでないが、両村各々一艘の舟を備えて運行するところである。

母体村における総舟数九艘の中に渡舟一艘とある⁽¹⁾。

一、渡舟 壹艘 右ハ往還渡舟ニ付無御役

とあり、又、上麻生村にては次の如く書上しているのである⁽¹⁾。

一、小渡 壹艘 但当村より磐井郡東山母体村江之通用ニ付御役無御座候事

とあるところである。

これ等の渡舟は、渡舟場の所在する村及びその隣村等によつて造建又は修繕維持等が行われている。

文化八年(一八二二) 母体村の書上によれば⁽¹⁾。

一、渡舟 壹艘 舟守長太郎

但 無御役

とあるが、文政一二年(一、八一五)における同渡場の渡舟作替に当り、金八切五分八厘三毛九糸を用しているの

である。

この費用は、関係三か村によつて平等に分担されるところである⁽¹⁾。

文政十貳年大曲リ横渡舟作替ニ付諸式割分左之通り

一金八切五分八厘三毛九糸

此三ツ割

一式切八分六リ壹毛三糸 上麻生村

一式切八分六リ壹毛三糸 六日入村

一式切八分六リ壹毛三糸 母体村

(註) 一切は金目(金粉) 一六〇匁目(六〇〇匁) 錢貨換算一貫六〇〇文

とある。しかるに、母体村は但書に「右之内母体ニ而又田河津江四分母体六分割合也」とある如く、隣村田河津村(東山町)へ分担させているのである⁽¹⁾。

一 壹切七歩壹リ六毛七糸 母体村

一 壹切壹歩四リ四毛五糸 田河津村

とある、田河津村は次の如く、村肝入より母体村肝入へ書面と共に分担金等を送り届けている⁽¹⁾。

(表書)

母体村肝入

幸 治 様

御用筋分金代相添

(本文)

大曲小渡舟作替入料并夏給分共三切九分八リ五毛直々専藏方へ□□被成下候処右三切九分八厘五毛之内より大方紙代式分

五里指引三切七分三厘五毛直々相渡候間右「御承知被成下余は追々申可上候

七月九日

とある。

同年追替の渡舟は右岸、上麻生村所屬の舟であらう。従って、地元上麻生村、六日入村等が各々三分の一額を負担し、対岸母体村銘分は、同村及び田河津村の二村が折半し、各々が総額の六分の一づつを分担したのであり、翌一三年（一、八六一）における渡舟新規追替は、母体村所屬の舟であるから、同村は金拾五切と代八百四拾貳文⁽⁶⁾を支出したのである。

又、文久四年（一、八六四）母体村所屬の渡舟追替に当っては、母体村住民人頭一人当り錢貳百九拾八文⁽⁶⁾づつ割当られているから、母体村一村の負担額は凡そ金三拾貳切である。

従って、大曲渡船場における渡舟は、上麻生、六日入、母体、田河津村等の関係地域の村々によつて遣立されるところであり、渡守の所有ではない。更に、渡守は、同渡船場の経営者でもなく、その身分は百姓であつて、單なる漕運の担当者である。従って、渡守の生活補償は、他の渡船場の如く渡賃に代る年二季の粃、麦等の供与を行わず、冬償として金銭による精算方法によつて行われているのである。

文政一二年母体村冬償帳⁽⁶⁾の中に次の如く、金銭による取立（徴収）が行われている。

此零組取立（抜）

拾人分寺肝入相除如此

長四郎組

一、代百六拾四文

渡舟方 孫惣組

十式人分

一、代百九拾七文

渡舟方 周吉組

十三人分検断相除ク

一、代貳百拾三文

渡舟方

右十月朔日五十集屋⁽⁶⁾ニ而受取

等とあり、村肝入において取立、一括して渡守に支給する方法によつて運営が行われているのである。

以上の如く、渡船場の維持管理等に用する経費は年々多額に及び、その分担金が地域住民の経済に影響するところも決して少いものではなかったのである。

しかし、制度によつて設けられた渡場等は、一地域住民等の意志によつて任意に改廃が許されるところではなかったから、やむを得ない出費であつたのであらう。

明治初期においては、気仙方面に通ずる道に係る重要な渡船場として官營を以つて運営されるところとなり、渡船施設等は、総て、稲置村（旧上麻生村等）に移されるところである⁽⁶⁾。

大曲渡 本村（稲置村）ノ東北隅⁽⁶⁾大曲地

内北上川ニアリ幅平水三丁四拾間渡船大三艘官渡磐井

郡母体村ニ通シ気仙道ニ係ル



42 大曲渡跡

とあるが、明治二三年東北鉄道の開通によって、交通体系が一変し気仙、東磐井郡等より前沢駅への道に係るところとなり、利用者の増加と、車輛による交通、運送等は渡船場が障害となるが多かったのである。

大曲渡は、大正一〇年新に架設されるところの大曲橋の開通と共に数百年の歴史を閉じるに至ったのである。

- (註) (一) 人頭 現今の世帯数計算の単位
(二) 冬償帳 現在の隣組長宛に、その年の経費を精算された明細帳。
(三) 五十集屋 イサバヤと読み、今は魚屋の代名詞として、方言化されているが、古くは魚以外の食品等を販売した。

註 (イ) 母体文書

(三) 黒石渡

黒石渡は東山長坂、猿沢村（東磐井郡東山町長坂、猿沢）等より北上川を越し、上伊沢水沢

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	大曲橋架設により	大正一〇年	不明	大渡船（中型） 二隻	人渡	私渡	河川幅 三町四〇間（三九六米）水深 尺（米）	下胆沢郡上麻生村（胆沢郡前沢町）	磐井郡東磐井母体村（胆沢郡前沢町）	北上川本川	大曲（母体）船渡

町（水沢市）及び下伊沢前沢町（前沢町）に通ずる脇往還（国道三四三号）にあり、黒石村、下姉妹村（明治維新後白山村となり、更に、姉妹村となる）等の住民によって運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、正法寺年譜によれば、同寺院の再建用木材を上閉伊郡遠野で伐採しているのである。これ等の用材は筏に組み猿ヶ石川、北上川等を流送し、約三か月の日月を要し黒石ノ渡に着けているのである。

大永五年（一、五二五）六月十三日

九間五トヲノ材木取りてイカダニテ黒石渡に九月十日ツク也

とある。

従って、同渡船場の創始は、大永五年より古く、中世代中期、あるいは更に遡ることも考えられるところである。

同渡船場は、正法寺の開山、あるいは、黒石寺本尊薬師如来の造立とも関係するところではなからうか、同渡船場附近は比較的河床の変動が少く、旧河道による流路は昭和初期まで続いていたところである。

同渡船場に関し、旧記等は次の如く伝えている。

黒石村

黒石町ノ下伊沢前沢町上伊沢水沢町江之道

右者黒石町尻北上川舟渡場ニ御座候

とある。

更に、渡舟は同村における総舟数四一艘の中に次の如く二艘とある。

一、式艘 黒石町北上川舟場通船御役無
と、更に、下姉妹村においては総舟数二〇艘の中に渡舟
三艘がある⁽¹⁾。

下姉妹村

一、渡舟 三艘 但江刺郡黒石駅往還通リ北上川通船
船二付御役無御座候事
とある。

同所は河床の変動が再三にわたるところであり、近世中
期においては本流が右岸に偏しあり、中洲を経て左岸黒石
側の派川を再び越えねばならぬところである。

しかるに、明治初期に至っては再び河状が一変し、本流
が左岸黒石側に移動するに至り、黒石側における渡船場施
設は更に強化される⁽²⁾ところである。

黒石村

黒石渡 本村ノ西宇鶴城地内北上川ニアリ幅平水三町
貳拾間渡船大三艘小式艘官渡胆沢郡白山村ニ通
シ気仙街道ニ係ル

とあり、対岸白山村(旧下姉妹村)下姉妹側において

は、次の如く縮少されているのである⁽²⁾。

白山村

黒石渡 宇八幡地内北上川ニアリ幅平水二
町貳拾間渡船大小式艘私渡江刺郡黒
石村ニ通シ気仙街道ニ係ル

とあり、一部が官營渡船場として運営される
に至ったところである。

しかるに、明治二三年東北鉄道の開通後は、
水沢駅、前沢駅等に至る重要路線上の渡船場と
して更に利用度を増大するところであったたので
ある。

しかし、その後における車輛の普及は、渡船
による車輛及び荷貨物等の中継は交通、運輸の
障害をなすこと甚しく、大正一〇年新に架設さ
れるところの藤橋の開通によって、新旧交代し
廃止される⁽³⁾ところである。

註 (1) 正法寺年譜

備考	備	渡船場名称		河川名	所在地		概況		渡船	設置	廃止	
		右岸	左岸		右岸	左岸	河状	経営体	形状	年月	年月	事由
		黒石渡船場	北上川本川及右岸派川	江刺郡黒石村(水沢市黒石町)	胆沢郡白山村(水沢市姉妹町)	河川幅 三町二〇間(三六〇米)水深 二尺(米)	私渡 藩(官)渡	人渡、馬渡	大渡船 一雙 渡船(中型) 五雙	不明	大正一〇年	藤橋の架設により
							近代私渡 近代左岸官渡	人、馬渡、車渡(近代)	明治初期 四雙 明治初期 三雙			



43 黒石渡跡

四 小谷 木 渡

小谷木渡船場（下袋渡及小柳木渡）は江刺郡羽田村（水沢市羽田町）より北上川を越し水沢町（水沢市）へ通ずる町村道に係るところである。（現在の水沢住田線の祖形道）

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、近世資料等にはその所在等を明らかにするものがない。しかし、右岸^中草井活は正保三年（一、六四六）洪水によって分断され、旧北上川と新北上川とによる中洲として孤立するところであつて、本来は田茂山村^中草井沼であり、北上川の孤島と化した草井沼一〇数戸の住民は、その後も母村田茂山村との交流を断つことなく、更に、姻籍関係等を結んでいるのである。従つて、舟による往来が行われたことは明らかであるが、渡舟場として発展した経緯等は一切不明である。

しかし、明治初期には小柳木渡、下袋渡の二渡が記録されているところである^②。

常盤村

小谷木渡 本村ノ東南隅^中明神堂地内北上川ニアリ私渡幅平水貳町三拾間渡船大小貳艘水沢道ニ係ル

とあり、旧来の河道を流れるを以て本川としている。更に、派流（左岸）における渡船は^②、

羽田村

下袋渡 本村ノ西^中上小谷木地内内川ニアリ幅平水壹町渡船大壹艘小壹艘私渡水沢道ニ係ル

とある。

小谷木渡は右岸にあり、渡る所は北上川の中洲草井沼である。行旅者等は草井沼地内を東方に歩み、更に、下袋渡

によつて左岸羽田村^中上小谷木に達する、いわゆる二重渡船であり、不便此の上ない所である。

同渡船場における渡賃は、明治一四年の調べによれば^③、小谷木、下袋渡共、各々一人金一〇厘、馬一頭金二〇厘、車一台金二〇厘等である。

しかし、同渡船場における渡賃は、最初に渡る渡場で支払うものであつて、渡場二か所に支払うものではない。

更に、渡船場周辺の村落では渡船の都度渡賃を支払ふことなく、盆、暮等に米、粃、麦、大豆等を各々の渡守に現物供与を行ったことは他と変るところではない。

明治二三年東北鉄道の開通後は江刺郡南部の山間地方より水沢駅に至る道として利用するものが多く、更に、車輛による交通の便が普及す

備 考	廃 止 事 由	年 月	設 置 年 月	渡 船 形 状 形 態	概 況			所在地	河 川 名	渡 船 場 名 称
					形 態	経 営 体	河 状			
	小柳木、小谷木両橋架設により	大正一三年	不 明	大 渡 船 （中 型） 一 雙	人 渡	私 渡	河川幅 二町三〇間（二七〇米）水深 八尺（米）	右岸 江刺郡羽田村（水沢市羽田町） 胆沢郡常磐村（水沢市佐倉河）	北上川本川	小谷木渡船場

るに至り、渡船場はその隘路となることが甚しかったのである。

大正一三年小柳木橋、小谷木橋の架設、開通によつて、小谷木、下袋の両渡船場は廃止されるに至つたのである。

(五) 四 丑 渡

四丑渡(四牛船渡)は江刺郡片岡村岩谷堂町より北上川を越し、上伊沢郡塩釜村水沢町へ通ずる道(玉里水沢線)にあり、古記等に次の如くあるところである⁽¹⁾。

二子町村

一道 (抜)

一、壹筋 但岩谷堂町も当村四牛船場江之通路中通

とあり、四丑船渡は左岸住民等によつて運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、宝暦年間の調べには既に見られるところであり、江刺、上伊沢郡等は南部領境に接する地域であり、岩谷堂、水沢の二館には、その守将として伊達氏の一門、重臣等が配備されるところであり、四丑渡は、両館及びその下町を結ぶ近路にあるところであつて、宝永年間の調べ等にも見られるところの渡場である。

従つて、創始期等は江戸幕府が渡船場等の制度化を施行した近世初期にも遡るのではなからうか。

旧記によれば、左岸江刺郡二子町村における舟数八艘の中に渡船二艘がある⁽¹⁾。

一、渡船 式艘

但上伊沢郡水沢町江之通用 御役無船ニ御座候

とあり、明治初期の地誌等によれば左岸江刺郡愛宕村の頃に次の如くある⁽²⁾。

四丑渡 本村ノ西南^半川嶋地内北上川ニアリ幅三町貳拾間渡船大式艘小式艘私渡膽沢郡常盤村ニ通ス常盤道ニ係ル

とあり、更に、胆沢郡常盤村の頃には、

四丑渡 本村ノ東北隅^半船渡谷起地内北上川ニアリ私渡幅平水三町五拾間渡船大小式艘水沢道ニ係ル

とある。

従つて、左、右兩岸に渡船を備え兩岸住民によつて運営されているのである。

明治一三年(一四年調べ)における渡賃は、

人 一人ニ付 金一〇厘(一錢)

馬 一匹ニ付 金二五厘(二錢五厘)

車 一台ニ付 金二〇厘(二錢)

とある。しかるに、翌一四年江刺郡愛宕村四丑船守菅野四右衛門より次の如く渡船賃の変更願が提出されているの

である。

渡船賃錢之義ニ付願

一、壹 人 ニ 付 金壹錢

一、牛馬一頭ニ付 金二錢五リ

一、人力車一輛ニ付 金二錢

一、荷車壹輛ニ付 金二錢五リ

一、荷籠一荷ニ付 金二錢

右ハ江刺郡愛宕村四丑渡船場賃錢之義

前割合之通り變更度奉致候間御聞届被成下度私共連印ヲ以テ奉願上候以上

明治十四年三月二日
巖手県令 島 惟 精 殿
前書之通相違無之候也

江刺郡愛宕村四丑
渡船守 菅野 四右衛門 印
高 橋 磯 吉 印

江刺郡愛宕村戸長役場
小 沢 利代吉 印

明治十四年三月三日
駅第三百三拾九号

書面渡船賃金増額願之趣聞届候条右賃額渡船場へ揭示可致候事

明治十四年三月十五日

県令島惟精代理

岩手県大書記官 岡 部 綱 紀 印

と、これ許可しているのである。

しかし、願出人の渡船守菅野四右衛門は同渡を代表する者であつて、運営は従前の如く左、右兩岸の者によつて行われるところである。大正九年において、地域住民より提出されるところの渡船営業人更迭願によれば次の如く兩岸の営業人及び舟子等の名が揚げられているのである⁽¹⁾。

渡船営業人更迭願

岩手県江刺郡愛宕村

営業人 菅 野 平 吉

全上

右舟子 千葉 留 吉

岩手県胆沢郡佐倉河村

営業人 佐 藤 養 吉

全上

舟 子 佐 藤 午 吉

右等業務怠慢 大正八年十一月九日洪水水沢局電報配達夫松本勝治の渡船（羽田村佐藤金蔵宛電報）拒絶
大正九年二月 （岩谷堂警察署長宛）

とある。従つて、兩岸住民によつて運営が行われていることは明らかであるが、その後における運営は明らかでない。

しかし、昭和四年には江刺郡愛宕村の佐々木鶴吉が単独で渡船営業を申請し、次の如く岩谷堂警察署長より許可せられている⁽²⁾。

指令第九七一號

江刺郡愛宕村六百九拾番戸

佐々木 鶴 吉

明治三年十月十三日生

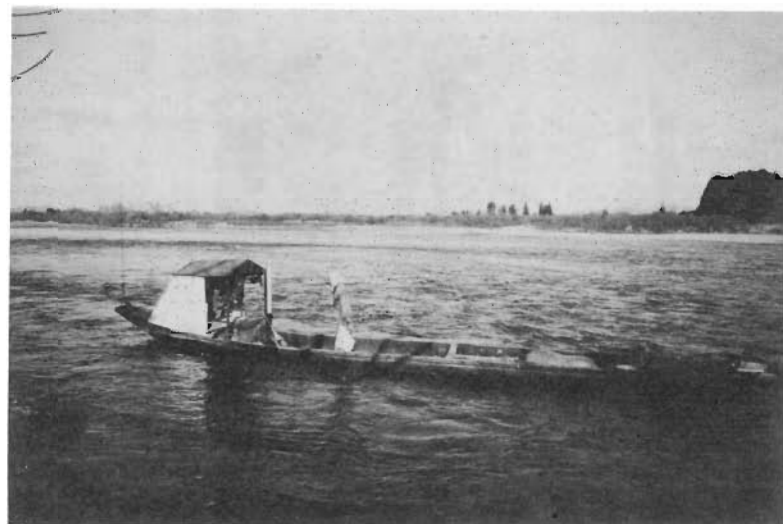
右昭和四年二月十八日付願渡船営業（全村より川島ヨリ胆沢郡佐倉河村四丑三通ル北上川ニ於テ）ノ件許可ス

昭和四年四月三日

岩谷堂警察署長

警部 今 野 民 弥 印

とあり、爾後、佐々木鶴吉の単独経営によつて運行されるところである。



渡 丑 四 44

しかし、鶴吉は四丑渡船場の経営者であり、渡守は、従来の渡船の運行に従事するところの神田長四郎を以って専任せしめたのであるが、長四郎は老令のため昭和二〇年、子息長一を後継者として辭するに至ったのである。

その後、河川状況の変化と渡船場における保安上から設備の改善を計り、鉄線を架し、索道式渡船に変更するところである。

同施設改善に当っては、受益地帯住民による労力及び資材の提供並びに愛宕村による設備費補助等によって完成されるのである。又、渡船用の船の建造においても村費助成による原木購入、関係地域住民による伐採、運搬及び工費の負担等によって行われているのである。

更に、同三五年北上川左岸愛宕下流築堤工事の施工に当り、建設省の補償による綱索施設の移転工事は愛宕村によって施工されているのである。

その後、同渡船場の維持、管理費等に同村は補助金を交付しているが、同三〇年町村合併により江刺町は、同渡船

場を町の管理下に移し、渡守を定数外職員の渡船夫として発令し現在（昭和五十一年）尚、運行を休まず継続しているところである。同渡は、近世代より近代初期までは、胆江、気仙三部にわたる物資の集散地として重きをなした所の岩谷堂町と、広大な消費地を背景とする水沢町とを往来する商人等によって利用され、明治二三年東北鉄道の開通後は江刺郡民の水沢駅への往来路として、又、東北鉄道、箱館街道（国道四号）等による交通、運輸の発達は地方経済の中心が岩谷堂町から水沢町に移り、これに従い、愛宕村南部の住民は水沢町の朝市等に農産物（渡船賃の中に荷籠一荷ニ付二銭とある）を搬出する渡場として利用されるところが大である。

更に、同渡場の今日あらしめるところは、左岸愛宕地区住民が、右岸佐倉河地内において二〇余町歩の水田を持ち、これが耕作に通行するところであり、地域住民の営農上、欠くべからざる渡であるからである。

従って、間接的ではあるが水沢市にも影響するところの渡船場であり、江刺市は昭和四四年一月二四日四丑渡船場運営費の負担（一部）を水沢市に要請し、更に、同四五年協議するところである。

水沢市は、その要請を入れ、同四五年度より五ヶ年間に及び運営費の一部を分担し運行を続け今日に至るところである。

しかし、渡船場は車輛の発達と普及によって交通の障害となること多く、更に、危険の伴うところである。

同渡船場の如きも、昭和六年、田植に向う地域住民三〇余人の乗船する渡船が、離岸直後、一〇数米の河上において原因不明の儘、一瞬にして沈没し、二七人の溺死と一人の行止不明者を出した悲しい記録が残されているところである。

従って、橋梁架設は早くより要望されるところであるが、未だ、実現に至らず現在に至ったところである。

しかるに、頭書の如く、一般県道玉里水沢線に係る渡船場であり、近世初期以来、幾変転の後、岩手県南部におけ

渡船場名称	河川名	所在地		概況			渡船	設置	廃止		備考
		左岸	右岸	河状	経営体	形態			年月	事由	
四丑船渡場	北上川本川	江刺郡二子町村（江刺市愛宕）	胆沢郡四丑村（水沢市佐倉河町）	河川幅 三町五〇間（四一四米）水深 尺（米）	私渡	人渡	大渡船 二隻 渡船（中型） 二隻	不明	—	—	運行中（昭五一）

る最後の渡船場等と多くの人々に惜まれながら遠からず架設されるところの橋梁の完成によって、その運行は停止されるのであらう。

註 (イ) 四丑渡船場守資料

付記 現渡守神田一郎（江刺市職員）は昭和初期における渡守長四郎の孫であり、父長一渡守の後継者である。

(六) 下川原渡

下川原渡は、伊達領最北部における経済の中心地岩谷堂町より北上川を越え、同じ伊達領北境における穀倉地帯水沢町等に通ずる脇往還（主要地方道水沢人首住田線）にあり、古くは「水沢町より下河原舟場まで壺里拾丁」「下河原舟場より岩谷堂町迄三拾三丁或拾四間」云々とあるところであり、左岸の一住民によって運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、岩

城常隆^{〔イ〕}の臣、猪狩甚之丞等一名は岩城氏没落後、伊達政宗を頼み白石、岩出山等を転々した後、慶長九年（一、六〇四）胆沢郡南下幅村^{〔イ〕}浅野（胆沢町南都田^{〔イ〕}浅野）に野谷地を拝領し、同地に移り住み新田開発を行うこと一〇余年、しかるに、同浅野は至つての悪地であり、肥沃な手作地として江刺郡次丸村（江刺市玉里^{〔イ〕}次丸）の散田^{〔イ〕}を願ひ受け、浅野から北上川の下川原渡を越え二〇余里（小道^{〔イ〕}である。小道一里は約六五〇米）の道を通い次丸の水田等を耕作しているのである。此の頃、下川原船場の渡守は江刺郡中の百姓から合力^{〔イ〕}を得ているのであるが、猪狩等は、その時以来百姓に準じ合力を行つていたのである。

しかし、寛文八年（一、六六八）岩城氏の名跡を継ぐ伊達宗規が、岩谷堂館主に封ぜらるるに及び、猪狩等は願つて岩城氏の給士^{〔イ〕}となり岩谷堂に移り、下川原船場との関係は殆ど絶えているのである。

しかるに、岩城氏の給士として岩谷堂に居住するに至つた猪狩等は、その後においても下川原船場の舟守に合力を客まず、更に、同舟場の経営者、渡守及川甚右エ門家に対する年始の礼を欠かさず明治中期に及んでいるのである。

従つて、下川原舟場は猪狩等が浅野に移住する以前、既に、運行されていることは明らかであり、更に、数年を遡る天正一八年（一、五八〇）豊臣秀吉による奥州仕置^{〔イ〕}翌一九年の和賀兵乱等による二子城の落人、そして慶長六年（一、六〇一）和賀忠親の岩崎落城による敗残者等が、少なからず江刺郡内に亡命しているが、その殆どは、下川原舟場經由で潜入せる形跡があるのである。

近世初期における下川原は、伊達氏によって領内最北部郡の年貢米を収納する御本穀御蔵が設けられ、更に、御蔵米輸送のため川岸が開かれたところである。

そして、下川原に隣接する岩谷堂町の商人達は、海港石巻と、北上川舟運を以つて結び、更に、陸路に依つて気仙、

盛、高田等と直結し、消費地胆沢地方を背景として各種の間屋を営むに至ったから、岩谷堂町は地域経済の中心地として栄え、下川原舟場は水沢、胆沢地方への要路にあり、人馬の往来、物資の搬送等に益すところは大きであったのである。

しかのみならず、幕府巡見使の水沢より伊手経由、気仙方面への順路上にある渡場として重視されたところである。

延享三年（一、七四六）

七月五日水沢町御発足江刺伊手御泊りに御通被遊候節下川原舟場御越同町へ被爲入」云々

と巡見使御案内手鑑等にも見られる渡であるが、天保九年（一、八三八）における幕府巡見使の巡視に際しては、水沢より気仙郡への途上、次の如く下川原渡を経由しているのである⁹⁰。

萬留書之覚

天保九いぬ年七月

御巡見使様御通り

一、黒田 五左衛門 様

一、中 根 伝七郎 様

一、園 田 右 近 様

南部鬼柳より御移り水沢御泊り七月廿二日同所御出立下川原御舟渡り岩谷堂御会所御昼、夫より伊手村高林寺并内小屋に御泊り翌廿三日気仙郡へ御移り

とあるところである。

同渡場における渡舟に関し、高寺村（江刺市愛宕）は、同村における総舟数三二艘の中に同渡における渡舟を三艘

と書き上げている。

その内訳は省略されているが、大中小各々一艘ずつである。

万延元年（一、八六〇）七月大渡舟の造替が行われているが、同願書によれば大渡舟の形状寸法等は次の如くである⁹¹。

願書抜

大渡舟 長 四丈八尺（一四米）

幅 六尺三寸（一・八〇）

高サ 壹尺六寸（・四八〇）

但 梁五丁懸 八寸間送り打

等である。

（註）北上川中流域で使用された大渡舟はこれに準ずるものである。

同願書を経由申達した仮大肝入宗兵衛は、次の如き奥書を添え上申している⁹²。（抜）

「江刺上伊沢往還に而昼夜無間斷 人馬繁り通用之場所に在之勿論 御大名様御通行之節ハ伊沢川に被相廻時々御用立候渡

舟に御座候」云々

とあり、大渡舟は多数の行客を渡すのみならず、馬、籠等を渡す場合等に用いられるところである。

嘉永元年、下川原渡において仙台城下に送られる馬（駿馬と伝承されている）が、渡舟中に転落し溺死している。その馬の供養塔と伝うる石碑が、今も、旧渡場跡附近にあり、碑の裏面に次の如くある。

嘉永元戌申年三月十九日

岩谷堂六日町 及 川 屋佐藏



45 下川原渡跡に残る石碑

と、

万延元年八月の願書は、同年同月附を以って許可が降りている。しかるに、原木の入手木挽（製材）船接（造船）等に二年を要し、文久二年（一、八六二）八月ようやく竣工し、運用に供されているのである。しかるに、供用開始以来六か年間を経て、慶応四年（一、八六八）二月、再び、同大渡舟の造替を願い出し代官、横目等の許可を得ながら、維新の改革によって造替に至らなかったのである。

藩政時代における同渡は、既に述べる如く脇往還に係る渡であり、幕府の巡見使等通行の順路に当るの外菅江真澄等の文人、墨客も往来する等、重要な渡であり、他の渡船場と異り管理者と渡守の二者によって構成される場所である。

及川甚右衛門家は藩政初期における同渡場の経営者であり、爾後は、管理者として渡守等に渡船業務を行わせているのである。

及川家は代々百姓を業とする者であるが、長期にわたる

渡船場運営の功によって待遇されるところと、伝承されるが、仙台藩より士分の扱を受けている家柄である。

高寺村の書上に、次の如く見られる。

高六拾六文 外 拾貳文田谷村入作

永々苗字帯刀麻上下御免

一、下川原町屋しき

及川 甚右衛門 三十四 一女房きち 廿一（以下略）

右拾壹人 内男四人
女七人

とある。

又、渡守は常に渡場に勤め、直接渡舟の操作に当り、渡賃を徴し、江刺郡内の民戸に合力（すくい）を求め、これによって生活を維持するところの渡船業務専従者であり、代々渡守を業とする者が高寺村に三名、田谷村に三々四名がある、同高寺村の書上に、

一、下川原町屋しき 渡守 用吉

一、下川原町屋しき 渡守 甚五郎

一、窪屋しき 渡守 永太郎

等とあり、身分は明らかに渡守であり、百姓ではなかったのである。

再び、渡舟に関し、記述するが明治三年における同渡場における渡船施設の詳細は次の如くである。

一、渡船三艘

但大中小三艘之内

大ハ文久貳年八月造替仕候

中ハ明治三年三月建立仕候

小 慶応貳年二月造替仕候

右渡船三艘者岩谷堂町々里水沢町通用船ニ御座候

とあり、更に、地誌等には次の如くである⁽²⁾。

下川原渡 本村(愛宕村)ノ西半東下川原地内北上川ニ

アリ幅平水壹町四拾間渡舟大四艘小式艘私渡胆

沢郡下川原ニ通ス氣仙街道ニ係ル

とあり、同一四年の調査によれば、同所における渡賃は次の如くである⁽³⁾。

下川原渡 人 一人ニ付 金一〇厘(金壹錢)

馬 一匹ニ付 金二五厘(金三錢五厘)

車 一台ニ付 金二〇厘(金二錢)

とある。

同渡船場の最盛期は明治二〇年頃と言うが、盆市(旧七月一三日)は最も盛んで、同朝は東天の未だ白みかけもせぬ早朝から、盆花、野菜等をたずさえた近郷、近在の農婦等が詰めかけ、その数は毎年百余人に及んだと伝えられている。



46 下川原渡への道

白井坂

同渡船場の利用は、盆市を除けば殆ど水沢より岩谷堂へ往復するところであつて、朝に東に渡り、夕べに西する行客の流れであつたが、明治二三年東北鉄道開通後は通行の流れが逆転し、岩谷堂商人等の水沢への往来が多くなり、物資等も亦、西に流るるところとなり渡船による中継は交通、運輸等の隘路となり、ひいては地域発展の障害となるに及び、三〇〇年乃至四〇〇年と推定される歴史ある同渡船場は、明治三七年開通するところの桜木橋(船橋)と新旧交代によって廃止されるところである。

(註) 一 岩城常隆 福島県岩城城主、天正

一八年豊臣秀吉の奥州仕置で没落

二 給士 伊達家の直臣でありながら

岩谷堂館主岩城氏の如き、館主等のもとに配属される侍

三 散田 百姓の死亡、逃亡等によつて耕作者のいなくなった田、畑等

四 合力 此の場合は、渡賃の代りに

備考	渡船場名称		河川名	所在地		概況			渡船設置	廃止	
	右岸	左岸		右岸	左岸	河状	経営体	形態	形状	年月	事由
	胆沢郡下河原村(水沢市佐倉河)	江刺郡高寺村(江刺市愛宕)	北上川本川			河川幅二町四〇間(二八八米)水深	私渡	人、馬渡	大渡船(中型)	伝 中世後期	明治三七年
						尺(米)	近代私渡	〃 人、馬、車渡	一雙		
									二雙		
									明治初期		
									四雙		
									二雙		

粃麦等を供出し、舟守に与えることであるが、猪狩等給土達は金銭で与えたようである。

註 (イ) 昆野 文書

(ロ) 小沢伊文書

(ハ) 小沢 文書

(ニ) 猪狩 文書

(七) 金ヶ崎渡

金ヶ崎渡は西根村(胆沢郡金ヶ崎町)より北上川を越し、江刺郡岩谷堂町(江刺市岩谷堂町)に通ずる道(江刺金ヶ崎線)にあり、右岸西根村住民によって運営されたところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、宝暦年間には運行されているところであるから近世代中期以来の渡であることには誤りないのである。

しかし、脇往還等の重要路線と異り、近世初期まで遡ることは推測されない。

伊達藩において、御一門、御一家等の重臣を領内各所へ一応配備を終えるのは藩政初期の末、中期初頭である。

金ヶ崎館主大町備前は正保元年(一、六四四)の転封であり、岩谷堂館主岩城宗規は万治二年(一、六五三)の入部であつて、共に、近世初期の末である。

その後、両館とも入れ替等のこともなく近世代の終に及んでいるのである。

従つて、同渡船場の創始等は、兩岸地域住民の民心が安定するに至つた後の、近世中期初頭(一、六〇〇年代)ではなからうか。

同渡船場における渡船等は、西根村の書上に総舟数三艘の中に次の如くある⁽¹⁾。

一、渡舟 一艘

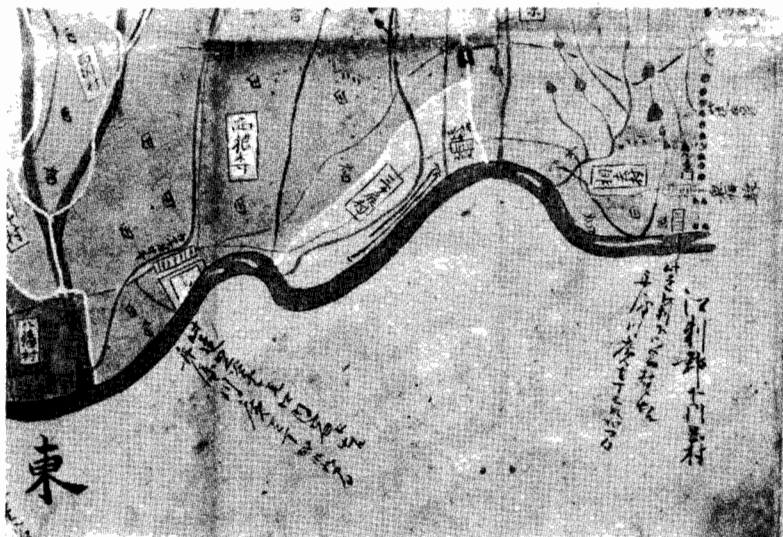
右ハ當町(西根村金崎町)ヨリ江刺郡へ之往道渡舟
ニ付御役無御座候事

とある。

しかるに、左岸側の江刺郡高寺村及び三照村(江刺市)等においては渡舟の施設を有するところでなく、西根村側の渡舟に依存しているのである。従つて、利用度の少ない渡であつたことは明らかであろう。

しかるに、明治維新後は左岸側住民による利用が激増し、運営が左岸側住民に移されると共に、施設拡充が行われ、収容人員四〇人と言う大渡船を備えるに至つたところである。

明治九年、天皇の御巡幸に際し、御行列拝観者の渡船に関する請書によれば渡船大小二艘とある⁽²⁾。



47 金ヶ崎及水先渡

佐嶋蔵

金ヶ崎渡船場之義付御請書

乙第十一大区之小区愛宕村

高寺

一、大渡船 壹艘

但四十人乗

一、小渡船 壹艘

但廿五人乗

前書渡船場之義ハ兼而^(酒)人数乗込之通用罷在申候所今般御巡幸 御行列拝見ノ爲メ人民多ク通行モ可有御座候就而ハ何分人数^(酒)○

少仕怪我等不為致様訖度相守可申依而御請證如斯

奉申上候以上

明治九年六月

右村船主

小 沢 久左衛門

子 五十四年十一ヶ月

右村惣代

小 沢 利代吉

子 二十三年五ヶ月

乙

第二警察

御出張所

とあり、運営は愛宕村高寺小沢久左衛門によって行われるところであるが、

常備の渡舟のみにては収容不可能の場合は、惣代等が上級官庁の許可を得て、更に渡舟場施設の強化を計るところ

であり、

同御巡幸の際にも次の如く願って、石納時代使用された御穀積用の櫓を同船場に廻送し臨時の渡舟に転用しているのである⁽⁹⁾。

渡船之義ニ付奉伺候

今般

御巡幸ニ付御管内之人民老若男女御拝見之タメ胆沢郡箱館街道筋^ニ罷出可申就而者此迄之渡船而已ニ而者一時多人数渡船難成尤モ 御巡幸拝見ニモ指問可申小船ニ而者萬一人数多乗廻シ候而者溺死等之怪俄^ニ在之候而者御趣意ニ忤^リ甚恐入事ト奉存候間從御穀積船を以渡船爲致度奉存候間何卒至急御指揮被成下度奉願上候以上

明治九年七月四日

惣代 高橋 重右衛門 印

同 小 沢 利代吉 印

乙

第十一大区

三番扱所 御中

(朱書)

書面願之趣聞置候也

明治九年七月四日

三 番 扱 所 印

とあり、

御巡幸拝観と言う特殊事情ではあるが、渡船場の保安については官民共に協力し万全を期するところである。

しかるに、同一七年七月二七日神賀郡太田村（花巻市太田）清水観音へ参詣の途次にある江刺の人達（山手地方の人達か？）が、同渡船場において渡船の転覆により、遂に、二七人の水死者を出しているのである。

同期における金ヶ崎渡は、前船渡渡と言ひ大小二艘の渡舟を備える私渡であり、一人ニ付金七厘、馬一頭ニ付金貳錢、車一台ニ付金一錢八厘を徴しているのである。

（註）御穀積舟、繻の運航は明治五年租税の金納となるまで行われたところであり、その後は、三井組によって買取られた俵米運送に使用されているのである、従って、明治九年頃は、未だ、就航中の舟であつて、金ヶ崎渡に廻船するところの御穀舟は廢船の活用ではない。

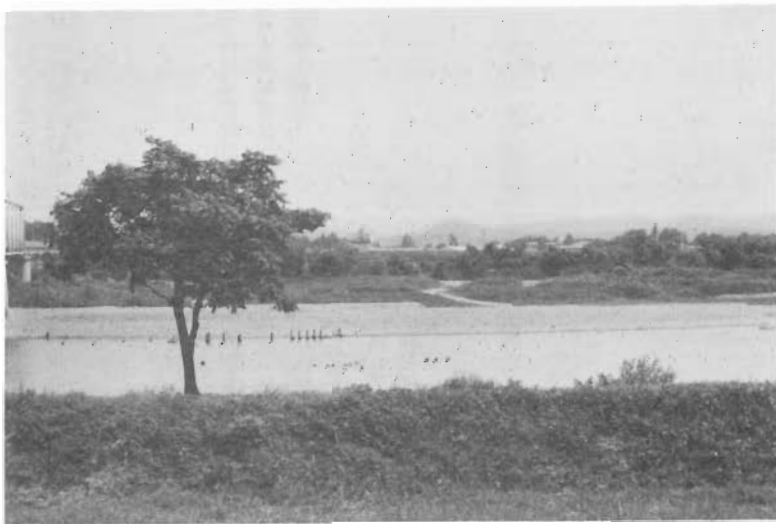
同二三年東北鉄道開通後は、更に、利用者が多く、舟守は左、右両地区から各々二名づつが出て、兩岸に船を置き常時運行し、行路客の便を計つたところである。同渡船場において渡船に供する舟は、古くより「船頭其の自分持舟」と称されるところであるから個人所有の船である。従って、維持修繕等は総て船頭の負担によつて行われるところである。

同渡場の如く、往還、脇往還等の大道以外の村路に係る所は、渡船場の経営者（渡守）と船頭は同一人又は同一家族であつて、藩政時代における身分は「舟守」ではなく「百姓」であり相当に資産のあるものによつて経営されるところである。

利用する者の多くは、地域住民であり、渡賃に代る粃、麦等の現物供与は他地区における渡船場の場合と同様であるが、近代初期には小地区毎に集められ、明治末期、大正初期等に至つては、行政区長等によつて取扱われるところとなつてゐる。

しかし、車、馬運送の普及は渡船場が通行の隘路となり、地域発展の障害となること多く、橋梁の架設は早くより叫ばれるところであつた

備考	備	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
		事由	年月	年月	形状 雙数	形態	經營体	河状	右岸	左岸		
		金ヶ崎橋架設による	大正一四年	不明	大渡船（中型） 一雙	人渡、馬渡	私渡 藩（官）渡	河川幅 二町一〇間（三四米）水深 尺（米）	胆沢郡西根村（胆沢郡金ヶ崎町）	江刺郡三照村（江刺市稲瀬）	北上川本川	金ヶ崎渡船場（前船渡場）
						人、馬、車渡	近代官私渡 官渡					



48 金ヶ崎渡跡

が、大正末期まで渡船による不便に甘んじなければならなかったのである。

金ヶ崎町は、町有財産の処分による益金の一部を以って、金ヶ崎橋の架設を行い、大正一四年同橋の竣功と共に、同渡船場が廃止されるに至ったのである。

しかるに、金ヶ崎町が町財政の大半をさいて架設する橋梁も、数年にして北上川の洪水により大破するに至ったのである。

従って、金ヶ崎、江刺間の交通は遮断されることとなり、これが応急策として再び渡船の運行が行われている。しかし、その渡船は左岸住民による奉仕活動によって行われるところである。

その後、暫くして復旧工事が完了し、金ヶ崎橋による通行が行われるに至ったが、木橋（方杖橋）金ヶ崎橋は昭和二三、二三年台風洪水により再び大破するところである。

註 (イ) 小沢文書

(ハ) 水 先 渡

水先渡船場（花沢渡）は上伊沢三ヶ尻村（金ヶ崎町）より北上川を越して、江刺郡三照村に至る村路（市町村道）に係る渡場であり、右岸住民によって運営される場所である。

同渡船場の沿革は、^(イ)「年号は明確ではないが、古老の申伝えによれば明治以前から運航されていた事は確実で、残存する当番札が、その当時のものとされている、現在は、その子孫が運行に携っている^(ロ)。

尚、明治、大正時代は花沢渡船場と呼称されており、現在も右岸舟着場周辺は通称花沢と呼ばれている。」と言われるが。

同渡船場は嘉永年間において三ヶ尻村の住民が開設するところで、その初期には、安永風土記等に猟船と書上げているところの小舟を以って、同村々花沢より三照村々水先に渡したのが初としていっているところであり、その最盛期を同書は、明治中期における軍用馬輸送の頃として^(イ)、「現在の桜木橋架橋以前（明治四三年）は、当時の六原軍馬補充部の御用船として、特に春秋は放牧、閑牧のため多数の軍馬（軍用馬）輸送に当ったと伝えられている」云々とある。軍馬補充部六原支部は、明治二六年に設置されるところであり、放牧地は江刺郡米里村々姥石の殆どにわたるところである。

従って、春秋二期における馬の移動時には、人馬の渡航に数日間、繁忙を極めたところと言う、しかるに、明治四三年水沢、岩谷堂を結ぶ盛街道の橋梁として架設された桜木橋の開通と共に、軍用馬の移送等は不便、且、危険な渡船輸送を廃し、桜木橋経由に変更されるところとなり、花沢渡は急速に衰退し、渡船場経営も困難となるに及び、渡船場の運営は、その必要を痛感する左岸側住民に移譲され、渡船場立番割札に見られる地元住民六人によって奉仕的運行が継続されたところであるが、当時の渡賃等については明らかでない、昭和三年願出の渡賃変更に関し、四月二十五日附を以って岩谷堂警察署長より次の如く許可せられている^(ロ)。

指令庶第四二八號

江刺郡稻瀬村大字照沢 水先一二六

菊池五郎右衛門

右昭和四年四月一五日附申請渡船賃金変更ノ件左記ノ通り許可ス
昭和三年四月二五日

岩谷堂警察署長

警部 藤井 勝

記

一、人 一人 金參拾錢（往復）
 一、リヤカー 一台 金四拾錢（同）
 一、自転車 一台 金二拾錢（同）
 とある。

その後、物価の高騰と共に渡賃の改訂が行われたであろうが、その経過等は、明らかでない。

しかし、昭和二年には、前掲同三年のわずかに倍額にすぎない。同年三月一日渡守菊地芳治は右賃金の改正を次の如く申請しているのである⁽⁴⁾。

渡船賃銭額変更認可申請書

岩手県江刺郡稲瀬村大字照沢字水先一二六番地

菊地 芳治

明治四三年九月七日生

現行賃金（片道）

一、一人片道 金參拾錢也

一、リヤカー 一台 金四拾五錢也

一、自転車 一台 金拾五錢也

変更セントスル賃銭額（片道）

一、一人片道 金壹圓也

一、リヤカー 一台 金壹圓五拾錢也

一、自転車 一台 金五拾錢也

一、荷 轆 一台 金壹圓五拾錢也

一、壹 一丸 金壹圓也

変更セントスル事由

一、時局柄ノ物價騰貴ニ依リ収支伴サルニ付値上

右変更致度ニ付キ御認可相成度此段及び申請候也

昭和二十二年三月一日

右

菊地 芳治 印

警部

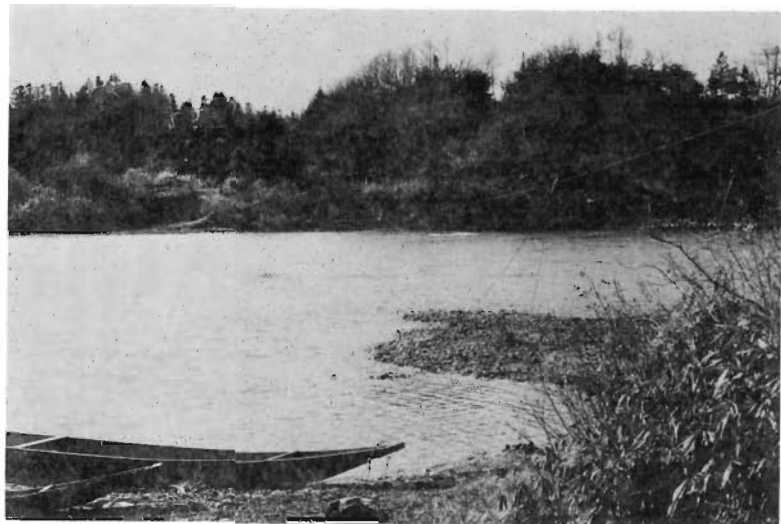
小田島 利雄 殿

と、書面を以って願ひ出ているが、その変更申請額は、従来の賃金の三倍強に当たるところである。しかし、当時の物価、労働賃金等に比すれば、いささかも無理ない額であるから、許可が降りたであろうが、関係書類を失し明らかでない。

同渡船場の運営は、開設以来、地域住民によって行われて来たところであるが、戦後は、物価の変動が甚しく、施設等は関係地域自治団体に補助金の交付を求むる等によって運行を継続するところであり、昭和三九年江刺市の経営に移され、渡守は市職員として運行に従事するところである。

しかるに、旧来の如く權と竿に依る漕運では、利用者の暫増による危険と、時間の浪費が甚しく、施設改善は早くより望まれるところであったのである。

江刺市は、同四一年県費補助によつて、スクリーパー推進装置を裝備する平底鋼船（長一一・五米、巾二・四米、深〇・七二米）一艘を新造し、木船と共に運行に当らせるところであるが、同四二年木船の運行に万全を期するため、綱索の架設を次の如く申請しているのである⁽⁴⁾。



49 水 先 渡

とある。

- 許可申請書
昭和四年一月六日
東北地方建設局長 殿
岩手県江刺市大通一ノ八
江刺市長 佐藤 菊藏 印
別紙のとうり河川法第二四・二六条の許可申請します
(別紙)
工作物の改築
一、河川の名称 一級河川 北上川
二、目的 渡船用鉄索の架設
三、場所 江刺市稲瀬中水先
胆沢郡金ヶ崎町中村上地内
四、工作物の名称又は種類 河川横断架線
五、工作物の構造又は能力 三脚を立てワイヤーロープを張る
六、工事の実施方法 直営
七、工期 自昭和四年
至昭和四年
八、占用面積(建長) 一七六・五米(右岸官民界、左岸官民界)
九、占用の期間 許可の日から一〇年間
(註) 原文は横書

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
運行中	—	—	嘉永年中	大渡船(中型) 一雙(現在)	人渡、馬渡	私渡藩(官)渡 近代官私渡 近代官渡	河川幅 町間(米)水深 尺(米)	胆沢郡三ヶ尻村(胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻)	江刺市稲瀬村(江刺市稲瀬)	北上川本川	水先渡船場

しかるに、その後における自家用車等の普及並びに約二・五料上流に架設される国見橋が、同四九年竣工開通以来、同渡船場の利用者が著しく減じ、鉄鋼船の運行を廃し、更に、木造船の運行等も朝夕等に行われるに至っている。

註 江刺市資料

(九) 稲瀬渡

稲瀬渡は、仙台領最北端にある藩境の町胆沢郡相去(北上市)より北上川を越し、江刺郡岩谷堂町に通ずる道(北上江刺線と相去飯豊線を結ぶ所)にあり、左岸江刺郡下門岡村の住民によって運営された私渡である。

同渡船場の沿革は明らかでないが、伝承によれば、天安元年(八五七)陸奥国定額寺に預るところの極楽寺(北上市稲瀬町上門岡)に関係するところと言うが、明らかでない。

更に、奥羽観蹟聞老志は次の如く伝えている。



50 稲瀬の渡

44.10

稲瀬之渡
之ニ相去邑一渡口 門岡男山之下是也 但如三今之津渡
非二旧時之地一 古渡乃河流有ニ邑落一 日撞ニ鐘宅古之
津渡也 土人所レ傳 有ニ西行法師和歌一 今考之山家集
不レ見焉
陸奥乃門岡山之郭公 稲瀬乃渡掛天啼覽

とある。

従つて、同書の成立した近世中期には既に門岡男山の下、岩脇の地に置かれていたことは明らかであり、更に、「旧渡場附近は村落となったが鐘撞（チカヅ金付）がその所である。」と言うのであるが、現在の字金付であるかは、疑がわしい。それは、西行法師が和歌に詠じたと伝承される平安末期の鐘撞の地名は、現在のそれより広範囲にわたるところと推定されているからである。

更に、西行法師の和歌は、極楽寺の御詠歌として今に詠われているところであり、極楽寺と稲瀬渡は密接な関係を思わせるものである。

元禄一一年編成になる陸奥仙台領道程記には次の如く江

刺郡口内村（北上市）よりの道に係る渡として
いる。（抜）

一、口内相去町迄三里十七町三十間

内 川一ツ 北上川 廣一町卅間

深一丈一尺 舟渡

とある。

又、下門岡村の書上によれば、同渡場における渡舟は同村における総舟数一三艘の内、次の如く二艘が当てられている。

無御役

一、式艘 当郡岩谷堂町々上伊沢相去町通

用渡シ舟

とあり、大小二艘を備え、内一艘は人渡専用の小形船である。

明治初期における同渡船場は⁽¹⁾。

稲瀬渡 本村（稲瀬村）ノ西北^半岩脇地内北

上川ニアリ幅平水三町式拾間渡船三艘

私渡相去村ニ通シ岩谷堂道ニ係ル

とあり、渡賃は⁽²⁾。

備考	廃止事由	設置年月	渡船 形状 雙数	況 形態	概			所在地		河川名	渡船場名称
					経営体	河状	河状	右岸	左岸		
	交通文化の進展に伴い	—	大渡船 一雙 渡船（中型） 二雙	人渡	私渡	河川幅 三町二〇間（三六〇米）水深 尺（米）		胆沢郡相去村（同 相去町）	江刺郡稲瀬村（北上市稲瀬町）	北上川本川	稲瀬渡

- 一、人一人二付 金七厘
 一、馬一頭二付 金三錢
 一、車一台二付 金二錢三厘

等とある。

明治二三年東北鉄道開通後は、江刺郡西北部住民の黒沢尻駅への要路にあり、同四一年珊瑚橋架設後も依然として利用者の多い渡であつたが、戦後、急速に普及発達するところの乗合自動車、自家用車等の利用によって、渡船客を激減せしめる結果となつたのである。

(附) 昭和四〇年頃には常勤の渡守があり、一日の利用者は、との質問に、「多くとも五、六人、時には一人も無い日もある」と言いながら淋しげに水面に見入っていた、その後も、同老渡守の執念にも等しい熱意によって、ようやく運行が継続されていたが、三年程して運行が停止されていた、老渡守の死は、北上川流域最古と伝承された稻瀬渡に終止符を打ったのである。

四、和賀、稗貫地方

和賀郡の南辺は南部、伊達の両領界(藩境)であるから、和賀、江刺等に連る渡船場はなく、南部領黒沢尻(北上市)等より仙台領岩谷堂(江刺市)等に至る場合は、主として黒沢尻下川岸渡を越している。

しかし、和賀地区における道路の殆どは、地域内の交通路に止るところであるから渡船場も亦、然りであつて、遠く海岸等に至るところは稗貫地区花巻より、遠野南部氏の城下を経て、更に、笛吹峠の難所を越え、大槌、釜石

等に至る道に係る高木(花巻市)下川原渡であり、他の多くは地域内における交通路上の渡船場で上川岸渡、上宿渡、宿館渡、舟渡渡、矢沢渡、最寄渡、葛渡、前川原渡、関口渡、赤川渡、石鳥谷渡等がある。

(一) 下川岸渡

下川岸渡は和賀郡黒沢尻村(北上市)より北上川を越し、立花村(北上市)を経て江刺郡片岡村岩谷堂町(江刺市)に至る道(県道江刺北上線)に係る渡であり、黒沢尻下川岸の住民によつて運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、南部、伊達両領をつなぐ唯一の河東線に連絡するところであるから、その創始年代は近世初期まで遡ることが推定されるのである。

更に、下川岸の名称は正保二年(一、六四四)黒沢尻に南部藩の本石蔵場が設けられ、小繰

備考	廃止		設置年月	渡船 形状 船隻数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	珊瑚橋架設により	昭和三年	不明	大渡船 (中型) 一雙	人渡、馬渡	私渡 藩(官)渡	河川幅 一町〇〇間(一〇八米)水深五尺(一・五米)	和賀郡黒沢尻村(北上市黒沢尻町)	和賀郡立花村(北上市立花町)	北上川本川	下川岸渡

舟、櫓等の基地が設けられてから用いられた名称である。

天明五年（一、七八五）菅江真澄は、黒沢尻より江刺郡へ渡る時、「政任（黒沢尻五郎正任（安倍））の館あと近く送り来りてける」と言うているから下川岸渡を渡っているのである。

従って、地域住民のみならず、旅行者等にも利用されたところであって、明治維新後は、更に、多くの人々によって利用されているところであり、同初期における渡場は次の如くである^(四)。

下川岸渡 北上川字下川原ニアリ立花村ニ通シ岩谷堂街道ニ係ル川幅壹町深五尺渡船小船壹艘私渡

とある。凡その位置は、旧黒沢川合流点より下流部にあり、岩谷堂街道に係ると言う如く主として江刺郡（北上市稲瀬町を含む）方面との往来に利用された渡である。

(二) 上川岸渡

上川岸渡（留の下渡）は和賀郡黒石村（北上市）より北上川を越し、立花村（北上市）を経て同郡十二ヶ村（東和町）等に通ずる道（国道一〇七号^及び主要地方道江刺大迫線等）に係る渡であり、黒沢尻上川岸の住民等によって運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、遠野南部家の城下街、遠野より十二ヶ村を経て黒沢尻川岸に至る重要な路線に係る渡である。

従って、同渡の創始年代は近世初期において、徳川幕府が道路行政を施行した時に遡るのではなからうか。

正保二年（一、六四四）南部藩の本石蔵が同村下川岸に設けられ、南部領内における為登米（のぼせ米）の集散地となり、河港が開かれてからは、地域住民のみならず東和賀地方よりの往来も多く、広く利用されるに至ったところ

である。

更に、明治維新後は、交通、運輸等の拠点黒沢尻川岸への通路として往来するものが多く、渡船施設等はこれに対応するものであり、明治初期における同渡船場の既況等は次の如くである^(四)。

上川岸渡 北上川字留ノ下ニアリ立花村ニ通シ土沢街道ニ係ル川幅壹町三拾七間深五尺渡船小船四艘

とある。

同渡船場は、下川岸渡と共に黒沢尻川岸の上、下流にあり、対岸立花村字中村、妻ノ木等の村落に直接結ばれるところである。

明治二三年東北鉄道開通後は東和賀、上閉伊地方より黒沢尻駅への通路として益々利用度の高い渡となるに至ったのである。

しかるに、黒沢尻駅を起終点として流動する

備考	廃止事由	設置年月	渡船形状	概況		所在地	河川名	渡船場名称
				形状	経営体			
土沢道	珊瑚橋架設により	昭和三年	大渡船 渡船（小船） 四艘	人渡	私渡	河川幅 一町三七間（一七五米）水深五尺（一・五米）	北上川本川	上川岸渡
				近代私渡 人渡			和賀郡立花村（北上市立花町） 同郡黒沢尻村（北上市黒沢尻町）	

物資の運搬に、車輛が導入され、更に、普及発達するに及び、渡船場は車輛等の通行に障害となること甚しく、昭和三年新架設による珊瑚橋の竣功、開通によって、上、下両渡船場は廃止されるに至ったのである。

(三) 黒岩渡

黒岩渡は左岸和賀郡黒岩村^字宿（北上市）より北上川を越し、同郡二子村（同市）における往還松前街道（国道四号）に至る村路に係る渡で、黒岩村の住民によって運営される場所であるが、創設年代等は明らかでない。同渡船場は黒岩村^字宿より、東境物見山を越え同郡十二ヶ村（東和町）方面に通ずる道の起点にあり、又、北上川を遡上す小繰舟の休泊地として栄えたところである。従って、その創始年代は近世初期にも遡るのではなからうか。

近世中期の作図と伝えられる南部領絵図等に

備考	廃止		設置年月	渡船 形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
宝永年調あり	中央橋架設により	昭和四九年	不明	大渡船（中型） 一雙	人渡	私渡	河川幅 九〇間（一六二米）水深 尺（米）	同郡二子村（同 二子町）	和賀郡更木村（北上市更木町）	北上川本川	黒岩渡（宿館渡）



51 黒岩渡に残る石碑

よれば⁽⁴⁾。

北上川

二子村、黒岩村

北上川船渡弘一町深七尺

とある。

しかし、その詳細については明らかでない。同所に文政二年建立の南無阿弥陀仏の石碑と共に嘉永三年六月建立の水天宮碑があり「水上安全、女人易産」と脇書きし祈念する。二碑、更に、女人の戒名ある明治六年碑等が残されている。

渡船場の過去が物語られているのではなからうか、明治初期の記録には⁽⁴⁾。

渡船場

北上川^字上宿（黒岩村）ニアリ川幅壹町四拾間渡
船大小式艘私渡

とあり、渡賃を、人一人金五厘、馬一匹金一錢、車一台金一錢と定めている。

同渡船場は、明治二三年東北鉄道の開通による交通体系の逆転、更に、戦後における自動車の普及発達によって利

用者を減じ、自然消滅的に廃止されるところである。

同渡船場より約一・五軒程上流に正念渡しがある。

(四) 正 念 渡

正念渡は和賀郡更木村（北上市）より北上川を越し、二子村（北上市）に通ずる村路に係る渡で同地域住民による私渡であり、創設年代等は明らかでない。

更に、創始以来の沿革も亦、不明であるが、明治末期より大正年代において利用者が多かったと伝えられているところである。

しかし、黒岩渡と共に昭和四〇年代には殆ど名目のみの渡となるに至ったところであり、昭和四九年中央橋の架設により黒岩、正念の二渡は廃止されるところである。

(五) 舟 渡 渡

舟渡渡（永明寺渡）は和賀郡二子村（北上市）にあり、往還松前街道より岐れた道が北上川を越し、同郡更木村^宇舟渡を経て同十二ヶ村に通ずる道（県道北上東和線）に係る渡船場であり、左岸更木村住民によって運営されるところである。



52 正 念 渡

ろである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、十二ヶ村等では中世代より要衝の地と称され、その末期には安俣氏等があり、更に、近世初期においては南部、伊達両氏の領境に近く、南部氏は藩境の備えとして土沢城に江刺氏を配する等、南部領南境における枢要の地である。

従って、同土沢等と黒沢尻川岸^{及び}松前街道とを結ぶ道に係る渡であるから、その創始は、近世初期における路制の確立された頃まで遡るではなかろうか。

明治初期における同渡船場の既況等は次の如くある。

備 考	廃 止		設 置	渡 船	概 況			所在地		河 川 名	渡 船 場 名 称
	事 由	年 月			形 態	経 営 体	河 状	右 岸	左 岸		
	昭和橋架設により	昭和三年	不 明	大 渡 船 （中型） 二隻	人 渡	私 渡	河川幅 町 間（米）水深 尺（米）	和賀郡二子村（北上市二子町）	和賀郡更木村（北上市更木町）	北上川本川	舟 渡 渡

更木村
渡船場 北上川^宇船渡ニアリ川幅平水九拾間
渡船大小式艘私渡

とある。

同渡は、巡見使等の順路等に当る所でないが、大渡船を備えていることは荷貨物の移動又は臨時的な人数の渡船があることを示すところである。従って、同渡船場の地域経済に及ぼした影響は大なるものと推定されるのである。

更に、明治二三年東北鉄道開通後は更木、十二丁目村等の地域住民のみならず、遠く土沢方面から黒沢尻駅への道に係る渡となり、利用者の多いところであるが、高水時等は、しばしば運航を停止するに至り、不便であったから、橋梁架設は早くから望まれるところである。

昭和三年、同渡船場は、新に架設、開通するところの昭和橋と交通機関の新旧交代によって廃止されるところである。

(六) 下川原渡

下川原渡（高木村渡場）は稗貫郡花巻川口町より北上川を越し、同郡高木村を経て土沢（東和町）遠野城下（遠野市）等に通ずる脇往還（国道二八三号）に係る渡船場であつて、高木村住民等により運営されるところであり、創設年代等は明らかでないが、松前街道に次ぐ脇往還に係る渡として重要な渡船場である。

従って、その創始は、近世代初期に遡り、徳川幕府による路制の定められた頃、あるいは、その以前ではなかろうか。

しかし、同渡船場における維持、管理費等が、南部藩によって定められるに至ったのは、通り制の施行された近世中末期であらう。文化七年（一、八一〇）書留によれば。

高木村船造立銭并ニ渡守給米割合高

一、千百貳拾八石七升七合	安俣（村）
一、千七拾貳石六斗六升二合	十二ヶ村
一、四百貳石八斗八升	晴山
一、七百四拾三石貳斗八升六合	高松
一、三百貳拾九石壹斗壹升壹合	成島
一、五百三拾七石貳升七合	高木
一、千六百九石五斗貳升四合	更木
一、八百三拾五石七斗七升	中内
一、八百五拾五石七斗八合	倉沢
一、六百九拾五石九斗壹升四合	田瀬
一、八百九拾五石貳升壹合	谷内
一、九千八百六拾壹石五斗九合	
右ハ造立銭割合高也	

と、以上は、高木村渡場における渡舟造立の際における建造費分担村名と各村の村高であり、負担額を算定する場合における基準とすべき高であつて、負担額ではない。

更に、渡守給米割合高は次の如く⁽⁴⁾。

一、四百九拾四石七斗七升七合	平沢（村）
一、七百九拾六石九斗三升三合	黒岩
一、八百五拾壹石壹斗九升七合	宮田村

ノ式千四拾貳石九斗七合加へ
合壹万貳千四拾四石壹斗六合
右ハ高木渡守給米割合高也

とあり、渡守給米の徴取地域は一四ヶ村に及んだところであり、同渡船場における渡守の給米高は、一人当り一八駄片馬余である。

文政七年（一、八二四）における高木村渡場の既況は次の如くである⁽⁹⁾。

一、船百人乗 貳艘
一、同貳拾人乗 壹艘

渡守 四人

右渡守給米相場米壹ヶ歳ニ七拾五駄

但シ相場米壹人ニ付拾八駄片馬 俵宛

右給米之内三ヶ二安俵村、十二ヶ、晴山、高松、成島、更木、平沢、黒岩、中内、宮田、倉沢、田瀬、谷内右十五ヶ村（二三ヶ村、二ヶ村名不足）惣高々春秋兩度二年々相渡申し残り三ヶ一ハ二子通之内十二丁目、成田井万丁目村、花巻、圓万寺、上根子、——右村々分春秋兩度ニ船守共ニ相渡申候

右之通御座候間書置迄仕候以上

文政七年午十月

とある。

同渡船場は、比較的緩流地点に位置するところであり、嚴寒期においては凍結が甚しく、渡船の運行が困難を極めるのみならず、結氷のため運行を止め、行路者等は、氷上を徒歩し渡ることがしばしばあり、記録も少なからず残されているところである⁽¹⁰⁾。

正徳五年（一、七一五）

一、十一月廿八日雪降寒候事近年無之十二月十二日寒ニ入（季節寒の入）川水塞高木舟渡ハ正月初迄人馬共ニ水渡リ也正月四日五日頃船渡リ申也其外之川之水塞なり

等とあり、更に、天明六年（一、七六八）、文化六年（一、八〇九）等がある⁽¹¹⁾。

文化六年巳十二月十一日渡初

一、翌年午正月十三日頃迄相渡申候

高木村船場一面ニ水船通用難相成候ニ付船引上人足并通用相成節船引下ヶ水リ取除ヶ人足百九拾人之内万丁目通三ヶ一、六拾三人三分、支配所之内通用村方八人宍分貳厘 各村々出候 但し惣人ニ付百文宛

とある。

従つて、渡船場附近の凍結は、渡船の運行に障害となること多く、更に、河川の水結は渡船場の機能を停止し、渡行者の不便と不安に危険を伴い、更に、渡舟の保守等に多くの労役と維持費等を空費するところであり、その負担は総て地域住民に課せられるのである。

しかし、氷り渡り等は同渡船場に限定されるところでなく、且つ、回避不可能の天災である。しかるに、自然環境の異状を認めながら起した事故等は天災ではなく、無謀にも等しい人災であろう。

享和二年（一、八〇二）同渡船場における渡舟の顛覆事故等は、人災も甚しいものである⁽¹²⁾。

高木村船かへりし事

一、享和二年戌八月十六日ニ御振駒拾九疋相乗右人馬内馬八疋人者六、七人相果申候
但洪水ニ而穢御座候

とあり。事故発生と共に、盛岡城へ通報されるところである。

(註) 同渡船場における渡舟は文政六年の留書にも見られる如く、

大渡舟 百人乗 (概算積載許容重量八屯)
渡舟 二〇人乗 (同 一、六屯)
の二艘がある。

享和三年の事故の際に用いられたのは大渡舟であろう。同日渡舟に積載された人馬の重量は、人凡一〇人 (溺死者七人外に船頭三人と仮定して) 〇・八屯

馬一九頭 (振馬とあるから二才駒として) 六・五屯

合計重量約七・三屯である。更に、洪水時と言う悪条件の日である。

北上川流域には数一〇の渡船場がある。しかし、記録の多くは失なわれ見るべきものは殆ど皆無であるが、高木渡は、その例外として多くの記録が残されているのである。

これは、南部の支城、花巻城 (鳥谷ヶ崎城) と、南部氏の一族 (遠野南部と呼ぶ) の拠る遠野城を結ぶ重要路線にある渡船場であつたからであり、北上川流域随一である。

同渡船場は、明治維新後は地域住民によつて運営される私渡となり、次の如くある⁽²⁾。

高木村

下川原渡 北上川ニアリ釜石街道ニ属ス渡船大小式艘私渡

とあり、更に、渡賃は⁽³⁾、人一人ニ付金五厘、馬一頭ニ付金壹銭とあるが、車の船賃については記載されず不明である。

これは、渡船場を越した釜石街道は、猿ヶ石川沿岸に添うて遡上するところであり、坂路が多く車輛の通行に適せず、利用されるところでなかつたからであらう。

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月	年月	形状 雙数	形態	経営体	河状	右岸	左岸		
釜石道	朝日橋架設により	明治三七年	不明	大渡船 一雙 渡船 (中型) 一雙	人渡	私渡	河川幅 町間 (米) 水深 尺 (米)	稗貫郡川口村 (花巻市川口町)	稗貫郡高木村 (花巻市高木)	北上川本川	下川原渡

同二三年東北鉄道の開通によつて、更に、利用者が増加の一途をたどり、車輛交通の普及、発達は、渡船場がその隘路となるに至つたのである。

同期における稗貫郡内の車輛総数は七二台であるが、花巻における人力車は五〇台、荷車四台があり、他は八幡村 (石鳥谷町) に属するところであつたのである。

従つて、釜石街道等に至る行旅にとつては、高木渡が障害をなすところであり、橋梁架設は早くより望まれるところである。

明治三七年朝日橋の架設、開通によつて、近世代二世紀半南部藩における重要渡として、同藩の庇護のもとにあつた渡に終止符が打たれたのである。

(註) (1) 新川文書

(七) 葛 渡

葛渡（久保渡）は稗貫郡葛村（花巻市）より北上川を越し、同郡八重畑村（石鳥谷町）を経て脇往還大迫道（石鳥谷大迫線）に連絡する道にあり、同地域住民によって運営される場所である。

同渡船場の創設等については明らかでないが、花巻城と大迫代官所との連絡上、最短路線として往来するところと言うから、創始期は近世初期まで遡るところであろう。

明治初期における記録には次の如くある⁽²⁾。

葛村
久保渡 私渡々船壹艘八重畑村ニ通ス大迫往還ニ係ル
八重畑村
前川原渡 私渡北上川ニアリ葛村ノ通路ニ係ル渡船大小二艘

とある。

渡船場名称	河川名	所在地		概況			渡船	設置	廃止		備考
		右岸	左岸	河状	経営体	形態			年月	事由	
葛渡	北上川本川	稗貫郡八重畑村（稗貫郡石鳥谷町）		河川幅 町間（米）水深 尺（米）	私渡	人渡	大渡船 一雙	渡船（中型） 一雙	昭和二十四年	東雲橋架設により	大迫道
		同郡葛村（花巻市葛）			近代人渡	人渡			不明		

（註） 両村における渡舟数に差異ある。同渡は主要路線であるから二艘が正しいのではなからうか、後証を待つ。

明治二三年東北鉄道開通後は、八重畑村等の住民が、花巻駅への道に係る渡として往来するところであるが、荷貨物等の車輛による搬送が普及するに及び、渡船場はその隘路となること甚しく、昭和二四年架設されることの東雲橋（上流一軒余）の竣工によって廃止される場所である。

(八) 関 口 渡

関口渡（落合渡）は稗貫郡黒沼村（石鳥谷町）にて往還松前街道（国道四号）より岐れ北上川を越し、同郡関口村（石鳥谷町）を経て十二ヶ村（東和町）に通ずる道に係る渡であり、同地域住民等によって運営される場所である。

同渡船場の創設期等は明らかでないが、松前街道より十二ヶ村土沢集落に通ずる重要路線にある渡であるから、創始は、徳川幕府により路制の施行される近世初期まで遡るのではなからうか。

明治初期における記録によれば、次の如くである⁽²⁾。

黒沼村
関口渡 私渡北上川ニアリ渡船大小式艘土沢往還ニ係ル
関口村
渡場 私渡村西字落合北上川ニアリ黒沼村ニ通ス渡船大小式艘

とあるところであり、渡賃は、人一人ニ付金八厘、馬一頭ニ付金二銭三厘、車一台金一錢五厘等である。明治二三年東北鉄道開通後は、八重畑村等より八幡村を経て石鳥谷駅に通ずる道の渡船場として往来される場所である。

備考	廃止		設置年月	渡船 形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
土沢道	東雲橋架設	昭和三四年	不明	大渡船 (中型) 二隻	人渡	私渡	河川幅 町間(米)水深 尺(米)	同郡黒沼村(同 同)	稗貫郡関田村(稗貫郡石鳥谷町)	北上川本川	関口渡
						近代私渡					

しかるに、八幡村における人力車一八台を始め荷車等の普及は、交通路の要衝にある渡船場等は、交通、運輸等の障害となること甚しく、隘路打開のため橋梁の架設が早くより望まれるところであつたのである。

昭和二四年、同渡場より約二軒下流に、東雲橋が架設、開通と共に、同渡船場は廃止される場所である。

(九) 赤川 渡

赤川渡(下の渡)は稗貫八幡村(石鳥谷町)より北上川を越し、新堀村(石鳥谷町)を経て大迫村(大迫町)等に通ずる村路に係る渡船場であり、同地域住民によって運営されたところの私渡である。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、石鳥谷渡は中の渡、界渡は上の渡と呼ばれたところである、従つて、近世代以来の渡であること

は明らかである。

しかし、運営、その他伝承等も伝えられるところでない。

明治初期における八幡村、新堀村等に関する記録に②。

赤川渡 私渡船大小式艘北上川ニアリ大迫往還ニ係ル平水六拾間深四尺

とある。

同渡は井戸向橋の架設により昭和三五年廃止されるところである。

(十) 石鳥谷 渡

石鳥谷渡(中の渡)は稗貫郡好地村(石鳥谷町)にて往還松前街道より岐れ北上川を越し、同郡新堀村等を経て同大迫村に通ずる脇往還(県道石鳥谷大迫線)に係る渡船場であり、同地域住民によって運営されるところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、脇

備考	廃止		設置年月	渡船 形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	井戸向橋架設により	昭和三五年	不明	大渡船 (中型) 一雙	人渡	私渡 藩(官)渡	河川幅 五〇間(九〇米)水深五尺(一・五米)	同郡八幡村(同 同)	稗貫郡新堀村(稗貫郡石鳥谷町)	北上川本川	赤川 渡
					人、馬渡	近代官私渡 近代官渡 人、馬渡車渡(近代)					

往還に係るところである。しかし、同街道は古くよりの早池峰山信仰の道でもある。

従つて、同渡船場の創始は近世初期、あるいは、中世末期頃まで遡るのではなからうか。資料、伝承等は既に絶え実証することは出来ないが、大迫道に係る渡として明治初期に及んだところであり、好地村、新堀村等の記載するところに次の如くある⁽²⁾。

石鳥谷渡 私渡渡船式艘北上川ニアリ大迫往
還ニ係ル川幅五拾間深五尺

等、とあるところであるが、明治二三年東北鉄道の開通と共に石鳥谷駅が開業するに及び、同渡船場の利用は急速に増し、更に、同三四年より五〇年の才月と一八、五〇〇余門の工費を投じ施工するところの石鳥谷、大迫間の道路改修の完成は、北上川における渡船連絡が、交通運輸等の隘路たること甚しく、橋梁の架設が望

備考	廃止事由	設置年月	渡船形状 雙数	概況			所在地		河川名	渡船場名称
				形態	経営体	河状	右岸	左岸		
大迫道	大正橋架設により	大正二年	大渡船 (中型) 一雙	人渡	私渡	河川幅 五〇間(九〇米)水深五尺(一・五米)	同郡好地村(同)	稗貫郡新堀村(稗貫郡石鳥谷町同郡)	北上川本川	石鳥谷渡
				〃人渡	近代私渡			同		

まれること久しいところであつたのである、大正元年十月大正橋の竣工、開通を見るに至り、石鳥谷渡船場は廃止されるに至つたのである。

(附) 石鳥谷渡より約一軒上流に堺渡、あるいは上の渡と呼ばれる渡船場があり、嘉永年間において大渡舟一〇〇人乗の造替を願出しているが、その後の詳細は明らかでない。

五、紫波、岩手地方

紫波、岩手地方等は、南部領内における最大の産米地帯であり、豊富な物資を抱えながら東、西両山脈に障られ、遠く東海岸等に至る道等もなく、交通の殆どは地域内に止まるところである。従つて、地域住民の生活も亦、自給自足型に近く、対岸等との交流も少く、渡船場等の発達は比較的後代に及ぶところであり、明治中期における渡船場は境渡、赤石渡、日詰渡、坐和渡、古館渡、十日市渡、羽場渡、柳原渡、徳田渡、石突渡、見前渡、野中渡等の一〇か所余りがあり、平均間隔が一・四軒と接近して設けられている。

(註) 北上川における渡船場の平均間隔は三軒余りである。

(一) 日 詰 渡

日詰渡は紫波郡日詰新田村(紫波町)にて往還松前街道より岐れ北上川を越し、同郡星山村(紫波町)を経て稗貫郡大迫村(大迫町)に至る道(主要地方道盛岡遠野線及び県道紫波小国線)に係る渡船場であり、日詰新田村住民等によって運営される場所である。

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形態	経営体	河状	右岸	左岸		
	私橋（ ）架設により	明治三六年	不明	大渡船（中型） 一雙	人渡	私渡	河川幅 七〇間（二六米）水深四尺（一・二米）	同郡郡山村（同 同）	紫波郡星山村（紫波郡紫波町）	北上川本川	日詰渡

同渡船場の創設期等は明らかでないが、松前街道の馬継所等の置かれた日詰と大迫を結ぶ重要路線上に係る渡船場である、従って、その創始は近世初期に遡るところではなからうか。
南部領邦内郷村志、日詰新田村の条に次の如くある。

東北上川舟渡長岡県星山村大迫道、此処舟渡有一三ヶ所^二

とあり、舟渡三ヶ所が伝えられるところである。同日詰まちには、南部領における小繰舟の河港が置かれるところであり、人馬の往来が多かったのであろう。

しかし、明治初期における渡船場は、次の一か所である^②。

日詰渡 大吠森村（星山村の誤り？）ニ通ス
本村ノ東ニ東裏北上川ニアリ川幅壹町
三間渡船大小式艘私渡

とあり、渡賃等は^③、人一人ニ付金五厘、馬

一頭ニ付金壹銭、車一台ニ付金八厘と定めている。

しかるに、同地域における車輛の普及は早く、明治十年日詰まちにおける人力車は、既に、三七台を数える盛況であり、更に、同二三年東北鉄道開通後は荷車、荷馬車等による荷貨物等の搬送が盛んとなり、渡船場經由の左岸側の不便は予想外に多く、渡船に代る橋梁架設の望みが強く、同三六年私橋の架設が行われ開通と共に同渡は廃止されるに至ったのである。

(二) 徳田渡

徳田渡は、紫波郡西徳田村（同郡矢巾町）より北上川を越し、同郡乙部村（同郡南村）等に通ずる村路（県道大ヶ生矢巾停車場線）に係る渡船場であり、西徳田村住民等によって運営されるところである。

同渡船場の創設期等は明らかでないが、一、二の村落に通ずる村路に係るところで、影響を及ぼすところも少い渡であるから、近世初期における制度によって設けられたとすることには多くの疑問があり、更に、同渡船場を中心として一軒乃至一・五軒間隔に設けられた渡船場群にも疑問のあるところである。

明治初期における同渡船場は次の如くである^④。

徳田渡 村（西徳田村）ノ東字柳原地内北上川本流ニアリ幅五十間深壹丈渡船大小式艘私渡乙部村ニ通ズ
柳原渡 村（同）ノ東字柳原地内北上川支川ニアリ幅五拾間深壹丈渡船大小式艘私渡徳田渡ニ通ス

とある。従って、両渡船場は中洲をはさんで東西にある一連の渡しである。

同渡船場等に、最も大なる影響を及ぼすところは、明治三六年における大萱生金山の旧坑発見であらう。

大萱生金山は、同年より操業を開始し、以来、年々産金量を増し、大正七年には岩手県最大の産出量をほこる金山

となり、金貳三、七七五、六一四貫（一、〇〇〇屯余）を産出し、その販売価格金二二一、九一八川余りに及んでいる。

更に、同金山の最盛期と思われる昭和九、一〇年頃には岩手県産金量の四八％の産額をあげ、その金量は三四貫一二二匁（九、二〇〇瓦余）に達し、従業員数二七〇人を数えているところである。

従って、同金山を中心とする人馬の往来、生活物資の搬送等に、徳田渡等が利用されるところである。

しかし、同金山の操業停止後は、わずかに地域住民の矢幅駅への道として往来される程度と衰微し、多くの渡船場が停廃され、更に、車輛の利用が普及するに及び、橋梁架設は地域住民の久しい願いであったが、ようやく昭和三七年徳田橋の竣功を見るところとなり、多年地域住

備考	備	廃止		設置 年月	渡船 形状 雙數	概況			所在地		河川 名	渡船場 名称
		事由	年月			形態	經營 体	河状	右岸	左岸		
乙部道		徳田橋架設により	昭和三七年（一九六二）	不明	大渡船 渡船（中型） 一雙	人渡	私渡	河川幅 町五〇間（九〇米）水深一〇尺（三米）	同郡西徳田村（紫波郡矢巾町）	紫波郡乙部村（紫波郡都南村）	北上川本川	徳田渡
						人渡	近代私渡					

民に親しまれた徳田渡は廃止されるに至ったのである。

（三）新 山 渡

新山渡は盛岡城下、川原町より北上川を越し、仙北町を経て仙台領方面江戸へ至る松前街道（国道四号）に係る渡船場である。

同渡船場の創設は明らかでないが、南部氏が三戸より盛岡に進出してよりのことであろう。

北上川左岸における古道は、鑪山の西麓に沿うて北進し、同山の西尾根蝶ヶ森山の鞍部を越へ、更に、同鑪山の北尾根の西麓を経て築川を渡り、岩山西麓を北進し中津川を越しているところであり、右岸の古道（平泉藤原氏等による古官道等）は、北上川の河道よりはるか西方に離れ南昌山、赤林山等の東麓に沿うて北方に進み上太田大松院附近より半石川を渡り、滝沢村東林寺附近等を経て津軽方面に向うところである。

南部領の旧記（内史略）によれば「今に、花巻より御城下迄の内には以前の街道西根の方に寄りて古道筋有之也」とあるのである。

（註）西根、地名ではなく、西方の山麓（山の根）を言う方言である。

これ等の古道は、水量が多く、水深の大きい盛岡以南の地において結ばなければならない何ものもない。従って、渡船場の必要は当然あり得ない所である。

従って、同渡船場は、三戸南部氏が同地方に進出し、近世代における松前街道の祖形をなすところの道路開削に伴って設けられたのであろう。

南部氏の南岩手郡等への進出は中世後期にも遡るが、豊臣秀吉から正式に許されたのは天正一八年（一、五九〇）

であり、更に、城地と定めたのは文禄二年（一、五九三）である。

盛岡城築造^並に城下街造営の工を越したのは慶長二年（一、五九七）であるから、新山渡も此の頃ではなからうか。

近世初期における南部領の道路、交通等の詳細を伝える南部領内行程記等の旧記には次の如く記されている⁽⁴⁾。

一、郡山より盛岡迄四里

此の内 川一ツ有

北上川 新山船渡 廣四拾七間深サ七尺 船渡

とあり、（正保年間（一、六四四〜七））

（註） 郡山——現在の紫波郡紫波町日詰

2四里——一五・五軒余

城下盛岡への道程で必ず越えなければならない渡であり、盛岡の関門であつたから、藩においても重視しているところである。

承応二年（一、六五三）同渡船場における渡舟が破損し（古損であろう）、南部藩は、船守の願により修繕用の林木を給与し、次の如く記している⁽⁵⁾。

九月廿九日

一、新山渡舟破損ニ付桂木式本船木ニ南畑山ニ而被下度由新山船守齊藤惣一郎申上候ニ付、手形^{弥六郎}兵助遣ス、但式本之内壹本ハ船打賃ニ仕度候旨田代治兵衛ヲ以披露

とある。

この船木は、南部藩の慣行から推定すれば船守に対し無償払下が行われたのであろう。

又、同渡船における船着場の破損修繕等も総て藩庁によって改修が行われている。万治四年（一、六六一）八月洪水に因る同渡場の災害復旧には、瀧沢長蔵、石川半十郎等を奉行に命じ、同心、小者衆を手伝として普請に従事させているのである⁽⁵⁾。

八月廿日 晴

一、新山舟渡破損繕普請手伝、御同心者、御小者共ニ申付 同心者之奉行瀧沢三郎右衛門子長蔵御小者之奉行石川半十郎右御同心者御小者之日帳改衣笠助之進例茂今日申付之

とある。

更に、寛文一二年（一、六七二）五月、六月、延宝二年（一、六七四）五月等の船付場普請にはそれぞれ奉行を命じ施工しているところである。

（註） 南部藩が奉行を任じ、渡船場の修築等の工事を施工しているのは、新山舟場のみである。

以上の如く、南部藩が特に維持、管理等に当つた渡船場においても事故の発生があり、その原因は明らかでないが次の如く書き残されているのである⁽⁵⁾。

正保三年（一、六四六）

六月廿四日 快晴

一、於新山舟渡今日已刻舟かえり候ニ付、新町喜右エ門借家いせ長兵エ女房年廿四十三日町助右エ門娘年十九 新町長九郎石町長兵エ下女年四十 同町庄左エ門下女年廿五 仙北町佐頭右エ門下女年十八此外小荷駄四足水入死之由田代治兵エ披露候

とあり、更に、寛文十三年等においても水死事故があつて次の如く伝えている⁽⁵⁾。

四月五日

一、昨日新山舟渡ニ而渡舟ふみ入石町久三郎
親子武人 鉢木与五右エ門下人壹人小荷
駄壹疋 新町忠兵エ後家小荷駄壹疋相流
候御町奉行披露

等とある。

(註) ふみ入——ふみ込であろう。舟荷が重
すぎて流速の緩やかな岸辺等において
その儘沈下沈没するを言う。

渡船場における事故等は、従事者の不注意に
よるのみならず、自然環境の急激な変化等によ
ることもあり、その基因は一既に言い得ないと
ころがある。

しかし、こうした危険を回避し、更に、多く
の交通確保が、盛岡城下にとつては緊要とする
ところであり、延宝八年(一、六八〇)舟橋の
架設が願出されるところである。

(四) 夕顔瀬渡

夕顔瀬渡は盛岡城下材木町より北上川を越
し、新田町を経て雫石方面に道ずる秋田街道
(国道四六号)並びに岩手郡大更、平館等(西
根町)を経て鹿角地方に通ずる津軽街道(国道
二八二号)等に係る渡船場であり、同渡船場の
創設は、新山渡と同じく南部氏の盛岡方面へ進
出後において、新領地経営のために開削された
雫石街道(秋田街道となる)鹿角街道(津軽街
道となる)等と共に設けられた渡船場であろ
う。

文化元年(一、八〇四)に成ると言う南部領
における郷村古実見聞記に次の如く記るされ
るところである。

一、盛岡城下北上川之内夕顔瀬、新山二箇所
先年より船渡に御座候處、其以後廿四五
年以前延宝三四土橋に仕候趣云々

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形状	経営体	河状	右岸	左岸		
奥州街道	新山土橋架設	延宝八年(一、六八〇)	不明	大渡船 (中型)	一雙 不明	私渡 藩(官)渡	河川幅 四七間(八四米)水深七尺(二・一米)	同 仙北町(同 仙北町)	盛岡城下川原町(盛岡市南大通)	北上川本川	新山渡

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形状	経営体	河状	右岸	左岸		
津軽街道	夕顔瀬土橋架設	延宝三、四年(一、六七五〜同六)	不明	大渡船 (中型)	一雙 不明	私渡 藩(官)渡	河川幅 四八間(八六米)水深五尺(一・五米)	岩手郡厨川村(盛岡市)	盛岡城下仁王村(盛岡市)	北上川本川	夕顔瀬船渡

とあり、更に、正保四年（一、六四七）三月晦日御改とある陸奥国南部庄の道規等には「上ハ夕顔瀬、広サ四十八間、深サ五尺、舟渡」とある。

しかるに、同渡船場の廃止は夕顔瀬橋の架設によるところであるが、同橋の架設を前書は「其以後廿四、五年以前土橋に仕候趣」として、その時期を延宝三、四年（一、六七五〜六）としているのである。

従って、同渡場は近世前期に早くも廃止される場所である。

六、支 川

北上谷における道路交通は東西に走るところが多く、北上川に平行する縦方向の道路は、南部、八戸、松前藩主等の参観交代等に際し通行するところの松前街道（奥州街道の延長）以外には殆ど見るべきものがない。

従って、北上川に直角方向に合流する多くの支川中、渡船場の設けられるところは、胆沢、和賀の両川のみであり（磐井川、豊沢川は早くより橋梁が架設されている）、他は殆ど徒歩によって往来される場所である。

（一）多聞坊渡

多聞坊渡（胆沢川渡船場）は胆沢郡八幡村（水沢市）より胆沢川を越し、西根村（金ヶ崎町）を経て三ヶ尻村等に通ずる道（国道四号）に係る渡船場であり、同道は、江戸日本橋より白河関に至る奥州街道の延長であるところの松前街道であり、南部氏等の大名が参観交代に通行の往還である。

従って、維持管理等は仙台藩の地方機関によって行われたものではなかったか、渡船の運行等は地域住民によって行

われるところであり、

創設年代等は明らかでないが、慶長九年（一、六〇四）

幕府は命令を以て、諸国の大小名等に街道の整備を行わせ、東海、東山、北陸等の三街道には幕臣大久保長保を派し、里程を検する等の道路行政を強行しているのである。

白河以北における松前街道等も同年整備される場所であり、同街道に係る渡船場の殆どは同年において整備、創設等の行われる場所である。

多聞坊渡もその一つであろう。

胆沢川流域における渡船の記録は、康平丑年（一、〇六二）安倍貞任を追う源頼義軍が、同川の洪水によって進撃を阻止された時、不思議の翁によって、舟渡されたという船越神社の社伝による一事があるのみで、中世代以前における渡船については伝承されるところがない。従って、同川における横断交通は殆ど徒歩であり、渡船施設の設けられた近世代においても徒歩によるものが多いところである。



53 伊沢川渡の図

盛岡市立公民館蔵

同渡船場における渡舟等の施設は八幡村の書上によれば、同村における総船数九艘の内七艘が渡舟に当てられているのである^④。

舟 九艘

一、大渡舟 壹艘

右ハ御大名様御通之節伊沢郡ニ而相用候御用船ニ而御役無御座候事

一、舟橋舟 五艘

右ハ伊沢川之舟橋ニ被相懸候御用舟ニ付

御役無御座候事

一、渡 舟 壹艘

右ハ往還渡舟ニ付御役無御座候事

とある、しかるに、一般庶民のために備えられる渡舟はわずかに一艘にすぎないのある。

この渡の特長は多人数による大名行列の通行に備えていることである。従って、他の渡場に類例を見ないところの、舟橋用の舟を常備していることであり、更に、大名行列の人数によっては、下川原渡船場より大渡舟の廻送使用等の

機構をも備えていることである。

化政期に成立と伝えられるところの、増補道程記は、盛岡より白河までの道中を克明に画くところであるが、胆沢川の渡は小舟一艘が絵画かれてあり、近世後期の面影を偲ばせているが、明治九年、天皇御巡幸に際しては、天皇を大渡船に乗せ船頭四人、裸体で舟を支え御渡し申上げたと言われている。

(註) 天皇が庶民の裸体を御覧になられたのは、この時が初めてであったと伝えられている。

近世初期以来、大名行列に初まり、明治維新後は、天皇御巡幸の行列まで渡したこの渡は同初期次の如く記録を止めているのである^⑤。

多聞坊渡 本村(宇佐村(旧八幡村))ノ西方^半屋津口地内胆沢川ニアリ私渡幅平水三拾間渡船三艘大式小壹艘噸館街道ニ係ル

とある。

従って、明治初期においては渡船場施設の拡充によって、渡舟は三艘と増強されているのである。しかし、同渡船場は、明治一四年再巡橋の開通によって廃止される^⑥ところである。

(註) 一書に元治元年(一、八六四)舟渡となる」とあるが、河状変化により徒渉困難となれるにや。

(二) 鬼 柳 渡

鬼柳渡(和賀川渡船場)は和賀郡鬼柳村(北上市)より和賀川を越し、黒沢尻村(北上市)等に通ずる道(国道四号)に係る渡である。同道は、多聞坊渡の項において述べる如く奥州街道の延長として白河関より松前(箱館)に至る、往還、松前街道であり、鬼柳渡は、津軽氏松前氏等の大名が参観交代に渡る渡船場であり、更に、南部最南端に

渡船場名称	河川名	所在地		概況			渡船	設置	廃止		備考
		右岸	左岸	河状	経営体	形態			年月	事由	
多聞坊渡	北上川支川胆沢川	胆沢郡八幡村(水沢市佐倉河町)	胆沢郡西根村(胆沢郡金ヶ崎町)	河川幅 三〇間(五四米)水深 一尺(一米)	私渡	人渡	大渡船 二隻 渡船(中型) 一隻	不明	明治十四年	再巡橋架設により	



54 和賀川渡の図

盛岡市立公民館蔵

あつて伊達領に近い樞要の渡場である。

従つて、南部藩は渡守を置き、舟守を召抱え、生活補償のため米、錢を給するなど、維持管理に当るところである。

同渡船場の創設年代等は明らかでないが、慶長九年（一、六〇四）幕府は諸国の大、小名等に命じ、全国の往還（現在の国道に相当する重要な路線）の整備を施行させていたのであるから、同渡船場も、多聞坊渡と同じく同期において整備拡充され、往還松前街道の渡として運行されるところであらう。

近世中期における作図（年号欠）と伝えられる南部領絵図によれば、

和賀川

鬼柳渡

和賀川船渡

弘二十間深五尺山川故少ノ雨ニ
モ洪水出渡不自由

とあり、殆ど渡船によつて渡るところであつ

て徒歩は行われていない。更に、増補道程記等には同所舟渡は中島を中継して左、右二流にそれぞれ舟を備えているところである。

明治維新後における同渡船場は、旧来の慣習に従つて官渡として継続されるところであるが、渡守の生活補償に關し、所轄官庁の江刺県は、近世代における南部藩政を継承する盛岡県に次の如く文書を以つて照会しているのである。

管内黒沢尻村和賀川渡船場渡し守給米並ニ造船料一、盛岡藩中米百四石壹斗四升貳合ツツ年々相渡來候趣、右者従前貢米之内ヨリ渡來候儀哉、郷割ニシテ取立相成居候儀哉、今般給米造船料渡方後來ノ規相立申度候ニ付、乍ニ御手數ニ從前之処置振委詳御取調至急御申越有之度候。

庚午十一月四日（明治三年）

とある。

渡守の手当は、殆どの場合、秋末において米、粃、雜穀等の現物給与が慣行である。

従つて、江刺県は和賀川の渡守に手当を支給すべき時期に當つていたのであるが、これにさきだち渡船場関係規則制定のため、従来の慣例を調査すべく照会しているのである。

盛岡県は、これに対し次の如く回答を送つていたのである。

其御管内和賀川渡守給米並渡船造船料渡方従前仕來、御問合御申越致ニ承知一候。給米百四石壹斗四升貳合並造船料共、藩庁ヨリ相下來候。尤船守給米之儀は、花巻通諸給米取立之内より和渡様相見得候。

庚午十一月十二日

とあり、渡守給米と造船料は藩庁において支給、即ち、官費支弁であるが、船守に対する手当米は、花巻通より徴

収するところの給米（地方の公課金）の内より支給するところと言っているが、更に、江刺県はその徴収等に関する詳細につき、再び、照会を発している⁽⁴⁾。

先般御懸合申候和賀川渡守給米並渡船造船料渡方之儀 御取調御申越云々承知彼是御手数数存候。右渡米百四石壹斗四升式合之内、渡守給米ハ何程ニ而造船料何程ニ相成候儀哉 且藩庁ヨリ渡来者必定正租中ヨリ相渡事ニ可^レ有^レ之 石根起謂^レ有^レ之事哉。尚船守給米並花巻通諸給米ヨリ相渡云々、右諸給米ト申者何れ之振合ニ可^レ有^レ之哉、右渡船一条伺中従前之手續御尋モ右^レ之ニ付度々午ニ御手数数ニ鑑賜基根委詳ニ承知致し度、今一層至急御取調御廻し有^レ之度、此段及ニ御依頼^レ候也

庚午十一月十九日

と、盛岡県宛て、文書を送っているのである。しかし、盛岡藩より盛岡県の継承する記録にその詳細を伝える資料が既に失なわれていたのであらうか、盛岡県の廻答はその間の事情を明確にするまでに至らなかった様である⁽⁴⁾。

先般及ニ御報ニ候和賀川渡守給米云云鑑賜委詳被^レ成ニ御承知一度旨、猶御申越之趣致ニ承知ニ候花巻給米と申者、和賀・稗貫両郡より高三石ニ付米式斗六升壹合積ヲ以年々取立、右之内より両郡諸給米並和賀川渡守給米百四石余之分も相渡候。造船料は右給米之外ニ造船之度毎下ケ渡来、同様諸給米ヨリ仕払之事ニ可^レ有^レ之と被^レ考候。乍^レ去いつれも確証吟味行届不^レ申候、右及ニ御再報ニ候也

庚午十一月廿三日

とある。

従って、近世代における和賀川の渡船場（鬼柳渡）は、完全に南部藩による藩営の渡であり、その維持管理等は次の如く藩費^{及び}、和賀、稗貫両郡の公費によって行われたところである。

渡舟建造費 藩庁より支出される所、但し、渡船場の維持管理費（經常費）以外に支出（臨時費）が行われる。

渡守給 和賀川に限り渡守の制が定められて

いる。渡守は、同渡船場の責任者であり舟守を指揮、監督して渡船場の運営に当るものであり、姓を称しているから、南部家々臣であらう。

此の給与は南部藩庁より支出されるところである。

舟守給 和賀、稗貫郡等より草高百石につき米二斗六升一合の割合で、年貢米以外に徴収するところの郡費の内より支給されているのである。

ここで、特に注目すべきことは、脇往還等に係る渡船場と異り、夏秋等の二季において地域農民等より米、粃、雑穀等を徴収する合力を行わないことである。従って、地域住民等の負担が少なかったことである。

同渡船場は、南部領南境に近く、又、松前街道の渡しとして近世代二〇〇有余年の間、重責をはたし、大小名等の参覲交代、幕府巡見使の往

備考	廃止		設置	渡船	概況			所在地		河川名	渡船場名称
	事由	年月			形状	形態	経営体	右岸	左岸		
	明治九年 九年橋架設により		不明	大渡船 （中型） — 雙 — 不明	人渡、馬渡	私渡、藩（官）渡	河川幅 町間（米水深 尺（米） 近代官私渡 近代官渡	同郡 同村（同）	和賀郡鬼柳村（北上市鬼柳）	北上川支川和賀川	和賀川渡

来等多くの人々に利用されるところが大であったことは言うまでもないが、更に、同地域における経済と民心安定に資するところが計り知れないものがあつたのである。

しかるに、同渡は明治九年、天皇の奥羽御巡幸の日を境として廃止されるところである。

註 (1) 岩手県文書

(各渡共通)

- (1) 安永風土記
- (2) 岩手県管轄地誌(岩手県立図書館蔵)
- (3) 岩手県統計年鑑
- (4) 南部領内行程記
- (5) 南部家雑書

第三章 運 輸

第一節 概 況

道路交通と共に、陸上における運搬、運送等は古くより行われるところであり、その初期等においては人間の肩背により、更に、牛馬等に依つたことが推定されるが、労多くして利少きこと甚しいところである。

しかるに、河海、池沼等において舟筏を使用する時は労、量共にその比ではないのである。

従つて、北上川沿岸における舟筏を利用する物資等の移送は、古代人の居住と共に初まることが推定され、更に、大和政権の東征は北上川を遡上する水上交通、運輸によるところが多いと言ひ説もある。

しかし、平安中期における奥六郡司安倍氏は、その一族を衣川以北の北上川沿岸の要地に配し、水上権を掌握して、陸奥国司を凌ぐ富と権勢を有するところであり、更に、藤原氏による平泉文化は、東北地方における生産経済の発達と北上川水運とが相まつて初めて達成されるところである。

従つて、平泉文化の成立は北上川における水運が大いに奏効するところと言えるのである。

しかるに、中世代に至り北上川沿岸等に配されるところの鎌倉御家人等による領界封鎖的政治は、北上川水運を殆ど退廃に帰せしめるところである。

その後、織豊時代における国内統一、中央集権政治の確立等によって流通経済を助長するところとなり、更に、江戸幕府の成立によって充実されることの流通経済機構に乗って伊達、南部氏等による北上川沿岸の産米が為登米として江戸に向けられるところとなり、北上川沿岸に多くの集積用御蔵が建設され、更に、川岸等が設けられ水上運輸、即ち、北上川水運が急速に発展するところである。

しかし、天下太平の二百数十〇年を経て、江戸幕府の崩落後、明治新政府による税法の革新等によって租税が金納に改まり、為登米制の停廃、更に、北上川と平行して走る東北鉄道の開通等によって、同川沿岸の集積庫は廃され、一〇余か所の川岸の閉鎖と共に百数十〇艘にのぼる艀が廃船となるに至ったのである。

第五節 近世各論（上）

近世初期伊達政宗による北上川改修後、伊達藩は北上川沿岸地帯の貢納米、買上米等を集荷蓄積等のため、同川沿岸の所々に御蔵場を設けているが、「奥」（磐井、胆沢、江刺の三郡、岩手県南四郡）に設けるところの御蔵場（御本穀蔵）及び川岸は、黄海を初として七か所にあり、運搬至難等の地域住民の願によって民間施設の転用を許した御蔵場（自分蔵と呼ぶ）が四か所あり、更に、舟荷、航行等を監守する舟番所を柵ノ瀬等の三か所に置いている。

同じ頃、南部藩は花巻、郡山（日詰）新山（盛岡）等の三蔵場を設け川岸を開き、更に、これ等の御蔵より川下げが行われる米穀等集荷、積替等のため黒沢尻御蔵及び川岸等が設けられているのである。

更に、同中期に至り岩沼より一関へ転封されるところの田村氏は狐禅寺、日形等を初め、領内四か所及び伊達領薄衣等に御蔵を設け、各々川岸を開いている。

又、寛文年中南部領（盛岡）を分けて創立されるところの八戸藩（南部氏）の所領地は北上川沿岸より遠く、紫波平野の西南部にあり、領内に御蔵を設け貢納米等の集積を行うところであるが、川岸の施設を有せず、為登米等は南部藩の郡山川岸より積出すところである。

従って、北上川上流沿岸における藩倉は一か所に及び、これに準ずる自分蔵が四か所の多きに達するところである。

一、伊 達 藩

伊達領における貢納は、他の領国と同様に現物納入の制によっているが、同制度の執行は宮城県一関及び岩手県南四郡（磐井、胆、江、気仙）等が伊達政宗の所領となった近世初頭に初まり、納入の所は、殆ど藩庁において施設する御蔵場において行われているのである。従って、領内山間僻地等に至るまで施設された御蔵場は、その数百か所を降るところではない。

しかし、北上川沿岸に御蔵場を設け、川岸を開き、舟運を利用して石巻港における御蔵場へ集荷して、のぼせまい為登米とする制度の確立は、同伊達氏によって施工されるところの北上川（柳津以下）大改修工事の達成された寛永頃ではなからうか。北上川沿岸における御蔵場は一〇数か所に及んでいるが、上流部（岩手県管内）における御蔵場は七か所の多きに達している、更に、交通不便等により所定の御蔵に納入困難とする地域においては、前述の如く願って民有施設（

自分蔵と称した)を以って御蔵場に充当するところが四か所に及んでいる。

従って、七か所の御蔵場に附属し設けられる川岸は公認されるところであることは言うに及ばないが、自分蔵における川岸は、御蔵米積出し時のみの川岸であり臨時的施設ではある、しかし、一八〇と二〇〇石積鱒等の接岸を可能とする川岸施設を有するところであったのである。

(一) 黄 海 御 蔵

黄海御蔵は、黄海川流域における伊達氏直領の年貢米を収納するところの藩倉であり、正しくは黄海御本穀御蔵であつて、俗に、御本石御蔵等称されたところであり、近世後期の記録に次の如くあるところである。

七日町

一、御本穀御蔵 老ッ

先年御買米御蔵ニ御座候處御買御免被成下右御蔵直ニ御村へ被下置享保四年願之上當村御本穀御蔵ニ被成下候事

とあり、磐井郡東山南方黄海村(東磐井郡藤沢町) 字 七日町にあり、(第九四図)その創設を享保四年(一、七一九)とするところであり、御蔵守は堀の内屋敷乾蔵(文久二年一、八六二)とある。

更に、同御蔵に年貢米を納める村は黄海村等七か村に及び、御蔵入地草高合計一三三貫余文であり、各村別御蔵入地は次の如くである。

村 名	御蔵入地草高
黄 海 村	八〇貫二二一文
西 口 々	二二、五六五
新 沼 々	二、六九二
砂子田 々	六、九五八



第94図 黄 海 御 蔵



55 黄海御蔵跡及び川岸跡

藤沢本郷 八〇〇
保呂羽村 一八、三三二
大 龍 五三六
等である。

(註) 草高

(1) 仙台藩における課税の基準、現在の税法によれば土地の評定價格であり、略して「高」あるいは「田代」「畑代」等として何貫何々文と書くことが多い。

(2) 一貫文は、上々田五反八畝二〇歩
上田 六反六畝二〇歩
中田 七反七畝歩
下田 九反一畝歩
と定めている。

(3) 一貫文の水田より玄米二〇石の収穫を見込んだ定めである。

(4) 一貫文の水田に課するところの年貢米は「五公五民」の定めにより「〇石を納めさせるのである」。

しかし、後期に至っては更に「今代」と称する率を乗じて、より多く上納させるに至ったのである。

以上の地域より上納されるところの年貢米は、同御蔵に

一旦収納されるが、船積等の荷扱時における洩米を防止するため、御蔵場において、更に、上俵を掛け二重装に仕上げ、艀の配船を待つて、同御蔵場に西隣する北上川左岸の川岸より積み、石巻港の仙台蔵へ、為登米として川下げを行うところである。

同御蔵場における御蔵守は七日町屋敷三郎右衛門より次の如く三代に及んでいる。

七日町屋敷
(小野寺家)

五代 三郎左衛門 七日町組頭
御蔵守

六代 伊兵衛 (三郎左衛門) 同
子

七代 儀兵衛 (伊兵衛) 同
子

同(安永年間一、七七五年の人)

とあり、その以後は明らかでない、文久二年書上等に御蔵守乾蔵がある。

しかし、その間の関係は明確でないが、同一家系の者と推考されるものである。

(註) 御蔵守乾蔵の子孫と称するものが、明治三年平民に姓が許されるや、小野寺を姓としている。



56 黄海御蔵場跡

(千葉国夫氏宅外)



57 諏訪神社（薄衣川岸場）

同御蔵は、明治維新後も従前通り運営されるところであるが、同五年租税制度の改正により、租税は総て金納となるに至り廃止されるに至ったのである。

その後における利用^及払い下げ等の処置については、何等見るべき資料もなく一切不明である。

更に、同村^ニ曲田に船検断が置かれ、船戸屋敷嘉蔵が勤むるところとしている。

又、^ニ下曲田武田家も亦、代々船検断を勤むるところと言ひ、前者は一ノ関藩を、後者は南部藩の舟船をそれぞれ分任すと伝承されるところである。

註 (イ) 安永風土記

(ロ) 佐嶋文書

(二) 薄衣御蔵

薄衣御蔵は、北上川狹窄部左岸における千厩川、砂鉄川流域等の伊達氏直領に属する地域より納入される年貢米を収納するところの藩倉であり、正式の名称は薄衣御本穀御蔵であるが、俗称等は黄海御蔵の項と同様で、（仙台藩内

は同じ、以下略す）近世後期の記録等に次の如く見られるところである^明

一、御本穀蔵三ツ

一、御蔵 壹ツ	縦 拾間
	横 貳間半
一、御蔵 壹ツ	縦 拾間
	横 貳間半
一、御蔵 壹ツ	縦 拾間
	横 貳間半

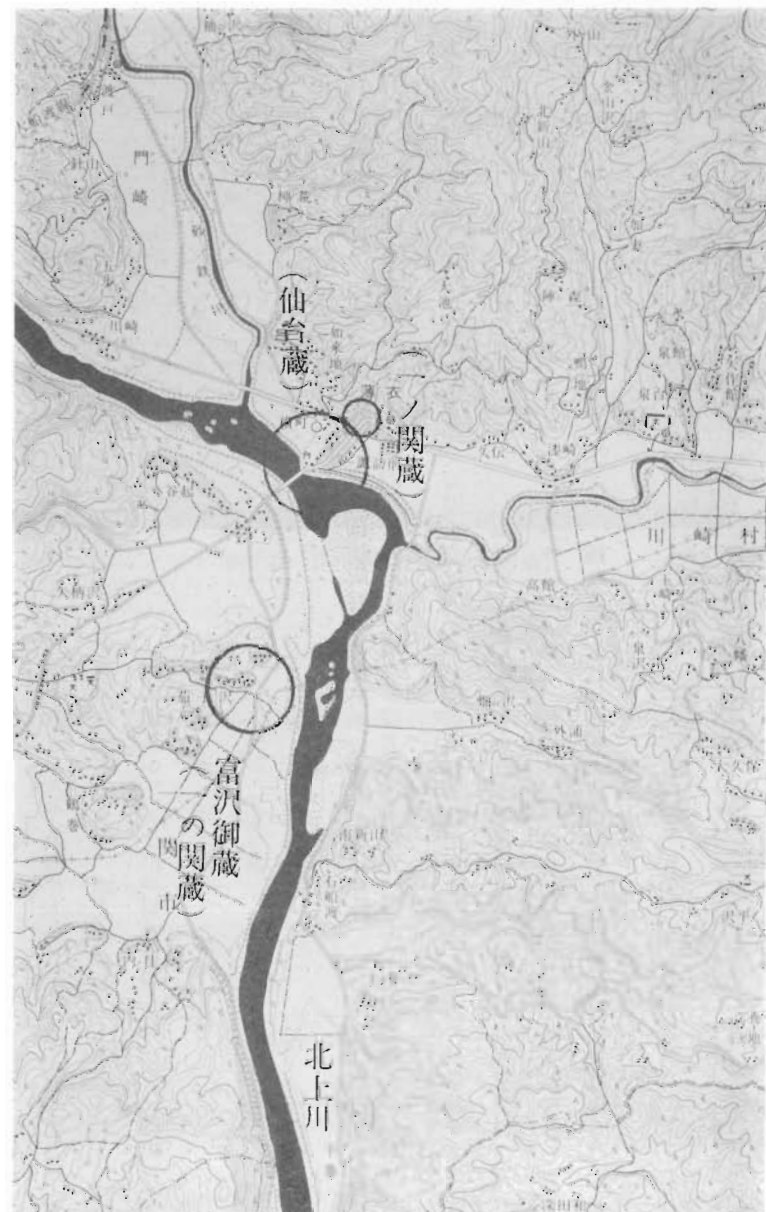
とある。

同御蔵場は、磐井郡東山南方薄衣村（東磐井郡川崎村）^ニ諏訪前にあり、諏訪神社（浪分神社）の東北方に位置する台地上にある。（第九五図）

同御蔵の創設は万治年間と伝承されるが^明創設当初は「元ハ日之坂町裏^ニ被相立候」云々と言われる如く本町平（日之坂町）の町裏に設けられるところである。町場は北上川沿岸に近い低平の地にあり、再々の洪水被害により「明暦元年本町^ノ道場^ニ御本穀蔵御立替被成置候事」云々^明とある。従つて、^ニ諏訪前地内に御本穀蔵が設けられるに至つたのは明暦元年（一、六五五）であり、更に、御塩蔵等を建増すところであるが、同所に移転後は洪水に因る被害等をこうむるものではなかったのである。

同御蔵の御蔵守は菊池久兵衛とあり^明御枿取は狩原與門^明である。

（註）御蔵守、御枿取等の身分は百姓である、従つて、藩政時代においては姓を名のる事はない。明治維新後、同三年以降は総て姓を用いる事と改められるところである。



第95図 薄衣御蔵

その後、安政四年（一、八五七）に至り御蔵一棟が次の如く建替られている。

薄衣御蔵建替小積御開判被相渡候所至而時節後ニ相成候故留書ニ写ヲ以御廻仕本紙ハ余郡へ相廻仕入料早速受取候様兵太夫様御書ニ付御受成御所切別紙写ヲ以廻仕候条御承知後早速被相戻度此段苦ニ可在候 以上

正月廿日

仮大肝入

男三郎

横澤康右衛門様

御入料諸色判分（抜）

- 一、人数 貳万貳千八拾八人
- 一、小萱 七百丸 五尺九き
- 一、麻柄 八拾丸
- 一、長芦 五拾丸
- 一、大繩 七千六百尋
- 一、中繩 五千八百尋
- 一、細繩 貳千七百尋
- 一、雄藁 四百把

（註）五尺九き一丸 小萱を長さ約一・五米に根元と穂先をうらかえ、周約一・五米とせるもの。麻柄の場合は三尺丸である。

とある。
(2)一尋、繩、綱等の長さを示す単位であり、約一・五米である。

これは仮大肝入男三郎の書面の如く、薄衣御本穀御蔵の土蔵、堅一〇間、横二間半、一棟建替に用する材料調書で

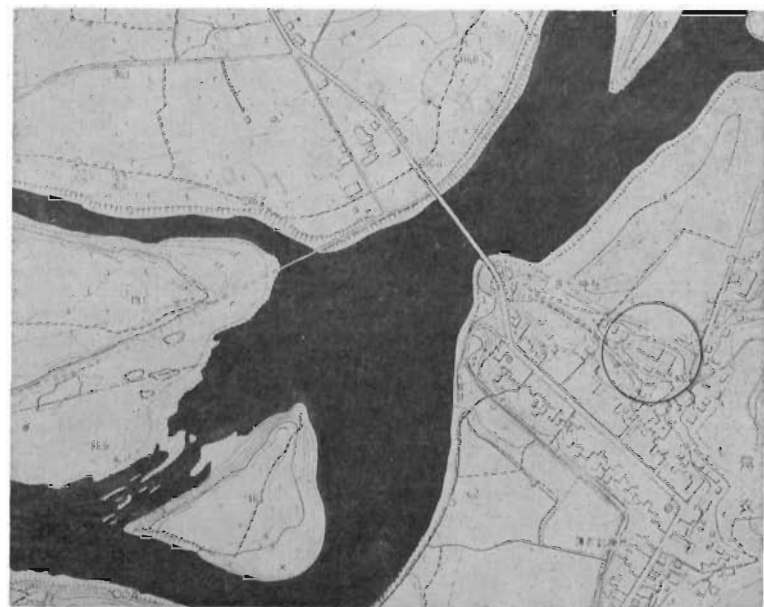
ある。

従って、仙台藩における御蔵二五坪一棟の建築所要数量の標準と見て差支ないものである。

但し、木材、釘、金物等の主要資材は藩より給されるを例とするところであるから、材料調書等に記載されるところでないが、調書記載の人夫、其の他の副資材等は総て地域住民に賦課し徴収するところである。

同年の御建替に当っては東磐井郡一圓、西磐井郡の内一関田村氏知行所、同流地方同氏知行所、以外の地域等に賦役及び賦課を行っているのである。

しかし、年貢米の収納区域は、御蔵建替等に当り賦役するところの一回には及ぶところではなく、頭書の如く二河川流域に限られるが、東山における二〇数か村の多きに及ぶところである。従って御



第96図 薄衣御蔵及び川岸場

蔵場における施設も亦、多く、御蔵三棟を備え、更に、諏訪神社の附近には、御蔵米積出のため、蟻の接岸する川岸が設けられるところである。(写真五八)

同川岸は位置、河川状況等が良く、通船等にも多く利用されたところである。

しかるに、同御蔵場は、明治五年租税の金納と改められると共に廃止されるところである。その後は地域の郷倉等に使用されるところであるが、同八年改正規則により次の如く借用願が提出されるところである⁽²⁾。

字諏訪前 第九大区三小区

百三十五番 反別壹反貳畝拾貳歩 陸中国磐井郡薄衣村

一、御蔵舗 拝借人物代

米山 廣吉

此拝借料金六拾八錢三厘反金五拾五錢壹厘

字諏訪前 同

貳拾五番 反別四畝四歩

同

一、宅地

拝借人

藤本 壇

此拝借料金四拾三錢五厘

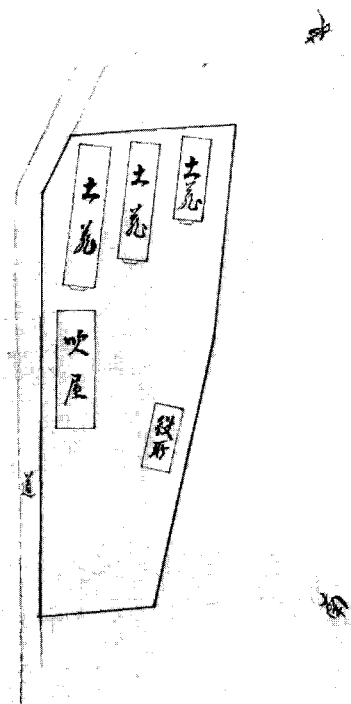
反金壹圓五錢二厘

小以反別壹反六畝拾六歩

此拝借料金壹圓拾壹錢八厘

明治八年七月廿四日

右村
 拝借願人
 証人
 戸長
 代理
 米山 廣吉
 黒沢 民之丞



58 薄衣御蔵絵図

とあるが、同九年県南四郡が岩手県に編入の際、次の如く引継が行われている。

四小区戸長
 村上 耕三郎
 一、磐井郡薄衣村字諄訪前
 第一号 二十五坪 二間半
 第二号 二十五坪 二間半
 第三号 二十五坪 二間半
 炊屋 三十坪 三間
 旧役所 十三坪七合五夕

とある。

しかし、その後における払い下げ、撤去等については明らかでない。更に、同敷地においてもその後の処置は明確でない。しかし、同村役場敷地は御蔵場跡であるから、あるいは薄衣村によって払い下げられたのであろうか、多くの御蔵場跡地が公共用地として払い下げされる傾向にあったことが推考される。薄衣御蔵跡地の場合でも然りであろう。

註 (イ) 山形氏資料

(ロ) 山形氏蔵文書

(ハ) 母体文書

(ニ) 長田氏資料

(ホ) 安永風土記

(ヘ) 水沢県引継文書

(三) 舞草御蔵

舞草御蔵は、北上川左岸にあり舞草村の内、伊達氏直領における年貢米を収納する御本穀御蔵であるが、蔵は民間所有の土蔵であり、次の如く記されるところである。

一、御蔵場 壹ヶ所

一、御本石自分蔵

当村ハ當郡薄衣町御本石御蔵へ御請納仕候御村ニ御座候處遠村道筋難所ニ御座候ニ付自分蔵御請納被成下度願之上先年々御百姓共自分蔵相立當村々上納當御石共ニ御請納被成下候事

とある。

同御蔵場は、磐井郡東山南方舞草村（一関市）字境、境屋敷（三軒の内、家号御蔵）にある。（第九七図）



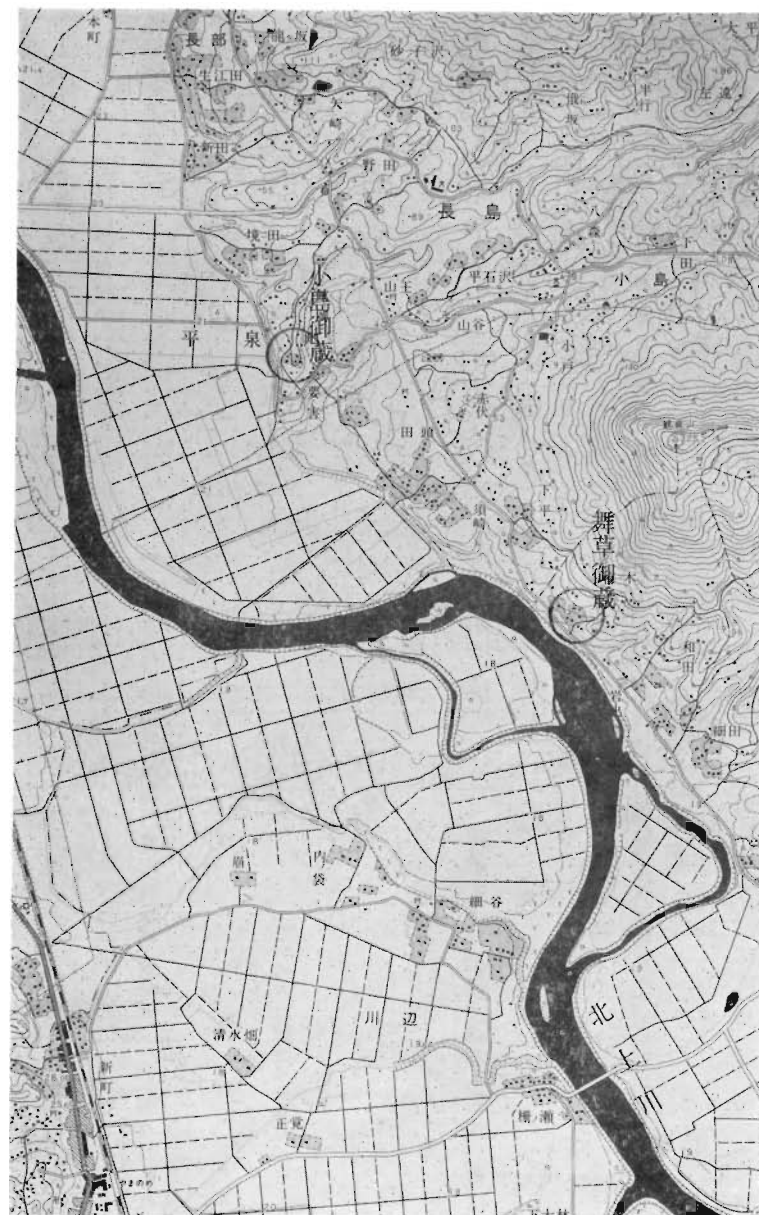
59 舞草御蔵場附近

同御蔵場の創設年代等を明らかにする資料等は、既に散逸して何等見るべきものはないが、同村の書上は「薄衣御本穀御蔵へ年貢米等を上納すべき村であるが、遠距離の道は難所が多く運搬が困難である」として、自分蔵（住民所有の蔵又は住民共同によって建設された蔵等）へ年貢米等の集荷を願ひ出しているものであり、「先年より御百姓共自分蔵相立」とある。従って、同御穀蔵は地域住民によって建設されたのであろう。

初期における同御蔵場における施設は、御穀蔵一棟、長一〇間、横三間の土蔵であり、敷地は、境屋敷平左衛門家宅地の一部であって、面積は、凡そ三反歩と称される所である。

従って、同御蔵場の創設は薄衣御蔵の設立後であることは明らかであるが、建置年代等は明確でない。

更に、同御蔵における御蔵守は、地主境屋敷平左衛門家の当主代々によって勤められるところであり、同家は、安永年間既に五代を経る旧家であり、同四年（一、七七四）



第97図 舞草及び小島御蔵



60 境 屋 敷 (佐藤家)

書出の控によれば次の如くである^(同)

安永四年七月

五代相續

境屋敷 長十郎

右長十郎先祖佐藤平左衛門が当村境屋敷二住居仕寛永十九年御竿客仕御百姓ニ罷成申候右屋敷何年々住居申候哉名前代数共ニ相知不申候得共先祖平左衛門が御書上候事

先 祖	佐 藤 平 左 衛 門
二 代	平 左 衛 門 子 平 左 衛 門
三 代	平 左 衛 門 子 平 兵 衛
四 代	平 兵 衛 子 平 太 左 衛 門
五 代	平 太 左 衛 門 子 長 十 郎

とある。

しかし、年貢米収納時等における御掛取については明らかでない。

更に、御蔵役人（年貢米等の収納に当り立会う藩役人）については、同御蔵に年貢米等を上納する地域が「当村より上納万御石共ニ御請納」云々とある如く舞草村一か村限りであるから（雑穀は東山舞草、小島、長部、赤生津村等の四か村^(同)）村肝入によって代行されたことも推定される

が、年貢米下札、受取書等の古資料が散逸し見るべきものなく明らかでない。

同御蔵場は地理的条件が適するところであらうか、その後、更に雑穀蔵一棟（長八間、横三間）が建設され近世末期に至っては大小二棟の穀蔵（土蔵）が建て並ぶところである^(同)。

明治維新後、旧藩制による年貢米制度が廃止され、新政府による貢租が物納によって行われている。従って、御蔵場は新制度下において継続運営が行われるところである。

しかるに、同五年祖税の金納に改められるに至り御蔵場は廃止されるところである。

同御蔵場は、地主境屋敷佐藤茂右衛門（佐藤平左衛門より一四代目）に返還されたことは言うまでもないが同御蔵場施設等も同人が払い受け、その後、暫く酒、醬油等の醸造蔵として活用されるところである。

しかし、明治中期に至り醸造を廃業後、施設が撤去され、現在は杉林となり、樹陰に今、尚、土台石等が



61 舞 草 御 蔵 跡

点在し旧構を偲ばせている。

註 (イ) 安永風土記
(ロ) 佐藤茂文書

(四) 小嶋 御 蔵

小嶋御蔵は北上川左岸にあり、小嶋村における伊達氏直領の年貢米を収納する御本穀御蔵である。しかし、施設は民間の所有に属する土蔵で次の如くあるところである^(イ)。

一、御蔵場 式ケ所

要害屋敷肝入喜左衛門屋敷内

一、御本石御蔵

但当村御年貢米并萬御石取納能成候事

栄田屋敷市郎左衛門地之内

一、雑石御蔵

但当村并當郡舞草村長部村赤生津村右四ヶ村々上納石御取納能成候事

右二ヶ所御上御蔵ト申ニハ無之候得共薄衣御本石御蔵 松川雑石御蔵へ遠村ニ付自分蔵へ御取納御下知ニ而喜左衛門市郎工衛門 自分蔵へ御取納被成下由候事

とある。

同御本穀御蔵は、磐井郡東山南方小嶋村(平泉町) 宇館岡、要害屋敷(安永年間、二軒)喜左衛門の宅地内にあり(第九七図参照)、同家所有の蔵を御蔵とし、年貢米を収納するところである。

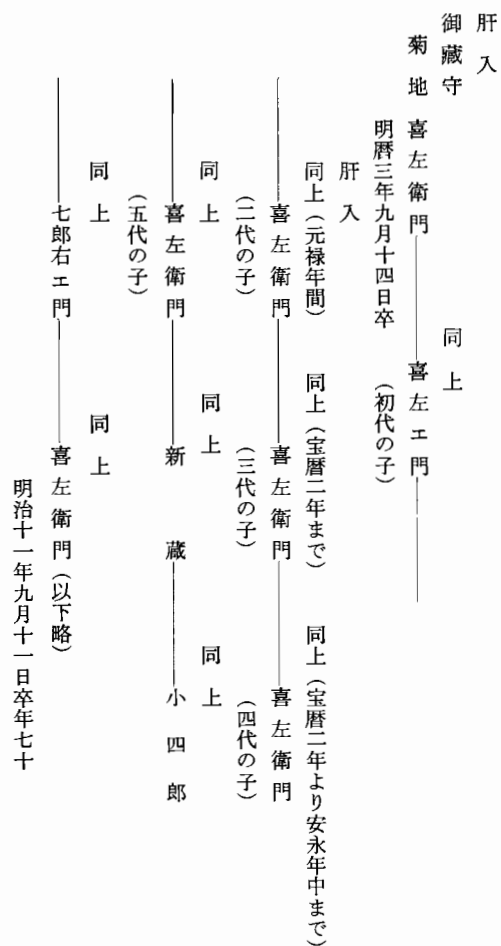
同家の蔵を、御本穀御蔵に転用した創始年代等は明らかでないが「遠村ニ付自分蔵へ御取納下知」^(ロ)云々とする

ころである。

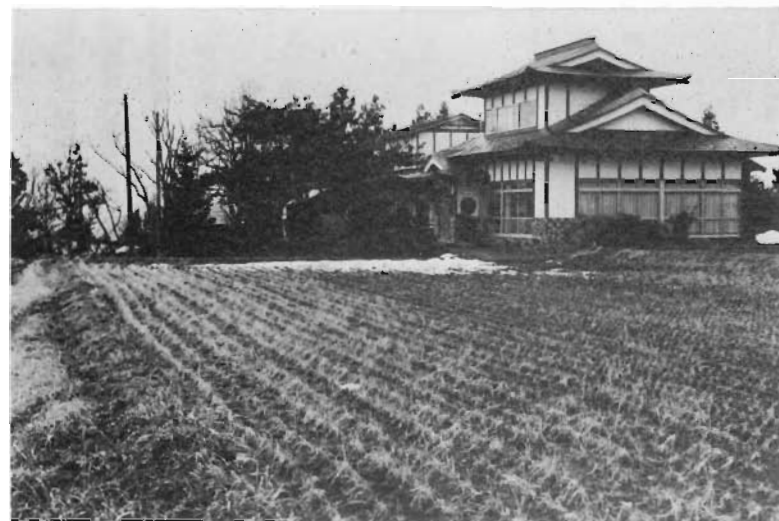
従って、薄衣御本穀御蔵場の創設後であるが、一、六六〇年代初期まで遡るところであろう。

同御蔵に収納されるところの年貢米等は、同小嶋村一ヶ村に限られるところである。

同御蔵場における御蔵守は地主であり、御蔵の所有者であるところの肝入喜左衛門家代々の当主によって行われるところであり、同家の歴代は次の如くである^{(イ)(ロ)}。



等である。



跡蔵御島小 62

(菊地家)

しかし、御榑取^{並び}に収納等に立合のため仙台藩より派遣された御蔵役人等については明らかでない。

更に、同村における年貢米等の上納^{及び}収納は、明治五年租税等の金納制度に改められると共に、旧慣によるところの御蔵守、御榑取等が廃され、同年に限り地方行政庁（水沢県）より係官が出張の上、収納を行ったことは、水沢県管下における御蔵場運営の方策であり、同年産米の収納を行っているが、事実上、同御蔵における御本穀御蔵の機能は停廃されることである。

御蔵場が廃止された以後における同御蔵場の敷地、土蔵等の施設は総て菊地家（肝入初代御蔵守喜左衛門家）に返換され同家の使用に復されたところである。

しかるに、明治前期の混乱の影響によって同家は一時転退し遺構を失い、更に、遺趾等も定かでないが^の、立派に復興した現在の住家^{及び}前庭附近と称している。

註 (イ) 安永風土記

(ロ) 菊地喜家伝承

(五) 平泉御蔵

平泉御蔵は、北上川右岸平泉村（平泉町）等における伊達氏直領の年貢米を収納する御本穀御蔵であるが、所載する古記録等は甚だしく、安永風土記等にも見るところでない。

しかし、正保年中（一、六四五頃）より寛文年間（一、六七〇頃）の間に作成されたと伝うる北上川漕航路図^①によれば、高館の南方に「御蔵有り」としている。

従って、その創始は近世前期に遡るところであり、遺趾は磐井郡西磐井平泉村^ニ柳の御所にあつて、御蔵の家号を今に伝えている所である。（第九八図）（近世中期の資料、見当らず御蔵数不明）

同御蔵に年貢米を上納する村邑は平泉村等の三^カ村であり、田代総高等は次の如くである^②

平泉村（平泉町）式千四百六石五斗九升

（平泉村に限り石高で表示されている）

戸河内村（^{ヘカナイ}）式拾八貫七百七拾七文

達谷村（^{タタニ}）三拾七^ク八拾五文

とある。

同御蔵に収納されるところの年貢米は、御蔵場地先の川岸^{カシ}より漕によって石巻仙台蔵へ川下げが行われるところである。

同御蔵等も、貢租の総てが金納に改められた明治五年廃止され、同九年旧磐井県より岩手県に次の如く四棟が移管されるところである（第九九図）



63 平 泉 川 岸 跡

平泉町

等である。

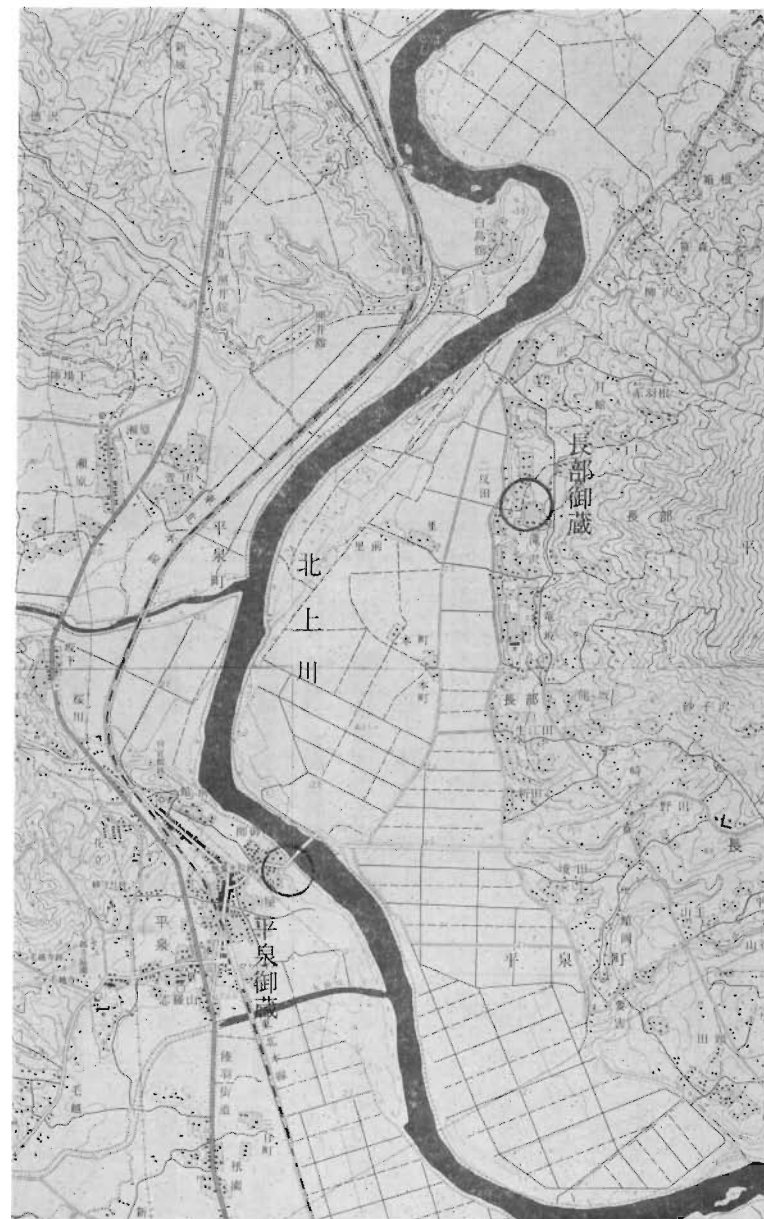
同御藏場の移管後における処置については明らかでないが、敷地及び施設等は間もなく岩手県によって払い下げが行われたのであろう。

その後、暫く同村志羅山某の所有するところであったが、大半を姉の婚家に譲り、更に、昭和初期に至り残地と土蔵（横二間半、長一〇間）一棟が千葉氏⁽⁴⁾に売渡されている。

同土蔵は、その後千葉氏によって壁等の補修が行われ、現在同家において味噌蔵、納屋等として使用するところである。

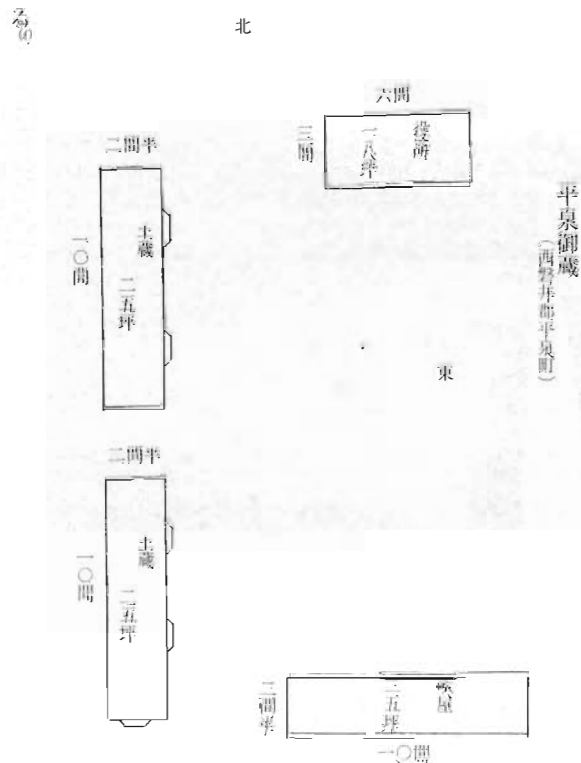
同家の土蔵は、仙台藩における御本穀御藏の原形を完全

一、磐井郡平泉村	
土 藏 二十五坪	二間半
土 藏 二十五坪	十間半
吹 屋 二十五坪	二間半
旧役所 十八坪	二間半
	六間



第98図 平泉及び長部御藏

に保持する唯一の記念すべき建物である。



第99図 平泉御蔵配置図

註 (4) 北上市図書館蔵
(5) 安永風土記
(6) 水沢景引蔵文書
(7) 千葉徳三郎氏所有
(8) 長部御蔵
(9) 長部御蔵は、北上川左岸長部村
地内における伊達氏直領の年貢米
等を収納するところの御本穀御蔵
であり、磐井郡東山南方長部村（
平泉町長島（二反田））にあり、
（第九八図参照）
旧記等によれば次の如くであ

一、御蔵場

（一）本穀自分蔵

右ハ當村ハ當郡薄衣町御本石御蔵御受納御村ニ御座候処右薄衣町へ道筋難所御座候ニ付自分蔵御受納被成下度願之
上先年御百姓共蔵相立當村より萬上納御石御受納被成下度候事

とある。

同書によれば、長部村における年貢米等は薄衣御本穀御蔵に上納すべきところであるが、「道筋難所御座候ニ付」云々とある如く、東岳峠を越し長坂道に通ずるところは、山間の草刈道にすぎず、駄馬等によって俵米を搬送するには困難な道であつて、数百俵に及ぶ年貢米等の運送は至難なところである。

同地域には、東岳峠を越して薄衣御蔵へ年貢米を搬送し、上納を行った等の労苦を物語る伝承もない。従つて、同地域においては、当初より薄衣へ搬送することなく、村肝入宅等に集荷されたことが推考されるところである。しかし、肝入宅等の施設にはおのずから限度があり、その要を充すには不十分であつたのであろう。長部村住民は、願つて自分蔵（藩倉以外）を建設するに至つたのである。

地域住民によつて設けられた御蔵場施設（御米蔵、吹屋、会所）等及び運営組織（御蔵守、御掛取）等については、既に、資料が散逸し、更に、伝承等も絶えて知るところで



64 長部御蔵跡

はないが、同御蔵場における敷地は、同村肝入干場屋敷九右衛門が提供し、隣地に分家（一番分家と伝う）を置いて管理せしむるところと言う。

従って、同御蔵の建置は、薄衣御蔵の設置以後と推定されるが、その年代等は明らかでない。

（註）分家「別家」「わかれ」等とも称される。一番分家は「別家」「わかれ」等とも呼ばれる。親籍中の最古参、最上席ものである。

旧南部領においては「かまど」と称した。

肝入九左エ門家 同家は長部村の旧家で安永風土記に一五代相續とあり、近世初期においては、「草高三十二貫文余」の豪家であり、寛永一九年の検地に当り、干場屋敷吉永、中館屋敷義永の兄弟に分轄され、更に、干場屋敷吉永家（肝入九左エ門）では、御蔵屋敷等多くの分家を出している。

同家は二代目九左エ門より三代四九九年間にわたり村肝入を勤めている。

同御蔵において年貢米等の収納が行われた地域は長部村一か村であり、収納、蔵出及び川下け等の運営は同村肝入によって執行あるいは代行されるところか、明らかでない。

同御蔵場は明治五年租税の金納制度に改められるに至り廃止となり、敷地は旧地主九右衛門家（三浦氏）に返還されるのであるが、施設の処分については明らかでない。

附、同御蔵には川岸の施設がなく、鰯の休泊所に充てられて居た。十日市地先から積み出した。

（2）御蔵と称される三浦氏の住家（大正二年台風によって倒壊）は、「甚だ狭益な古い建物であった」は、御蔵場当時の会所（役所）と推定される。

註（イ）安永風土記

（ロ）三浦文書



65 六日入御蔵跡遠景

（イ）御蔵屋敷伝

（七）六日入御蔵

六日入御蔵は、北上川右岸にあり、下伊沢地方における伊達氏直領の年貢米を収納するところの御本穀御蔵であり、北上川上川における屈指の御蔵場で、旧記等に次の如くあるところである。

一、御蔵場 壹ヶ所 大室

一、御本穀御蔵

一、御蔵 二ツ 長拾間宛 横貳間半宛

一、同 一ツ 長拾五間 横貳間半

一、同 一ツ 長四拾間 横貳間半

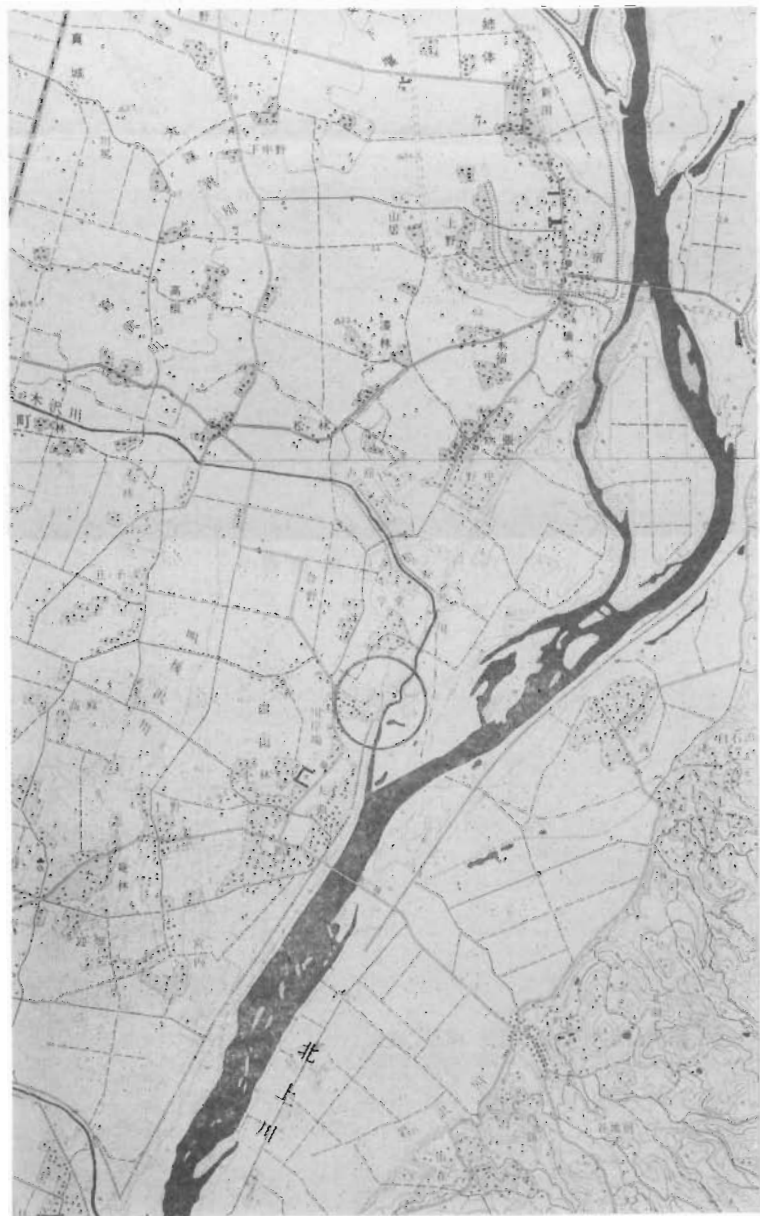
一、吹屋 一ツ 長貳拾八間 横貳間半

一、同 一ツ 長拾間 横貳間半

一、出入御門 一ツ 長貳間 横七尺

一、御会所 一軒 長六間 横貳間

一、御辨取居屋 二軒 長四間宛 横貳間宛



第10図 六 日 入 御 蔵

とある。

同御蔵場は、胆沢郡下胆沢六日入村（胆沢郡前沢町）字川岸場にあり、その創設年代を寛永年中とすると、その創設年代を寛永年中とするところである。（第一〇〇図）

同御蔵場の旧地主大室屋敷久兵衛（鈴木）書上に次の如くある。

右久兵衛義先祖より引續五代當村御本穀御蔵守相勤寛永年中其身持高之内畑代三百貳拾文之所御用地倒ニ指上置其身ハ御年貢地ニ罷在候由ヲ以御賞被成下享保七年三月御溜金拾切被下置云々

とあり、同敷地は久兵衛先祖が寛永年中（一、六二四～一、六四四）において、自分の所有に属する畑地を提供し御蔵場とするところであり、同御蔵における御蔵守は大室屋敷久兵衛家の世襲とするところであるが、歴代の氏名等は未だ明らかにされていない。

同御本穀御蔵は下胆沢（胆沢郡南部）一、二か村における御蔵入草高九二七、三六九文のところより上納になる年貢米等を収納し、一時貯蔵すると共に、運送途上における洩米等を防止のため、土孤を掛け二重表装に仕上げ、更に、御蔵前における川岸より櫛に積み込み、石巻港仙台蔵へ川下を行っているのである。

同御蔵場は、更に、他管に属する磐井郡東山赤生津、母体（前沢町）の左岸二か村における年貢米等の収納を、便宜上取扱うところである。

同二か村は、舞草、小島、長部村等と共に東山を所管するところの薄衣御本穀御蔵に上納すべき地域である。

しかるに、後者三か村は薄衣御蔵への上納困難として、各々自分蔵を設け、各村独自に収納、取纏等を行っているのであるが、赤生津、母体の二村には御本穀御蔵がなく、更に自分蔵等も置かせず、六日入御本穀御蔵に一旦上納せ

しめている。

次に掲げるものはその一例にすぎないが、年貢米の納入は個人毎に、御蔵へ持ち込む方法によって行われているのである。

嘉永六年分御年貢米東山母体村(伊)下い沢六ヶ入村御蔵場正上納調通帳

通持組頭

善右エ門

改

十月廿二日

一、老儀 民治 一、三儀 幸三郎

一、壹儀 幸三郎斗 由松

ノ五儀

同月廿三日

一、貳儀 永左エ門斗 東七 一、貳儀 庄右エ門斗

軍蔵

専左エ門

ノ四儀

同月廿五日(納入者名略)

ノ四儀

同月廿七日(ノ)

ノ貳儀

同月廿八日(ノ)

ノ四儀

同月廿九日(ノ)

ノ三儀

同月 晦日(ノ)

ノ壹儀

十一月十九日(ノ)

ノ二十八儀

(耕雲院貳儀)

十二月十四日

ノ貳儀 残分

皆 済 や

と、以上の如く上納者個々に受領書等を交付することなく、五人組の各々に通帳を備え置き、納入者が持参し納入高の記入を受けて済ませる方法によっているのである。

母体村等より六日入御本穀御蔵に納入された御蔵米は、同御蔵場の川岸より罌で薄衣御本穀御蔵へ回送せしめているのである。

従って、二村は上納済の年貢米(御蔵米)に川岸出し賃及び罌運賃等を次の如く支払われているのである。

川岸出賃 (母体村)

文政十二年 一、代貳貫九百九拾貳文 三百七拾四儀

同 十三年 一、代四百六拾四文

同 十四年 一、代百九拾二文 二四儀

一、代貳貫八百拾六文 三百五拾二儀之代

六日入薄衣迄御運賃

文政十三年 一、四切二毛五糸 米百四拾八石貳斗四升分

文政十四年 一、四切二分六厘四毛

等があり、更に、六日入御蔵における諸給、賃夫料等も同様に支払われているのである。

文政十二年 一、七分七厘七毛 六日入御本石所

第三章 運輸

同 十三年	一、一分九厘	御用状持夫給分 六日入御本石所
同 十四年	一、四拾文 一、一分九厘	御状夫代 六日入御藏方 六日入御本石所 御状夫持夫給分

等とある。

以上の如き経常費の分担のみならず、御藏等の建造物修繕用諸材料（臨時費）等も割当られ負担しているのである。文政十一年（一、八一八）における御藏屋根修繕の際における人夫賃は金銭で、資材（小萱）は現物で次の如く支払っている⁽⁴⁾。

一、金五切貳分六厘七毛	此崩代八メ四百廿七文
但諸役高五拾四メ八拾壹文	高壹メ文ニ付百六拾三文貳分八厘八毛ニ当ル
六日入御本石所御藏屋根修繕ニ付小萱同所御藏守ノ當村分五尺内繩ニ而五ツ丸申来候ニ付倉之助方ノ買調駄送致候分	但 萱ハ金壹切ニ付廿八丸之直段、駄賃代ハ百六拾七文取合四百五拾三文、壹メニ付貳式文宛

とあり、更に、

同 一二年	代六拾文	六日入御本石所 小萱代
〳四拾文		六日入御藏

〳六拾六文	小萱代
同	

等がある。

又、天保二年（一、八三一）における六日入御藏の屋根替に際しては、更に長木、繩等の現物供出が行われているのである。

更に、母体村は年貢米の納入に直接関係を有するところではないが、年貢米の収納が原則として薄衣御本穀御藏の所管に属するためか、あるいは、磐井郡東山の一村と言う意味によるものであらうか明らかでないが、薄衣御藏の建替等に当り、既に、薄衣御藏の頃で述べる如く工事費の幾部を分担するところである。

従って、六日入御本穀御藏において母体村等の年貢米収納は、地理的便によるものであつて年貢米制度の当初において定まるところではなからう。

同御藏における年貢米の収納は、明治四年産米の収納までは従来の御藏組織によって行われるところであるが、同五年租税等の金納に改まると共に御藏守、御榊取等が廃されるに至つたのである。（御藏場施設は残されているが、旧来の御藏場の制度、組織、機構等が解体された）しかし、同年に限り従来の貢納高による穀納（米）が行われているのである。その収納等の取扱は水沢県より官員が出張し行っているのである。

同五年。貢納制度の改正に当り発せられるところの布告は次の如くである⁽⁵⁾。

布告

諸国貢米之義従前東京、大阪等江回漕納方相成来候処納石□□留等ニ而無益之郡費相掛村ニ可為難義ニ付一般御改正府県管

轄最前回漕便利之港ニ村方運送為致同所ニ果官出張御規則之通石詰ヲ以請取切郡村手離之管可取計旨御布令候条当管内之義ハ陸前国石巻港之積相心得可申就而ハ右之通御心得聊籠略無之様

一、御藏内入用者被免候事

以下略

とある。

更に、同年分の貢米取扱について五項目にわたる心得を達しているが、その中で貢米は生産者が直接調製し納むべしとある。

一、是迄藏守、亦ハ、請負人と唱貢米俵扱方悉皆相任候哉ニ粗相聞得以外ニ候、銘々田畑ノ取揚天朝ニ可相納候ニ付聊籠略等有之候而ハ米主不相濟候間銘々直ニ米拵精選俵扱等大手ニ不掛念入不相仕立段向後貢米扱方人頼致し候もの相聞ニおゐてハ當人ハ不及申請負之迄訖度可及沙汰事

と、村役人を通じ一般住民に傳達しているのである。

又、同年における貢納期限についても次の如く布令を発しているのである。

貢米貢納期限之義十月初旬ノ十二月廿日を限り各川岸場へ皆納可致若日限遅滞之村ニハ當人ハ不及申村役人迄嚴重之沙汰ニ及條秋納之節心掛可申事

としているのである。

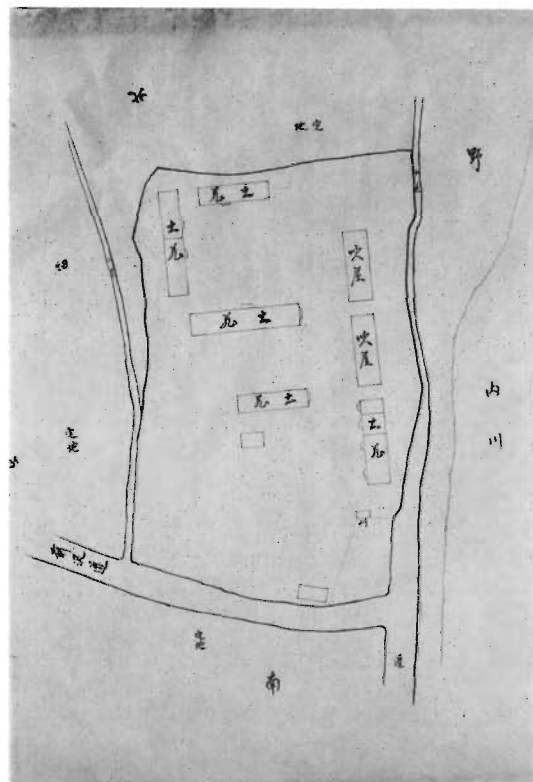
以上の如く条々を儘して貢納米を徴収しているが、他の一面においては未だ確認に至らぬ旧御藏場施設の調査を行うべく、各村々へ次の如き通達を出している。

八月十五日

其区内貢米納藏場從來用米候土藏棟数等左之雛形ニ照準ニ調来ル十九日限り聊無延引可指出者也

と、この調査によって書き上げられたところの六日入御藏の旧施設は次の如くである。

- 一、土藏 一棟 長十五間 横三間 四十五坪
- 一、同 一ノ 十五間 三十坪



66 六日入御藏絵図

県立図書館蔵より

等である。

- 一、土藏 一棟 長十二間 横二間半 三十坪
- 一、同 一ノ 十間 各二十五坪
- 一、吹屋 二ノ 十間 各二十五坪

同九年磐井県が解消され岩手県に編入の際、以上九棟を以って引継が行われるところである。しかし、附属図面と少なからず相違が見られるのである。

更に、同一〇年における岩手県有の旧施設の中に旧六日入御蔵施設は次の如くである^(附)

- 一、胆沢郡白山村宇川岸場
各土蔵棟数不明、坪数百六十八坪五合吹屋、六十坪（棟数不明）

とあるが、同御蔵場及び御蔵建物等は、貢租の石納制度廃止後は同地域における備荒倉（館ヶ崎御蔵の項参照）として使用されるのであるが、同八年税制改正で課税されることとなり（日形御蔵の項参照）次の如く願出している。

（胆沢郡官有地拝借請書）

堤防等官有地用之節ハ何時ニテモ返上可仕候条書面之借地料上納拝借仕度奉願候処今般御出張所御取調内務省ニ御伺之上御達可相成旨御談之趣承知奉畏候仍而御請證差上候処如件

明治八年七月

陸中国膽澤郡六日入村

宇河岸場 六日入村外十二ヶ村拝借

三拾五番 惣代富村証人

佐 藤 敬 吉

一、御蔵敷 反別六反拾壹歩

此拝借料金貳圓拾壹錢三厘 反金三十五錢

右村々戸長

佐 藤 謙之助

鈴木 恒 治

石川 俊 平

中野目 惣兵衛

と、願出しているのである。

その後、同一五年五月岩手県會議は倉庫売却の件を議決しているがその中に次の如くある^(附)。

倉庫売却ノ件（五月十日可決）抜

一、倉庫 三棟 胆沢郡白山村

右公ノ入札ヲ以テ売却スル事

としていたのである。しかし、以上の三棟は、さきに住民の願により備荒倉等として貸下げる倉庫以外のものである^(附)。

更に、同二九年に至り同県會議は「地方經濟ニ属スル土地処分ノ件」の可決を行つてゐる^(附)。

地方經濟ニ属スル不土地現在調（抜）

胆沢郡白山村宇川岸場 二、二〇一坪

旧官倉敷地三十年一月ヨリ三十四年十二月マデ同村佐藤

台七郎へ貸下

とあり、処分されるのであるが、同敷地は旧地主大室屋敷鈴木恒治によって払い下げられ、現在同家の管理下にある。



67 六 日 入 川 岸 場 跡

しかし、旧施設は既に取り払われ、旧川岸は河状の変化によって旧形を止むところではない。

註 (イ) 安永風土記

(ロ) 母体文書

(ハ) 猪狩文書

(ニ) 水沢県引継文書

(ホ) 岩手県議会議史

(ハ) 跡呂井御蔵

跡呂井御蔵は、北上川右岸上胆沢の内、胆沢川右岸一帯（水沢市）における伊達氏直領の年貢米を収納する御本穀御蔵であり、旧記等に次の如くある^(イ)

一、御蔵場 二ヶ所

北上川端

一、御本穀所 四棟

鍛冶屋敷

一、雑穀御蔵 壹棟

とある。

（註）御本穀御蔵（所）は伊達氏直領における年貢米を収納する蔵及び蔵場、雑穀御蔵は畑地から年貢として上納される（伊達氏直領より）麦、大豆、其の他の穀物及び買米等を収納する蔵、蔵場、位置を異にする。

同御蔵場は、胆沢郡上胆沢跡呂井村字桜ノ目（水沢佐倉河）にある。

同御蔵の創始年代は明らかでないが、創設の所は同郡須江村（水沢市真城）字一本杉であるが、享保三年（一、七



第101図 跡呂井御蔵

一八）同郡瀬台野村（水沢市真城）字大桜に移されてたが、河道の急変によって川岸を設けることが適せざるに至り、宝暦六年（一、七五六）跡呂井の地に三転し、御蔵場施設を整え、川岸を開くところである^{(イ)(ロ)}。

同御蔵に年貢米を上納するところは上胆沢一にか村で、御蔵入地高等は次の如くである^(イ)。

瀬台野村	武拾九貫 拾 九 文
跡呂井	三々九百貳拾毫
四丑	欠
茄子川	七拾毫
下珂原	四拾貳々九百拾七
上巾	五拾八々五百貳拾三
新里	三拾五々四百七拾二
南下巾	百 六 八 拾 貳
栃木	三拾壹々 百六拾毫
都鳥	毫々八百三拾四
若柳	五三々文

等である。



69 跡呂井御蔵表門

(阿部久三氏所有)



70 跡呂井御蔵吹屋

(阿部久三氏所有)



68 跡呂井川岸跡

以上の御蔵入高より畑高を差引いた、田高より上納される年貢米は、仙台藩より派遣された役人（一般からは差配と称された）立合の上、御舁取によって差し取り、計量等の厳重な検査の上、収納されるのである。

収納された御蔵米は、輸送途中の洩米や乱袋を防止するため更に上弧を掛け二重俵装に仕上げ、俵印を打つて一時、御蔵に貯石し艀の配船を待つのである。

艀肝入によって配船された艀は、御蔵場の東門を出た所の川岸において指定数量の米俵を積み出航するが、別述の物留番所において積荷が改められ、そして、為登米として石巻港仙台蔵へ川下げが行われるところである。

その間において、御蔵守は収納、出荷等の数量及び御蔵場で使役するところの人足（労務者を称した）等の調書を作成し、毎日代官所へ提出する等の事務処理を行っているのである。

しかるに、跡呂井御本穀御蔵における御蔵守は村肝入の兼務とも、御蔵場地内に居住する阿部家とも称されるとこ

ろであり、明らかではない。

しかし、同御藏場における御榊取佐藤家は、須江御藏の御藏守を勤むるところであるが、同御藏場が瀬台野に移転されると共に同所に移住し、更に、御藏場が跡呂井に三転し移されると、同敷地内に居家を給せられ御榊取となり、代々継承し明治初期に至った家であり、その大要は次の如く伝承されるところである。⁹⁾

跡呂井御本穀御藏御榊取

(佐藤家)

二五 五郎助

御藏守 須江御藏より瀬台野御藏へ移る

二六 治郎助

御藏守 瀬台野御藏

二七 久七

御藏守 御榊取 瀬台野御藏より跡呂井御藏に移る

二八 久助

御榊取 跡呂井御藏

二九 久右衛門

御榊取跡 呂井御藏 (明治三年佐藤姓に復す)

と伝えるところである。

更に、「阿部家は御本穀御藏時代三代にわたり同敷地内に住し御藏関係の業務に従事す」¹⁰⁾と伝承されるが、既に記録を失し明らかでない。

同御藏は、明治五年貢租等の金納に改められると共に廃止され、御藏守、御榊取等の藩政時代以来の職員は被免され、同年分の租米は新任の御藏守、榊取等によって受領されているのであるが、同跡呂井川岸(御藏の名称は廃され

川岸と称した)に集荷された租米、備籾等は次の如くである。

塩竈村(水沢市)

一、口米共

米一、五八一俵ト二斗一升五合

内

一五九俵

置米籾備分

米一、四二二クト二斗一升五合 右八川下高

瀬台野村

一、口米共

米 三四一クト一ク二ク 五ク

内

三四俵

右同断

米 三〇七クト一斗二升五合 右八川下高

跡呂井村

一、口米共

米 八六九クト〇ク六ク 七ク

内

八七俵

米 七八二クト〇斗六升七合

右同断
右八川下高

四丑村

一、口米共

米 一六四俵ト三斗七升八合

内

第三章 運輸

輸

茄子川村 米 一四八〇ト三〇七〇八〇
右同断
右八川下高

一、口米共 米 三九三〇ト一〇一〇七〇
内

三九俵 米 三五四〇ト一〇一〇七〇
右同断
右八川下高

栃木村 一、口米共 米 六六二〇ト二〇五〇一〇
内

六六俵 米 五九六〇ト二〇五〇一〇
右同断
右八川下高

北下幅村 一、口米共 米 二七九〇ト一〇一〇九〇
内

一二八俵 米 一五一〇ト一〇一〇九〇
前同断
右八川下高

南下幅村 一、口米共 米 二〇〇九〇ト二〇六〇二〇

都島村 米 二〇一俵 米 一八〇八〇ト二〇六〇二〇
右同断
右八川下高

一、口米共 一、六四七〇ト一〇七〇四〇
内

一六五俵 米 一、四八二〇ト一〇七〇四〇
右同断
右八川下高

上若柳村 一、口米共 米 七八〇〇ト一〇一〇一〇
内

七八俵 米 七〇二〇ト一〇一〇一〇
右同断
右八川下高

下若柳村 一、口米共 米 七三二〇ト五〇一〇
内

七三俵 米 六五九〇ト三〇五〇一〇
右同断
右八川下高

新里村 一、口米共

米一、三〇四ツト二ツ八ツ三ッ

内

一三〇俵

米一、一七四ツト二ツ八ツ三ッ

一二ヶ村合計

一、口米共

米一一、七六六俵ト三斗五升三合

内

一、一七六俵

米二〇、五九〇ツト三斗五升三合

右ハ跡呂井川岸場納

(朱書) 此石四、四四七石八斗余

置米類備

右同断

右川下高

等あり、置米分の籾は旧御本穀御藏時代の旧御藏に貯蔵されるところである。
しかるに、同八年税制の改正によって、これ等の倉庫敷地(官有地)は借地料の上納を要するところと改められ次の如く願ひ出している。

(贈澤郡官有地拝借請書)

請書全文省略(六日入御藏と同文)

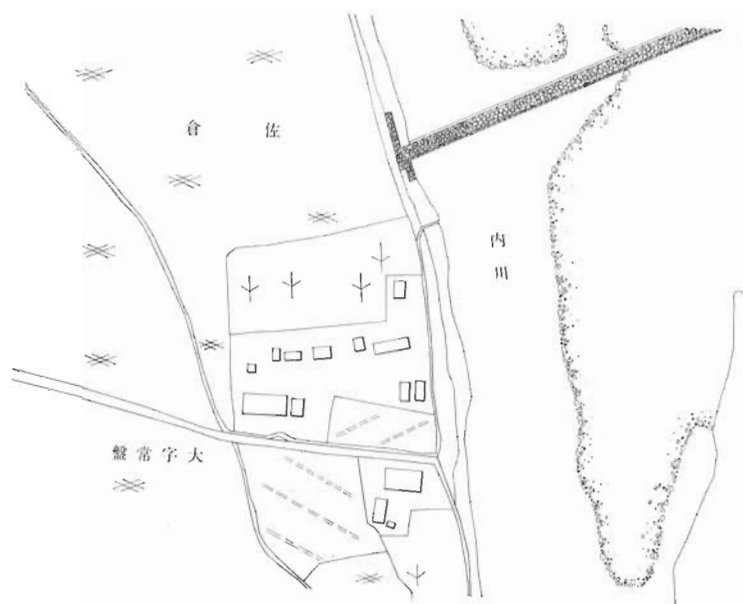
陸中国贈澤郡跡呂井村

跡呂井村外十四ヶ村

拝借惣代當村証人

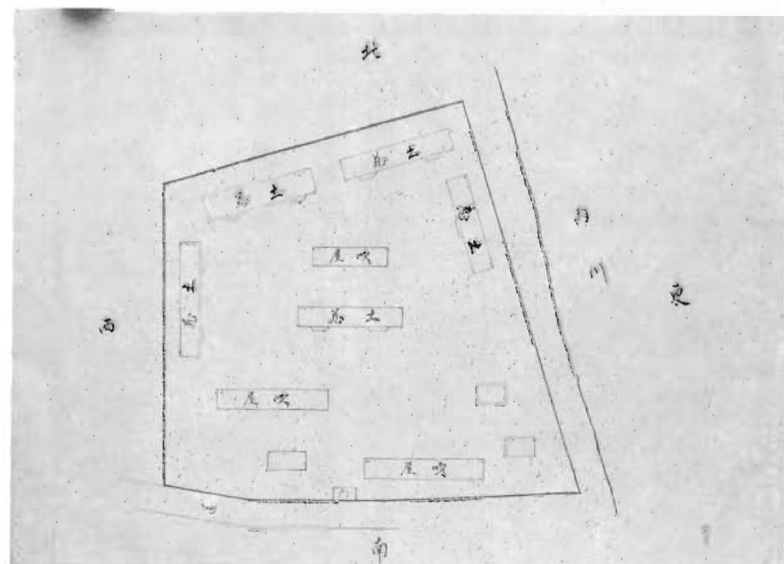
三宅官造

字櫻ノ目
五十四番



第102図 跡呂井御蔵場跡

(明37)



71 跡呂井御蔵絵図

(岩手県蔵より)

一、御藏敷反別七反三畝十一歩
此拝借料金三圓九錢壹厘 反金四拾貳錢壹厘

六小区戸長

青 木 章 平

五小区戸長

鈴 木 成 方

四小区戸長

中目與惣兵衛

と、水沢県に願ひ出して使用を継続するところであるが、翌九年水沢県を継承するところの胆沢県が解消され、岩手県に編入されるに至つたのである。岩手県に胆沢県が引継するところの跡呂井御藏場の旧施設は次の如くである。

土藏 五棟	横 十三間半	各三十二坪五合	百六十二坪五合
吹屋 三棟	横 十間半	二十五坪 一棟	
	横 二間半		
	横 十五間半	三十七坪五合	二棟
	横 二間半		

とある。

更に、同一〇年における官倉調書には。

土藏 五棟	百八十坪	(各棟坪数不明)
塩小屋 壹棟	二十五坪	
吹屋 三棟	百坪	

等とあり調査時によつて多少の相違が見られるところであるが、同一五年岩手県會議は倉庫売却の件を可決し、同御藏場における倉庫等を次の如く払い下げを行うこととしている。

(五月十日可決)
一、倉庫 三棟 胆沢郡常盤村(旧跡呂井村、現在水沢市)
外附属建物 三棟
右公ノ入札ヲ以テ売却スル事

とある。従つて、備荒倉及び郡備倉等を使用される二棟は残されたのであらう。

(註) 明治中期御藏場の隣地で生長した三宅寛治氏は土藏二棟の存知を語っている。

その後における残存建物の処置については明らかでないが、同二年岩手県は縣會議の決定に基き旧御藏敷地の処分を行うところである。

地方經濟所屬ノ土地処分ノ件諮問
地方稅經濟所屬ノ土地不用ニ歸シ將來所用ノ見込ナキモノハ相当ノ価格ヲ以テ売却セントス
地方經濟ニ屬スル不用土地現在調(抜)
胆沢郡佐倉河村櫻ノ目 二、四二二坪
(三分区によつて阿部八右衛門外二名に貸下)
とある。

旧御藏場時代の関係者阿部、佐藤家等に払い下げられ、同跡地に兩家があり、近年まで阿部家の納屋として吹屋が残されてあつたが、先年住家移転と共に撤去され、表門のみ旧地に残され阿部家によつて保存されている。

(イ) 安永風土記

- (四) 佐藤家文書
(ハ) 佐嶋家文書
(二) 水沢県引継文書
(ホ) 岩手県議会議史

仙台領最北端に位置する江刺郡（江刺市）は、東及び北の二辺が南部領に接するところであり、同郡内における伊

達氏直領の年貢米等は総て下川原御本穀藏場において収納するところである。

同御蔵は北上川左岸高寺村下川原（江刺市愛宕）にあり、北上川沿岸における御本穀御蔵場で最大の規模を有し、更に、川岸、物留番所等の附属施設を備え、これ等の施設に附随して開かれるところの御蔵場町、下川原町があるところである。

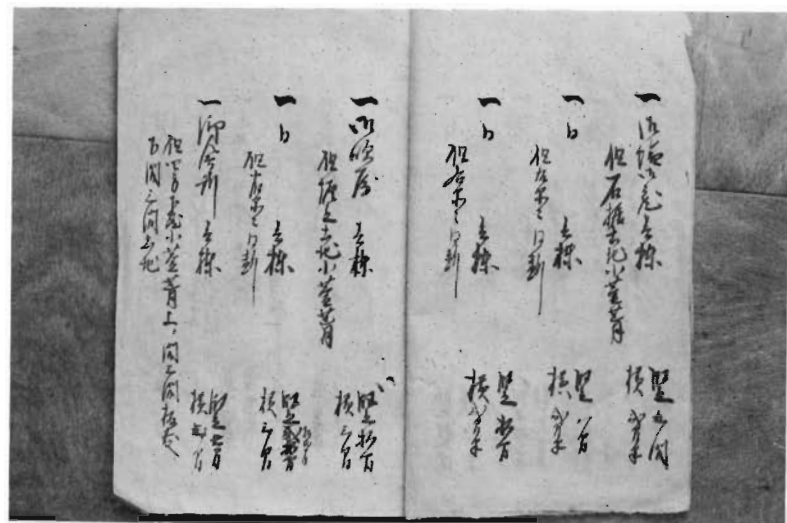
(註) 川岸、物留番所は各々別項とす。

同御蔵場における施設等は次の如くである⁽⁴⁾。

- | | |
|---------|---------|
| 一、御材木御藏 | 一、御本穀御藏 |
| 一ツ | 八ツ |

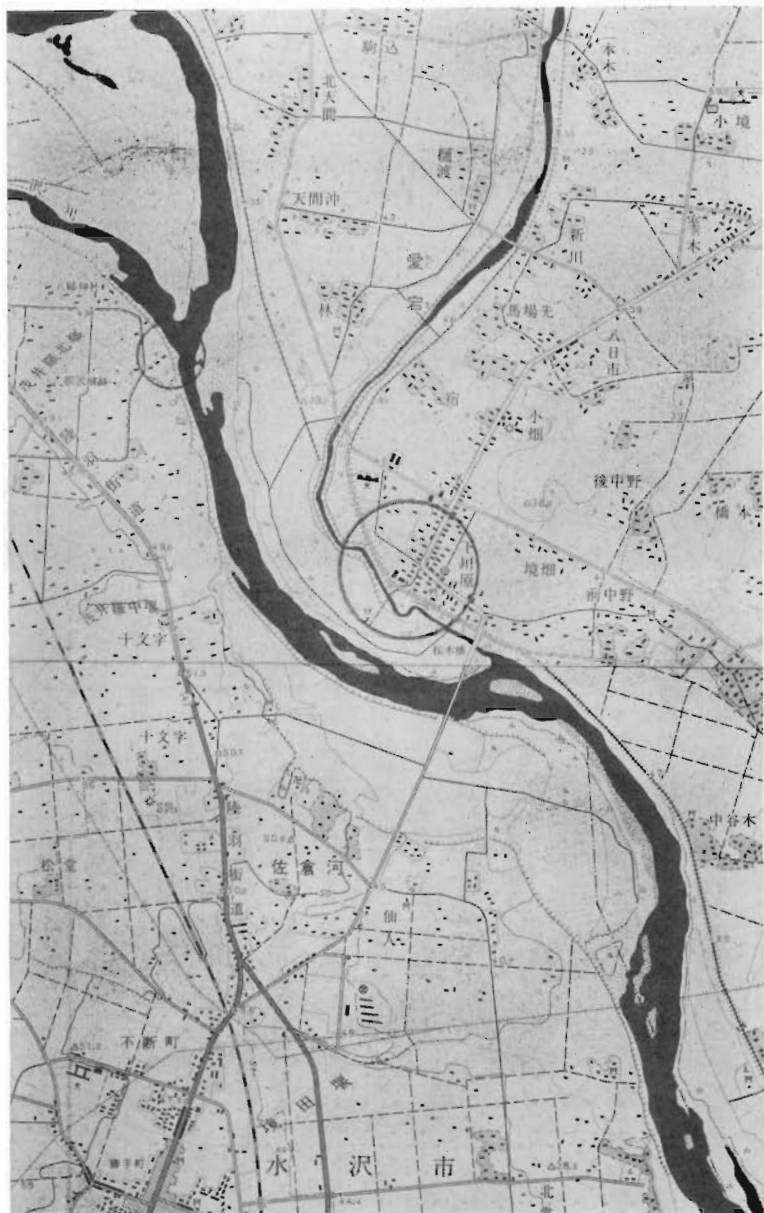
とあるが、更に、春、秋二期に行われる御渡塩の貯蔵用、御塩御蔵が二棟（前者共土蔵造）等が設けられている。その施設の要は次の如くである⁽⁴⁾。

下川原御本穀御藏場御修覆調書上



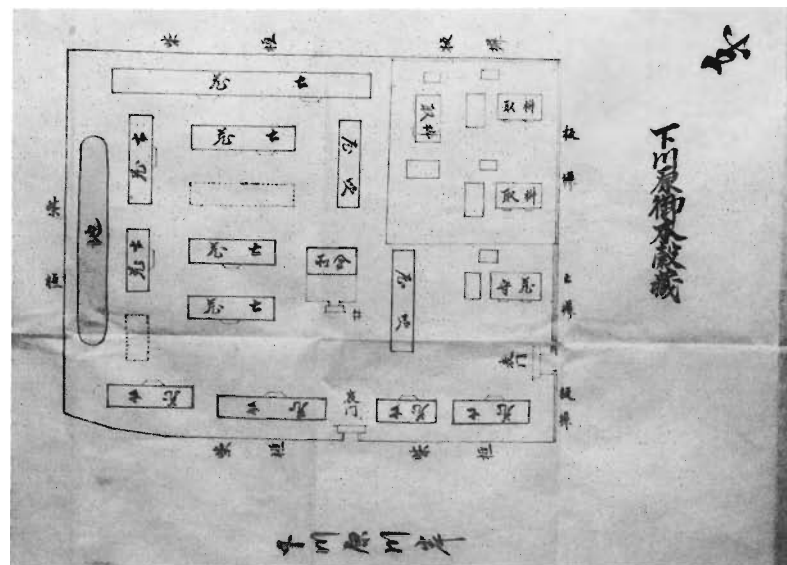
72 下川原御蔵場建物書上の一部
(註御塩御蔵三棟とあるが内一棟は材木蔵である。誤記ならん)

一、御本穀御藏	壹棟	横堅	拾三間半
但石据板敷小萱茸			
二、同	壹棟	横堅	拾間
但右品々同断			
一、同	壹棟	横堅	貳拾間
但右品々同断			
一、同	壹棟	横堅	拾間
但右品々同断			
一、同	壹棟	横堅	拾間半
但右品々同断			
一、同	壹棟	横堅	拾三間半
但右品々同断			
一、同	壹棟	横堅	拾五間半
但右品々同断			
一、同	壹棟	横堅	拾五間半
但右品々同断			
一、雜石御藏	壹棟	横堅	三拾間半
但右品々同断			
一、御塩御藏	壹棟	横堅	九間半
但石据土地小萱茸			



第103圖 下川原御蔵

- 一、同 壹棟 横 八間半
- 但 右品々同断
- 一、同 壹棟 横 拾間半
- 但 右品々同断 (註御材木蔵)
- 一、御吹屋 壹棟 横 拾間
- 但 堀立土地小萱葺
- 一、同 壹棟 横 拾貳間
- 但 右品々同断
- 一、御会所 壹棟 横 拾間
- 但 四方下屋小萱葺上ノ間三間板敷下ノ間三間土地
- 一、御会所前塀 壹棟 長拾八間
- 但 土臺招木小萱葺
- 一、表出入御門 壹ヶ所 長三尺 高七尺
- 但 土臺小萱葺招木扉式枚立
- 一、裏御門 壹ヶ所 長 壹間半 高 七尺
- 但 右品々同断
- 一、井戸 壹ヶ所
- 但 井戸桁付釣べ



73 下川原御本穀御蔵地割絵図

(佐嶋文書)

等である。

更に、附属施設として、同敷地内に御蔵守、御榊取
(検査員) 住宅等が次の如くある⁽⁴⁾。

- 一、御蔵守居家 壹棟 長 六間 横 四間
- 但 堀立土地小萱葺小破自分修覆
- 但 明和九年八月自分板敷古板敷御蔵守移り代り
節へ後役之者へ遷り候様被仰渡候事
- 一、御榊取居家 壹棟 長 六間 横 三間
- 但 堀立土地小破自分修覆
- 一、御榊取居家 壹棟 長 五間 横 三間
- 但 右品々同断
- 一、御榊取居家 壹棟 長 五間 横 三間
- 但 右品々同断

とあり、右居家には各々物置小屋、便所等別棟各々
棟づつがある。

従って、下川原御本穀御蔵場には二〇数棟の建築物
が、延長二〇〇間余の桓根を巡らし、敷地の西北部

には防風林として杉樹(大小取り合せ) 九拾八本(文化七年)及び池(防火用水池) 約九拾坪等があり、更に、裏門
に西隣して下川原川岸^{かし}(櫛の接岸する施設) が開かれていのである。

しかし、これ等の御蔵、川岸等の創設年代等については資料が散逸し見るべきものがなく明らかでない。

しかるに、昭和初期以来、開設年代を元禄二年(一、六八九)と流布するものがあり、史家の殆どがその著書の中
で同年として、疑う者がない。

しかし、同説は昭和初期において御蔵等に無関係の一古老の言に初まるもので信頼性を欠くものである。

北上川左岸江刺郡(水沢、江刺、北上三市に跨る) 一帯における年貢米を収納するところの御蔵は、初期にあって
は、小規模の施設を数ヶ所に分置されたことが推測される。それは、二子町村(江刺市愛宕) 三照村(同市稲瀬) 等
より直接川下が行われた伝承があり、更に、黒石村内堀(水沢市黒石) にも御蔵が設けられているからである。

黒石の御蔵場における御蔵守は、葛西氏の残党佐藤四郎左衛門尉が正保年中(一、六四四―四七)に仰付けられ二
代にわたり明暦元年(一、六五五)に至っているのである⁽⁵⁾。

その後、黒石御蔵の在否及び御蔵守の有無等は明らかでない。(廃止されたものと推定される)

しかるに、下川原御本穀御蔵が布説の如く元禄二年の設置を想定するなら、そこに三四年間の空白がある、その間
における年貢米の収納、川下げ等に多くの疑問が残されるのである。

しかし、延宝三年(一、六七五)における江刺郡東西大肝入又右衛門、藤左衛門等の「口上之覚」によれば、江刺
郡の割当塩を登り舟で下川原へ回送するようお願い出ているのである。

従って、下川原御蔵場に附随して設けられた川岸は、既に、開かれていることは明らかであり、同御蔵場等の創設

は、更に遡ることは明らかである。

しかるに、内務省第二土木監督署（仙台）が、明治三〇年に刊行するところの北上川流域調査書によれば次の如くある。

下河原河岸

万治二年仙台藩ニ於テ貢穀収納ノ倉庫（御藏）ヲ設ケ爾來二百餘年同藩ノ管理ニ属シ本穀係ナルモノヲ置キ其事務ヲ掌ラシメシト云々

とある。同書の原案は岩手・宮城県等の提出するところにより編纂されるところであるから確信して誤らざるところであろう。

従つて、黒石御藏の廃止後、二か年にして下川原御藏が創設されるに至ったことは明らかである。

しかし、下川原御藏場における諸施設が整い、御本穀御藏場として完成されるまでには、尚、相当の年月を要したところであろう。

御本穀御藏場に附随する御藏場町下川原の町割は元禄五年（一、六九二）と言われる。従つて、御藏場の施設、機構等の整備完了は、同年代に至つてからと推定されるのである。

更に、同御藏場における御藏の棟数に差異あることは既に述べる如くであるが、内二棟は安永年間以降において増築するところの御塩御藏による棟数の相違である。

従つて、同御藏場には新旧合せて二〇余棟の建築物があり、その維持修繕等は毎年施工されるところであつて、延宝二年（一、六七四）吹屋の修理が施工され、その残材が山元で払い下げられている⁽⁴⁾。

江刺郡水押村御林より御用御木被拂出本帳

一、代百九拾壹文

此御拂栗末木五拾本長五尺五寸壹間迄廻リ八寸壹尺まで同枝拾貳丸壹丸ニ付五尺丸

但去秋同郡下門岡村御買人市兵衛御吹屋御修覆方黒沢喜三郎為伐候材木出ル分遠山勘之助直付ヲ以如此

右代取納申候 以上

延宝貳年四月七日

大内 甚左衛門

とある。

（註）江刺郡水押村（北上市口内町水押）

又、宝曆一〇年（一、七六〇）御作事方云々として、同郡小池村（北上市口内町小池）御林において、径五寸（約一五糎）より同一尺四寸（約四二糎）までの松丸太四〇本余⁽⁴⁾が伐採され、

更に、文化八年（一、八一）には役所の屋根替が次の如く行われるところである⁽⁴⁾。

文化八年屋根替被成候

一、下河原御本石所御会所

長 六間半
横 三間

等とある。

及、同御藏場等における周囲の桓根（柴桓の部分）は、郡内一圓の村邑が各々の割当区域の補修に、人夫と共に繩、柴等の諸材料を供出して行っているのである。

寛政一一年（一、七九九）施工されるところの桓根修繕が、次の如く書き残されている⁽⁴⁾

第三章 運 輸

- 一、貳拾六間 高寺村 (江刺市愛宕)
- 一、貳拾壹間 横瀬村 (同 藤里)
- 一、拾間 軽石村 (同 広瀬)
- 一、七間 増沢村 (同 岩谷堂)
- 一、四間 栗生沢村 (同 梁川)
- 一、三間 鷺沢村 (水沢市羽田町)
- 一、三間 黒田助村 (同 同)

七ヶ村 メ七拾四間御材木御本帳四月拾八日 肝入 千葉幸作

とある。

更に、御藏場に隣接するところの下川原川岸の修築も亦、桓根結と同様に郡内各村より多数の人夫を動員し施工される所であり、年中行事の一つである、文政一〇年(一、八二七)における同川岸場修築に際する、三照村(江刺市稲瀬)市左衛門組の場合は四七七文の賦役に対し、出人夫が一、九七七文分に達したのである。従って、超過人夫賃一、五〇〇文の割返しとなったのである⁽⁹⁾

- 一、代四百七拾七文 下川原川岸場
- 一、代壹貫五百文 下川原川岸場人足御返し

とあり、出人夫の過剰分は遠方の村々が賦課されるところの振替人夫(第一輯にあり)に当てられるのである。

又、同一三年(一、八三〇)下川原川岸における瀬堀(凌漢)施工に際し、上口内村(北上市口内町)に賦役されるところは次の如くである⁽¹⁰⁾。

文政拾三年下川原御本石所北上川瀬堀人足御入料代割

- 一、出人 三拾五人 人頭割
- 此代三貫五百文 但 壹人ニ付百文宛
- 一、〃 五拾貳人 高割
- 此代五貫貳百文 但同断
- 一、代壹貫七百貳拾八文 人頭割
- 一、〃 壹貫九百三拾三文 高割
- 四口合代拾貳貫三百六拾壹文
- 内
 - 一、五貫貳百貳拾八文 人頭割
 - 一、七貫七百三拾三文 高割
 - 但 壹人ニ付三拾九文宛
 - 但 諸役金壹貫文ニ付八拾四文式ト宛

とある。

更に、天保四年(一、八三三)における同川岸場修築工事に当り、同上口内村に賦課されるところの諸材料、人夫等は次の如くである⁽¹¹⁾

- 天保四年分江刺郡高寺村下川原河岸場川根直シ御普請方へ御用立諸色割
- 一、中繩 四百九拾七尋 割元
- 一、明俵 六拾八枚 結繩相入 同
- 但 壹貫ニ付 六尋五分宛
- 〃 壹貫ニ付 九分宛
- 右下川原川岸前御普請□□御人足割

- 一、出人百四拾四人 人頭百四拾四人分
- 一、〃 式百四拾人 諸役高割

但壹ノニ付式人七分貳厘八毛三糸十七組へ割当

とあり、出役は同年八月一日の通達により同月一四、一六、一七の三日間、村内一四組（五人組）より、（二組八人（一人まで）六五人づつと定められるところである。

しかし、普請場（工事現場）における取付（作業開始）は「明ヶ六ツ」（日の出前）である。従って、各村の出人は作業開始前の未明から普請場に詰め（集合）なければならぬ。

しかし、上口内村等の人夫が、日の出前に下川原川岸場の現場に到着するためには、母村を前夜半に出発しなければならぬ。更に、一人分の労役を課して、日没と共に作業を終え、急ぎ歸途についても母村に至れば夜半を過るのである。

そのため、上口内村等の遠村においては、下川原川場普請等に人夫を送ることは困難であり、高寺、三照、田谷等の川岸場に近い村々に振替人夫を依頼するのやむなき状態にあったのである。

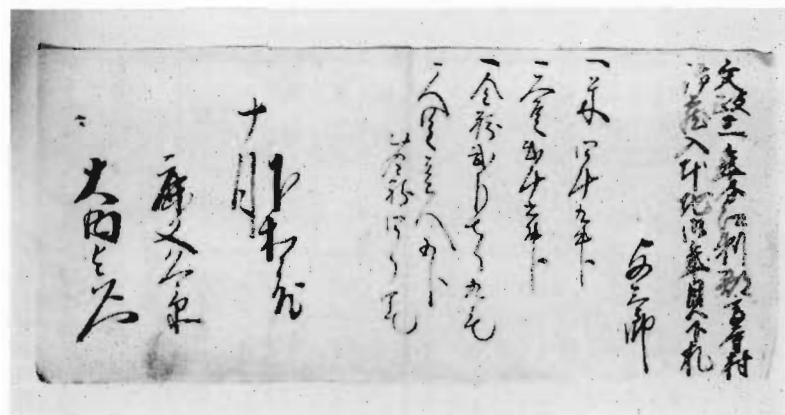
依頼するところの振替人夫の賃金等は、村民の賦役を金銭に代え取立（徴収）て、振替出人夫へ支払うのである。天保五年上口内村の人夫取立は、同四年における振替人夫等の雇入人夫分の徴収である。

天保五年分下川原人足雇代取立帳（抜）

壹人ニ付百四拾文宛

下川原人足百五拾人四分去年分迄

一、代廿三貫六拾六文



74 御蔵入年貢下札（納税告知書）

内 四切二分五厘

此代六貫五百三文 十月三日

残拾四貫五百六拾三文

伊三郎渡ス

右之通十月十一日伊三郎方江遣申候

と、人夫の振替を行った高寺村肝入伊三郎へ金銭を以って決済しているのである。

これ等の普請（工事）は代官所々属の御普請係の指示によって行われるところであるが、文化一一年（一、八一四）における御村御普請方控によれば次の如く定められるところである。

一、御境目 一、雑石蔵 一、御番所

一、御本石蔵 吹屋

右四通ハ郡中遣捨リ諸色共ニ

とある。

従って、下川原御本穀御蔵場及び同川岸等は総て伊達藩直轄の施設ではあるが、その維持は藩費或は藩の助成等によることなく、又、御蔵入地の有無等に係りなく、江刺郡内四一か村の住民負担によって行われる定めである。

同御蔵場等の維持が賦役され、更に、同御蔵場によって年貢米等

の上納及び収納等が行われた江刺郡村々の草高並びに御蔵入地の高などは、二、三か村の資料欠落によりその総額が明らかでないが、その大要は別表(一)の如くである。

別表(一)

江刺郡御蔵入高

(安永風土記)

村 名	(市町村名)	村 総 高	内 御蔵入(直 領)
黒石村	水沢市	九貫一八一文	四五貫七五三文
黒田助	〃	一九、〇二八	二、〇五一
鷺沢	〃	二七、六九六	一、七八五
田茂山村	〃	六六、七四八	五七、七二〇
羽黒堂	〃	五一、五五一	四六、〇九八
二子町	江刺市	一〇五、六五七	八八、五〇七
田谷	〃	欠	欠
高寺	〃	一九一、四六二	一〇四、八五〇
石山	〃	五四、二八二	一〇、一五七
土谷	〃	四二、九一〇	三〇、七六〇
小田代	〃	七四、四九九	一二、三四二
大田代	〃	五六、一六五	四一、九七〇

原体村	江刺市	七〇貫八八五文	二九貫七七一文
餅田	〃	八九、四〇一	二三、八二七
片岡	〃	二五〇、〇三九	一五、九一一
増沢	〃	欠	欠
横瀬	〃	一五一、六六〇	九四、四四七
浅井	〃	一〇六、〇三二	四六、九四八
伊手	〃	二二六、九二八	一五一、一〇五
次丸	〃	八〇、一六九	一三、四八三
角掛	〃	二四四、六〇三	一六五、九七三
人首	〃	一九三、四一〇	六〇、七三七
菅生	〃	四〇、〇五四	四〇、〇五四
栗生沢	〃	二八、五七八	一五、六八一
野手崎	〃	一九九、五六二	六〇、七六二
鴨沢	〃	七三、〇三三	二三、七〇〇
軽石	〃	七八、四〇四	一、九七〇
歌書	〃	六二、三三九	五〇、五七九
一関	〃	三八、二五一	三八、二三四

二 関 村	江 刺 市	一五貫三〇七文	一〇貫一〇九文
三 関 〃	〃	一五、七七三	四、四八二
石 関 〃	〃	三六、〇四七	三三、〇一九
倉 沢 〃	〃	二四七、三六七	二二〇、四一五
三 照 〃	〃	一七六、一二三	二一、九九九
下 門 岡 〃	〃	八三、七三九	六三、四一九
上 門 岡 〃	江 刺 市	六四、〇六七	一、五六三
下 口 内 〃	北 上 市	七二、二二四	四一、四八〇
上 口 内 〃	〃	一三七、五四九	一
小 池 〃	〃	二三、七八一	一四、六八一
爪 木 田 〃	〃	三四、一五八	一三、三三三
水 押 〃	〃	二八、四八〇	一六、六五八

更に、同御蔵場における収納、積出等の業務遂行上の労務確保等のため、御蔵場に附随して開かれた下川原町の町屋敷は五七軒であるが、新屋敷等を合せ凡そ一八〇軒が軒を連ねているところである。

しかし、同町場は純然たる御蔵場の町であって宿場町ではない。安永風土記高寺村の項に、

一、人頭貳百七拾人（世帯数）

但シ 町場壹町下川原ハ合之宿三而御伝馬町ニハ無御座候

とある。

従つて、往還（国道四号）より岩谷堂に至る脇往還の道筋にあつて、北上川の渡場等もある町でありながら、旅宿、馬継宿、賃夫等は置かれるところでない。

更に、住民の身分は総て百姓（一〇二の例外はある）であり、御蔵場地内に居住し、御蔵場に常勤する四世帯を除く住民の職業構成は、船持八、商船持四、舟運専従者六〇七〇、醸造業二、塩屋、木綿店、更に、腰掛茶屋数軒等があり、その外、御蔵場雇人等があつて、住民の約半数は農耕に従事せざる百姓の集落である。しかし、その経済力、生活程度等は、郡内農山村に数倍し、問屋町を以て名題とした岩谷堂町人もうらやむ程の繁栄であり、町検断が置かれ、更に、火消（消防団）が組織されるところである。

又、同町場の特殊性は、御蔵場の御用に對する絶対性と貢納米の中継宿の存在である。

前者は御蔵米の積出等に際し在宅の者は必ず出役するの義務であり、（賃金は農作業等より高率）怠る者は御役を課さざる者として御叱を蒙り、その影響は親類、五人組等にも及ぶところである。

更に、後者は郡内遠隔の地より御蔵納の俵（四斗七升五合入）で運搬することは困難であり、吸入で、下川原町における特定の家に運び、依託して俵装を整え、更に、御蔵場へ持込み納入する代納業務一切を委任するものである。

旧中継宿佐々木家文書（御蔵納覚帳）によれば次の如きがある。（残欠）

慶応元年一人前帳

一、米三拾八俵 中継宿 茂左エ門

但十月四日より十日迄駄送

一、同六拾三俵 右同人



75 御蔵場町下川原

(昭.35.)



76 中継宿茂左エ門宅

(明治37年災害後の新住家)

但々十一日迄廿日まで人
一、同七俵 右同人
但々廿一日迄廿六日迄々
一、同式拾貳俵 右同人
但々廿七日迄十一月十一日まで々
等とある。

従つて、年貢米等の上納が開始される一〇月初めより十二月二〇日迄の期間における下川原は休む暇なき程の多忙を極めたところである。

同御蔵場における年貢米等の納入日割は藩制により一〇、一十一月の二ヵ月間は毎月六、一〇、一四、二〇、二三、二六日の七日間であるが、一二月は納終りの二〇日まで毎日行われている。

収納は、代官所御本石係より派遣される場所の御役人(御蔵役人)立合の上で行われるが、御役人は臨時の職分であり、整輩が任命されたと伝えられる。跡呂井御蔵における仁堀三左衛門の身分は足輕と称されている⁽⁹⁾。

下川原御蔵における御役人は文化元年(一、八〇四)遠藤周治、同二年左沢勇治、同三年萱場藤左衛門、同四年牧野大吉等の名が見られる。

以上の如く、同御役人は年貢米等の収納期間に限る仮役であり、任期は一年である。給与(骨折賃と称される)等は別途支給されるところとしているが、その額は明らかでない。

更に、御蔵守は、同御蔵場の敷地内に居住し、通年勤務の百姓であることは既に述べる如くであるが、下川原御蔵場における初期の御蔵守については伝承も絶えて明らかでない。



77 御 蔵 守 信 茂 家 の 墓

しかし、元禄年間以降における御蔵守は、黒石御蔵において御蔵守を勤むる佐藤四郎左衛門尉四代の孫、信茂で元禄一年下川原御蔵守を仰付られ、黒石村より高寺村下川原に転住し勤め、その後同家代々が継承して次の如く勤むるところである。

信茂 下川原御蔵守被仰付 享保三年卒	二代 信茂 信茂子 享保十八年卒
三代 忠雄 忠義子 寛保三年卒	四代 忠雄 忠雄子 延享三年卒
五代 忠吉 忠吉子 安永八年卒	六代 忠吉 忠吉子(襲名) 寛政十二年卒
七代 長之助 六代義兵衛子 文化八年卒	八代 長之助 七長之助子 嘉永五年卒 (佐藤)
忠兵衛 嘉永五年より明治五年まで	

等であるが、御蔵守の給料は藩制の定むるところにより一日三人扶持で、「御郡方御用留」に次の如くある。

一、御蔵守一日三人御扶持方

但年内御蔵入初々春御蔵拂迄年内日数御買米直段ヲ以被下、春日数割並右同断(市中相場割ならし)とある。

しかし、下川原御蔵における御蔵米川下げの、體は九月末まで配船が行われている。

従って、同御蔵守の勤務は通年にわたるところであるから給料は通年の計算で支給されている。

又、御蔵取も亦、御蔵守と同じく御蔵地内に住家を給与されて居住する百姓で、下川原御本穀御蔵には三人が置かれている。

しかし、化政期以前における御蔵取の氏名等については資料も無く、更に、伝承も絶えて知る由もない。現在、知られるところは、何れも近世の末の者にすぎない。

明治維新後、石川を姓とする久蔵家は二代目吉兵衛の時に御蔵取となり、次の如く四代にわたっている。

久 蔵 御蔵取
文政四年卒 吉兵衛 弘化四年卒

二代目 吉兵衛 安政二年卒
三代目 善作 明治二年卒

四代目 善左衛門 明治十年卒
(石川)

又、同家の親類は、已之蔵に初まり三代勤むること次の如くである。

己之藏 御樹取

二代目
新三郎

三代目
一七郎兵衛 明治五年まで（石川）

更に、御蔵守（佐藤）の親類周吉は、存命中に明治維新となり、御樹取の職を一代で終っているのである。



78 御樹取（佐藤周吉）の墓

伊勢松分家

初代 御樹取

周吉 明治二十二年卒（佐藤）

等であり、その給分は同御用留に次の如くある。

一、御樹取一日式人御扶持方

但御持日数并舟場廻共ニ米相場正月々御蔵拂迄市中相場割ならし

右ヲ以割出候也

とある。

しかし、下川原御蔵における御蔵払は九月に及ぶところである。

従って、御蔵米を石巻へ川下げする艀の配船次第で断続的ながら、年間を通じ従事することが多く、その日数に応じ扶持米が支給されているのである。

同御蔵における年貢米の収納は明治二年藩籍奉還によって停止されるが、更に、新政府における租税米収納のため、施設と組織がその儘、活用されている。

但し、税率の変更と従来 of 給所米加算等により収納数量に変化のあったことは推測されるが、江刺郡西方二四か村における租税米は約五、三二三石であり、俵数にして一三、三〇八俵（四斗七升五合入）である。（別表（二）参照）

別表（二）

明治五年租税米数量（西方）

村名	市町村名	貢納石数	同上俵数
黒石村	水沢市	三一八石一九三	七九五俵一九三
黒田助	〃	五四、六三〇	一三六、二三〇
鷺沢村	〃	九三、三三〇	二二三、一一〇
田茂山	〃	一六〇、〇一七	四〇〇、〇一七
羽黒堂	〃	一八一、九三二	四五四、三三二
二子町	江刺市	二一九、八二五	五四九、二二五
田谷	〃	三二七、〇〇六	七九二、二〇六
高寺	〃	二七五、七七六	六八九、一七六

石山村	江刺市	二三五、〇八〇	五六二、二八〇
土谷	〃	一六七、六〇七	四一九、〇〇七
小田代	〃	二九四、四五〇	七二一、〇五〇
大田代	〃	二二〇、〇七二	五二五、〇七二
原体	〃	一一四、二五五	二八五、二五五
餅田	〃	二四九、三三九	欠
片岡	〃	五八二、九七六	一、四五七、一七六
増沢	〃	三七七、五二三	七六八、三二二
二関	〃	四三、七六一	一〇九、一六一
三関	〃	六〇、〇〇六	一五〇、〇〇六
石関	〃	一六一、〇九〇	四〇二、二九〇
倉沢	〃	六三三、九二三	一、五八二、一二三
三照	〃	二七三、一四〇	六八三、一四〇
下門岡	北上市	一三七、一八〇	五六七、三八〇
上門岡	〃	一六三、〇二〇	四〇七、一二〇

西方合計

五、三三三石二斗九升九合

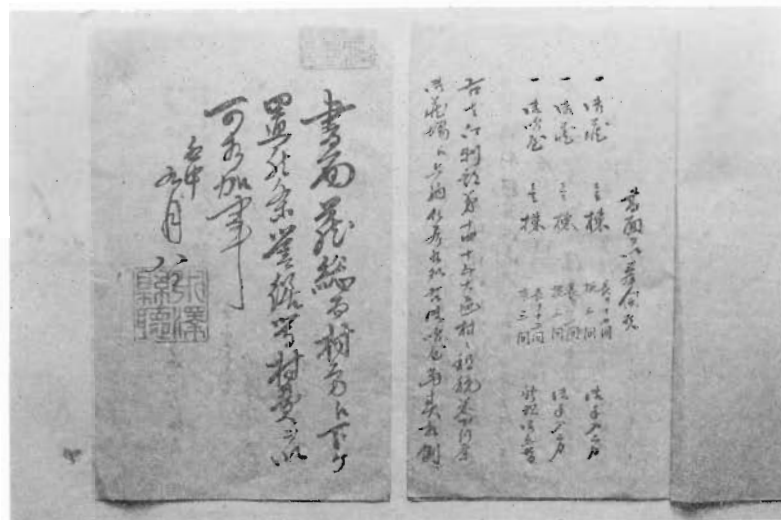
一三、三〇八俵〇斗九升九合

(猪狩文書による)



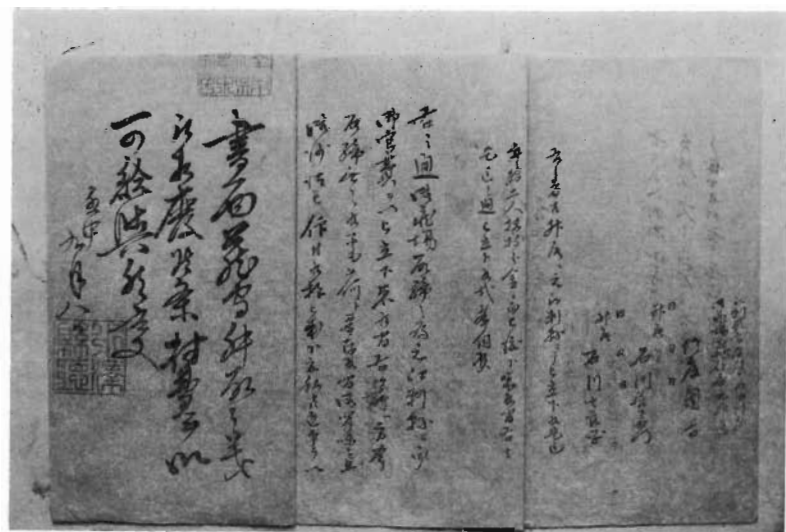
79 下川原御本殿御蔵跡

(裏門附近)



80 御蔵場廃止

(水沢県の指令)



81 御蔵守等の組織廃止



82 三越喜左エ門始末御届

その後、同五年租税の金納が許され、従来の物納制度が廃止されるところであるが、同五年は従前通り米、大豆等による物納が行われている。御蔵守、御枈取等の職員は廃され、更に、翌六年以降における租税等の上納は総て金納制となり、明治新政府の制度による御蔵場は完全に廃止されるに至ったのであるが、同七年備荒倉制度が定められ、旧御本穀御蔵場の空き蔵が一部、郡内各村による備荒倉に転用されるところである。

しかし、多くの空き蔵は、租税の金納に困惑する郡内農民より米、大豆等を一手に買占めているところの東京の姦商三越喜左エ門等によって専用されるところである。

その後、施設、敷地等は部分的に分割払い下げが行われている。その大要は次の如くである。

年 号	拂下執行者	拂下物件名称等	拂 受 者
明治七年	水 沢 県	旧 御蔵守、御枈取等宅地	下川原 佐藤儀四郎 外四名
〃 一三	岩 手 県	旧 御穀蔵(土蔵)大破	不 明
〃 一七	同	旧 御穀蔵、吹屋等	下川原 佐藤 利三郎
〃 二八	仙台大林区長	旧 御蔵場内杉、外	下川原 佐嶋与左衛門
〃 三〇	岩 手 県	旧 御蔵場敷地(畑)	下川原 佐藤 直治 外



83 下川原御本殿御蔵跡

江刺市愛宕

北上川舟運最大の基地を誇つた仙台藩下川原御本穀御蔵場は、此処に二三〇年余の大業を課し、再び畑地となり麦大豆等が川風波打つものだけに戻つたのである。

(註) 仙台藩に属する御蔵場の機構等は殆ど同一であり、資料の多く残されている下川原御蔵場と大同小異であることを附記する。

註

- | | |
|-----|-----------|
| (イ) | 安永風土記 |
| (ロ) | 治右衛門文書 |
| (ハ) | 只市文書 |
| (ニ) | 佐嶋文書 |
| (ホ) | 昆野文書 |
| (ヘ) | 及川文書 |
| (ト) | 佐藤文書（跡呂井） |
| (チ) | 下柳文書 |
| (リ) | 畑中文書 |

(十) 八幡御蔵

八幡御蔵は、北上川右岸上伊沢郡八幡、佐野村（水沢市佐倉河）等における伊達氏直領の年貢米、御買米等を収納するところの民有蔵であり、北上川、胆沢川合流点に近い八幡村字北館、館屋敷にある。（第一〇四図参照）

しかし、同御蔵の創設年代及び規模等については、既に、古記等の資料が散逸し、更に、安永風土記にも所載するところもなく明らかではない。

しかるに、佐野村等においては、古くより八幡御蔵へ上納するところと伝承しているのである。

近世末期における、上胆沢村々貢米上納村割簿等によれば、同御藏において収納するところの貢納米等は次の如くである⁽⁷⁾。

八幡村

- 一、口米共 八百八拾貳俵卜貳斗九升三合

内

- 一、八拾八俵 置米粃備分

殘

- 一、米七百九拾四俵卜貳斗九升三合

佐野村

- 一、口米共 米 五百五拾八俵卜二斗三升九合

肉

- 一、五拾六俵右同斷

殘

- 一、米五百貳俵卜三斗三升九合

右川下高

式々村

一紙



第104回 八幡御蔵

一、口米共
米千四百四拾壹俵ト式斗三升式合
内
一、百四拾四俵 前同斷
残
一、米千貳百九拾七俵ト式斗三升式合
前同斷
とある。
従つて、伝承の如く年貢米等の収納を行つたこ
とは明らかである。
同御蔵における御蔵守は、御蔵場の地主であ
り、倉庫等の建物の所有者であるところの同館屋
敷肝入太郎左衛門家代々の人々によつて行われた
ことは言うまでもないが、御樹取等も兼務するこ
ろと伝えられるが明らかでない。
同太郎左衛門家は、陸奥国開拓期において田村
将軍に随従するところの国生丹波荒乙坊正英に始
まり、裔孫重時に至り、帰農し、その子菊池太郎左衛
門重英が寛永九年八幡、佐野二村の肝入に任ぜら



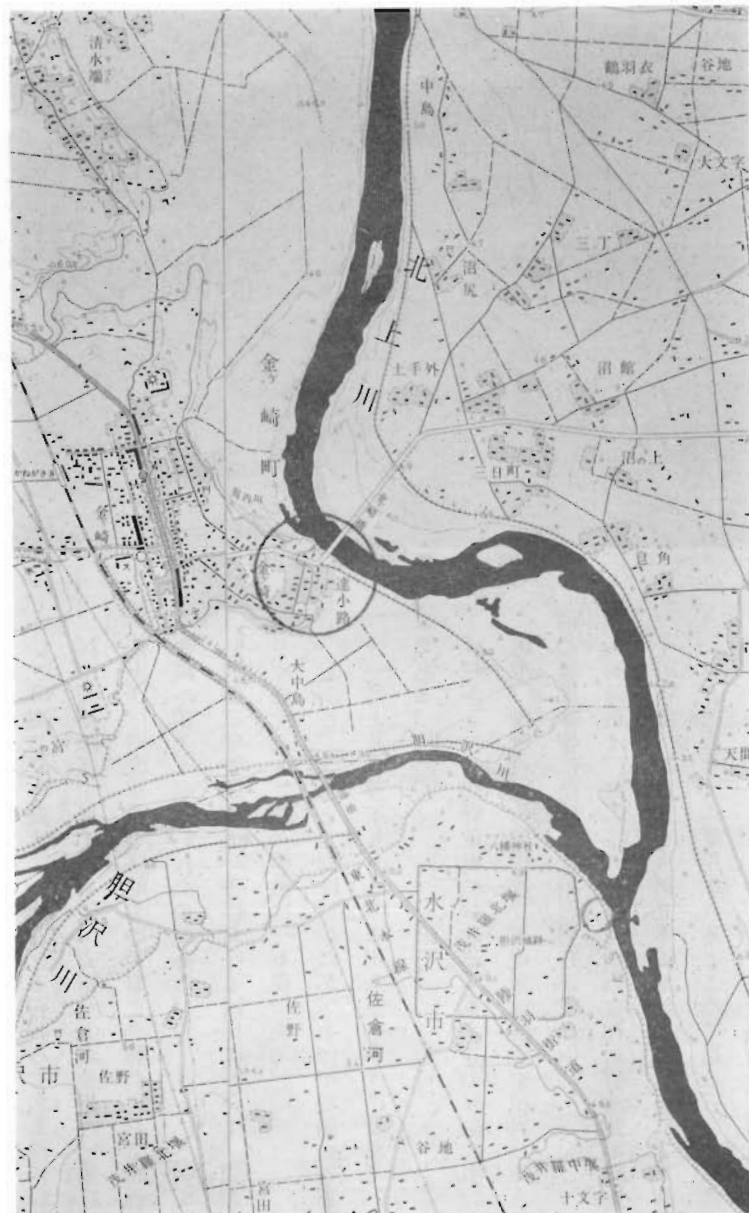
84 八幡御蔵屋敷内石碑

れてより安永四年（一、七七五）まで概に七代に及び、更
に、近世末に至つたところの旧家である。
同家宅地内には水神並びに塩釜大神の石碑が建てられて
いる。前者は北上川の水神を祀るところと言ひ、後者は陸
前国一ノ宮塩釜神社を分祀するところである。そのかたわ
らに皂莢の古木があり（二二・二三洪水後伐採）、御蔵米
等を積載する罌を繋留せるところと伝承されている。
しかし、同洪水等による河岸丘崖の崩落が甚しく、旧川
岸の面影は殆ど止むるところでない。
明治五年租税等の物納が停止され、御蔵場制度の廃止に
よつて、同御蔵等の施設は、所有者であり地主であるところ
の館屋敷菊池家に返還されるところであらうが、その処
置等については伝承も絶えて明らかでない。

註 (1) 佐嶋文書
(2) 菊池太文書

(出) 西根御蔵

西根御蔵は北上川右岸にあり、上胆沢の内胆沢川以北に



第105図 西根御蔵

おける伊達氏直領の年貢米を収納するところの御本穀御蔵であつて、旧記等に次の如あるところである。

- 一、御蔵場 壹ヶ所 金ヶ崎町浦
 一、御本穀御蔵 二ツ
 雑穀御蔵 四ツ
 とある。

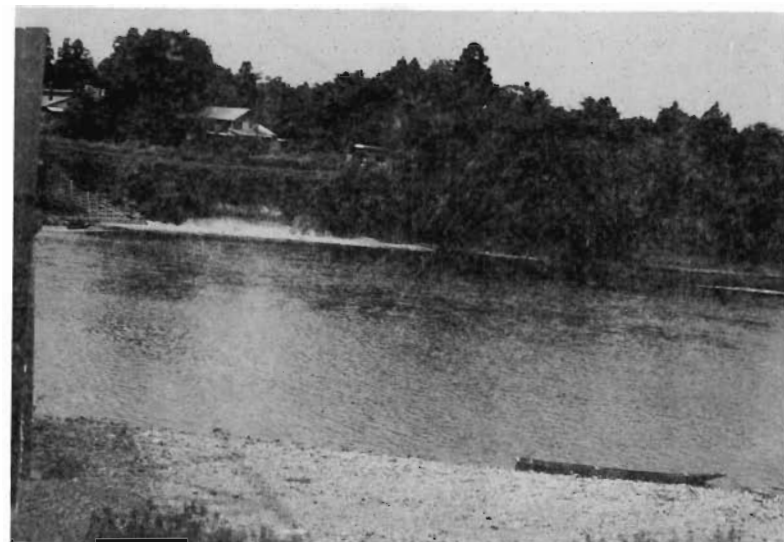
同御蔵は、胆沢郡上胆沢西根村（金ヶ崎町）金ヶ崎町裏に設けられるところであるが、その創設年代等は何等徴すべきものなく明らかでない、（第一〇五図）

同御蔵に年貢米等を上納せる村邑は西根村等七ヶ村であり、御蔵入高（田畑計）等は次の如くである。

- 西根村（金ヶ崎町） 三百三拾貫六百五拾五文
 三ヶ尻村（同） 百二拾々八百三拾壹々
 相去村（北上市） 百拾二々九百拾九々
 百岡村（金ヶ崎町） 七拾五々三百五拾九々
 永沢村（同） 貳拾九々四百七拾九々
 永徳寺村（同） 七拾三々四百八拾六々
 六原相去村端郷（同） 貳百貳拾壹々七百六拾五々
 （計高 九六四貫四八五文）



85 西根御蔵跡



86 西根川岸場跡

等であり、同高の内、畑高を除いた（明記する資料なし）田高より年貢米は上納されるところであるが、収納された御蔵米は、さきにも述べる如く上孤を掛け、籠藤等に仕上げ、同所伊達小路地先の川岸より轆によって石巻港仙台蔵へ川下げが行われたのである。

天保三年東北地方一帯における凶作において、同川岸より出航するところの轆数は一五便である。

しかし、豊年とまでは行かぬが、上作年の同一五年には一月より、翌年九月までに四九便の多きに及んでいるのである。

しかるに、同御蔵場における年貢米等の収納に当った御舩取、御蔵役人の配置及び御蔵米の管理を担当したところの御蔵守等については殆ど明らかでない。

同御蔵は、貢租等の金納に改められた明治五年廃止されその後は、年貢米を上納せる旧地域の住民等による備荒倉（郷倉と称す）に使用されるところである。

しかるに、同八年税制改革によって旧御蔵建物、敷地等

の官有物件等の使用は公共施設においても借地料の納入を要するところとなり、代表者細目策平が次の如く願出している。

（膽澤郡官有地拝借請書）^(回)

請書全文省略（六日入御蔵と同文）

陸中国膽澤郡西根村之内金ヶ崎

字南町
三拾番

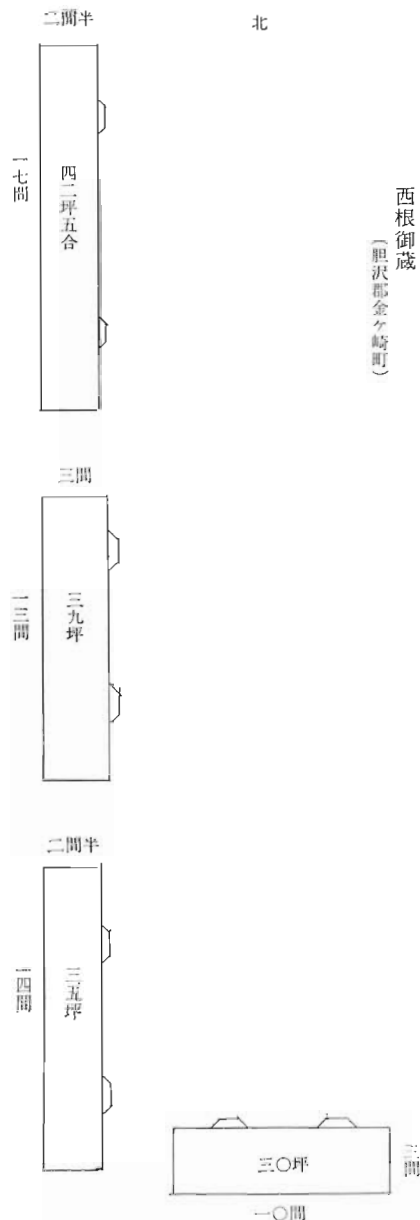
西根御蔵

（胆沢郡金ヶ崎町）

金ヶ崎外八ヶ村拝借

拝借惣代當村証人

細目策平 印



第106図 西根御蔵配置図

第三章 運 輸

一、郷藏敷 反別四反七畝拾四歩 此拝借料金壹円五拾壹錢六厘 反金三十壹錢九厘四

七小区戸長

北 条 六三郎 印

八小区戸長

千 葉 茂 吉 印

四小区戸長

中 目 與惣兵衛 印

と、水沢県に願ひ出しているのである。

翌九年磐井県(旧水沢県)が解消され岩手県に編入の際における引継書によれば同御藏の施設は次の如くである^(四)。

(第一〇五図)

一、胆沢郡西根村南町

官倉 三十五坪 二間半
十四間

同 三十九坪 三間
十三間

同 四十二坪五合 二間半
十七間

同 三十坪 十三間
三間

等とあるが、その後における施設、敷地等の処置については明らかでない。

註 (イ) 安永風土記

(ロ) 水沢県引継文書

二、田 村 藩

田村藩は、寛文年間における伊達騒動の結末処理とも言えるところの伊達家臣団の配置転換に際し、岩沼(宮城県)より一ノ関へ転封するところの田村建頭が一ノ関城へ入る天和二年(一、六八二)に創始されるところである。

伊達氏の幕府に申達するところは五万石と伝えられるが、実禄は三万石にも満たざるところであり、その禄地は磐井郡全域にわたり散在するところである。

従つて、年貢米等の収納も容易ならず、小禄にもかかわらず御藏場の設置は数ヵ所に及んでいる。

その中で、北上川に川岸を開く御藏は次の如く五ヵ所に達している。

館ヶ崎御藏	磐井郡西磐井日形村	(花泉町)
日形	〃	(〃)
富沢	〃	富沢村 (一関市)
狐禪寺	〃	狐禪寺村 (〃)
薄衣	〃	東磐井薄衣村 (川崎村)

等があり、殆ど田村氏入部以来の御藏守によつて運営されるところであるが、狐禪寺、日形の両御藏は伊達氏直領時代の設立とする伝承もある。しかし、旧記等は既に散逸して見るべきものなく確証を得るところではない。

更に、同藩における御藏場の運営等は、親藩伊達氏の御本穀御藏と殆ど変るところでないが、御藏守、御榊取等の

給与は親藩を凌ぐところである。

一例を挙げれば、狐禅寺御蔵における御蔵守（御樹取兼務）の場合は扶持米四人、外に、金二歩が支給されている。更に、富沢、館ヶ崎御蔵等においても三人扶持金二歩つつが給与されているのである⁽⁹⁾。

註 (1) 長田氏資料

(一) 館ヶ崎御蔵

館ヶ崎御蔵は、北上川上流部（岩手県管下）における最下流部にあり、北上川右岸における流地方南部の年貢米等を収納する田村藩の御蔵で、磐井郡流男沢村（花泉町）^字館ヶ崎にある。（第一〇七図）

同御蔵の創始は、享和二年の大洪水により日形御蔵が大破せる後、流地方南方（従来日形御蔵へ年貢米等を上納せる地域）住民の願によって新設されるところである。

同御蔵へ上納するところの村邑は、男沢村等の五^カ村であり、各村の田代は次の如くである⁽¹⁰⁾。

男沢村	田代	四三貫一九四文
上油田村	〃	二九〇一七六〃
下油田村	〃	一〇七〇五三〃
涌津村	〃	二四〇〇五〇四〃
蝦島村	〃	五九〇七三八〃

等である。

同御蔵場における御蔵守は、狐禅寺御蔵の御蔵守木八家と親籍と伝うる八木氏によって行われている⁽¹¹⁾。

近世末期における御蔵守は金八とあるが、明治維新後においては御樹取八木金八とある。（制度改正による職名の



第107図 館ヶ崎御蔵

変更であらう。)

八木氏は御藏守に任ぜられてより、御藏地に住家を給せられ、代々御藏の管理に精励するところであるが、殊に、八木金八の功績は拔群と賞されるところである。

同氏に關し仙台人名大辭典は次の如く伝えている。(抜)

八木金八 西磐井郡一ノ関の人、同官倉吏なり、文久元年十二月三日北上川非常の出水にて堤防破れ、官倉流失せんとするを見て、金八は急ぎ穀粟數百石を小舟數十艘に積入れしが、忽ち怒瀾の為に覆を絶たれ、小舟は悉く下流に流失したり、金八這は一大事と傍の小舟に飛乗り流を追いて登米郡錦織村に至れば、村民等既に集まりて其の穀を掠めんとせり」云々

とある。金八は、舟穀を拾得せる川子共を説得し「船穀ともに全きを得たり」と言う。
明治維新以後も存置されたところの一ノ関藩(田村藩の改称)が、同四年廃止され、更に、翌五年租税等の公租が總て金納と改められ、年貢米制度が廃止されるに至り、同御藏等も廃されるところである。

その後、同地方等を所管する水沢県は、冷害、凶作年等に備えるため、備荒倉制度を設け糶等を以つて貯穀せしめるところである。此処において、備荒倉の施設として旧御本穀藏等の使用を次の如く許しているのである⁽⁴⁾。(抜)

此度當管内備荒倉之儀御取設之御趣意者元々數萬之民口往々凶年饑饉等之節憂無之多免厚御世話爲有候事ニ付何も勉勵説諭有之度就而ハ見込有之候ハバ何も無憚申立立是非ニ其旨堅ク相達候様致度事、

一、磐井郡八拾六ヶ村

此民口八万七千三百三拾七口

壹人ニ付糶三升 但年分積立見込

但藏場ノ儀□指爲新古明ヲ藏相用置可然可事

等とあり、旧御藏等の施設は(敷地と共に)旧年貢米上納地域住民の備荒倉(郷倉)等に転用せしめるところである。
しかるに、同八年における地租税法の改正によつて、これ等官有地の使用は、公共施設の場合においても借地料の上納を要するところとなり、第八大区二小区日形村小野寺文藏が「存置郷藏官有地拝借奉願書」⁽⁵⁾を以つて、⁶⁾館ヶ崎郷藏鋪地三反歩の借用を願ひ出ている。

更に、同御藏場に附随するところの川岸(河港)も次の如く願ひ出しているのである⁽⁶⁾。

川岸場官地拝借奉願書

第八大区

日形村

拝借人

小野寺 文藏

字下清水
六番

一、川岸場 反別四畝貳拾七歩

此借地料金拾七錢三厘但 反金三十五錢四厘

右従前ヨリ無税ニ罷成居候処今般地租御改正ニ付前書之通借地料被召上拝借被成下度奉願候依而絵図面相添私共連印ヲ以奉願候 以上

明治八年

右拝借人

小野寺 文藏

男澤村証人

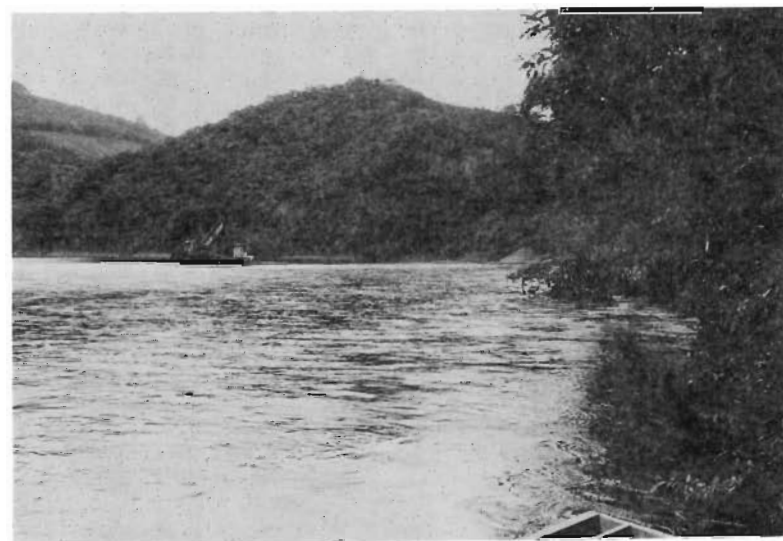
千葉義右衛門

戸 長

原田 泰輔



87 館ヶ崎御蔵場附近 (電柱の左丘の上御蔵跡)



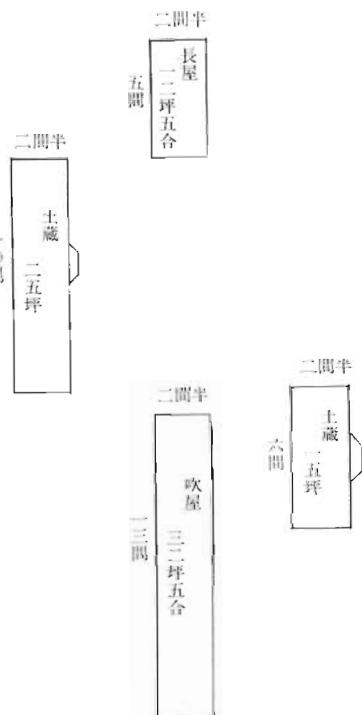
88 館ヶ崎川岸場跡

北

館ヶ崎蔵

(西磐井郡花泉町日形)

(北上川)



第108図 館ヶ崎御蔵配置図

設は次の通り移管引継が行われるところである。

- 一、蔵 一棟 横 十間半 二十五坪
- 一、蔵 一棟 横 六間半 十五坪
- 一、吹屋 一棟 横 三間半 三十二坪五合

水沢県権令 増田繁幸殿
とある。

年貢米制度の廃止後は御蔵場及び川岸場等は無税で貸与されるところであるが、税制改革によって課税の対象となり、以上の如く借地並に施設等の借用願を提出するに至ったところである。

同九年、元水沢県に所属する東、西磐井、胆沢、江刺等の四郡が岩手県に編入される際、館ヶ崎御蔵の施

一、長屋 一棟 横 六間 十二坪五合

等とある。

その後、御藏場施設及び同敷地等は松下等所分が行われるところであらうが明らかでない。

註 (一) 磐井郡元流郷村史

(二) 猪狩文書

(三) 水沢県引継文書

(四) 八木芳資料

(二) 日形御藏

日形御藏は、流地方（西磐井郡花泉町）における年貢米等を収納する藩倉であるが、同地域は、近世頭初においては伊達領に属するところであり、天和二年（一、六八二）田村建頭が一関へ転封されると共に、流地方は田村氏の所領となり、同御藏も領域と共に伊達藩より田村藩に移管されるところであり、近世後期の記録等に次の如くあるところである。

日形村

一、御藏場 一ヶ所

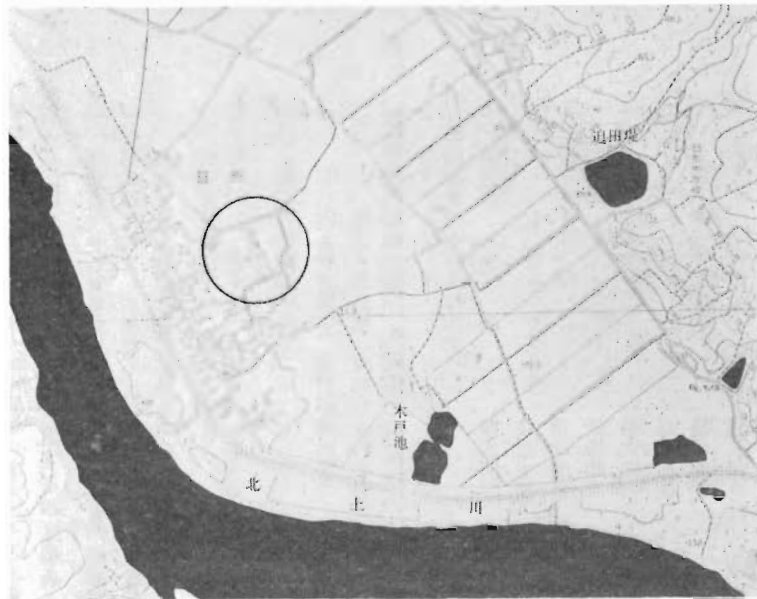
町裏

一、御藏 三ツ

右ハ一関様御物成石御取納御藏ニ御座候事

とある。

同御藏場は磐井郡流日形村（西磐井郡花泉町日形）字町裏にある。（第一〇九図）



第109図 日形御藏

同御藏の創設年代は古く、近世初期に遡るところであり、当初、日形町裏住惣次郎所持の畑地が御藏屋敷に充てられているが、寛永一八年（一、六四一）における検地に際し、改めて御藏屋敷として検地されたところである。

一、畑代五拾三文 御藏守 惣次郎

右之通先年々御藏場勿論寛永八拾年御検地ニも御藏屋敷ト御竿相入御藏守能在「云々

としている。

更に、同検地の際、御藏場の敷地が右惣次郎の提供による畑代五三文の外、更に、同畑代一〇〇文の地所を併せ、拡張を行っているのである。

一、日形町ニ先年々御藏被相立候寛永拾八年御検地ニ畑代百文之所御藏屋敷ト御竿相入申候

とある。

従って、日形御藏の創設は寛永一八年の検地の際には、概に、惣次郎の畑地を敷地として創建されていたことが明らかである。

その後、田村氏の所領となり、施設の拡充が計られ用地が狭濫となるに及び、次第に拡張が行われ、宝暦三年（一、七五三）の調べによれば、当初に倍する四反歩余りの敷地を有するところである⁽⁴⁾。

- 一、畑代百文 寛永拾八年御蔵屋敷筆入、町善右衛門分（註前出分）
- 一、同代百式拾文 右展敷不足ニ付段々倒目ニ被成善右衛門分
- 一、同代三文 町庄三郎分壹間道ニ成

畑四反壹畝拾式歩

三口合式百式拾八文

（註）約四、〇〇〇平方米

とある。

更に、御蔵場施設の土蔵、吹屋等の附属建物は次の如くである⁽⁵⁾。

御蔵屋敷代式百式拾八文

- 一、御米蔵 三ツ 内 二ツ 横式間半

一ツ

長拾五間

横式間半

長拾間

- 一、御吹屋 壹ツ

横式間半

長式拾間

- 一、御役人衆会所

横式間半

長五間半

内 土地壹間半

とある

- 一、御竹藪 貳ヶ所

三尺貳方下屋

- 一、壹ヶ所 横五拾間 長五拾間 中上

- 竹四百七拾本 五寸六三寸迄

- 一、壹ヶ所 横五十間 長八十間

- 竹七百本 四寸六三寸迄

右之通ニ御座候 以上

肝入 七郎兵衛

延宝九年

六月十六日

大内小兵衛 殿

才藤久兵衛 様

（註）(1) 御役人衆会所 御蔵役人の事務所

(2) 内土地壹間半 会所建物内部の土間

とあるが、同建物は古損によるところであらう、享保三年（一、七一八）次の如く建替工事が施工されている⁽⁶⁾。

当所御蔵壹ツ、御役人衆会所壹ツ、御掛取家壹ツ享保三年三月御立替被成候□御役人山本権左衛門 御人足肝入助七、甚左エ門仕候

とある。

しかるに、同年末及び六年より四か年続いた洪水によって、御蔵場の浸水等による被害少なからず、遂に、御蔵の移転が計画されるに至ったのである⁽⁷⁾。

享保拾年日形御蔵水門上へ御引替御吟味被召正ニ御役工様御見分有之候処当町々願申上候ニ付相止申候

(註) 享保一〇年(一、七二五)

とある。

更に、同一三年洪水の被害は大きく、同御藏場は御藏、会所等が大破するに至り、秋末の収納期までに復旧工事が終了するところでなく、次の如く民間の倉庫に収納せざるを得なかったのである⁽¹⁾。

享保拾三年六月二十七日

一、御米藏ハ不申及御会所大破損ニ而御石御取納不成罷候ニ付沼頭屋敷肝入権兵衛自分藏同所頭□弥左エ門自分藏ニ御取納罷成田畑大破損罷成申候畑ハ大豆一字水朽ニ罷成候ニ付八斗壹升壹切ヲ以金納御用捨被成下候

とある。

しかし、同御藏等はその後更に復旧工事が施工され、藩政末期に至るところである。

同御藏二三〇余年間におよぶ御藏守は、寛永一八年惣次郎に初まるところである⁽²⁾。(一部前掲)

日形村御藏守与兵衛儀御伝馬歩夫無仕品々指上可申由被仰付候ニ付左ニ申上候

一、畑代五拾三文 御藏守 惣次郎

右之通先年々御藏場勿論寛永拾八年御検地ニも御藏屋敷ト御竿相入御藏守罷在、私租父惣次郎代より御伝馬歩夫不仕ニ付私迄三代御伝馬歩夫不仕候日形町之義往還之御伝馬町ニも無之御村中ニ而相勤申村續持夫伝馬尤御藏藏方御役人衆御馬伝歩夫等斗町ニ而相勤申ニ付達而御上様御免志御引被下置候哉又ハ御村々用捨ヲ以不仕候哉不存候へ共高わり御郡役ハ侍小者なみ相勤町役之御伝馬歩夫不仕候 以上

(宝永七年) 日形村御藏守 与 兵 衛

とあり。その後、更に同与兵衛家代々によって次の如く御藏守が世襲とされるところである⁽³⁾。

御藏守 惣次郎	(寛永一八年創設当初)	与左衛門 同 上 元禄五年卒
与兵衛 同 上 惣次郎孫		与左衛門 同 上 延享三年卒
与惣右衛門 田村藩御藏守 宝曆一〇年卒		与兵衛 同 上 天明六年卒
与左衛門 同 上 天保九年卒		惣治郎 同 上 万延元年卒
増子惣兵衛 (物平)	同 上 明治九年卒	(住御藏屋敷)

等である。

(註) (1) 壬申戸籍による増子惣兵衛の族称は貫属土族とあり、その後における戸籍簿(新戸籍等)によれば土族とある。

(2) 御藏守惣次郎より四代は伊達藩の御藏守であり、五代目与惣右衛門以降五代は田村藩における御藏守である。

しかし、同御藏場における御耕取は、日形町屋敷金弥家(明治五年以降佐藤姓を称す)の世襲するところと伝承されるが、その詳細については明らかでない。

更に、同御藏において年貢米等の収納が行われる地域は、近世初期には流郷一六か村の全域にわたるところであるが、天和二年田村氏の一関転封によって、流郷の内、奈良坂、東、西永井村等を除く地域が同氏によって所領されるに至ったのである。

従つて、流郷一三か村の年貢米等は日形御蔵において収納するところである。

しかるに、元禄初年において富沢、楊生二村が富沢蔵に移り、更に、享和二年涌津村等南方七か村（五か村？）が新設の館ヶ崎御蔵に代るところである。

従つて、近世末期においては日形蔵に収納する村邑は日形村等の数か村の少きに至るところである。

更に、御蔵場に附随する川岸場は、同日形村^マ町に開かれていたが、維持、修築等の工事は田村藩における雇人足（藩制による区分）等を以て行うところである。元禄年間（一、六九〇頃）川面に石垣を築く護岸工事には、日形村等の住民七百人を動員し施工している⁽⁹⁾。

一、元禄年中川岸場御普請被成置候ニ長十八間横十三間高壹間ニ石垣組夫々段々山なりニ築申候 流中^カは雇御人足七百人御罷出候

室 戸 平之丞 殿

御普請方七郎兵衛
御人足肝入惣兵衛

とあり、又、宝永年中（一、七〇四〜一、七一〇）には川岸場の拡張工事等が施工されている。

同川岸より積出されるところの江戸廻米（為登米^{カボセ}）は同田村藩所屬の體によつて石巻港へ川下^{カワサ}げが行われ、同港町における田村藩の御石宿松本屋の倉庫に一時貯蔵されるところである。

石巻港における田村藩の御石宿、松本屋に關し牡鹿郡（宮城県）大肝入阿部家文書は次の如く伝えている⁽¹⁰⁾。

牡鹿郡石巻中町百姓一関石宿松本屋平右衛門等三人不届在^レ之好被^ニ相行^一候処爪金相出暇相出候ものに候はば是迄通御石宿等被^ニ召上^一候て御指支在^レ之間敷哉に品々別紙の通御同所出津御役人向令申聞候間相伺申候御指図次第夫々右御役人^江

申進候様司仕指添此段共相達申候 己上

十二月廿一日

堀 江 傳三郎

右之通被御申聞令承知候所好に被^ニ相行^一候者縦令身代金出共再役之儀吟味不^レ及候條其御心得首尾可^レ在^レ之候 己上

正月廿三日

森 儀儀衛

堀 江 傳三郎 殿

右之通御郡奉行衆被^ニ仰聞^一候間御紙面之趣を以一関御役人^江は別して申遣候上為^ニ心得^一の^一此段申渡候 己上

正月廿六日

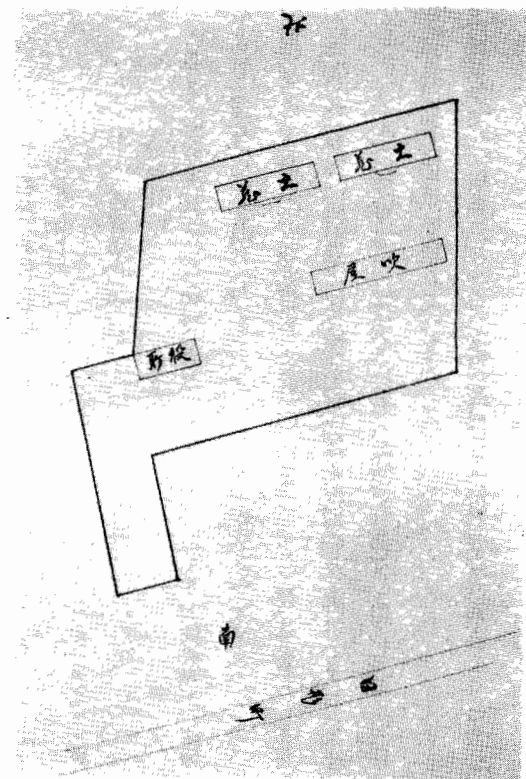
堀 傳三郎

大肝入 阿部與平治 殿

とある。事の次第は、一ノ関藩御石宿松本屋外二名が、南部領山田浦の船を雇うに当り苗字帯刀を疑稱した一件であるが、同事件は石巻港へ出向している仙台藩役人飯沼丈右衛門の誤った指図に原因するところであり、一ノ関藩の穀宿松本屋平右衛門、蔵守源吉、升取安之助等は事件の当事者として更迭されるに至ったのである。その後、御蔵守を徳之助が勤め、御枅取は新治郎が行い藩政末期に及んだところである。

しかし、明治維新によつて藩制の総てが廃され御蔵、川岸等の所管は地方行政庁となり一ノ関藩、一ノ関県、更に水沢県等と所轄庁が変転しているのである。

しかるに、御蔵場における組織、運営等は殆ど改変されるところなく、旧来の組織、慣行によつて行われていたのであるが。明治五年八月貢租等の金納が認められるに及び御蔵場制度が崩潰し、御蔵守、御枅取等が廃されるに至つ



89 日形御蔵絵図 県立図書館蔵より

たのである。

(註) 同年分の租穀収納は地方行政庁の職員によって行われる。

御蔵場廃止後、同敷地の一部は日形小学校用地として使用されるところとなり、残る三反余は同地域における御倉場として使用のため、施設と共に借用願を次の如く提出している。

存置郷藏官有舗地拝借奉願書

第八大区二小区

日形村

願人 増子 謙治郎

字町裏
百三拾壹番

一、郷藏舗地 反別三反壹畝六歩

内

反別畝廿七歩

右本年二月中□日形村小学校拝借願済ノ分

残

反別式反四畝九歩

此借地料金壹圓九錢四厘

町裏
百四拾番地ノ宅地比較

日形村、峠村、中村、金沢村、金森村右者日形村等五ヶ村備荒並郡備倉ニ御座候間是迄之通存置ニ被成下度奉願候右舗地之義ハ無税ニ罷成居候処今般地租御改正被仰出候ニ付而ハ前書借地料被召上拝借被成下度別紙絵図面相添私共連印ニ以奉願候 以上

明治八年

願人 増子 謙治郎
証人 小野寺 文 蔵
戸長 原田 泰 輔

水澤県権令 増田繁幸 殿

とある。

(註) 旧御蔵場敷地及施設等は、貢租等の金納に改められ御蔵場廃止後の明治六、七年は無税で使用せしめているが、同八年税制改正によって使用は有償に改められている。

同九年、元水沢県の東、西磐井、胆沢、江刺の四郡は岩手県に編入されるところであるが、岩手県に引継されるところの日形御蔵場施設は次の如くである。

一、磐井郡日形村字町裏

土 藏	二十五坪	二間半
土 藏	二十五坪	二間半
吹 屋	三十二坪五合	二間半
旧役所	十五坪	十三間

等である。

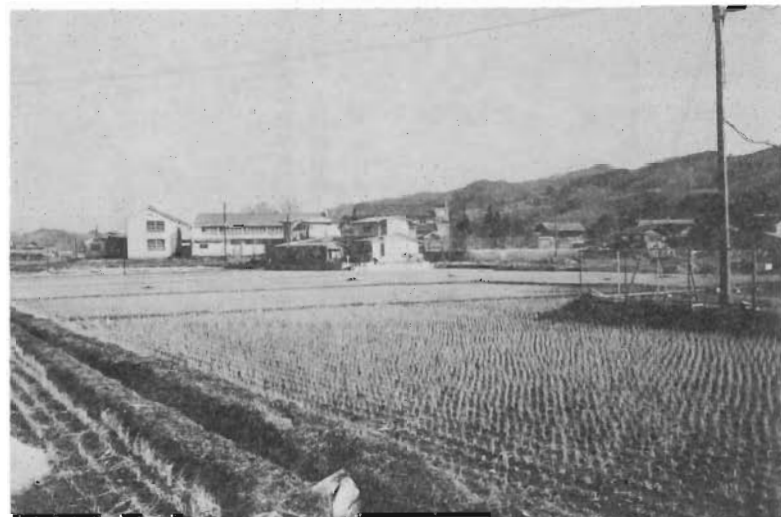
従って、安永年間以降の洪水災害に因る復旧工事に際し、土蔵一棟が減じ、更に、吹屋等の縮少が行われている。

同御蔵場における施設等は、北上川舟運の衰退に至った明治中期（二〇年頃）において岩手県によって払い下げられるところであるが、同日形村小野寺文蔵によって払い受けられ、施設が撤去され、更に、その跡地は日形小学校用地に転用されるところである。

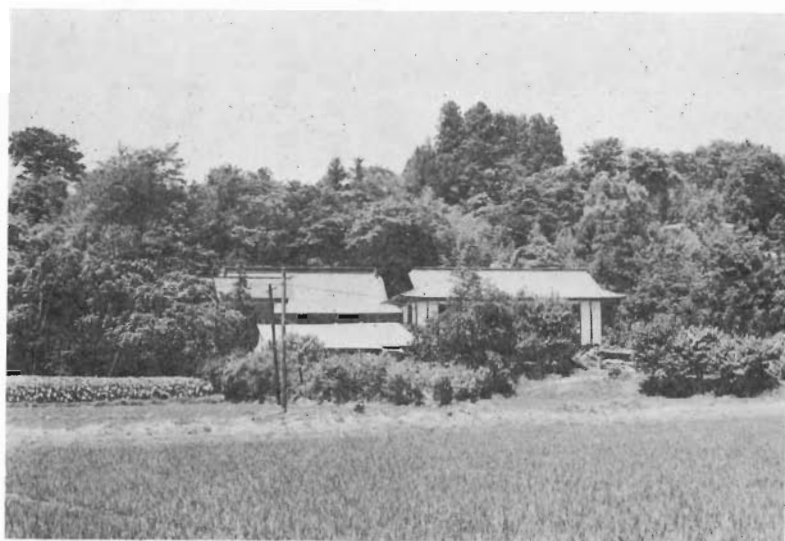
註 (イ) 増子文書

(ロ) 石巻市史資料

(ハ) 安永風土記



90 日 形 御 蔵 跡



91 富 沢 御 蔵 場 跡

(ニ) 水沢県引継文書

(三) 御蔵守増子文書

(三) 富 沢 御 蔵

富沢御蔵は、北上川狹窄部（旧称山ノ内）右岸における富沢村等の年貢米を収納するところの一ノ関藩の御蔵であり、近世後期の記録等には次の如くある。

一、御蔵場 一ツ

一、御蔵 一

一ノ関様御物成御取納蔵也

とあり、磐井郡流富沢村（一関市）*茄子沢にある。（

第九四図参照）

同御蔵は、天和二年（一、六八二）田村氏の一ノ関城入部の後、流地方（西磐井郡南部）における年貢米等の収納所として日形村に御蔵を設けているが、富沢村等は隣接する村邑であるが、流域を異にするところであり、山路が遠く年貢米等の上納運搬に不便の地であるところから、同地域住民等の願により、元禄二年（一、六八九）一ノ関藩に

よって創設されるところである。

従って、同御蔵に収納されるところの年貢米等は、富沢、揚生村等の二か村における高一六一貫三〇〇文の内、田代一〇九貫二〇六文の所から上納されるところであり、両村における田代は次の如くである⁶⁾

富沢村田代五七貫七〇二文
揚生 〃〃五一〃五〇四〃

等である。

従って、御蔵場における蔵、吹屋、会所（役所）等の施設は小さく、各々一棟で次の如くある⁶⁾

蔵（土蔵）	横十三間	一棟	三十三坪
吹屋	横二間半	一棟	二十坪
会所	横四間	一棟	八坪

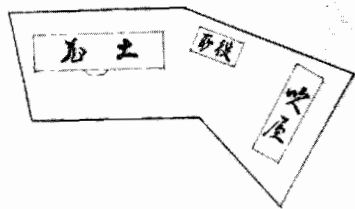
とある。

同所における御蔵守は、従来同地域に居住する百姓庄兵衛に初まり次の如く九代に及んでいる⁶⁾。

初代御蔵守		同上	同上
庄兵衛	久右衛門	同上	清 六
元禄九年卒	享保六年卒	同上	元文三年卒
延享元年卒	天明二年卒	彦左衛門	清右衛門
		同上	文政四年卒

県立図書館蔵より

92 富沢御蔵絵図



同上	清 作	同上	快之助
安政二年卒	清 吉		慶応四年卒
清太郎	彦左衛門（以下略）		
（村議）	（拂下人）		

御蔵守九代目清吉（須藤）に至り明治維新となり、更に明治五年租税等の穀納廃止に至るまで勤むるところである。

同末期における御榊取は菅原惣之助であるが⁶⁾、御榊取の沿革は明らかでない。

同御蔵跡地反別六畝二〇歩は、後、同地域における御倉場等に充当すべく、同八年富沢村は拝借願を提出し使用するところである。

同九年県南四郡（旧水沢県）が岩手県に編入されるに当り提出されるところの引継文書によれば同期の御蔵施設は次の如くである⁶⁾。

一、磐井郡弥栄村茄子沢
蔵 一棟 横十一間 三十三坪

吹屋 一棟	横 八間半	二十坪
役所 一棟	横 四間	八坪

とある。

同一五年。岩手県は旧御藏場における土蔵その他の施設を不用物件として県会議の議決を経て処分するところであるが、同富沢藏は次の如く三棟が売却されているのである。

五月十日 可決
倉庫賣却ノ件 (抜)
一、倉庫 一棟 西磐井郡弥栄村
外附属建物 二棟

とある。

しかし、払い下げ処分は、尚、四、五年後に執行されるであろうか、払い下げ人の旧御藏守須藤清吉文書によれば、同二〇年とある。

更に、同御藏場敷地は、御藏場創設以前における地主であり、数代にわたり御藏守を勤めるところの須藤家当主彦左衛門より再三にわたり、払い下げ方が申請されるところであるが、岩手県は、同二九年「地方経済所屬ノ土地処分ノ件」を県会議に諮問している。

同土地現在調よれば、旧富沢御藏敷地は次の如くである。

地方経済ニ属スル不要土地現在調

西磐井郡弥栄村字茄子沢 二九八坪

二十八年一月ヨリ三十一年十二月マデ須藤彦左衛門へ

貸下

とある。

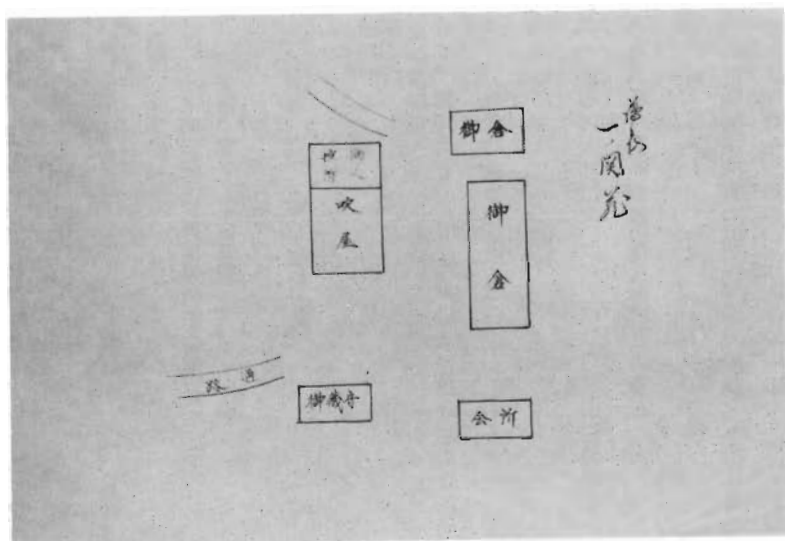
同件は、同二九年一二月二三日可決されるところであるから同年度中に旧御藏守須藤彦左衛門に払い下げられ、旧御藏場は総て民有となり、その一切が消滅するに至ったのである。

しかし、同御藏場における施設のうち、吹屋は同須藤家によって使用されているが、北上川舟運時代における実状を伝える記念すべき唯一の建造物である。

- 註
- (イ) 長田氏資料
 - (ロ) 水沢県引継文書
 - (ハ) 岩手県議史
 - (ニ) 安永風土記
 - (ホ) 須藤文書

(四) 薄衣一ノ関蔵

薄衣一ノ関蔵は、北上川左岸における一ノ関田村氏領の



93薄衣（一ノ関蔵）御蔵絵図

山形氏資料



94 薄衣（一ノ関藩）御蔵場跡

年貢米を収納する一ノ関藩の御蔵であり、次の如く記されるところである⁽¹⁾。

（薄衣村）

一、御蔵、式ツ

但 一ノ関様御知行御本穀御蔵ニ御座候事

一、御蔵 壹ツ 堅拾五間

横式間半

一、御蔵 壹ツ 堅拾三間

横式間半

とある。

同御蔵は、磐井郡東山南方薄衣村（東磐井郡川崎村）^字細越にあり、^字諏訪前に隣接する台地上にある。

（第九四図参照）

同御蔵の創設は天和二年（一、六八二）田村建頭が一ノ関に入部と共に^字諏訪前地内に設けられるところであるが、享保一〇年（一、七二五）^字細越に移築されるところとあり⁽¹⁾、（移転は洪水に因る被害であろう）御蔵守は惣右衛門（千葉）である。

同御蔵に収納されるところの年貢米は、頭書の如く一ノ関田村領に属するところの東山地区八か村の村々であるが北小梨村（千厩町）、摺沢村（大東町）等にはそれぞれ二、三棟の御石貯蔵がある。従って、薄衣御蔵に収納されるところは、その他の村々であろう。

同御蔵も明治五年における租税の金納制度実施と共に廃止されるところであり、敷地はもとより借地であったから旧地主に反還されたことであろうが、御蔵等の施設については明らかでない。

註 (1) 山形氏資料

(2) 安永風土記

(五) 狐禅寺御蔵

狐禅寺御蔵は北上川右岸にあり、一ノ関田村氏領における最上流端の御蔵であつて、同田村領の年貢米を収納する一ノ関藩の御蔵であり、次の如く記されるところである⁽¹⁾。

一、御蔵場 一ヶ所

一、御本石御蔵

右ハ一関御物成石御取罷成候御蔵ニ御座候

とある。

同御蔵場は、磐井郡西磐井狐禅寺村（一関市）^字舞台にある。（第一一〇図）

同御蔵の創設は「田村候一ノ関に移封するや御蔵を此処に置き」等と言われる如く、田村建頭が一ノ関へ就封した天和二年（一、六八二）頃であろうが、年代等は明らかでない。更に、同御蔵に収納され、^{のぼせ}為登米として川下げされた年貢米等は西磐井地方田村領一か村中何か村に及んでいるか、これまた、明らかでない。



第110図 狐禅寺御蔵



第111図 狐禅寺御蔵

それは一ノ関藩庁の御蔵へ納められ、台所米等に供されるところも少くないからである。

(第一一図)

同御蔵における御蔵守は、田村氏の家臣で天和二年同氏に従って岩沼(宮城県、田村氏の前封地)より転住するところの八木某が、田村藩御蔵における初代御蔵守となり、爾来同家の世襲とされるところである。

しかし、八木家は明治初期における火災に因り古記を失い近世末期の一部が知られるのみである。

御蔵守 八木七郎左右衛門	養右衛門御蔵守 天保十年卒
治右衛門御蔵守 文久三年卒	廉平(襲名治右エ門)御蔵守 明治卒

等とある。

(註) (1) 旧戸籍 戦前) によれば八木氏の族称は士族とある。

(2) 八木家の伝承によれば、古くは日形町佐

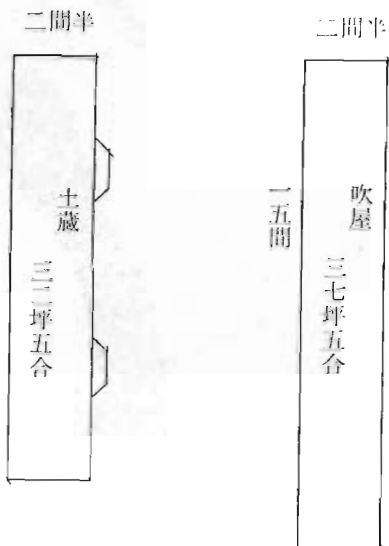
藤某が狐禪寺の御藏守を勤む」云々としている。八木家以前の御藏守云々は同地域が伊達氏の領地であった近世前期である。
 そして、日形佐藤某の狐禪寺御藏守が事実とすれば、伊達藩の御藏が近世前期、概に、設けられていることになり、田村氏は、その御藏を移譲し、八木氏をして御藏守に任じたことが推定されるのである。
 しかるに、日形町佐藤家においては、概に、古記を失ってこれを証する資料は殆どない。

狐禪寺藏 (一関市狐禪寺)

更に、明治維新後、新政府による租税米収納の、狐禪寺官倉における御掛取治右衛門(八木)がある。同人は、同狐禪寺御藏における官倉吏の最後の人である。

同御藏は明治五年貢租等の金納が認められると共に廃止されるところであるが、同一〇年岩手県の調査によれば次の如くである。

二間
役所
八坪



第112図 狐禪寺御藏配置図

一、磐井郡狐禪寺村字舞台
 土藏 三十二坪五合 横二間半 長十三間
 吹屋 三十七坪五合 横二間半 長十五間
 旧役所 十一坪二合五夕

とある。

同一五年五月一〇日岩手県會議は「倉庫充

却ノ件」を附議し、同日可決して狐禪寺村所在の倉庫等(同一〇年調査の通)を売却している。

更に、同二九年同県會議は「地方経済所屬ノ土地処分ノ件」を議決し、次の如く払い下げを行っている。

地方経済ニ屬スル不用土地現在調(抜)
 西磐井郡真滝村字舞台 一、三八五坪

内 六百六十坪廿九年一月ヨリ卅三年十月マテ其村八木廉平へ貸下

とある。

同敷地は、旧御藏守八木廉平が払い受け畑地に耕起し、更に、水田に転換され、旧態を止むところなく、裏門等の地名を止むるのみである。

- 註 (イ) 安永風土記
 (ロ) 水沢県引継文書
 (ハ) 八木敷資料
 (ニ) 岩手県議會史



95 狐禪寺御藏跡 右端は御掛取八木治右衛門家

三、南部藩

北上川沿岸における南部領は、右岸においては和賀郡鬼柳村（北上市鬼柳町）南境を以て南限とし、左岸は同郡立花村（同市立花町）南境男山の山頂を経由する嶺線等を以て伊達領に接するところである。

同領界以北における年貢米等を積み出す川岸（河港）は、集荷場とも言うべき御蔵場と共にあるが、その数は、四か所にすぎない。

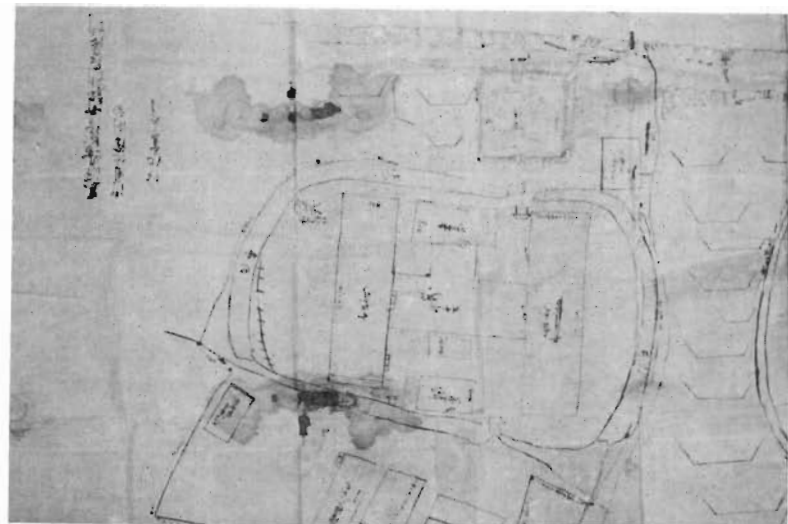
殊に、黒沢尻以北は河状が悪く、更に、水量が不足であり、大型の艀の航行に適せず百石積の小艀船を用いるのやむなき状況である。

従って、一八〇石積の艀は黒沢尻川岸までを限界とし、更に、上流には航行するところではなかったから、川岸は北上川の河畔に着岸する程度であり、川岸と共に設けられるところの御蔵場も亦、大施設の所はない。

しかし、その施設の大小は別として、総て南部藩によって設けられ、更に、運営も亦、同藩庁によって直接管理されることであり年貢米等の収納時においては、その時々によって奉行が任じられ、常住する業務担当者等も長期にわたる勤務を避け交代期を短くしている等の特色ある行政によっているのである。

更に、奉行等の人選を厳にし、末輩の起用等がないことは、為登米の藩政に及ぼすところが大きであったことを肯定するところであらう。

（一）黒沢尻御蔵



96 黒沢尻御蔵古図

北上市図書館蔵

黒沢尻御蔵場は、北上川、和賀川合流点の上流本川右岸にあり、南部領最南端に置かれる御蔵であって、黒沢尻通等の貢納米を収納すると共に、花巻、郡山、盛岡等より小艀船によって川下げされる米、大豆等を一時貯留し、更に俵装を整える等、南部領産穀の江戸廻送の基地という、二重の使命を背負うところの御蔵であり、天和二年（一、六八二）の南部藩邦内貢賦記等に次の如くあるところである。

一、黒沢尻御蔵 四ツ

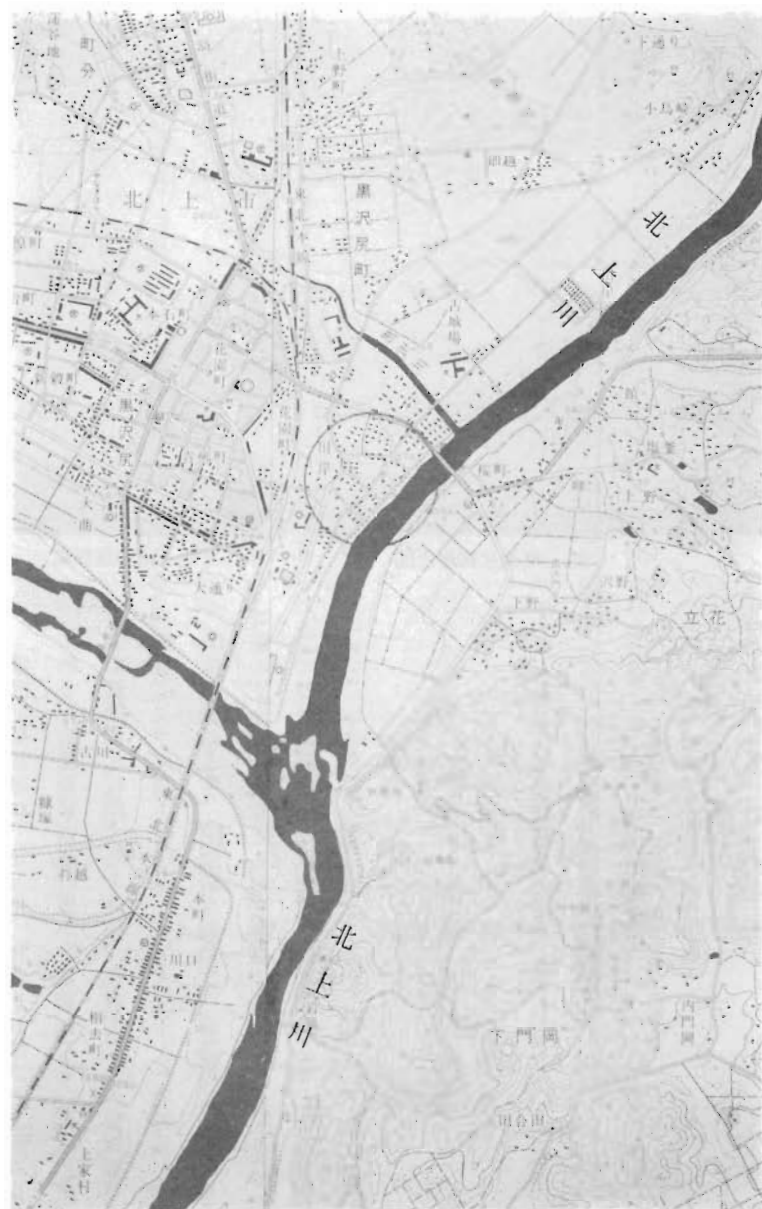
横五間 長二十一間
〃五間 〃十九間
〃四間 〃九間
〃四間 〃十一間

とあり、その収容能力を次の如く記している。

一、陸中国和賀郡黒沢尻御蔵

北蔵 壹万三千六百八拾俵詰入
大俵蔵 三千四百五拾六俵詰入
南蔵 壹万四千四拾俵詰入
〃三蔵

等とある。



第113図 黒沢尻御蔵

同御蔵場が、南部藩によって創設された年代等は必ずしも明確ではない。

しかし、在地伝承^{並び}に地方史家等においては正保二年（一、六四五）説が唱えられているのである。

それは、黒沢尻の町割が慶長一九年（一、六四二）に執行される^{ところ}であり[、]更に、同藩が江戸廻米の拠点として石巻に御蔵を設けたのが正保二年の冬である。（民間倉庫の借上か？）これと同時に黒沢尻川岸を開いているのである。従って、御蔵場も此の時、設けられたとするのである。

しかし、南部藩における江戸廻米の、初期拠点は花巻城下西蔵であろう。（南部藩における初期の江戸廻米は、主として江戸藩邸における台所米等と称されている）

従って、黒沢尻御蔵場の創設は、川岸の開設より若干、遅れるのではなからうか。

同黒沢尻川岸による江戸廻米の初見は慶安四年（一、六五一）である^が、翌承応二年（一、六五二）における江戸廻米は郡山、花巻、黒沢尻の三川岸より積出されている[。]

しかるに、同三年（一、六五三）における江戸廻米を始めとし、爾後の廻米は殆ど黒沢尻川岸に限定されているのである。

従って、黒沢尻御蔵場の施設が整備を完了し、江戸廻米の拠点として確立されるに至ったのは、一、六五〇年代の初頭ではなからうか。

その後、同御蔵場における穀蔵等の屋根替修理等は再三にわたるところであろうが、天保二年（一、八三一）には穀蔵の改築が施工されている[。]

（黒沢尻御蔵棟札）

第三章 運輸

南部三十八代国主

源利済公

和賀郡黒沢尻北御藏

此処御建直御手入御普請

天保二年辛卯四月十四日吉辰

御取付六月二十三日御普請成就

御代官御請掛

新田目佐市道経

田鎖要之丞義明

御藏奉行

谷地左右衛門政知

中谷長右衛門尚之

橋本逸平 請貢

鬼柳黒沢尻通本役御普請掛

白石壮平 秀模

池田源助 清村

(以下略)

とある。

更に、同一二年東蔵の改築工事が施工されている。

しかし、これ等の工事に要する諸経費等は藩庁の支出するところによらず、総て、地域住民に賦課される場所であり、その地域は御蔵場の所在する黒沢尻通りのみならず、隣接する高木通等にも及んでいるのである。

従って、御蔵場、川岸等の普請は総て花巻代官所々管地域の住民負担によって行われたことが考えられるところである。

文政年間における高木村（花巻代官所々管内）の書留に次の如くある⁽⁴⁾。

一、五百五拾九文

黒澤尻御蔵所々繕入方品物代

一、黒澤尻御蔵番小屋建替並入用賞、芦、竹、三品（以下欠損）

等がある。

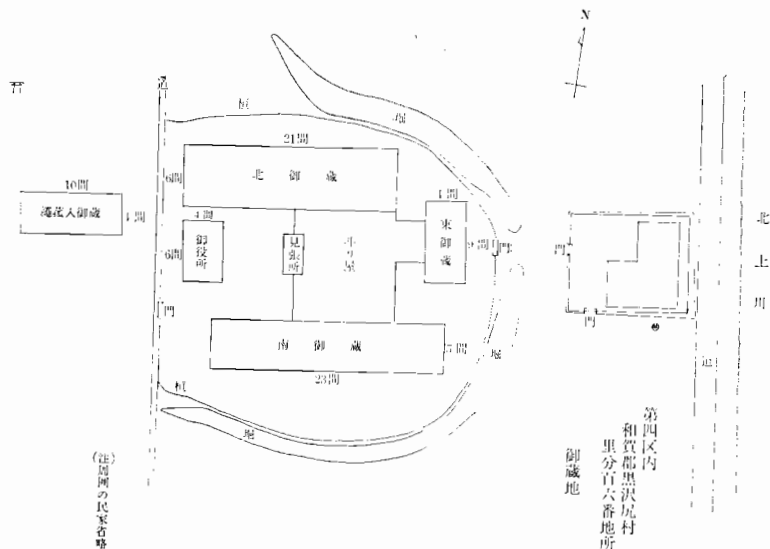
これ等の普請等は、花巻代官の管掌に属するところであり、代官の指示等によって施工されるものであるが、御蔵の運営等は藩庁より任命される所々の二三名の御蔵奉行によって執行され、その下部組織として御蔵番四人、御帳附一人等が置かれている。

これ等の職務にある者の給与は御蔵番一人に付御給米（年俸）二駄（約一石四斗）御帳付は同じく三駄（約二石一斗）と定められている。

以上の職務は、南部藩の通例として終身あるいは世襲等のことはなく、地域住民の中より見識ある者が選任され、数年乃至一〇数年で交代される所々である。

（註） 例外であるが、同黒澤尻御蔵における御帳附忠兵衛家は数代にわたり御帳附を勤め、更に、忠兵衛は殊の外、勤務よろしきを以って嘉永五年（一、八五二）終身米三駄を給せられることが申渡された所々である。

その後、明治維新と共に藩制によるところの御蔵場は、新政府における地方行政庁に移管され、現場組織は従前と



第114図 黒沢尻御蔵配置図

大差なく租税米、雑穀等の収納業務に従事するところであるが明治五年租税は総て金納に改められ、御蔵場の制度等は廃止されるのである。

同八年岩手県より内務省に上申するところによれば黒沢尻御蔵は次の如くである。

明治八年一月 日

内務卿 宛

蔵場ケ所調査 (抜)

一、黒沢尻 南・北・東 合三棟

とある。

(註) 内務省設置明治六年一月二〇日

これ等の施設は、御蔵場の廃止後、民間組織による舟運業者等によって引続き使用されるところであるが、同一二年岩手県は不要財産として敷地、施設等を公入札によって払い下げているのである。

坤第五十五号

陸中和賀郡黒澤尻村里分川岸蔵所立木建物共別紙記目之通公ノ入札ヲ以拂下候條望ノ者ハ来ル四月十五日限願書

投票共可差出尤開札之上價額不当ト視認候節ハ再入札相達候儀モ可有之此旨布達候事

県令 島惟精代理

岩手県大書記官 岡部綱紀

明治十二年三月十五日

陸中国和賀郡黒澤尻村里分川岸

一、蔵所反別五反五畝廿七歩

内

反別四反五畝二十五歩 平坦地

反別八畝四歩 堀割敷地

建物三百七拾七坪二合五勺

外庇廻り二十九坪五合

内

一番土蔵 百二十六坪

外庇廻り 六坪五合

二番土蔵 三十六坪

三番土蔵 百三十八坪

外庇廻り 二十三坪

四番土蔵 三十六坪

甲役所 三十坪

乙役所 十一坪二合五勺

立木 百四十一本

右之通

とある。



97 黒沢尻御蔵跡

しかし、払い下げ人等是不明であるが、その後黒沢尻川岸は益々繁盛しているのである。従って、同川岸による輸出入物資の集荷庫として同御蔵の存在が考えられるところである。しかるに、明治三三年東北鉄道の開通によって交通、運輸等の体系が大転換するに至り、川岸の衰退と共に御蔵（土蔵）等の利用が減少し、遂に、廃止されるに至ったのである。

註 (イ) 岩手県議会史

(ロ) 司東代資料

(ハ) 雑書（盛岡城日記）

(ニ) 北上市立博物館資料

(ホ) 新川文書

(ヘ) 吉田氏資料

(ロ) 岩手県文書

(二) 花巻御蔵

花巻御蔵は、北上川右岸にあつて糠貫郡下等における南部氏直領の年貢米等を収納するところの御蔵であり、同南部藩「邦内貢賦記」（天保年間に成立）等によれば次の如

くである。

一、花巻本御蔵 六ツ

横四間 長二十間

横四間 長二十三間

横四間 長十五間

早坂下

横三間 長十五間 二ツ

横五間 長二十三間

一、同所新御蔵 三ツ

横五間 長二十五間

横五間 長二十一間

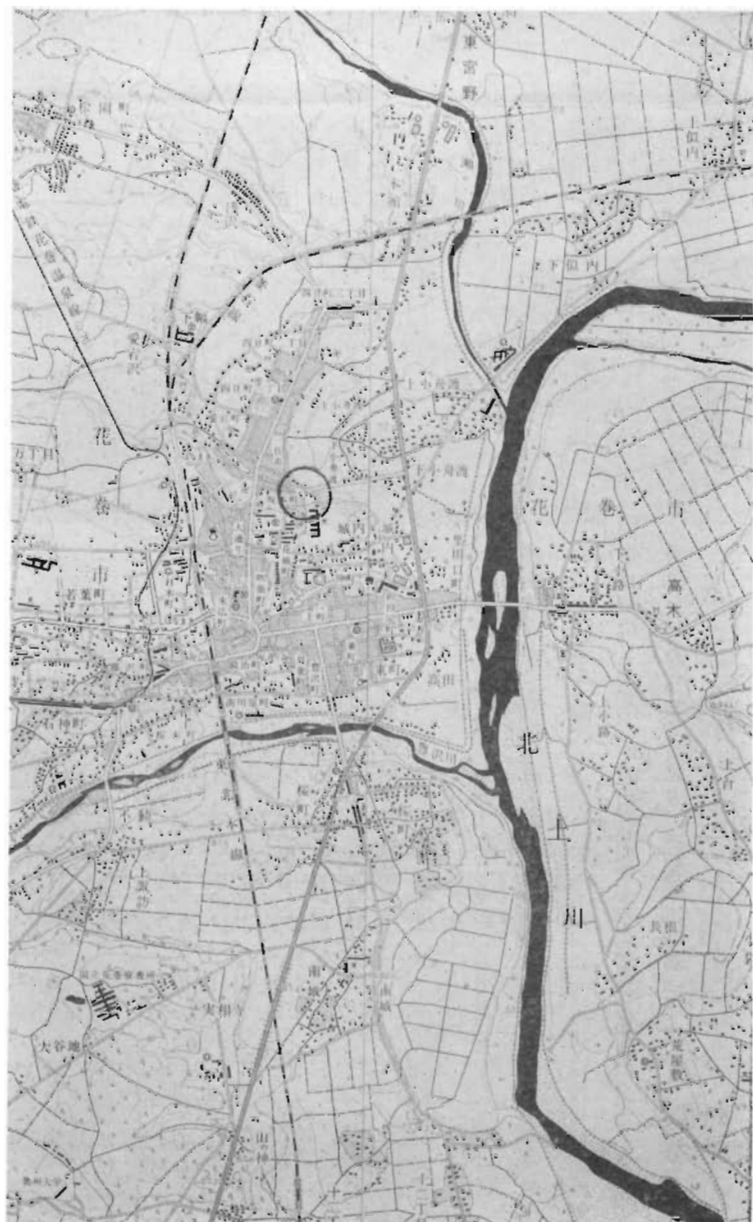
横五間 長十五間

等とあるが、江戸廻米等の集積は主として早坂下の御蔵（西御蔵）が充てられるところである。

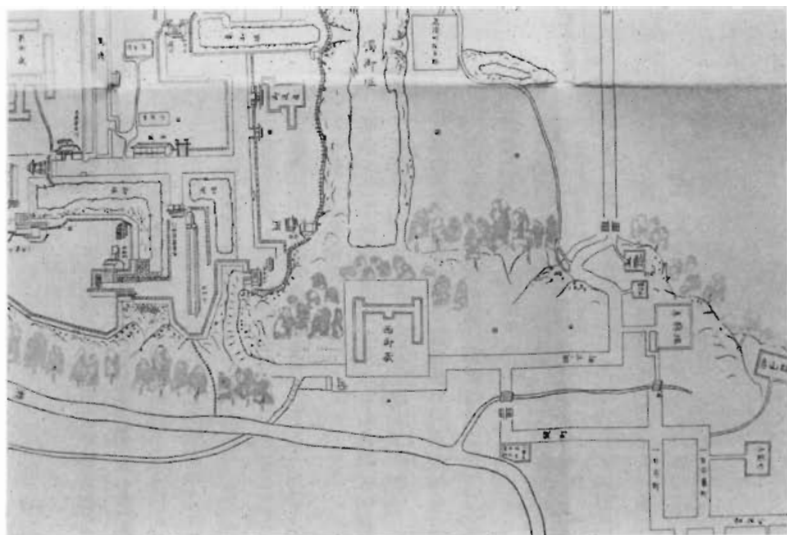
同西御蔵は、天和三年（一、六八三）城内より移転するところの御蔵であり、同御蔵に集荷された御蔵米は、一日市町における川岸から積出し、黒沢尻御蔵へ送られるところである。

しかるに、貞享三年（一、六八六）北上川の河道切替によって、一日市町川岸よりの積出が困難となり、後年に至り、里川口町に川岸が開かれ、更に、新御蔵が設けられるところとなり、近世後期においては殆どが同新蔵に年貢米等が収納されるところと言う。

しかし、新御蔵の設置年代等は明らかでない。享保六年（一、七二一）における川口町、館小路等の火災に際し、



第115図 花巻御蔵



98 花巻城西御蔵絵図

花巻市蔵

同御蔵が類焼の災を被っているのである。

従って、同年以前における建設であろうが、その運営と共に明らかでない。

同西御蔵において年貢米等を上納された地域は、頭書の如く稗貫郡等を所管するところの花巻代官所管下における万丁目、寺林、笹間、高木村等の諸村であるが、安俵通に属する新堀村、八幡通の内、好地、八幡村等は、寛文一〇年（一、六七一）より花巻御蔵に上納するところと改められている。

同御蔵場における年貢米、買上米等の納入は、従来大俵（江戸廻米の俵）を以て上納が行われるところである。

しかるに、天保四年（一、八三三）の大凶作年において、臨時的措置であろうが、小荷駄俵による上納が許され、更に、収納検査等に至るまで特別に処理するよう寛大な仰出が、次の如く申渡されている。

（註）天保四年以降小荷駄俵による納入が認められたのであろう。西御蔵場には小駄蔵と称される蔵が一棟あ

る。

一、郡山四ヶ在、花巻二郡中

例年御年貢米大俵納被仰付候所當年柄為御登米茂不被仰付候間小駄納被仰付候此旨御百姓共江可被申渡候事

一、例年御年貢米納節御藏ニ而大俵限ニ升目相改米吟味之上取納候様被仰付置候所數十駄納候御村者當日相済不申御百姓共一宿仕難儀之趣兼ニ相聞得候當作不宜弥以可及迷惑候之条斗立納當年斗御用捨被成差札納ニ被仰付候依之村限組合申合あらくたけ無之様升目吟味仕上納為致可申差札之書様別紙之通為致可申右ニ付御藏ニ而米吟味方左之通被仰付候間御百姓共江為心得可申候事

一、拾俵迄者

壹俵限改方差米致御吟味之事□あらくたけ之惡米ニ而納不相成程ニ候ハノ本人組合共ニ無調法ニ可被 仰付事

一、拾俵ノ式拾俵迄者

竈俵ニして式俵宛選出シ差米ニ而御吟味前書同様之事

一、何百駄ニ而も拾俵ニ式俵之竈俵改候事

一、駄数之内ニ俵ふり不宜輕俵ニ見得候故有之候ハバ除置壹俵限ニ差米改吟味之事

一、例年御年貢米相納候節御藏雜用壹俵ノ五合積納米候所當年不作ニ付御百姓共為御救右之分御用捨被成 御上ノ雜用御渡

被成候事

右之通百姓共手廻シ宜様被 仰付候間米拵方升目共ニ無疎未仕立上納可申若追而御改升目不宜候ハバ納人無調法ニ可被仰

付過料米御取上肝入組頭組合共迄可為無□此旨末々御百姓共迄具可申渡旨被 仰付候

天保四年巳十一月

(註) 大俵 為登米の規格四斗七升余入の俵

小駄 小荷駄俵であり三斗五升入の俵

とある。

天保四年(一、八三三)は、南部領等における凶作連続二年目であり、最も、被害の多い凶年であったから藩庁は

とある。

農民のため、特に、年貢米の上納に寛大な措置を取り、更に、御藏場における諸雜費の負担等も免除するに至ったのであろう。

しかし、冷害による凶作は、更に、同六・七年(一、八三五・三六)と続き領民の窮乏その極に達するに至ったのである。

此処において、南部藩は領民の便を計り、畑地の多い村邑並に畑地を多く耕作する百姓達のため、次の如き仰出を以て、米納を原則とするところを雜穀納に変えるよう申渡しているのである⁽⁴⁾。

(天保七年) (一、八三六)

當年凶作ニ付畑高勝之御官所者勿論畑勝所持之御百姓共御米上納ニてハ迷惑候間御定目御割合を以雜穀駄替上納被 仰付条此旨御百姓共江可被 仰渡候

と申渡している。更に、年々為登米として江戸(東京)へ廻送するところの買米等も同年は次の如く停止の旨が仰せ出されている⁽⁵⁾。

(同七年) 御

買米之儀者江戸表御相續金御藏元共出金之内江御返金多足之ため年々御登不被成候得共不相済事ニ候得共當年不作ニ而一統可及規儀候間別段御憐愍ヲ以當年斗御買米不被 仰付候此度御百姓共江可被 仰渡候(同七年)

とある。

従つて、天保五年、同七年等の凶作年には、南部藩における為登米は殆ど行われていないのではなからうか。

更に、断続的に続いた凶作は同九年(一、八三八)に至り、遂に、その極に達し、領内の産穀は漸く二分の一に止るところであり、年貢米、豆等もかううじて半納に終り、残余は年延(年賦払)によらざるを得ない窮状に立ち至つ

たのである。南部藩は、その措置につき代官を通じ次の如く指示しているのである⁽⁹⁾。

一、御年貢米半納年延拝借被 仰付候分并御買米末納之義ハ全く上納不致候得者不相成次第之者故不下置候ハバ去困窮為無據未納ニ至筋之事故先年々豊熟打續候而も近年一統之疲れ容易ニハ難愁事ニ候間右末納之分當年々拾ヶ年賦ニ御取立被成直ニ御預ケ被成村方御□之御備米ニ被 仰付候間村方身元宜敷者ニ預り心ヲ用ひ急度□置置可申尚其外ニも追々置置穀御仕法茂御沙汰被成候間此旨一統相心得候様御沙汰候

天保十年亥三月（一、八三九）御官所 印

と、一〇ヶ年賦で完済が出来るよう逐次積立を行うよう指示しているのであるが、前後八ヶ年に及ぶ凶作による痛手は深く、領民の経済復興は容易に行われるところではなく、年貢米、買米等の未納分補填に充当すべき積立穀の収納等に至っては、殆ど行われるところではなく、村役人共は、その措置に窮するに至ったのであろう。同一四年（一、八四三）次の如き答申書が提出されている⁽¹⁰⁾、

年恐御答奉申上候事

一、於當御村方ニ無據御年貢米并御買米去ル天保九年迄未納之分格別之御憐愍ヲ以十ヶ年賦ニ被仰付右ハ御村方為御救御備米被 仰付候間村方身元宜敷者ニ預り心を用へ急度置置候様去ル天保十年御沙汰被成下置一統難有仕合奉存年々取立御村方置置可申答之処今以上納無之其節ハ取扱被下置候ニ付恐入罷有候処此度何程置置候哉者御吟味之御沙汰重疊恐入御趣意不勘弁ニ相當リ恐入申上様奉存候得共兎角死潰欠落極窮之御百姓共未納之事ニ御座候へ者御年貢并御買米共ニ二三月迄相懸リ漸く上納ニ至り候程之仕合ニ而御答向申上様無御座恐入奉存候別書之訳柄ニ而被立置置急候何卒當秋之御年貢米上納引續キ當年々八ヶ年中急度取立御沙汰之通身元宜敷者ニ相頼シ置置候様可仕候年恐此般御答ヲ遣以奉申上候

卯（天保十四年）東拾貳丁目村

五月廿八日

老名、肝入
連名

等とある。

従つて、農民は天保一〇年以降においては年貢米、買米等を上納し、更に、同九年の凶作時における未納分の積立等まで行わされているのである。

しかし、同御蔵は、御囲穀の積立等には関与するところでないが、年貢米、買米の収納等は天保九年以外の年は、従前通り行われたことは明らかである。

これ等、上納米の収納に当る役人は、普通の場合御蔵奉行、御蔵帳付、御蔵番等であるが、同御蔵における年貢米、買米等の収納日には所轄の代官が自ら出張し監督に当り、更に、管内の肝入、老名等を交代に召集し立合せしめている⁽¹¹⁾。

（（安政六年）一、八五九）

御年貢米御買米上納之節ニ御代官御蔵ニ罷越立合ニ而年々御沙汰被成置候通□性阿らくたけ俵拵共吟味前々御沙汰之通御百姓共上納為可申旨御沙汰候依之御代官今日御蔵元ニ罷越候条兼て達置候通肝入老名之内壹人宛上納之節ニ御蔵ニ相詰可申候事

十一月十七日

御代官所

とあり、上納者百姓に対しては、納米の精撰及び俵装等を特に留意するよう指示している。更に、納米の検査等につき次の如く申し渡しているが、その中で、斗立と称して、例の、御蔵場の諸雑費分を一駄につき一升づつ上納すべきことを指示しているのである⁽¹²⁾

（嘉永元年（一、八四八））

一、御年貢米上納之節壹俵ニ付見米五合宛上納仕以斗立候前廉見米御蔵奉行様ニ懸御目ニ宜つて何駄ニ而茂上納済之上壹駄

ニ付壹升積斗立上納可仕旨御沙汰成下置候

とある。

従つて、年貢米上納に當つては、十俵に付五合づつの検査用見本米を前以つて御藏奉行に提出し、検査を受けると言う方法によつてゐるのである。しかし、同検査方法は花巻御藏に限る特例ではなく、南部藩における年貢米収納検査の標式であらう。

同御藏における御藏奉行、御藏御帳付等の役人は、花巻御給人の中から任命されたのであらうか、殆ど不明である。更に、地域住民より拔擢されて勤むところの御藏番等も明らかでないが、次の如く給せられてゐる。

万延元年（一、八六〇）

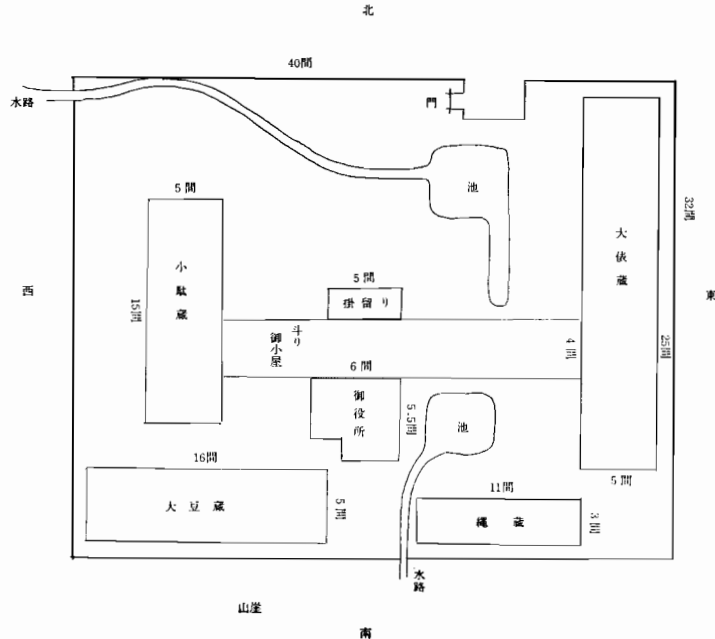
- | | | |
|----------|---------|----|
| 一、六駄宛 | 南御藏番 | 三人 |
| 一、六駄宛 | 西御藏番 | 三人 |
| 一、壹駄片馬 | 花巻西御藏番 | 儀藏 |
| 一、六駄片馬給米 | 御藏番並御藏番 | 新助 |

とある。

更に、同御藏に収納された御藏米を、黒沢尻御藏へ川下を行うための川岸は、里川口町に設けられ、小繰船一二艘「明和五年（一、七六八）、天和元年（一、六八一）には小繰拾艘とある」が配置されている。小繰船による御藏米運送等の運営は、船肝入によつて行われるところである。

同御藏は、更に、明治維新後も数年間にわたり従前の如く貢納米等を収納するところであるが、同五年岩手県参事

花巻西蔵絵図（明治初期）



第116図 花巻御藏配置図

島惟精より租税頭陸奥宗光宛申上するところに
よれば。

先般、管下貢米積出、便利之湊及従前用ヒ来候
藏数并詰合数共取調可ニ差出一旨、御達御座候
処、当県管内貢米積出便利之場所ハ、庁下北上
川通り石巻ニ積出候ヨリ外無ニ御座候、藏数并
諸入石数ハ別冊之通取調仕候、此段御通達ニ付
申上候也

申九月廿四日

岩手県七等出仕 山下 方義
岩手県権参事 菅浪 武
岩手県参事 島 惟精
租税頭 陸奥宗光 殿

として、花巻西蔵につき次の如く記して
る。

- 一、陸中国稗貫郡花巻 西御藏
大俵蔵 壹万貳千俵詰入
小駄蔵 七千貳百俵詰入
新蔵 七千六百拾俵詰入
三蔵

とある。

従って、明治初期には同御蔵場施設は多少縮小されているのである。

同五年租税が金納に改められ、翌六年より収納が停止となり、更に、同七年税制改革によって御蔵場等が廃止されるところである。

その後、同地域における備荒倉としてその一部が充てられ、余剰の施設は米穀商等が借用するところであるが、同中期に至り岩手県は県会議の議決によって、施設を払い下げ更に、不用財産として御蔵場敷地等を次の如く処分するところである。

明治二十七年十二月八日可決

土地建物及物件処分

米穀賣却ノ為メ不用ニ属スル備荒儲蓄経済ノ土地建物及物件左ノ通処分ス

一、左ノ土地建物ハ地方税経済ニ引継クモノトス

稗貫郡花巻町所在備荒倉

敷地 此坪数 二千六百六十坪

板倉二棟 百坪



99 花巻城西御蔵跡

とある。

その後の措置については明らかでないが、地方税経済に引継がれた物件の多くは、数年を経ずして売却される例が多い。従って、花巻御蔵敷地等も払い下げ処分されたのであろう。現在、民間の所有に帰しているところである。

註 (イ) 新川文書

(ロ) 吉田氏資料

Ⅳ 岩手県議会議史

(三) 郡山御蔵

郡山御蔵は北上川右岸にあつて、紫波郡南部における南部氏直領の年貢米等を収納するところの御蔵であり、同郡二日町村(紫波町)通称城山北西麓にある。(第一一七図)

同御蔵の創設年代等は明らかでないが、正保五年(一、六三八)同川岸より御蔵米、大豆等を江戸へ積出してゐる。従って、同蔵の創設年代は、更に、遡ることが考えられるところであるが、同二年(一、六四五)以前に及ぶところではなからう。

同御蔵に年貢米等を上納する地域は、頭書の如く紫波郡南部における北上川左右兩岸の村邑である。

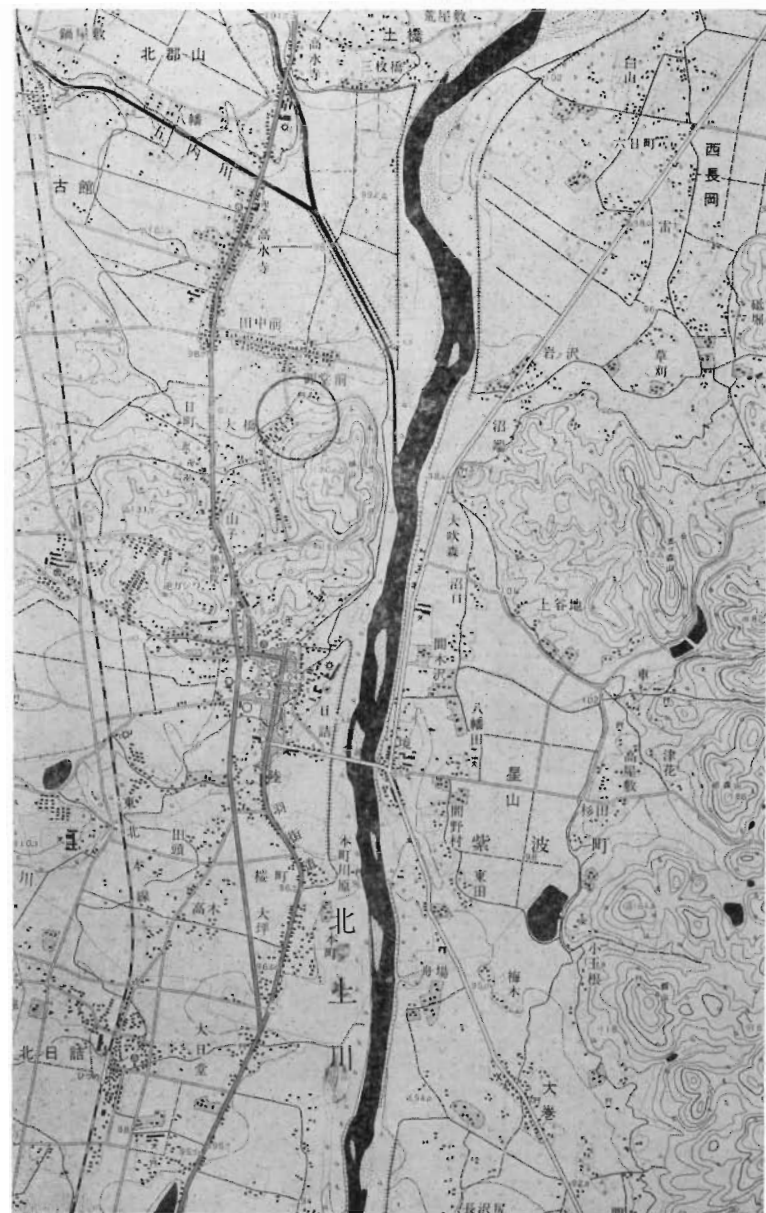
(天保二(三年(一、六八二(三))

日詰通

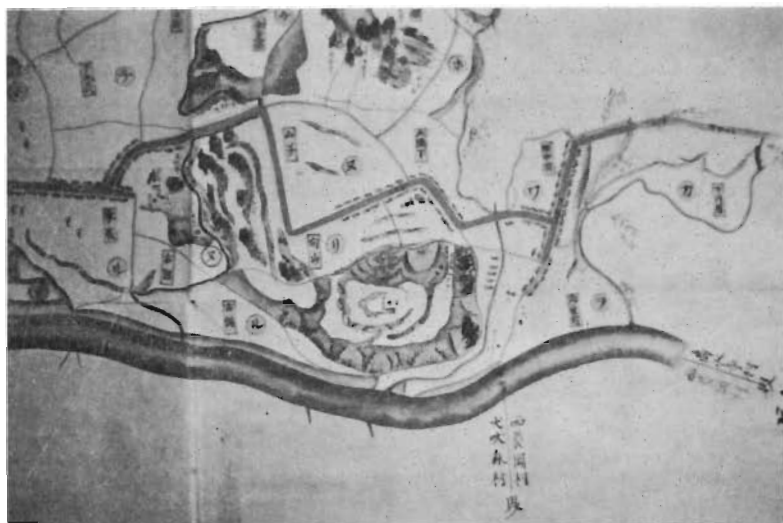
一、高五千六百拾三石六斗三升八合

米ノ式千三百九拾二石九升二合 内大豆百拾壹片馬

右總高之内六百貳拾壹石五斗九升六合諸役御免高



第117図 郡山御蔵



100 郡山御蔵附近

盛岡市立公民館蔵

差引千七百七拾石四斗九升六合 貢納高
長岡通
一、高五千百九拾三石壹年五合
米ノ式千四百拾七石三斗九升五合 内大豆八拾六駄
右總高之内五拾三石八升九合 設役御免高
差引式千九拾四石四斗六合 貢納高
等、及び、

伝法寺通
一、高五千式百六拾五石三斗四升七合
米ノ式千百九拾式石五斗六升八合 内大豆百拾壹駄片馬
右總高之内式拾九石五斗九升三合 諸役御免高
差引式千百六拾石九斗七升五合 貢納高

等である。

同地域より上納されるところの年貢米等は黒沢尻御蔵に廻送され、同御蔵において、更に、上俵を懸け二重俵装に仕上げられるのである。

(註) 南部領における為登米の殆どは、黒沢尻御蔵で俵装仕上が行われている。

黒沢尻御蔵において使用されるところの上俵等は、総て

領民より買上るところであるが、買上、支払等の措置については南部藩勘定所の基本法とも言うべき「七欄仕様」の定めによって取扱われるところであり、同手控等に次の如くある。

(抜)

- 一、為御登米、上俵繩御入用次第御差上被成候筋右代銭御百姓共之儀下候ニ付手形算改候事
- 一、御年貢米運抵代之事
- 但御年貢高ニ引合算改仕候事

としている。

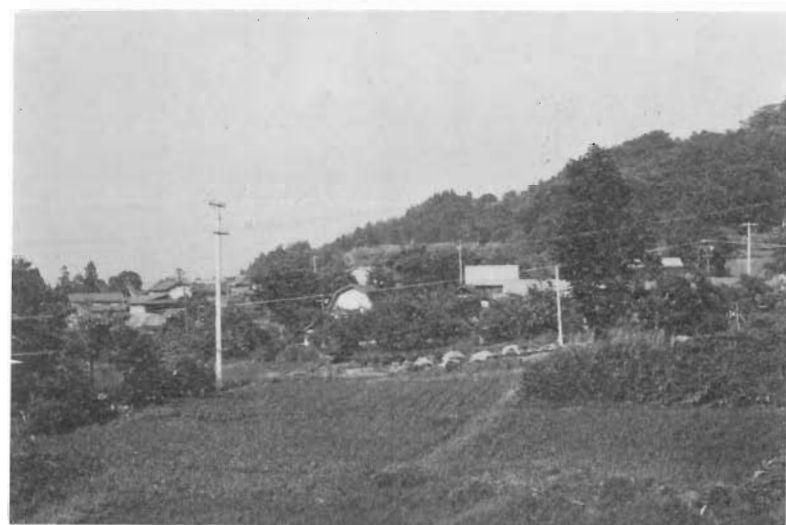
郡山御蔵は、上俵を多量に買上げ黒沢尻御蔵へ廻送しているところである。

享和三年(一、八〇三)における上俵廻送につき次の如く記している。

(抜)

- 一、四百貳拾三文 郡山御蔵より黒沢尻御蔵へ上俵繩積下一辺賃錢

とある。更に、九、一十一月の間において数回にわたる川



101 郡山御蔵跡遠景 (写真中央山腹の平地)

下があり、賃錢三〇九文が支払われている。

更に、同御蔵は南部最大の産米量を誇る紫波平野一帯の年貢米を収納するところであり、収納時における御蔵運営は、藩庁の任ずる御蔵奉行によって行われるが、常時における管理等は藩命によるところの「御蔵帳付」によって行われ、更に、その下部組織として、日詰通代官によって任じられるところの御蔵番、使丁等があり直接の維持管理に当るところである。

同御蔵場における御蔵帳付は、殆ど、地域住民より任じられているが、特定人による世襲ではなく、時々、交代改廃が行われ、近世末期における同御蔵帳付は、天保後期の下町金兵衛、安政年間の二日町義兵衛、更に、万延、文久年間等における下町の元治等があり、その待遇は次の如くである⁽⁹⁾。

(万延年間一、八六〇)

- 一、米壹駄片馬 日詰御蔵帳付 元治

(註) 郡山御蔵は近世後期に至り日詰御蔵と称されている。

- (一) 日詰御蔵場における施設は、建物五棟、収容能力一万四〇〇俵と称されるが、各棟における坪数等は不明である。

とある。

更に、収納し一時貯蔵するところの御蔵米は、同御蔵場に近い、俗に川端と称される北上川畔に設けられた川岸において、小繰舟に積み込まれ、黒沢尻御蔵へ川下が行われるところである。

同川岸に配置されるところの小繰舟は、天和元年(一、六八一)に三艘とある。更に、八〇余年後の明和年間(一、七六四〜一、七七一)に至っては一〇艘に増強され、これが運用のため船肝入が置かれ、手当額は三駄を給して



第118図 郡山御蔵場及び川岸附近

いるのである。

一、三駄 船肝入 半兵衛（日詰住？）
とある。更に、藩政末期の万延年中（一、八六〇）、日詰に居住し、船肝入で船支配（黒沢尻川岸における役務であらう）を兼任する忠助の場合も同じく三駄とある。

一、三駄 御船支配 日詰住居 忠助
船肝入

とある。

従って、日詰川岸における船肝入給は、藩政末期に至るも三駄（米であらう）で通されたのである。

同御蔵における収納数量及び同川岸より積出されるところの為登米量等は、既に、記録が散逸し、見るべきものがなく明らかなでないが。

明治四年旧御蔵場制度のもとにおいて収納され、同御蔵に保管せられるところの租税米は、翌

五年五月五日から川下が開始されているのである。

宰領

彦部村百姓代

義右衛門

長岡村百姓代

久平

伝法寺村北口所百姓代

文助

室岡村百姓代

岩治郎

記

本三斗七升入

一、御蔵米四百七拾四俵也

改壹俵ニ付此費目

一、拾四貫四百匁

此廻り

一、三斗七升三合廻り右之通貫目廻り

共相改新御蔵に運輸申候御請取可被成候事

壬申五月二十八日

郡山御蔵

出納課（岩手県）

とあり、六月一二日まで約一か月間を要し、その間における出帆日数は二一日にも及び出船数は小繰舟六八艘余に達し、輸送俵数は七、五六五俵余である。



102 郡山御蔵跡（御蔵坂の右写真上段）

同御蔵は、税制改革の行われた明治七年を以て廃止されるところであるが、同八年岩手県より内務省へ上申するところの「管下蔵所取調方御達ニ付申上書」によれば、

明治八年一月日

蔵場ヶ所調書

（抜）

一、郡山蔵所 一番・二番・三番・四番・五番 合五棟

とある。

御蔵場廃止後は、同地域における備荒倉及び米穀商等の貯穀庫などに利用されるところであるが、その後、不要施設として売却処分されるところであろう。施設の撤去、敷地の処分等、不明の点が多い。

註 (イ) 新川文書

(ロ) 吉田氏資料

(ハ) 岩手県文書

(ニ) 邦内貢賦記

(ホ) 岩手県議史

(四) 新山御蔵

新山御蔵は、雫石川流域における本宮、太田、厨川、雫

石村及び中津川流域諸村等、盛岡城下周辺における貢納米等の内、江戸廻米として同川岸より積み出される米、大豆、その他の穀物等を収納する南部藩の御蔵であるが、創設年代、機構等については殆ど明らかでない。

盛岡城開府当初においては、城内本御蔵が充てられたらしいが、後、松馬場北隣における新御蔵が充てられたのであろう。

同藩に伝えられるところによれば、

万治の頃、米内御蔵祖母御蔵より米溢れて、北上川の姥が淵に捨てたる事度々也註に云、今の新御蔵にて古川の回りめ也とある。

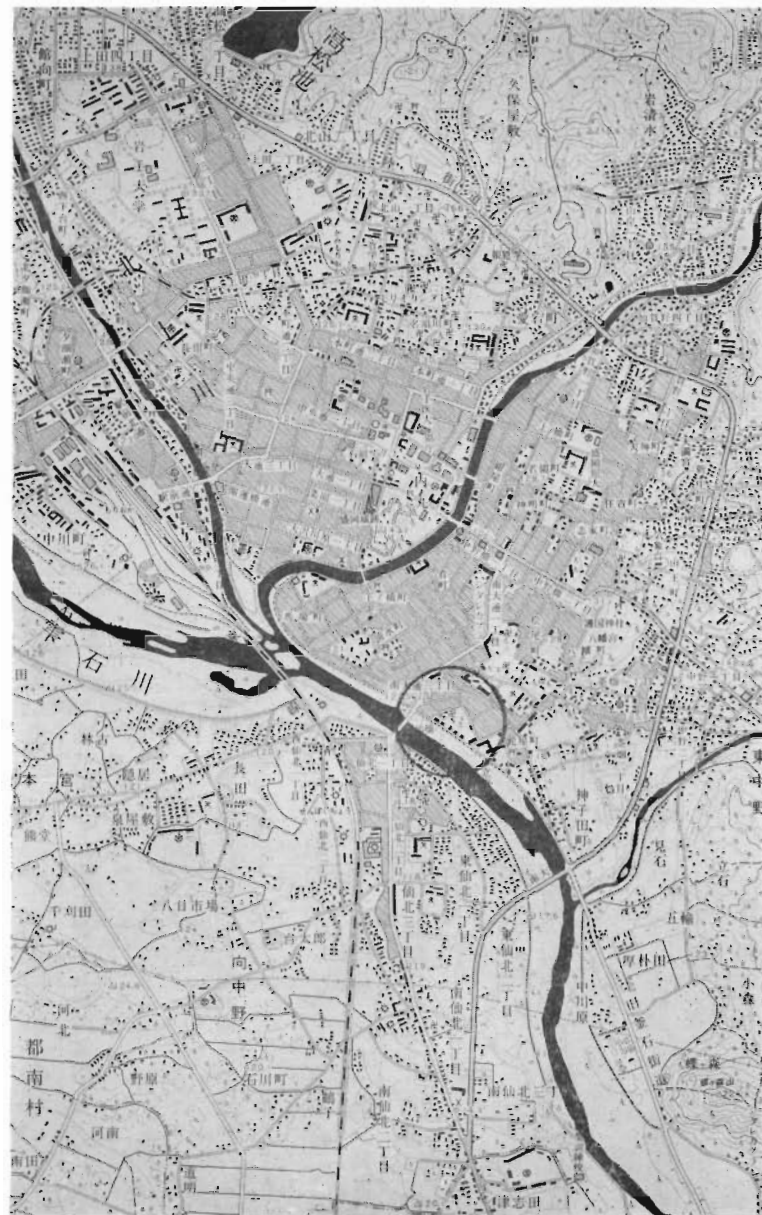
南部藩における江戸廻米が既に開始されている万治年間（一、六六〇頃）のこととしている、舟船の不便を暗示するところであろうか、いささか誇張の感なきにしもあらずである。

当時の積出は北上川、中津川、雫石川三川合流点より稍々中津川に寄る鶴泉における御舟入によるところである。盛岡城下より江戸廻米の川下げが行われた初見は、慶安五年（一、六五二）三月八日川舟一艘によって着、糯米等が川下げされている。

しかし、延宝八年（一、六八〇）新山土橋（明治橋の前身）が架設され、城下鶴泉の御舟入への舟路が断たれるところである。

従って、本御蔵、新御蔵等へ江戸廻米、大豆等の収納を行うときは、舟積のために多くの駄送を要するところであったから、舟運の便よき所に集荷場を設置する必要が生じ、設けられたのが新山御蔵であろう。

同御蔵及び川岸は、旧河道であるところの下川原地先（盛岡市南大通三丁目一番地附近）に設けられているが、



第119図 新山御蔵



103 新山御蔵 盛岡市

運営に当った奉行等の組織、取扱量等は秘中の秘とするところか？一切不明である。

同川岸より小繰舟によって川下げが行われた米、雑穀等は、黒沢尻御蔵に一時貯留し、更に、同黒沢尻川岸より罫によって石巻港における南部蔵へ川下げされるのである。

同御蔵場は明治五年租税の金納が許され、同六年物納制度廃止と共にその機能を停止することは、他の御蔵場と同様であるが、その後県庁所在地盛岡市の交通、運輸等における唯一の拠点として川岸と共に御蔵場施設が存置される場所である。

その後、公共組合組織による運送業者（北上組）等によって運用され、更に、変転を続けながら、東北鉄道開通の明治二三年頃まで、盛岡市における文化と経済の関門として重責を課して来たところである。

北上川舟運が廃退後も同御蔵は運送業者の集積庫として利用され現在一棟の土蔵が残されている。

註 (1) 盛岡砂子

四、八 戸 藩

北上川流域における八戸南部氏の所領は、寛文四年（一、六六四）盛岡南部二〇万石を二分して八戸藩が創立されてよりのことであり、その領とするところは、紫波郡南部における片寄、土館、稲藤、上平沢村等の滝名川右岸の地域である。

同領内における年貢米等を収納する御蔵は、寛文五年に設けられたところの上平沢村における御飯屋に隣接し設けられているのである。

同御蔵の管理、運営等は藩庁より仰付られるところの御蔵奉行（三、四名）によって行われるところであり、藩政末期における「平沢村御年貢上納通」によれば次の如きがある。

弘化三年（一、八四六）

志賀小左エ門、赤澤林治、石川賀

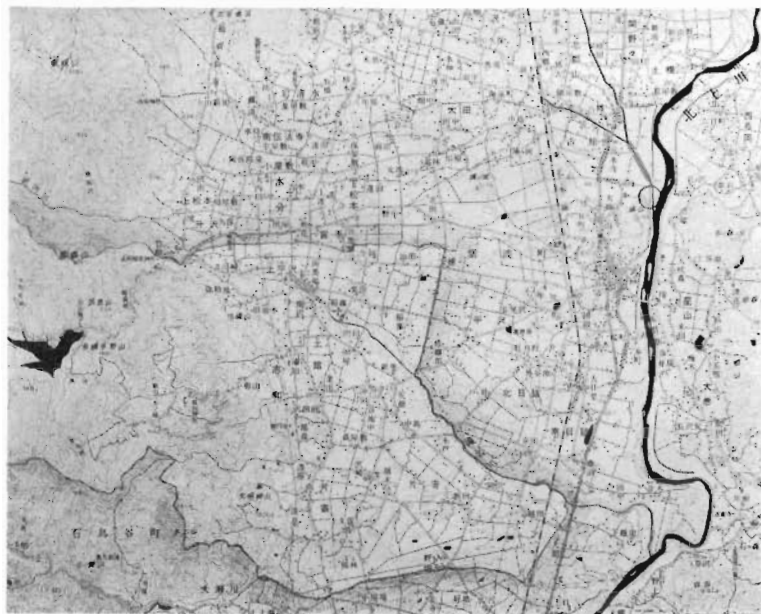
嘉永二年（一、八四九）

葛西三右 船越民右衛門 久慈金右衛門

同四年（一、八五一）

江刺家金七 葛西左橋 伊勢安房 工藤砂助

等とある。



第12回 八 戸 南 部 氏 領

しかし、下部組織としての御蔵番、御帳附等については明らかでないが、配置されていることは、諸帳簿の筆跡等から見て充分考えられるところである。

しかるに、同領域及び同御蔵等は、北上川河岸に遠く、御蔵米を為登米とすべくも、川岸を有するところでない。

従って、北上川舟運による為登米等は、総て、盛岡南部藩の郡山川岸に依存し、自領所属の小繰船によって黒沢尻川岸に送り、更に、盛岡南部藩の艘で石巻へ川下を行うところである。

この間における契約等の記録は既に散逸し見るべきものはない。

しかし、盛岡、八戸両南部は、もとより親藩であるから、殆ど、南部の為登米と共に扱われるところと推定されるのである。

附

録

一、關係規程

(一) 貢米請取方規則 (大藏省租稅寮達 第九十三号)

明治四年十一月五日

今般貢米請取方租稅寮取扱相成候ニ付爾後御藏納規則書別冊ノ通改正候条為心得此段相達候也

別冊 貢米御藏納規則 (抜)

第十則

一、三十六俵ヲ以テ一拼トシ、五拼ヲ以テ一掉ト可相定事

第十一、十二則略

第十三則

一、試廻ノ儀 一掉毎拼闔ヲ入當リ一拼ニ尚又闔ヲ入當リ一俵取出シ立入実四斗以上ニ候ハハ直ニ納廻ニ取掛リ可申事

第十四則

一、四斗以下ノ入実ニ候ハハ乱俵トシ勿除尤指米切替納ノ儀地方官申立候ハハ承屈可申事

但指米ノ上再納ニ差出候ハハ第十三則ノ通試廻シ可致事

第十五則

一、納廻シ五分一ノ法ヲ可相用事

五分一廻仕法

闔當リ一拼三十六俵秤掛区分

此譯 但一升五合同様トス、此目方六百目

一俵ヨリ七俵マテ 廻シ俵 一俵

附 錄

八俵ヨリ十二俵マテ 廻シ俵 二俵
 十三俵ヨリ十七俵マテ 〃 三俵
 十八俵ヨリ二十二俵マテ 〃 四俵
 二十二俵ヨリ二十七俵マテ 〃 五俵
 二十八俵ヨリ三十二俵マテ 〃 六俵
 三十二俵ヨリ三十六俵マテ 〃 七俵
 右ノ通尤四斗俵ニテ四斗三升余ノ入実ハ稀成リ又四斗以下ノ乱俵ハ勿米候ニ付全一升ヨリ三升マテ差ニシテ一升五合マテヲ同類トスレバ何程ノ不同俵候共四斗ヨリ餘計ノ区分無之筋也

第十六則

一、納廻シノ儀総掉ニ廻ヲ入當リ掉ヘ尚又拼廻ヲ入當リ拼此俵数三十六俵秤掛ノ上重輕区分毎ニ第十五則ノ通五分一ノ法ヲ以テ俵数取出シ升立四斗以上一升五合迄ノ違ニ候ハハ升目平均ノ内合米一升ヲ切下ケ石詰ニテ受取可申事

此訳假令ハ廻俵三俵共四斗以上ニテ一升五合マテノ違ノ節 左ノ通

上一俵 四斗二升五合
 中一俵 四斗二升二合
 下一俵 四斗二升
 平均四斗二升二合五勺余

内

一升 合米切下ケ

二合五勺余 五合未満ニ付勿米

全四斗一升入ニテ御藏納

一、廻俵ノ入実一升六合以上違之節 左ノ通此訳

上一俵 四斗一升八合
 中一俵 四斗一升
 下一俵 四斗一升

下一俵 四斗

右之通上入ヨリ下入一升六合以上ノ違ニ付平均ヲ不用總俵秤掛ヲ以テ輕重併分ケ御藏納イタシ可申事
 但合米切下ケ五合未満勿米捨ハ第六則通リタルヘキ事

(註) 第六則

一、貢米水揚ノ節ハ区長以下地方官員共立合、官員又ハ付属ノ者ニテ一俵毎ニ指ヲ入レ濡沢平性劣米等可致検査事
 第十八則

一、納廻平均五合未満ハ勿捨ニ付假令平均四斗一升八合ノ節三合切捨ノ筈ニ候得共二合不足分總俵ニ掛別納都合四斗二升ニテ相納度旨納入ヨリ願出候ハハ聞届可申事
 第十九則

一、米ノ目方上中下平均一升四百目ヲ目的トシ俵ノ目方ニ費目ニ一定イタシ候筈ニ候得共試廻ノ節一應相様可申事

(以下略)

(二) 渡船場運航心得

この渡船場は江刺市が管理するものであり、渡船手が運行上心得なければならぬことは次のとおりである。

一、運航時間 日出三〇分後より日没まで(晝食時間正午より午後一時まで休航)

二、利用料金 無料

三、定員 汽船 二〇人

木造船 一五人

車馬、牛馬、貨物等積載の場合は別に示す制限吃水線を越えてはならない。

四、運航制限

(一) 別に示す制限水位以上の増水のと看

(二) 風波又は雷鳴が激しく渡船手において危険と認めるとき

(三) 船、鉄索その他施設に異状を認めたとき

- (四) その他渡船手が必要と認めたとき
- 五、運行時間中といえども次の各号の一に該当する場合は乗船を拒否することが出来る。
 - (一) 介添人なき精神異状者又は著しく酩酊したるもの
 - (二) 挙動不審の者
 - (三) 他人に甚だしい不快の感を抱かしむる行為又は物品の所持者
 - (四) その他渡船手が必要と認めたとき
- 六、その他
- (一) 渡船手は公の奉仕者として令規に遵い民主的且能率的に作業にあたらねばならない。
- (二) 常に水位、気象、施設の状況に注意し災害の防止に万全をつくさなければならない。

昭和三十九年九月一日

江 刺 市
以 上

二、北上川（第六輯）年表

年 号	紀 元	重 要 事 録	北 上 川 関 係 事 項	備 考
和銅 五	七二二	陸奥を分けて出羽国を置く		
神亀 五	七二八	陸奥国に初めて鎮所を置く		
〃	〃	僧行基 二戸天台寺を創建す 奥州初めて黄金を献ず		
天平勝宝元	七四九	伊治城成る（宮城県最北）		
神護景雲元	七六七	陸奥国伊治村 浮石百姓二、五〇〇人余を置く		
〃 三	七六九	在鎮守將軍紀古佐美 巢伏の戦にて官軍大敗（戦死二五、溺死一、二五七人）		
延暦 八	七八九	在鎮守府將軍田村麻呂	胆沢城造建	現水沢市
〃 二一	八〇二	〃	志波城造建	
〃 二二	八〇三	〃	閉伊郡松崎（遠野市）に灌漑用堰を造と	
弘仁 二	八一	和賀、禪縫、斯波三郡建置さる		
四	八一三	在鎮守府將軍文屋綿麻呂	胆沢、徳丹二城あり	
嘉祥 三	八五〇		慈覺大師、骨寺を創建す	現一関市

仁寿	元	八五一		胆沢駒形神 正五位下を授けらる	
天安	元	八五七		江刺 極楽寺定額寺となる	現北上市
貞観	四	八六二		〃 黒石寺本尊薬師如来像造立	〃 水沢市
永承	六	一、〇五一	源頼義を陸奥守に任し、安倍頼時を討たしむ(前九年役)	奥六郡司安倍頼時坂す	
康平	五	一、〇六二	前九年役終る	安倍一族 厨川柵に亡ぶ	
寛治	元	一、〇八七	後三年役終る	安倍氏の遺領を継ぐ清原氏亡ぶ	秋田県 金沢柵
長治	二	一、一〇五		藤原清衡平泉に最初院を建立す	
嘉応	二	一、一七〇	藤原秀衡 鎮守府將軍に任す		
養和	元	一、一八一	藤原秀衡 陸奥守に任す		
文治	五	一、一八九	源頼朝 奥州平定を京に報す	平泉藤原氏亡ぶ	
〃	〃	〃		鎌倉御家人北上川流域等を分領す	
〃	〃	〃		奥六郡大不作	
建久	三	一、一九二	源頼朝 征夷大將軍となる	大洪水あり河道変遷す	
嘉暦	元	一、三二六		江刺に井内石による板碑建立す	
建武	二	一、三三五	南北両朝対立す	南北両朝の対立 北上川流域に波及し、諸豪争乱す	
明德	三	一、三九二	南北両朝合一す		
大永	五	一、五二五		黒石渡 正法寺年譜記事にあり	現水沢市

天文	五	一、五三六	伊達植宗「塵介集」を定む		
弘治	年中	〇		北上川大洪水	
天正	元	一、五七三	織田信長 足利將軍義昭を廃す		
一三		一、五八五	豊臣秀吉関白となる		
一八		一、五九〇	豊臣秀吉 奥州仕置を行う	豊臣秀次 中尊寺の神宝を持ち去る	
一九		一、五九一		奥南四郡等伊達政宗の領となる	
〃	〃	〃		紫波、稗貫、和賀等南部領となる	
慶長	二	一、五九七		盛岡城築造の工を起す	
三		一、五九八	豊臣秀吉没す		
八		一、六〇三	徳川家康征夷大將軍となる		
九		一、六〇四	日本橋を基点とし、全国の里程を定む	伊達、南部領等一里毎に一里塚を築く	
一七		一、六一二		南部氏 舟大工小川忠太夫を召抱える	
元和	五	一、六一九		〃 北上川の水利によって江戸へ米を廻送す	
九		一、六二三	川村孫兵衛 藩命(伊達藩)により北上川下流部を改修す		
寛永	元	一、六二四	伊達氏 石巻渡波に塩田を開発す		
九		一、六三二	伊達氏 海上輸送によって江戸回米を行う		
一二		一、六三五	参観交代の制を確立す	このころ、平泉中尊寺金色堂内藤原四代の遺骸を検す	

延宝	八	一、六八〇		南部新山渡廃止 土橋となる	
寛文	四	一、六六四	八戸藩創立	盛岡城下における河道切替工事成る	
同年中	〇			東磐井舞草御藏（民間藏）創建	〃
万治	二	一、六五九		江刺下川原に御藏を設ける	〃
明暦	元	一、六五五		薄衣御藏、本町より道場へ移転す	伊達藩
承応	二	一、六五三	幕府秤目の制を定む	南部新山渡にて渡船破損	
慶安	二	一、六四九		南部藩 石巻港（伊達領）に米蔵を建て	
同年中	〇			伊達藩 江刺黒石に御蔵を設ける	
五		一、六四八		南部藩 郡山御蔵より御蔵米、大豆等を江戸へ積出す	
三		一、六四六		南部新山渡にて渡舟転覆 人五人、馬三正死す	
〃		〃		〃 石巻港（伊達領）に米蔵を設く	
二		一、六四五	沢庵和尚没す	〃 黒沢尻に川岸を開く	
正保	元	一、六四四		南部藩川舟一艘進水	
同年中	〇			胆沢六日入御蔵設置される	
一九		一、六四二	〃	江刺郡等検地	現花泉町
一八		一、六四一	伊達領検地	日形御蔵守惣治郎とある	

天和	二	一、六八二	田村建顕 一ノ関城に入る			
	三	一、六八三	花巻御蔵 早坂下へ移す			南部藩
同年申	〇		北上川大洪水河道変遷あり			
貞享	三	一、六八六	花巻城下における北上川切替工事成る			
	ク	ク	八戸藩 初めて志和産米を江戸へ廻送す			
元禄	二	一、六八九	西磐井富沢御蔵創建			一ノ関藩
	九	一、六九六	關東における川舟の制を定む			
享保	三	一、七一一	下伊沢御蔵、瀬台野大桜に移さる			伊達藩
	四	一、七一九	黄海御蔵創建			ク
	一〇	一、七二五	薄衣御蔵、細越に移転す			一ノ関藩
寛延	三	一、七五〇	柵瀬渡にて渡船沈む			
宝暦	六	一、七六六	下伊沢御蔵跡呂井に移し、跡呂井御本穀御蔵となる			伊達藩
	一一	一、七六一	伊達領産米を大阪へ輸送す			
明和	四	一、七六七	関東諸川修築のため伊達、浅野二藩に助役を命ぜらる			
安永	三	一、七七四	豊田城碑建			現江刺市
	四	一、七七五	伊達領風土記成る			
天明	元	一、七八一	花巻外台 北上川河道切替工事着手			

三	一、七八三	奥州大飢饉	
五	一、七八五	〃	菅江真澄 黒沢尻下川岸渡を経て江刺に入る
同年中	〇		断續の大洪水あり
享和 二	一、八〇二	伊能忠敬 陸奥、出羽、越後を測量す	花巻下川原渡にて渡船転覆馬八疋、人六(七人死す)
天保 四	一、八三三	奥羽飢饉 米價騰貴す	
七	一、八三六	諸国飢饉	盛岡飢民騒ぐ
嘉永年中	〇		江刺水先渡開設さる
明治 元	一、八六七	王政復古を布告す	
五	一、八七二	租税の穀納を廃す	同年分は穀物で収納す
〃	〃	盛岡県を岩手県と改む	
六	一、八七三	内務省設置	郡山御蔵より前年産米を川下げす
八	一、八七五		旧御蔵(官倉) 地域住民に貸与し、備荒倉等に充てる
九	一、八七六	県南四郡 岩手県に編入さる	和賀川渡廃止 九年橋となる
〃	〃	天皇 東北御巡幸	
一三	一、八八〇	内務省直轄北上川測量初まる	狭窄部横石堀削
一四	一、八八一	天皇 東北、北海道御巡幸	胆沢川多開坊渡廃止 胆沢橋となる
一五	一、八八二		旧御蔵場施設払下(富沢外)

七二

一七	一、八八四		金ヶ崎渡にて渡船転覆二七人死す
二三	一、八九〇	東北鉄道盛岡まで開通	北上川舟運衰退し、旧御蔵の利用止る

三、北上川(第六輯) 図面目録

番号	名	称	頁	番号	氏	名	頁
一	日形地区河道	(原始期)	八	一二	舞川地区河道	(近世初期)	二六
二	同	(現況)	九	一三	同	(近世中期)	二七
三	薄衣地区河道	(原始期)	一一	一四	同	(明治初期)	二八
四	同	(古代)	一二	一五	同	(現況)	三一
五	同	(中世)	一四	一六	平泉地区河道	(上代)	三三
六	同	(近世初期)	一五	一七	同	(中世)	三五
七	同	(近世中期)	一六	一八	同	(近世初期)	三六
八	同	(現況)	一七	一九	同	(元禄年間)	三九
九	横石地区河道	(原始)	一九	二〇	同	(明治初期)	四一
一〇	同	(近代初期)	二〇	二一	同	(現況)	四二
一一	舞川地区河道	(初期)	二五	二二	赤生津地区河道	(原始期)	四四

二三	赤生津地区河道	(古代)	四五	四〇	江刺平野の地勢	八〇
二四	同	(近世初期)	四六	四一	古河道跡落合	八一
二五	同	(近世末期)	四九	四二	江刺地区河道	八二
二六	同	(現況)	五〇	四三	同	八六
二七	前沢地区河道	(原始期)	五四	四四	同	八七
二八	同	(古代)	五五	四五	同	八九
二九	同	(中世)	五七	四六	同	九三
三〇	同	(寛永年)	五八	四七	同	九四
三一	同	(安永年)	六一	四八	同	九六
三二	同	(現況)	六四	四九	三ヶ尻、稲瀬地区河道	一〇〇
三三	下伊沢地方伝承の旧河道		六八	五〇	同	一〇一
三四	姉体地区河道		六九	五一	相去村本郷附近河道	一〇四
三五	同	(中世)	七一	五二	三ヶ尻、稲瀬地区河道	一〇六
三六	同	(近世初期)	七三	五三	同	一〇七
三七	同	(近世前、中期)	七四	五四	外台(花巻)地区河道	一一〇
三八	同	(近世後期)	七六	五五	同	一一一
三九	同	(現況)	七七	五六	同	一二二

五七	外台(花巻)地区河道	(近世天明以前)	一一三	七四	徳田地区河道	一三五
五八	同	(近世天明二年以降)	一一四	七五	徳田地区河道	一三六
五九	同	(明治中期)	一一五	七六	同	一三七
六〇	同	(現況)	一二六	七七	乙部地区河道	一三八
六一	花巻地区地勢図		一二八	七八	同	一三九
六二	花巻地区河道	(古代)	一二〇	七九	同	一三九
六三	同	(近世初期)	一二二	八〇	同	一四〇
六四	同	(現況)	一二二	八一	手代森地区河道	一四一
六五	石鳥谷地区河道	(初期)	一二四	八二	同	一四二
六六	同	(古代、上代)	一二五	八三	同	一四三
六七	同	(明治中期)	一二六	八四	同	一四四
六八	同	(現況)	一二七	八五	盛岡地区河道	一四五
六九	星山、大巻地区河道	(古代)	一二九	八六	同	一四八
七〇	同	(旧河道)	一三一	八七	同	一五〇
七一	同	(現況)	一三一	八八	同	一五一
七二	長岡地区河道	(旧河道)	一三三	八九	雫石地区河道	一五三
七三	同	(現況)	一三四	九〇	同	一五四

九一	平石地区河道 (現況)	一五六	一〇六	西根御蔵配置図	三八九
九二	同 (上代)	一五八	一〇七	館ヶ崎御蔵	三九三
九三	狐禅寺渡	一二〇	一〇八	館ヶ崎御蔵配置図	三九七
九四	黄海御蔵	三〇九	一〇九	日形御蔵	三九九
九五	薄衣御蔵	三二四	一一〇	狐禅寺御蔵	四一六
九六	薄衣御蔵及び川岸場	三二六	一一一	同	四一七
九七	舞草及び小島御蔵	三三〇	一二二	狐禅寺御蔵配置図	四一八
九八	平泉及び長部御蔵	三三八	一二三	黒沢尻御蔵	四二二
九九	平泉御蔵配置図	三三〇	一二四	黒沢尻御蔵配置図	四二六
一〇〇	六日入御蔵	三三四	一二五	花巻御蔵	四三〇
一〇一	跡呂井御蔵	三四五	一二六	花巻御蔵配置図	四三七
一〇二	跡呂井御蔵場跡	三五三	一二七	郡山御蔵	四四〇
一〇三	下川原御蔵	三五九	一二八	郡山御蔵場及び川岸附近	四四四
一〇四	八幡御蔵	三八四	一二九	新山御蔵	四四八
一〇五	西根御蔵	三八七	一二〇	八戸南部氏領	四五一

四、北上川(第六輯)写真目録

番号	名 称	頁	番号	名 称	頁
一	横石地区	二一	一五	小柳橋より姉体、黒石方面を望む	七八
二	舞川地区	三〇	一六	落合遺跡	八一
三	里、本町附近における旧河道	三七	一七	古河道図(江刺)	八四
四	鶉ノ木附近古河道図(伝正保)	四七	一八	北上川旧河道(岩谷堂)	八四
五	同 (伝元録)	四八	一九	胆沢川旧河道(沼ノ上)	八五
六	赤生津地区における蛇行	五一	二〇	旧河道跡を流れる用水路(田原)	八八
七	土地分類図(前沢)	五三	二一	胆沢川旧河道(金ヶ崎)	九一
八	旧河道(母体方面)	五六	二二	北上川旧河道(戸崎)	九一
九	同 (佐藤川)	五九	二三	北上川	九二
一〇	土地分類図(姉体)	六七	二四	入首川	九七
一一	旧河道(内堀)	七〇	二五	湾入する北上川	九七
一二	古河道(安久戸)	七〇	二六	稲瀬町字金附における旧河道	九九
一三	草井沼旧河道	七五	二七	丸子館下における旧河道	一〇二
一四	北上川河道(伝正保)	七五	二八	北上川右岸三ヶ尻地先における谷起	一〇五

二九	外台地区河道痕跡	一〇九	四六	下川原渡への道（白井坂）	二五二
三〇	古河道跡	一一九	四七	金ヶ崎及水先渡	二五五
三一	四戸金石衛門開削の新川跡	一二二	四八	金ヶ崎渡跡	二五八
三二	新堀 ^宇 百目木尻附近旧河道跡	一二三	四九	水先渡	二六四
三三	石鳥谷西裏	一二八	五〇	稻瀬ノ渡	二六六
三四	旧河道（中央通一丁目裏）	一四七	五一	黒岩渡跡に残る石碑	二七三
三五	同（高崩、神子田附近）	一四八	五二	正念渡	二七四
三六	盛岡古河道図（寛永）	一四九	五三	伊沢川渡の図	二九七
三七	旧河道に残る池泉	一五〇	五四	和賀川渡の図	三〇〇
三八	鹿妻堰	一五二	五五	黄海御蔵及び川岸跡	三一〇
三九	笠原三安墓	二二八	五六	黄海御蔵跡	三一一
四〇	狐禅寺渡碑	二二九	五七	諏訪神社	三一二
四一	箱石舟渡	二二五	五八	薄衣御蔵絵図	三一八
四二	大曲渡跡	二三三	五九	舞草御蔵場附近	三二一
四三	黒石渡跡	二三六	六〇	境屋敷	三二二
四四	四丑渡	二四四	六一	舞草御蔵跡	三二三
四五	下川原渡跡に残る石碑	二五〇	六二	小島御蔵跡	三三六

六三	平泉川岸跡	三二九	八〇	御蔵場廃止文書	三七九
六四	長部御蔵跡	三三一	八一	御蔵守等の組織廃止文書	三八〇
六五	六日入部御蔵跡遠景	三三三	八二	三越喜左エ門の始末御届書	三八〇
六六	六日入御蔵絵図	三四一	八三	下川原御本穀御蔵跡	三八二
六七	六日入川岸場跡	三四三	八四	八幡御蔵屋敷内石碑	三八五
六八	跡呂井川岸跡	三四六	八五	西根御蔵跡	三八六
六九	跡呂井御蔵門	三四七	八六	西根川場岸跡	三八八
七〇	跡呂井御蔵吹屋	三四七	八七	館ヶ崎御蔵場附近	三九六
七一	跡呂井御蔵絵図	三五三	八八	館ヶ崎川岸場跡	三九六
七二	下川原御蔵場建物書上	三五七	八九	日形御蔵絵図	四〇六
七三	下川原御本穀御蔵地割絵図	三六〇	九〇	日形御蔵跡	四〇八
七四	御蔵入年貢下札	三六七	九一	富沢御蔵跡	四〇九
七五	下川原御蔵場町	三七二	九二	富沢御蔵絵図	四一一
七六	中継宿茂左エ門宅	三七二	九三	薄衣御蔵絵図	四一三
七七	御蔵守信義家の墓	三七四	九四	薄衣（一ノ関）御蔵場跡	四一四
七八	御柁取の墓	三七六	九五	狐弾寺御蔵跡	四一九
七九	下川原御本穀御蔵跡	三七九	九六	黒沢尻御蔵古図	四二〇

九七	黒沢尻御藏跡	四二八	一〇一	郡山御藏跡遠景	四四二
九八	花巻城西御藏絵図	四三一	一〇二	郡山御藏跡	四四六
九九	花巻城西御藏跡	四三八	一〇三	新山御藏	四四九
一〇〇	郡山御藏附近絵図(古図)	四四一			

五、註 記 補

一、増 子 文 書

花泉町日形 増 子 家 蔵

中世以来の旧家で、近世初期における地頭木村勘助^{並び}に藩主田村建頭等に尽す
ところ多き、日形村肝入下清水住七郎兵衛の文書

一、御藏守増子文書

花泉町日形 増 子 家 蔵

下清水増子家の分家、寛永一八年伊達藩御本穀御藏守を仰付けられ、更に、天和
二年より田村藩の御藏守を勤めた惣次郎家の文書(旧町裏住)

一、須 藤 文 書

一関市弥栄 須 藤 家 蔵

田村藩富沢御藏御藏守を元禄年中より勤めた庄兵衛家の文書

一、佐 藤 茂 文 書

一関市舞川 佐 藤 家 蔵

舞草御藏(伊達領御本穀収納の自分蔵)に用地を提供し、更に、近世前期以来、
同御藏守を代々勤むる境屋敷茂左衛門家の文書

一、菊 地 喜 文 書

平泉町長島 菊 地 家 蔵

小島御藏(伊達藩御本穀収納の自分蔵)に施設を提供し、更に、近世前期以来、
同御藏守を代々勤むる要害屋敷喜左エ門家の文書

一、三浦文書

平泉町長島 三浦家藏

正中元年（一、三八三）より安永四年迄、既に、一五代相統の旧家で、天和年中より長部村肝入を勤める同家の文書

一、母体文書

前沢町生母 千藤家藏

化政期頃（旧記焼失初期不明）、既に、同村肝入に任じ、更に、明治初期戸長等を歴任せる西館屋敷幸治の文書

一、佐藤文書

水沢市常盤 佐藤家藏

伊達藩跡呂井御本穀御藏御藏守及び御枿取等を勤めた同家の文書

一、佐嶋文書

江刺市愛宕 佐嶋家藏

伊達藩下川原御本穀御藏御藏守を代々勤めた下川原住同家の文書

一、小沢伊文書

江刺市愛宕 小沢家旧藏

化政期以来、藩政末期まで高寺村肝入を勤めた伊惣治家の文書

一、小沢文書

江刺市愛宕 小沢家藏

明治維新頃高寺村肝入、同初期江刺郡西方郡長等を勤めた孫左衛門家の文書

一、猪狩文書

江刺市岩谷堂 猪狩家旧藏

仙台藩士、岩谷堂館主岩城氏の給士であり、同氏の家老職を長く勤め、明治維新後は片岡村戸長並びに太区長（郡長）等を歴任せる勘右衛門家の文書

一、昆野文書

北上市口内町 昆野家藏

化政期頃より江刺郡口内村肝入を勤め、明治維新後江刺郡西方郡長等を歴任せる同家の文書

一、菊池太文書

水沢市佐倉河 菊池家藏

奈良朝末期、田村麻呂將軍に従って来り、胆沢郡に定住するところの旧家であり、寛永九年以来村肝入を勤むる太郎左衛門家の文書

一、新川文書

花巻市高木 佐藤家藏

貞享年間における北上川新川開削工事に際し、普請会所及び人足肝入を勤め、更に、高木村肝入等を歴任する万右衛門家の文書

一、八木数資料

一関市狐禅寺 八木家

田村藩狐禅寺御藏御藏守を勤めた田村藩士八木氏の資料

一、八木芳資料

花泉町永井 八木家

田村藩館ヶ崎御藏御藏守を勤めた田村藩士八木氏の資料

一、阿部家資料

水沢市常磐 阿部久氏所有

仙台藩跡呂井御本穀御藏の御藏守を勤め施設の一部を所有す阿部久家の所伝。

一、千葉家資料

平泉町柳御所 千葉氏所有

仙台藩平泉御本御穀藏土藏を所有し住家の一部として使用するもの。

一、阿曾沼氏資料

郷土史家阿曾沼磨氏の蒐集資料

一関市

一、長田氏資料

短大講師、郷土史家長田勝郎氏の資料

一関市

一、斎藤氏資料

教育家故斎藤伝三氏の資料

江刺市

一、司東氏資料

大学講師、北上市史編纂者司東真雄氏の資料

北上市

一、滝口氏資料

教育家、郷土史家滝口千里氏の資料

一関市

一、田中氏資料

岩手県史編纂者、大学講師田中喜多美氏の資料

盛岡市

一、山形氏資料

元村長、郷土史家山形薫氏の資料。

川崎市

一、吉田氏資料

盛岡市文化財専門委員、郷土史家吉田義昭氏の資料。

盛岡市

一、資料「雑書」

盛岡市公民館 蔵

書名「雑書」と表題するが、盛岡城における家老席日誌であり、南部藩史研究の根元資料である。

編集後記

昭和四十七年に第一輯を発行してから今年で全七冊のうち五冊の刊行を終え、あと第三輯（改修（下））、第七輯（災害、開発）を残すのみとなり念願の脱稿も間近となりました。

第六輯では、主として北上川の河道の変遷と、交通・運輸の手段として川を利用してきた歴史をとりあげています。が、折しも五十一年度は河川堤防総点検の作業を進めており、川が往時どこを流れていたかを明らかにする事が一つの大きな課題でもありましたので、本誌が貴重な情報源として活用され、時宜を得た刊行であったという気がいたします。

これも第一輯から原稿のとりまとめにあたってこられました佐嶋さんの努力に負うところが大きく、この労に報いるためにも本シリーズの一日も早い完結が望まれますので各方面からの今迄以上の援助協力をお願いします。

昭和五十二年三月

編集担当 洪水予報課

洪水予報課長 菅 原 政 一

あ い さ つ

北上川第六輯（第五冊）が刊行されますに当り御挨拶を申し上げます。

沿革誌北上川は当事者各位の御努力と当局の深い御理解とによって、初期の目的達成にようやく近づくことが出来ました。

御手伝するものにとつて此の上ない喜びでございます。

本編においては、悠久の謎として、未だ、何人も手を染めたことがなく、そして、現在も尚、謎とされるところの北上川の河道変遷と、停廃後いまだ日が浅いながらも、既に、忘れ去られんとしている水上交通、同運輸等につき集録するところですが、河道変遷においては、未だ、地質調査、土質分析等が不充分であり、北上川における渡船、水運等の資料はすでに散逸して数少く、更に、駄文は徒に長くしてその要を盡せず、刊行の度毎、再三にわたり激励と賛辞を賜ります皆様の御期待に添い得ないことは、自らの不徳とは言え誠に申訳なく存ずるものです。

毎回のことでございますが、御秘蔵の御資料等御提示並びに御貸与下さる等、特段の御厚配を忝しました旧家、御蔵関係の方々及び郷土史料蒐集家等の皆様方並びに前輯以来御指導を戴きました森先生を始め諸先生方に厚く御礼を申し上げます。

尚、紙面の都合で御照会いたし兼ねましたが、北上川舟運時代の土蔵、吹屋等が三棟（三か所にわたり）現存しますことを申添えて挨拶とします。

北上川 第六輯

昭和五十二年三月十五日 印行
昭和五十二年三月十九日 発行

(非売品)

東北地方建設局

編集 岩手工務事務所

盛岡市上田四丁目二

発行所 岩手工務事務所

盛岡市下ノ橋町二番九号

印行 株式会社 富士屋印刷所